

研究叢書 22

国際法上の船籍論

嘉納 孔 著

神戸大学
経済経営研究所
1981

国際法上の船籍論

嘉納 孔 著

神戸大学経済経営研究所

1981

目次

序

第一編 国際法上の船籍論

序章……………三

第一章 政府間海事協議機構条約第二十八条……………一五

——国際法上の船籍(一)——

第二章 便宜船籍と「ジュヌイン・リンク」……………三三

——国際法上の船籍(二)——

第三章 政府間海事機構条約の改正と便宜置籍船国……………七九

——国際法上の船籍(三)——

付 便宜置籍船……………一五一

第二編 犯罪人引渡

第一章 犯罪人引渡……………一五九

第二章 自国民不引渡の原則……………一七一

——ホロハン事件に関連して——

第三章	講和条約の特赦条項と戦争犯罪	一九三
	(Amnesty Clause in Treaties of Peace and War Crimes)	
第四章	国際司法裁判所	二一五
第五章	国際司法裁判所裁判官の選任	二三五
第六章	汎米制度の沿革	二五三
第七章	オーストリアとEEC	二八一
	——「オーストリア国家条約」と	
	「中立に関する連邦憲法規程」に関連して——	
第八章	サンジエールマン平和条約による南チロルの割譲	三二三
	——「南チロル問題と国際法(The Problems of South Tyrol, A Study in International Law)」の第一部より——	
付	Warum Stimmt Österreich der Vorlage des Problems Südtirol beim Internationalen Gerichtshof nicht zu ?	(巻末)

嘉納教授の追憶

京都大学名誉教授
田岡良

一

序

一九六〇年代後半からの日本経済の驚異的な飛躍は、わが国の国際経済的地位を米国に次ぐものとし、その国際的責任の増大が目を追って進行している。このような国際環境のもとで日本経済の国際競争力を如実に示すものとして、経済成長率、実質国民所得、輸出入の規模、外貨準備高、対外投資残高、雇用動向、物価上昇率などがあげられるが、これを集中的に表現しているものが円の實力といえる。

このような通貨の国際的購買力の強さは一面で国際的に商品、労働を自由に移動させるような国際交通の局面におけるわが国の先進性により支えられており、事実、この分野の研究は法学的、経済学的、商学的に急速な発展を遂げつゝある。

当研究所においても「海事経済」部門がこれらの研究にすぐれた業績をあげつゝあるが、故嘉納孔教授は昭和四十六年七月より、上記の研究部門の兼任教授として国際法の専門家として部門を担当され、船籍論における研究のすべてを研究所の充実に投入されてきた。

この間、昭和五十四年四月より約一ケ年間、法学部長としての激職にありながらも、研究所兼任教授として研究所に対する情熱的献身はいさゝかも変るところがなかった。そして、教授は研究所の教授会に対し、経済経営研究叢書の単独執筆を昭和五十四年にお申出をされていたが、不幸にして、教授は学問と大学への全身全霊を傾注されるの余り、その業、半ばにして病を得られ昭和五十五年一月、ついに還らぬ人となられたことは痛恨の極みといふべきである。

本書は、教授の生前の全生涯を通じて蓄積された研究業績を、故人にもっとも縁りが深く、故人の学問体系の最

適の理解者である神戸大学法学部の山田幸男教授および、甲南大学法学部の畝村繁教授のご尽力により、集大成されたものであり、嘉納教授のわれわれに遺された不滅の学術的資産として、ここに本書を内外の学界へ公にすることは、われわれの深いよろこびである。

いま、この書を手にして、在りし日の嘉納教授を偲び、心からの感謝を捧げるとともに御霊の安からんことと、われわれへの加護を祈念するばかりである。

なお、本書にはとくに、故嘉納教授の恩師であられる京都大学名誉教授田岡良一博士の追悼文を収録することができた。ここに厚くお礼を申し上げる次第である。また、前記、山田、畝村両教授の格別のご協力がなければ本書がこのような形で『国際法上の船籍論』として世に問うことはできなかつたであろう。改めて深い感謝の意を表したい。さらに研究所の刊行物編集委員山本泰督教授、研究助成掛長中間潔氏のご協力に対してもお礼を申し上げます。

嘉納教授の一周忌に際して

昭和五十六年一月

神戸大学経済経営研究所長

藤田正寛

第一編 国際法上の船籍論

序 章

人間は、それぞれが特定の国家の国民として、その特定の国家の法制度の定める権利をもち義務を負う、ということにしている。このように、ある国家の国民である、という地位が人間の国籍である。人間が国家というものをつくった、ということとそのことが、国籍というものによって、人間をある国家の国民である人間とそうでない人間とに区別することにした、ということにはかならない。そのようにすることが人間の生活をまもり福利を増進するのに有用であるからである。各国は、自国民以外の人間に対しては、義務を軽減しているが、権利も制限している。人間の国籍は、国際法の面でも機能をもっている。たとえば、一般国際法上、国家は、外国に対して自国民を保護するために外交的保護権をもっており、人間の国籍は、どの人間がどの国の外交的保護権の下にあるか、ということの基準になる。戦争が行なわれた場合には交戦国の国籍をもつ人間と中立国の国籍をもつ人間とは取扱のちがうことがあるし、兵役の義務を課している国でも外国の国籍をもつ人間には兵役の義務を課してはならない、という点においても、人間の国籍は、一般国際法が作用する基準になる。また、通商航海条約を結んでいる国においては、ある人間がこの条約所定の待遇を受けるか否か、という条約適用の基準にもなるのである。

では、どういう人間を自国の国籍をもつ自国の国民とするか、その要件は、それぞれの国が、歴史的伝統、人口政策、経済政策、軍事上の要請その他の都合を考えて、任意にその法制度によって定める。国によってちがいが、たとえば、生まれてくる人間についても、生まれた場所に関係なく親との血縁関係を基準とする血統主義を採用している国もあれば、逆に、そういう血縁には関係なく生まれた場所を基準とする生地（出生地）主義を採用してい

る国もあり、さらには両者の折衷主義を採用している国もある。わが国の国籍法は、血統主義を採用しており、親がわからないか国籍をもっていないときには、わが国で生まれた人間もわが国の国籍をもつわが国の国民とすることにしているだけである（第二条）。このような結果、生まれてくる人間が無国籍あるいは二重国籍になる、ということもある。そこで、各国は、無国籍や二重国籍という不便な現象をできるだけなくするように、条約によって国籍付に関する法制度を統一あるいは調整することををはかっているが、生まれてくる人間に対する国籍付与の要件について血統主義か生地主義かどちらかに統一してしまうことはできない。したがって、生まれてくる人間が無国籍や二重国籍になることが全くない、というところまでには至っていない。生まれてきた後で帰化を認めたり婚姻や養子縁組などの身分行為を国籍付与の原因にしている国もあるが、そういう国籍付与を認めるとしても要件をどのようなものにするか、ということも、各国の任意である。領域の帰属の変更を国籍付与の原因とすることもあるが、その要件をどのようなものにするか、ということ、これもまた各国の任意である。このように、国籍付与の要件をどのようなものにするか、ということは、各国の任意である。しかし、国家は国民というものを不可欠の構成要素としているところから、国家の側からすれば、所定の要件をみたく人間に自国の国籍の付与を強制することができるのに対して、人間の側からすれば、特定の国の国籍の取得は、特に認められない限りは、任意ではなく、強制されるのである。もっとも、人間は、自然の感情として血縁関係や地縁関係というものに愛着をもち、必要である限りにおいては関係国が認めれば国籍のある本国以外の場所にゆくこともあるが、生活の本拠は本国にしているのが普通である。また、何らかの事情によって外国の国籍を取得することがあるが、自分自身の意思が国籍変更の前提になっている場合には、やはり、新しく本国となった国に愛着をもつようになり、その本国に生活の本拠をおくのが普通である。

なお、人間は、国家というものをつくって、それぞれの国の国籍をもつ国民というものをそれ以外の人間と区別するとともに、一定の場所を区切って、それぞれの国はそこでは排他的に自由な統治を行なう権利をもつ、ということにしている。やはり、人間の生活をまもり福利を増進するのに有用であるからである。こういう場所を国家の領域といい、国家のその領域に対するこういう権利を領域権あるいは領土権といっている。国家の領域においては、その国の国民以外の人間も、本国に対してその法制度所定の権利をもち義務を負うとともに、そこを領域とする国家の領域権による統治にしたがわなければならない。各国が領域内にいる人間に対してその国籍付与の要件を法制度で定めているのも、領域権の行使によるものである。もっとも、自由な統治とはいつても、国際法によって制限されることがあることは、いうまでもない。国家の領域は、先占や譲渡などという国家の行為あるいは添付などという自然現象によって増減することがある。しかし、領域は、国民および安定した政府とともに国家を構成する不可欠の要素であり、領域がなければ国家は成り立たない。そして、領域というのは、動くことのない特定の場所なのである。

さて、船舶に対しても、いろいろの点について、どこかの国が保護を与えたり規制したりすることが必要である。そこで、船舶は、どこかの国に登録させ、その国に属するものとして、その国の国旗を掲げる権利があり、その国が国権を行使する、ということにしている。そこで、船舶の国籍のある国を旗国といっている。

船舶の国籍も、国際法の面で機能をもっている。船舶は、航行することがその本質であり、しかも、船舶の航行する場所は、公海と領水に分かれている。こういう点からだけでも、船舶の国籍が国際法上もつ機能は、人間の国籍のそれよりも複雑な問題をはらんでいるように思われる。たとえば、一般国際法上、公海は、自由、すなわち各国の国籍の行使から自由であり、その反面、利用も自由であり、この利用の自由のなかにはすべての国の船舶の航

行の自由もふくまれているが、船舶は、外国の領海においても無害通航権というものを認められている。このように領海を外国の船舶にも開放しているのは、領海が航行の自由な公海と直接に接続する海域であることによる。したがって、領海において漁獲や沿岸運輸に従事することができるのは、沿岸国の許可がなければ、沿岸国の国籍をもつ船舶だけである。最近では、領海の外側に漁業水域というものを設定する国があり、一般慣習国際法や一九五八年の「公海に関する条約」との関係は問題ではあるが、そういう国の漁業水域で漁獲に従事することができるのも、やはり、その沿岸国の許可がなければ、その沿岸国の国籍をもつ船舶だけである。もっとも、自国が承認を与えず国交をもっていない国に国籍のある船舶に対しては、領海の航行も認める必要はない。公海は各国の国権の行使から自由である、とはいっても、完全に自由であるわけではない。公海においても、領水で沿岸国の国内法に違反した外国の船舶を拿捕するために、沿岸国は、継続追跡をすることができ、公海の秩序を維持しその利用の自由を確保するために、すべての国は、海賊行為をする船舶を拿捕することができるほか、条約によって奴隷取引の禁止や海底電線の保護などを約束している国は、締約国の国籍をもつ船舶に対しては条約所定の権利を行使することができる。また、戦争が行なわれた場合には、船舶そのものだけでなく乗組員や積荷についても、船舶の国籍が交戦国にあるか中立国にあるか、ということによって取扱がちがうのである。このように、公海においては、国際法によって特に認められていれば、各国は、外国の国籍をもつ船舶に対しても所定の国権を行使することができるが、そうでなければ、船舶に対して国権を行使することができるのは、その船舶の国籍がある国、すなわち旗国だけなのである。なお、公海に関する条約の第五条一項は、船舶に対する各国の国籍の許与、その登録および国旗を掲げる権利について規定した後、締約国は、自国の国旗を掲げる船舶、すなわち自国に国籍のある船舶に対しては、「特に」、「行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し、及び有効に規制を行なわなければならない

い。」と規定している。また、その第六条一項は、「船舶は、一国のみの旗を掲げて航行するものとし」、条約に明文の規定がある特別の場合以外は、「公海においてその国の排他的管轄権に服するものとする。」と規定している。船舶の国籍がどこに国にあるか、ということは、国際法上、以上のような実に重要な機能をもつのである。

では、どういふ船舶を自国の国籍をもち自国の国旗を掲げる権利があるものとするか、その要件は、それぞれの国が、海運業務や海上貿易などの経済政策や海上の安全や航行の能率その他の都合を考へて、任意にその法制度によつて定める。公海に関する条約の第五条一項も、先にふれたが、まず、次のように規定している。すなわち、「各国は、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定めるものとする。船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍を有する。」と。

国籍付与の要件が各国の任意とされていることは、人間についても船舶についても同じである。しかし、人間と船舶とでは、一方が、国家を構成する不可欠の要素であるだけでなく、血縁関係や地縁関係というものに自然の感情として愛着をもち生活の本拠を一定の場所におくのが普通であるのに対して、他方は、国家を構成する不可欠の要素であるわけではなく、人間が利用する道具、すなわち物であり、それ自身としては感情をもたず、しかも航行することがその本質である。したがつて、両者に対する国籍付与の要件は、同日に論ずるわけにはゆかない。軍艦のほか国家が所有しその国の非商業的役務にだけしか使用されない船舶については、問題はないであろう。そういう船舶は、当然にその国に登録されその国の国籍をもつものとされるであらうからである。問題なのは、私人の所有する船舶である。私人の所有する船舶についても、人間の場合とはちがつて、無国籍とか二重国籍という現象が生ずることは、ほとんど考えられない。船舶の国籍は、何らかの国に対してその所定の要件をみたして所定の手続で登録することによつて与えられ、その国旗を掲げる権利は、国籍の取得によつて生ずるのであり、公海に關

する条約の第六条も規定しているように、船舶は、一国だけの国旗を掲げて航行しなければならず、二か国以上の国旗を適宜に使用して航行すると、どちらの国の国籍も第三国に対して主張することができず、無国籍とみなすことができる。したがって、船舶については、どこの国にも登録しないと二か国以上に登録するということは、ほとんどないからである。船舶に対する国籍付与の基準としては、製造地、所有者の国籍や乗組員の国籍などが考えられる。しかし、船舶そのものには地縁関係に対する愛着というような感情があるわけではなく、登録するのは人間であり、造船技術や製造価格の競争がさかんな現在、製造地を基準とすることにどれだけの意味があるか、疑問である。わが国の船舶法は、わが国の官庁または公署の所有する船舶をわが国の船舶としているほか、所有者がわが国の国民であることをわが国の船舶とすることの一つの要件としている（第一条）が、このように所有者の国籍を基準とするとしても、船舶と所有者の間には血縁関係というものがあるわけではなく、多国籍企業というものがますます発達していくであろうことを考えると、そういう基準にも疑問があるように思われる。また、名儀だけの所有者をつくる、ということもできないわけではない。乗組員の国籍を基準とすると、やはり、船舶と乗組員の間には血縁関係というものがあるわけではなく、乗組員の国籍が同一であるとは限らない。しかも、船舶は、国家を構成する不可欠の要素ではなく、航行することを本質とするものとして人間が利用する道具なのであるから、国家の側としては、国籍付与の要件は任意ではあっても、任意に一定の船舶に国籍を与えるということを強制するわけにはゆかない、すなわち、人間の側としては、船舶についてどこの国の国籍を選択するか、ということは任意なのである。そこに、船舶に対する国籍付与の要件をごくゆるやかなものにする国もあり、そういう国の国籍を選択する人間もいる、すなわち、最近では一般に「便宜置籍」という言葉でよばれるようになった便宜船舶という現象が生ずるゆえんがあるのである。リベリアやパナマなどのように船舶に対する国籍付与の要件をごくゆるやかなものにし

て多くの船舶を自国に登録させ自国の国籍をもつ船舶を多くしている国を「便宜置籍国」あるいは「便宜船籍国」といい、こういう国に登録されこういう国の国籍をもっている船舶を「便宜置籍船」といつている。

国際法上、船舶の国籍が最初に大きく問題になったのは、一九五九年一月、前年の一九五八年の三月に効力を発生した政府間海事協議機構条約、すなわち I M C O 条約 (Convention on the Intergovernmental Maritime Consultative Organization) の第二八条の規定する I M C O の海上安全委員会 (Maritime Safety Committee) の構成員である国の選出の際であった。同条約の第二八条一項によれば、委員会を構成するのは、「海上の安全に重大な利害關係を有するもののうちから総会 (Assembly) が選出する十四の加盟国」で、「そのうち八以上の国は、最大の船腹保有国 (the largest ship-owning nations) でなければならず、その他の国は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害關係を有するもの、たとえば、多数の船員の供給につき、又は多数の寝床及び無寝床の旅客の輸送について利害關係を有する国及び主要な地理的地域が適当に代表されるように選出されなければならない。」と規定されている。委員会の構成国の任期は、四年間である。委員会を構成する国の選出を議題の一つとした一九五九年一月の第一回の総会に事務局長が提出していた一九五八年のロイド船級協会の船舶登録統計表に基く加盟国の商船隊の総トン数の表によれば、リベリアが第三位で、パナマが第八位であった。しかし、リベリアもパナマも、委員会を構成する最大船腹保有国として選出されただけでなく、海上の安全に重大な利害關係を有し主要な地理的地域を適当に代表する国としても選出されなかった。そこで、リベリアは、この条約の第二八条の解釈について、国際司法裁判所の勧告的意見を求めることを提案した。総会は、これをうけて、その選出した海上安全委員会は条約の規定に準拠して構成されているか、すなわち、その選挙は有効であるか、ということについて、国際司法裁判所に勧告的意見を求めた。特に問題とされたのは、「八最大船腹保有国」というのは各国に登録された船舶のトン数だけによって決

定され、委員会を構成する国としてそういう最大船腹登録トン数を保有する国を選出することは法的義務なのであるか、ということであった。国際司法裁判所は、翌一九六〇年の六月、「最大船腹保有国」というのは各国に登録された船舶のトン数をもつばら基準として決定されなければならないのであり、委員会は条約の規定に準拠して構成されていない、という勧告的意見を表明した。ここで国際法上の船籍として問題になった「最大船腹保有国」の意義の根本にあるのは、実は、便宜置籍の問題なのである。そこで、第一章では、政府間海事協議機構条約、すなわちIMCO条約の採択および効力の発生にはじまる上述のような経緯を紹介し、そこから上述のような問題の所在を指摘している。

それでは、便宜置籍とは、一体どのようなものであるか。それを解明するためには便宜置籍国あるいは便宜船籍国といわれている国は、どういう国であり、その実態はどのようなものになっているか、船舶に対する国籍の付与についてどのような法制度を採用しているか、便宜置籍あるいは便宜船籍というものに対していわゆる伝統的の海運国は、非難や攻撃をあげさせているが、それはどのような点からなのであるか、ということを知らなければならない。

また、公海に関する条約の第五条一項は、先に引用したように、まず、船舶に対する国家の国籍の許与、その登録および国旗を掲げる権利について規定し、その上で、船舶に対する旗国の管轄権の行使と規制について規定しているが、旗国の管轄権の行使と規制に関する規定の前に、船舶が国旗を掲げる権利をもち国籍のある国とその船舶との間には、「真正な関係（ジュネイン・リンク、a genuine link）が存在しなければならず」という規定を設けている。この「ジュネイン・リンク」とは、一体どういうもののかをいうのであるか。それを解明するために、国際連合の国際法委員会が公海制度について国連の総会に提出した報告書のなかの船舶の国籍に関する規定の採択から公海に関する条約の第五条一項のこのような規定が採択されるに至った経緯を知らなければならない。そこで、第二章では、これらの問題を実証的に考察している。

IMCOの海上安全委員会の構成国の任期は四年間であるが、一九五九年の選挙による委員会は国際司法裁判所の勧告的意見によればIMCO条約の規定に準拠して構成されていないとされたところから、一九六一年のIMCOの第二回総会においては、委員会の構成国の改選が行なわれた。この改選では、最大船腹保有国として、ロイド船級協会の同年の船舶登録統計表による第四位のリベリアをふくむ上位の最大船腹保有国八か国が、国際司法裁判所の勧告的意見にしたがって、選出された。この総会においては、理事会（Council）の理事国の改選も行なわれた。理事国の任期は、二年ごとに開催される通常総会の次の会期までの二年間である。理事会を構成するのは、同条約の第一七条によれば、（a）国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ六加盟国、（b）国際海上貿易に最大の利害関係をもつ六加盟国、（c）国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ国のなかから総会が選出する二加盟国であり、（d）国際海上貿易に実質的に利害関係をもつ国のなかから総会が選出する二加盟国の計一六の加盟国であり、同条約の第一八条によれば、（a）種理事国と（b）種理事国は理事会が決定し、総会が選出するのは（c）種理事国と（d）種理事国だけで、しかも、（c）種理事国の選出については理事会が候補国を決定することになっていた。第一次理事会の（c）種理事国の選出の基準とされたのは、登録トン数であり、第二次理事会の（a）種理事国として第一次理事会が決定した六加盟国というのは、ロイド船舶登録統計表によれば第三位のリベリアを除く上位最大船腹保有国であった。しかし、リベリアもロイド船舶登録統計表による第一位の船舶保有国であるパナマも、第一次理事会と同じく、第二次理事会の（c）種理事国としても選出されなかった。国際司法裁判所の勧告的意見は、実は、便宜置籍あるいは便宜船籍の問題をふくみ理事会の構成についても問題を残したのであった。一九六三年の第三回総会においては、理事会の構成および理事国の選出について規定した条約の第一七条および第一八条の改正が審議され、翌一九六四年の第二回臨時総会において、理事国数の増大、理事国全部の総会による選出および

理事国の公平な地理的配分を規定した改正案が採択され、一九六七年、これらの改正は、必要な条件をみたして効力を発生した。一九六四年の第二回臨時総会においては、海上安全委員会について規定した第二八条の改正案も提出され、翌一九六五年の第四回総会において、構成国数の増大、一〇最大船腹保有国のなかから八か国の選出および明確な地理的配分を主眼点とした改正案が採択され、一九六八年、この改正は、必要な条件をみたして効力を発生した。しかし、一九六九年の第四次海上安全委員会の構成国の選挙では、ロイド船舶登録統計表の第一位のバナマが選出されないことは変わらず、第一位のリベリアも、落選するようになった。また、第一七条および第一八条の改正後の一九六七年の第五次理事会の理事国の選挙、一九六九年の第六次理事会の理事国の選挙および一九七一年の第七次理事会の理事国の選挙でも、リベリアもバナマも選出されないことは変わらなかった。ロイド船舶登録統計表によれば、リベリアは、一九六九年だけではなく一九六七年も一九七一年も、船腹登録量が世界第一位、バナマは、一九六七年には第一二位、一九六九年だけではなく一九七一年も第一一位であったのである。その後、IMCO条約は、三段階をへて全面的な改正が行なわれている。まず第一段階としては、一九七四年の第五回臨時総会において、理事会の理事国数の増大および海上安全委員会の構成国の地位の加盟国全部に対する開放を主眼とし、それらに関連する条項の改正案が採択され、一九七八年、これらの改正が効力を発生した。ついで第二段階としては、一九七五年の第九回総会において、すでに改正案が採択された理事会および海上安全委員会の構成および規模とそれらの関連事項以外の広い範囲にわたる改正案が採択された。条約の名称を「国際海事機構条約 (Convention on the International Maritime Organization)」とする改正案が採択されたのも、このときであった。さらに第三段階として、一九七七年の第一〇回総会において、その他の点についても改正案が採択され、全面的な改正が行なわれたわけである。そこで、第三章では、IMCOの海上安全委員会の構成国および理事会の理事国の一九六一

年の改選の経緯を紹介し、つぎに、国際司法裁判所の先の勧告的意見をめぐる諸問題を考察した上で、理事会の構成と理事国の選出について規定したIMCO条約の第一七条と第一八条の改正および海上安全委員会の構成と構成国の選出について規定した同条約の第二八条の改正の経緯を紹介して、それらの改正の意義を考察し、さらに、IMCO条約の全面的な改正の経緯を紹介した上で、特に海上安全委員会および理事会の構成および規模の改正の意義について考察している。

第一章、第二章および第三章にあたる部分は、すでに、それぞれ同じ題名で、一九六五年三月発行の「国際法外交雑誌」第六三巻六号、同年同月発行の「神戸法学雑誌」第一四巻四号および一九七九年三月発行の同じく「神戸法学雑誌」第二八巻四号に掲載されて発表されたものである。なお、ここで、「中国」といわれ、「ドイツ」といわれているのは、それぞれ、中華民国すなわち現在のいわゆる台湾のことであり、ドイツ連邦共和国すなわちいわゆる西ドイツのことである。

嘉納孔教授のこれらの論文は、全体の構成として、「船籍論序説—便宜置籍に関連して—」というタイトルがつけられ、さらに、「第四章 第三次国連海洋法会議の単一交渉包括草案の船籍条項」、「第五章 UNCTADとジュネイン・リンク」および「第六章 船舶と国籍」とつづくことが予定されていた。一九七三年からはじまった第三次国連海洋法会議においては、公海の項目のなかで船舶の国籍について審議され、その条項をふくむ海洋法に関する条約案の作成および採択が意図されているわけであるし、一九六四年に国際連合の総会の補助機関として設立されたUNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development, 国際連合貿易開発会議)も、ジュネイン・リンクおよび便宜置籍の問題をとりあげるようになっていたので、それらの経緯およびそれらのなかにふくまれている問題を実証的に紹介、考察され、その上で、船舶の国籍が特に便宜置籍との関連において国際法上はらんでい

るいろいろの問題を指摘し、それらに対する教授の見解を提示しようとしていたものと思われる。便宜置籍をふくむ船舶の国籍の問題は、国際海運や国際海上貿易などの国際経済の問題だけでなく、漁業、航行の安全、海洋汚染、海洋開発、船員の労働条件、海上保険、多国籍企業あるいは開発途上国などの問題、さらには国際政治の問題という実に広い範囲の問題との間に相関関係をもつ実に重要な問題である。このように重要な意味をもつ船舶の国籍の問題を国際法学の面から体系的にとりあげた学者としては、教授は、少なくともわが国においては、最初の学者である。第三章にあたる部分を発表された一九七九年三月から一年も経たない一九八〇年一月一八日、この貴重な研究を半ばにして急逝された。惜しまれてならない。逝去される二か月足らず前の一九七九年一月二一日、第四回国際海洋シンポジウムの二日目の午後、便宜置籍船をとりあげた第三セッションにおいて、パネリストとして病魔を押しして発言された。「便宜置籍船」と題されたもので、これが国際法学者としての教授の最後の発言となった。第三章の次にこれをつけ加えるゆえんである。

(畝村 繁)

第一章 政府間海事協議機構条約第二十八条

—— 国際法上の船籍 (一) ——

第一節 政府間海事協議機構の構成

第二節 海上安全委員会の理事国の選挙

第三節 最大船腹保有国の意義

第一節 政府間海事協議機構の構成

一九四八年二月十九日から三月六日までジュネーブで開催された国際連合海事会議 (United Nations Maritime Conference) は、政府間海事協議機構 (Intergovernmental Maritime Consultative Organization, 以下 I M C O と略称) を設立する条約を採択した⁽¹⁾。この国際連合海事会議には、アルゼンチン・オーストラリア・ベルギー・ブラジル・カナダ・チリー・中国・コロンビア・チェッコ・デンマーク・ドミニカ・エジプト・フィンランド・フランス・ギリシャ・インド・アイルランド・イタリア・レバノン・オランダ・ノールウェイ・ニュージーランド・パキスタン・パナマ・ポージランド・ペルー・ポルトガル・スエーデン・スイス・トルコ・イギリス・アメリカの三十二カ国が代表をおくり、キューバ・エクアドール・イラン・南阿の四カ国、国際労働機構 (I O O) ・世界保健機構

(WHO)・国際電気通信連合(ITU)・国際民間航空機構(ICAO)・世界気象機構(WMO)の五つの国連専門機関及び国際協同組合同盟(International Cooperative Alliance)・国際商工会議所(International Chamber of Commerce)・国際法協会(International Law Association)・国際運輸労働者連盟(International Transport Workers' Federation)の四民間団体(International non-governmental organization)はオプザーバーを派遣した⁽²⁾。

この国際連合海事会議で採択された政府間海事協議機構条約(Convention on the IMCO. IMCO条約と略称)は、一九四六年三月三日に設立された連合国海事協議理事会(United Maritime Consultative Council)が一九四六年十月に作成した条約草案を基礎としたものであり、IMCOの構成はこの一九四六年の条約草案の線にそって行なわれる⁽³⁾。したがって、IMCO条約第二十八条についての問題点の解明にあたって、この一九四六年の条約草案ならびにその起草の経過は屢々参考にせられたのであった。

IMCOには、主要機関として総会(Assembly)・理事会(Council)・海上安全委員会(Maritime Safety Committee)・事務局(Secretariat)が設けられており、その他必要によって補助機関が設けられる(IMCO条約第十二条)。総会は、投票権をもたない准加盟国をふくむ全加盟国でもって構成されている(IMCO条約第十條及び第十三條)。理事会は、国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ六加盟国、国際海上貿易に最大の利害関係をもつ六加盟国、国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ加盟国の中から総会が選出する二カ国、国際海上貿易に実質的な利害関係をもつ加盟国の中から総会が選出する二カ国、国際海上貿易に実質的な利害関係をもつ加盟国でも、次の海上安全委員会でも、准加盟国は理事国となることはできない(IMCO条約第十七條)。ただし、この理事会でも、次の海上安全委員会でも、准加盟国は理事国となることはできない(IMCO条約第十條)。海上安全委員会は、総会から四年の任期で選出される海上の安全に重大な利害関係をもつ十四の理事国でもって構成されている(IMCO条約第二十八條)。事務局は、総会の承認をえて理事会が任命する事務局長、

海上安全委員会書記長、その他必要な職員で構成され（IMCO条約第二十三条及び第三十三条）、ロンドンにおかれて
いる（IMCO条約第四十四条）。

IMCO条約は、前述のように一九四八年三月六日に国際連合海事会議で採択され、直ちに署名のために開かれて、アルゼンチン・オーストラリア・ベルギー・チリ・コロンビア・エジプト・フィンランド・フランス・ギリシャ・インド・アイルランド・イタリー・レバノン・オランダ・ポーランド・ポルトガル・スイス・トルコ・イギリス・アメリカの二十カ国の代表が自国政府の受諾を条件として署名した⁽⁴⁾。ところが、IMCO条約は、その船腹の総計トン数が百万グロス・トン以上である七カ国をふくむ二十一カ国が条約当事国となった日に効力を生ずることになっている（IMCO条約第六十条）。一九四八年にカナダ、一九四九年にイギリス・オランダ、一九五〇年にアメリカ、一九五一年にアイルランド・ビルマ・ベルギー、一九五二年にオーストラリア・フランス・イスラエル、一九五三年にアルゼンチン・ハイチ・ドミニカ、一九五四年にエジプト・ホンジュラス・メキシコ、一九五五年にスイス、一九五六年にエクアドール、一九五七年にイタリーが受諾書を寄託し、条約当事国は十九カ国となった。一九五八年一月二日にイランが受諾書を寄託して条約当事国となり、同年三月十七日に日本が受諾書を寄託して条約当事国となったことによって、ジュネーブでの国際連合海事会議で採択されてから十年にしてIMCO条約はようやく効力を発生したのであった⁽⁵⁾。なお、問題となったパナマトリベリヤは、一九五八年十二月三十一日と一九五九年一月六日にそれぞれ条約当事国となった⁽⁶⁾。

(1) IMCO条約については、外務省条約局、多数国間条約集（改訂版）、昭和三十六年、七三三頁以下を参照。

(2) 日本国際連合協会、国際連合大観 下巻、昭和二十五年、三五六頁。

(3) Higgins and Colombos, *The International Law of the Sea*, 1951, p. 297.

(4) 日本国際連合協会、前掲書、三五七頁。

(5) Written Statement of the United States of America; International Court of Justice: Pleadings, Oral

Arguments, Documents, Constitution of the Maritime Safety Committee of the Intergovernmental Maritime

Consultative Organization, 1960 (以下、I.C.J. Pleadings 1960. と略記す) p. 162. なお、この二十一カ国の中で

船腹の総計トン数が百万グロス・トン以上の国は、アルゼンチン・カナダ・フランス・イタリー・日本・オランダ・イ

ギリス・アメリカの八国であった。

(6) 外務省条約局、前掲条約集、七五八頁。

第二節 海上安全委員会の理事国の選挙

一九五八年三月十七日にIMCO条約は効力を発生したが、IMCOの第一回総会は一九五九年一月六日にロンドンに召集された。投票権のある正加盟国で第一回総会に参加したのは二十八カ国であった。海上安全委員会の理事国の選挙は、総会の議題十一となっており、総会は一月十四日にこの議題にはいった。⁽¹⁾しかしながら、IMCO条約を採択した一九四八年の国際連合海事会議では登録トン数において当時では世界の六番目であった新興海運国パナマの地位・処遇をめぐって問題がおこり、パナマは、第一運営委員会(Main Working Party, アルゼンチン・オーストラリア・ベルギー・ブラジル・中国・フランス・インド・アイルランド・ノールウェイ・ポーランド・スエーデン・イギリス・アメリカで構成された)にも、IMCO条約第十七条及び第十八条による第一次理事会(IMCO条約付属書I参照)にもえらばれなかったところから、議題十一の審議にはいる前から、海上安全委員会の理事国の選挙をめぐって紛議がおこることが予想されていた。⁽²⁾

海上安全委員会の構成は、IMCO条約第二十八条(a)に、

「海上安全委員会は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害関係を有するものの中から総会が選出する十四の加盟国で構成する。そのうち八以上の国は、最大の船腹保有国でなければならず、その他の国は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害関係を有するもの、たとえば、多数の船員の供給につき、又は多数の寝床及び無寝床の旅客の輸送について利害関係を有する国及び主要な地理的地域が適当に代表されるように選出されなければならない。」

と規定されている。総会には、一九五八年のロイド船級協会の船舶登録統計表 (Lloyd's Register of Shipping Statistics Tables 1958) に基づく I M C O 加盟国の商船隊の総トン数の表が事務局によって提出されていた。

グロス・トン

1	アメリカ	二五、五八九、五九六	13	カナダ	一、五一五、八八七
2	イギリス	二〇、二八五、七七六	14	アルゼンチン	一、〇二八、五八五
3	リベリヤ	一〇、〇七八、七七八		(インド)	(六七三、六七八)
4	ノールウェイ	九、三八四、八三〇	15	オーストラリア	六三一、二四〇
5	日本	五、四六五、四四二	16	ベルギー	六〇一、四四一
6	イタリー	四、八九九、六四〇	17	トルコ	五九五、六二五
7	オランダ	四、五九九、七八八	18	中国	五三九、八三〇
8	パナマ	四、三五七、八〇〇	19	ホンジュラス	三三八、一七〇
9	フランス	四、三三七、九三五	20	イスラエル	二〇五、六〇七
10	ドイツ	四、〇七七、四七五	21	メキシコ	一六二、三九九
11	ソ連	二、九六五、八一九	22	アイルランド	一三六、九二三
12	ギリシャ	一、六一一、一一九	23	パキスタン	一二八、二六三

24	スイス	九七、七四五	27	エクアドール	
(以下の諸国については統計表に数字がない)			28	ハイチ	
25	ビルマ		29	イラン	
26	ドミニカ		30	アラブ連合	

また、総会には、海上安全委員会の理事国の選挙の方法について、イギリス案・リベリヤ案・アメリカ案の三つが提出されていた。イギリスは、八理事国(not less than eight shall be the largest ship-owning nations)の選出方法として、事務局長によって総会に提出されている前述の表の順序にしたがって一カ国ずつ賛否の投票をして、過半数の賛成票をえた国から順次に当選をきめていくことを提案した⁽⁴⁾。リベリヤは、イギリス・ノールウェイ・オランダ・フランス・イタリー等の伝統的海運国が海上安全委員会からリベリヤ及びパナマをしめだそうとする動きのあることを察知して、八理事国はロイド船舶登録統計表の登録トン数に準拠して決定すべし⁽⁵⁾ということを提案した。アメリカは、理事国選挙の紛糾を予想して、海上安全委員会の設置を第二回総会まで延期すること、及びそれまでの間は参加・協力の意思のある加盟国のすべてに門戸を開放する暫定海上安全委員会(Provisional Maritime Safety Committee)を設置することを提案した⁽⁶⁾。

一月十四日の総会では、イギリス・リベリヤ・ノールウェイ・パナマ・アメリカ・オランダ・ドミニカ・インド・ベルギー等の国々がそれぞれこの理事国の選挙について見解を表明した。前述の三つの案の中でアメリカ案が同日の総会で表決にかけられたが、賛成十二・反対十四・棄権二で否決せられた。リベリヤの提案は、一月十四日の総会でイギリス案に対する修正案のかたちにかえられ、さらに一月十五日にはイギリス案に対する修正案のかたちでリベリヤ・アメリカの共同提案とかわった。しかし、ロイド船舶登録統計表の登録トン数に基いての上位八カ国

を一括して理事国として選出しようというリベリヤ・アメリカの共同提案も、賛成十一・反対十七で否決せられた。かくして、最後に残ったイギリス案が賛成十八・反対九・棄権一で採択せられ、事務局長によって提出せられていた前掲の表に基いてアメリカから順次一カ国ずつロール・コールによる投票 (roll-call votes) がなされた。その結果は、アメリカ二十七—〇—一、イギリスは二十七—〇—一、リベリヤは十一—十四—三、ノールウェイは二十五—〇—三、日本は二十五—〇—三、イタリーは二十五—〇—三、オランダは二十五—〇—三、パナマは九—十四—五、フランスは二十三—二—三、ドイツは二十三—二—三であり、アメリカ・イギリス・ノールウェイ・日本・イタリー・オランダ・フランス・ドイツの当選が順次に決定した。三番目のリベリヤと八番目のパナマが落選して、九番目のフランスと十番目のドイツとが理事国となったのである。なお、残りの六理事国の選挙も一月十五日におこなわれ、アルゼンチン・カナダ・ギリシャ・パキスタン・ソ連・アラブ連合が当選した。

リベリヤは、海上安全委員会の理事国の選挙が行なわれる前日の一月十四日の総会ですでにその意思を表明していたが、一月十五日に理事国の選出が終ってリベリヤ・パナマの落選が決定するや、ただちに、「IMCO 条約第二十八条の解釈」について国際司法裁判所の勧告的意見をもとめることを総会に提案した。イギリス代表は、(イ) 八最大船腹保有国 (eight largest ship-owning nations) は各国に登録せられたトン数によってのみ決定せられねばならないのか、(ロ) もしそうだとするならば、総会は最大船腹登録トン数を保有する国の政府を海上安全委員会の理事国にえらぶべき法的義務があるのか、について国際司法裁判所の勧告的意見をもとめることを主張した。そこで、総会は、法律委員会 (Legal Committee) アルゼンチン・フランス・ギリシャ・イスラエル・イタリー・日本・リベリヤ・オランダ・ノールウェイ・パナマ・アメリカ・ソ連・イギリスで構成) に、国際司法裁判所に勧告的意見をもとめる問題

の内容についての案をつくらせることにした。総会は、法律委員会から答申された案を基礎にして、「一九五九年一月十五日に選出されたIMCOの海上安全委員会は、この機構の設立に関する条約に準拠して構成されているか(Is the Maritime Safety Committee of the IMCO, which was elected on 15 January 1959, constituted in accordance with the Convention for the Establishment of the Organization ?)」と云ふことについて国際司法裁判所の勧告的意見をもとめるところを一月十九日に決定した⁽²⁵⁾。

- (1) File transmitted by the Secretary-General of the IMCO to the Registrar of the International Court of Justice, I.C.J. Pleadings 1960, p. 12.
- (2) Boleslaw Adam Boczek, *Flags of Convenience - An International Legal Study*, 1962, pp. 127 ~ 130.
- (3) Written Statement of the Republic of Panama, I.C.J. Pleadings 1960, p. 167.
- (4) *Ibid.*, pp. 166 ~ 167.
- (5) Written Statement of the Government of Liberia, I.C.J. Pleadings 1960, p. 36.
- (6) File transmitted by the Secretary-General of the IMCO, I.C.J. Pleadings 1960, p. 12.
- (7) Written Statement of the United States of America, I.C.J. Pleadings 1960, p. 117.
- (8) IMCO, Resolution A. 12 (I) File transmitted by the Secretary-General of the IMCO, I.C.J. Pleadings 1960, p. 8.

第三節 最大船腹保有国の意義

国際司法裁判所は、一九五九年三月二十五日に、その勧告的意見をもとめたIMCOからの請求書(written request)を受理した。国際司法裁判所がその勧告的意見をもとめられている問題というのは、要するに、一九五九年

一月十五日のIMCO海上安全委員会の理事国の選挙が有効か無効かということであり、とくにその十四理事国の中の八理事国の選出がIMCO条約第二十八条a項に準拠しているかどうかということである。

国際司法裁判所は、一九五九年八月五日に、IMCO加盟国、利害関係国及び関係国際機構に対して同年十二月五日までに陳述書(written statement)を提出するようにと通告した⁽¹⁾。この通告に応じて十二月五日までに陳述書を提出した国は、ベルギー・フランス・リベリヤ・アメリカ・中国・パナマ・スイス・イタリア・デンマーク・イギリス・ノールウェイ・オランダ・インドの十三カ国であった。また、口頭陳述は一九六〇年四月二十六日から六月四日まで七回にわたっておこなわれたが、これに参加した国はイタリア・リベリヤ・オランダ・ノールウェイ・パナマ・イギリス・アメリカの七カ国であった。これ等の陳述書及び口頭陳述書(oral statement)では、イギリスを筆頭とするフランス・イタリア・オランダ・ノールウェイ等の伝統的な海運国は一九五九年一月十五日の八理事国の選挙は有効であると主張しており、便宜船籍国といわれるリベリヤ・パナマをふくむ新興海運国は選挙の無効を主張しており、アメリカは後者の側にたっている。とにかく、形式上はIMCOが国際司法裁判所の勧告的意見をもとめたものであるが、実態はIMCO第一回総会の議題十一の審議のさいの論争を国際司法裁判所の法廷でイギリスとリベリヤ・パナマ・アメリカの間に再燃したものである。一九六〇年六月八日に、国際司法裁判所は、賛成九・反対五で決定せられた勧告的意見を表明した。すなわち、一九五九年一月十五日に選出されたIMCOの海上安全委員会はIMCO条約に準拠して構成されていないという否定的回答(a negative answer)であった⁽²⁾。

「海上安全委員会は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害関係を有するものうちから総会が選出する十四の加盟国で構成する(The Maritime Safety Committee shall consist of fourteen Members elected by the Assembly from the Members, Governments of those nations having an important interest in maritime safety,...)」

と規定されているところから、十四の理事国全部が総会によって選出されるのであり、*elect* というかぎりは選択 (choice, selection) の自由すなわち *discretion* があると主張された⁽³⁾。これに対して、「そのうち八以上の国は、最大の船腹保有国でなければならぬ」(…… of which not less than eight shall be the largest ship-owning nations, and……) という文言から、最大船腹保有国である八カ国は当然に自動的に (automatic) に理事国にならねばならないのであって、*shall be* というかぎりは総会が最大船腹保有国である八カ国を理事国にするのは義務的 (mandatory) であると主張⁽⁴⁾、*election* という言葉は「集団的形式的な確認 (collective and formal identification)」や「任命 (designation, appointment)」の意味につかわれることもあると反論している⁽⁵⁾。I M C O 条約第二十八条 a 項の規定から総会は最大船腹保有国である八国を当然に自動的に理事国に任命する義務があるのか、または総会は選択の自由があるのかは、本稿の目的である「国際法上の船籍」の問題に直接には関係がないので詳論しないことにする。

「国際法上の船籍」の問題に直接関係があるのは、「最大船腹保有国 (the largest ship-owning nations)」の意義についてである。「最大船腹保有国」という言葉は、I M C O 条約に独得の表現であって、他の国際条約・協定にはみられない珍しい言葉である⁽⁶⁾。最大船腹保有国という言葉は、明確な (clear-cut) 意味をもたないのであり、専門用語としての意味ももたないのであって⁽⁷⁾、法律的に分析 (legal analysis) するに適当な言葉ではないといわれている⁽⁸⁾。最大船腹保有国という言葉は、なるほど他の国際条約・協定にはみられない言葉であっても、I M C O 条約という国際条約ではつかわれているのであり、この言葉が条約の解釈・適用をめぐってまさにポイントの一つになっているのであるから、この言葉の意義を明確にする必要があるであらう。

最大船腹保有国の *owning* を、(イ) 民事的意味での所有権 (*ownership in the civil sense*) をもって

いるという意味に理解して、軍艦・公船等のように国家が所有している船腹の量が最大である国という解釈、(ロ) 政治的意味でのオーナーシップ (ownership in the political sense) をもっているという意味に理解して、その国家の旗の下にある船腹の量が最大である国という解釈、の二つが考えられる⁹⁾。IMCO、特に海上安全委員会の目的及び任務、すなわち、海上の安全に関するものをふくみ国際貿易に従事する海運に影響する事項についての規制及びそのための政府間の協力というその目的及び任務から考えて、海上安全委員会の八理事国たる要件としての「最大船腹保有国」を(イ)の意味に限定して解することはできないのである。

「最大船腹保有国」を(ロ)のように当該国家の旗の下にある船腹の量が最大である国と解することは、当該国家に属する船腹の量が最大である国ということである。すなわち、「保有している (owning)」船腹というのは「当該国家に所属している (belonging to a particular nation)」船腹ということである。「当該国家に所属している船腹」という言葉であるならば、これまでの国際条約・協定にその例をみることができるのである。たとえば、一八四五年十一月十日のベルギーとアメリカの間の通商航海条約の第十二条は、

「The High Contracting Parties agree to consider and to treat as Belgian vessels, and as vessels of the United States, all those which, being provided by the competent authority with a passport, sea letter, or any other sufficient document, shall be recognized conformably with existing laws as national vessels in the country to which they respectively belong.」

とらう規定であつて、「……それ等(筆者註、船舶 the vessels)がそれぞれ所属している国におびて (in the country to which they respectively belong. …)」となつてゐる。また、海上安全委員会は勿論のことIMCO全体の仕事である海上の安全についての分野での二つの条約、すなわち、一九二九年五月三十一日の海上人命安全条約(Safety

of Life at Sea Convention) の第二十一条の一項は、

「Article 2. Applications and Definitions: 1. The provisions of the present Convention shall apply to ships belonging to countries the Governments of which are Contracting Governments; and to ships belonging to territories to which the present Convention is applied under Article 62, as follows ……」

「この規定でも、そのなかに「締約国に所属する船舶 (ships belonging to countries the Government of which are Contracting Governments)」及び「第六十二条の下で本条約が適用される地域に所属する船舶 (ships belonging to territories to which the present Convention is applied under Article 62.)」とあり、また、一九三〇年七月五日の満載吃水線条約 (Load Line Convention) の第二十一条の一項は、

「Article 2. Scope of Convention. 1. This Convention applies to all ships engaged on international voyages, which belong to countries the Governments of which are Contracting Governments, or to territories to which this Convention is applied under Article 21, except ……」

「この規定でも、この条約に所属する船舶 (which belong to countries the Governments of which are Contracting Governments.)」及び「第二十一条の下で本条約が適用される地域に所属する船舶 (which belong to territories to which this Convention is applied under Article 21.)」となっている。

このように最大船腹保有国とは当該国家に所属する船腹の量が最大である国のことであるが、それでは船舶がいずれの国に所属するかを決定するものはないのであるか、すなわち、船舶の所属を決定する基準 (criterion) が問題となるであろう。前に引用した一九二九年の海上人命安全条約の第二条三項 (a) は「船舶がアル国の港で登録されているならば、その船舶は当該国に所属するものとみなされる (A ship is regarded as belonging to a country if

it is registered at a port of that country.)」と定義しており、また、一九三〇年の満載吃水線条約の第三条(a)も「船舶がアル国の政府によって登録されているならば、その船舶は当該国に所属するものとみなされる(A ship is regarded as belonging to a country if it is registered by the Government of that country)」と定義している。船舶の所属を決定するものは、その船舶が掲揚する権利のある国旗であつて、この国旗掲揚の権利はその国家に登録することによって享有されるのである。したがつて、最大船舶保有国とは、当該国家に登録せられた船腹の量が最大である国のことである。すなわち、最大船腹保有国は登録トン数(registered tonnage)を基準として決定されることになる。登録トン数を国際海運の分野で基準としてつかうことは、国際的実行(international practice)・海事慣習(maritime usage)・国際条約に一致するものである。⁽⁹⁾IMCOにおいても、IMCO理事会の第十七条c項の「国際海運業務の提供に実質的な利害関係を有する国の政府のうちから総会が選出する」「二理事国として日本とイタリーを一九五九年の第一回総会で選出した時にも登録トン数がつかわれたのであり、⁽¹⁰⁾また、第四十一条によるIMCO加盟国の分担金の割当てにあつても分担額の割当の一部は加盟国の登録トン数を基準としていたのであり、さらには、前述のように、総計トン数百万グロス・トン以上の船腹を保有する七カ国が条約当事国となることをIMCO条約発効の要件の一つとしたのであり、この七カ国を決定する基準には登録トン数をもつてしたと考えられるのである。また、ロイド船舶登録統計表をみると、「所有国(Countries where owned)」として国名が列挙されており、その横にそれぞれの国に登録せられた総トン数が書いてあるのである。⁽¹²⁾

一九五九年一月十五日のIMCO総会における海上安全委員会⁽¹¹⁾の理事国の選挙でリベリヤ・パナマに反対投票をしたイギリス・オランダその他の伝統的な海運国も第六十条の「総トン数百万グロス・トン以上の船腹を保有する国七国(7 shall each have a total tonnage of not less than 1,000,000 gross tons of shipping)」という要件を決定

する基準として——この要件は船腹を保有する国という点で第二十八条の最大「船腹保有国」という要件と同じである——登録トン数をつかうことをみとめたのである。ところが、これ等伝統的な海運国は、第二十八条の海上安全委員会の八理事国たる要件である。「最大船腹保有国」を決定するにあたっては、登録トン数のみを基準とすることに反対した。最大船腹保有国が必ずしも海上の安全に重大な利害関係をもつ国であるとはかぎらないのである。リベリヤ及びパナマは海上の安全に必要な専門的技術的知識がなく海上の安全になんらかの重大な貢献をなすうる立場にないのであって、これ等二国が海上の安全の分野で向上したならば将来は理事国になる可能性もてくるであろうというのである。⁽¹³⁾

「海上の安全に重大な利害関係 (an important interest in maritime safety)」という文言も漠然とした表現ではあるが、しかしながら、第二十八条 a 項の後段には「たとえば、多数の船員の供給につき、又は多数の寢床及び無寢床の旅客の輸送について利害関係を有する国及び主要な地理的地域が適当に代表されるように選出されなければならない。」として、海上の安全に重大な利害関係という文言の内容の一部をしめている。⁽¹⁴⁾ また、第二十九条 a 項に、海上安全委員会の任務として、「航海援助施設、船舶の構造及び設備、安全の見地からの配員、衝突予防規則、危険貨物の取扱、海上の安全に関する手続及び要件、水路情報、航海日誌及び航行上の書類、海難調査、並びに財産及び人命の救助に関するもの並びにその他の海上の安全に直接影響のある事項を審議する」ことを列挙している。海上安全委員会はこのような事項を取扱うのであるから、その海上安全委員会の理事国となるべき国は当然にこれ等の問題に重大な利害関係をもつ国であることが要件とされるであろう。海上の安全に重大な利害関係をもつ国とは、第二十九条 a 項に列挙された事項に重大な利害関係をもつ国のことであろう。しかも、これ等の事項についての規制を船舶に對して実施する権限があるのは、一般的にはその船舶の所属国たる旗国である。したがって、最大船腹保有国——

自国に所屬する船腹の量が最大である国——自国に登録された船腹の量が最大である国は、当然に海上の安全に重大な利害關係のある国なのである。最大船腹保有国——自国に登録された船腹の量が最大である国——が海上の安全に重大な利害關係をもつ国であるという原則は、一九四六年の連合国海事協議理事会でも、一九四八年の國際連合海事會議でも確認されたものであり、それならばこそ最大船腹保有国——自国に登録された船腹の量が最大である国——である八カ国に海上安全委員会での優越的な (predominant) 地位をみとめたのである⁽¹⁵⁾。

I M C O の第一回總會で海上安全委員会の八理事国の選出方法が審議された時に、便宜船籍の問題は現在の討議の範圍外のものであるとイギリスの代表は発言している⁽¹⁶⁾。しかしながら、イギリス・オランダ等の伝統的な海運國が八理事国を選出した I M C O 總會及び國際司法裁判所において表明した見解は、リベリヤ及びパナマの登録トンをこれをこれ等兩國の真の意味での船腹ではないとして、これを否認したものである。I M C O 第一回總會でのオランダ代表の「修正案 (筆者註、一九五九年一月十五日の I M C O 總會でのイギリス案を修正しようとしたリベリヤ・アメリカの共同提案) を採択することは、便宜船籍の制度をみとめるにひとしい」という発言にもみられるように⁽¹⁷⁾、問題の根本にあるものはやはり便宜船籍なのである⁽¹⁸⁾。

(1) 國際司法裁判所規程第六十六條。

(2) Yearbook of the International Court of Justice 1959-1960, pp. 93-96. なお、Sir Hersch Lauterpacht は審理中の五月八日に死亡したので、十四名の裁判官が表決したのである。裁判長 Helge Klæstad (ノールウェイ) と判事 Moreno Quintana (アルゼンチン) とは反対意見を表明している。

(3) たふべんたふ Written Statement of the Government of the United Kingdom, I.C.J. Pleadings 1960, pp. 237-238.

- (4) たひるにたひる Written Statement of the Government of Liberia, I.C.J. Pleadings 1960, pp. 40 ~ 41.
- (5) たひるにたひる Oral Statement of Mr. Moore representing the Government of Liberia, I.C.J. Pleadings 1960, pp. 281 ~ 282. たひるにたひる Oral Statement of Dr. Fábrega representing the Government of Panama, I.C.J. Pleadings 1960, p. 306.
- (6) Oral Statement of Mr. Vallal representing the Government of the United Kingdom, I.C.J. Pleadings 1960, p. 384.
- (7) Written Statement of the Government of the United Kingdom, I.C.J. Pleadings 1960, p. 239.
- (8) Written Statement of the Government of the Kingdom of the Netherlands, I.C.J. Pleadings 1960, p. 249.
- (9) Written Statement of the Republic of Panama, I.C.J. Pleadings 1960, pp. 178 ~ 179.
- (10) Yearbook of the International Court of Justice 1959 ~ 1960, p. 95.
- (11) Boczek, op. cit., p. 151.
- (12) Written Statement of the United States of America, I.C.J. Pleadings 1960, p. 131.
- (13) Boczek, op. cit., p. 139.
- (14) Written Statement of the Government of Liberia, I.C.J. Pleadings 1960, pp. 65 ~ 67.
- (15) Yearbook of the International Court of Justice 1959 ~ 1960, p. 94.
- (16) Summary Record of the Seventh Meeting of the Assembly, January 14, 1959, IMCO/A.1./SR.7, p. 2.
- (17) Summary Record of the Eighth Meeting of the Assembly, January 15, 1959, IMCO/A.1./SR. 8, p. 3.
- (18) 一九六〇年のロイド船舶登録統計表によると、パナマは第十一番目であり、パナマの登録トン数が増加する傾向はみられないから、この国際司法裁判所の勧告的意見は、パナマに関するかぎりには、もはや実際上の重要性はないといわれている (Boczek, op. cit., p. 155.)。

The Constitution of the Maritime Safety Committee of the Inter-Governmental Maritime Consultative Organization

Article 28 (a) of the IMCO Convention reads as follows : “The Maritime Safety Committee shall consist of fourteen Members elected by the Assembly from the Members, governments of those nations having an important interest in maritime safety, of which not less than eight shall be the largest ship-owning nations, and the remainder shall be elected…………”. At its eighth meeting held on 15 January 1959, the Assembly elected the eight members of the Maritime Safety Committee. The eight countries elected were : the United States of America, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Norway, Japan, Italy, the Netherlands, France and the Federal Republic of Germany. Liberia, the third nation in the Secretary-General’s list “Merchant fleets of IMCO Members according to the Lloyd Register of Shipping Statistical tables 1958”, and Panama, the eighth nation in the Secretary-General’s list, were not elected to the Committee.

Liberia and Panama strongly protested against the election. The Assembly requested the International Court of Justice to give an advisory opinion on the following question : “Is the Maritime Safety Committee of the IMCO, which was elected on 15 January 1959, constituted in accordance with the Convention for the Establishment of the Organization ?

Among the particular issues relating essentially to the election of those eight members of the Maritime Safety Committee, the writer makes some comments on the meaning of the expression “the largest ship-owning nations” and the interpretation of the term “an important interest in maritime safety”. It is the view of the writer that the largest ship-owning nations are to be determined by registered tonnage as set forth in the Secretary-General’s list and have by reason of their ranking size the required interest in maritime safety.

第二章 便宜船籍と「ジュヌイン・リンク」

——国際法上の船籍 (一)——

第一節 便宜船籍

- 一 便宜船籍の意義
- 二 便宜船籍国
- 三 便宜船籍に対する批判

第二節 ジュヌイン・リンク

- 一 ジュヌイン・リンク条項
- 二 国際法委員会の採択した「船舶の国籍」に関する規定
- 三 公海に関する条約の第五条
- 四 ジュヌイン・リンク条項の解釈上の問題

第一節 便宜船籍

一 便宜船籍の意義

国際司法裁判所は一九六〇年六月八日に「政府間海事協議機構の海上安全委員会の構成」について勧告的意見を表明したが、この「政府間海事協議機構の海上安全委員会の構成」の問題の根本にあるものは便宜船籍の制度なのであった。⁽¹⁾ 日本では便宜船籍のことを便宜置籍ともいっている。⁽²⁾ 英語では flag of convenience、フランス語では pavillon de complaisance、ドイツ語では billige Flagge、イタリア語では bandiera ombra, bandiera di convenienza、スペイン語では bandera de conveniencia、オランダ語では goedkope vlag と⁽³⁾ 呼ばれている。

シュルテ (H. Schulte) は、便宜船籍という言葉を用いて、「船舶の所有者がただ一回かぎりの登録料と非常に安い毎年の登録税を支払うならば、すべての船舶に差別なくその旗を許与するような国、すなわち、パナマ・リベリヤ・ホンジュラスの「三海運国」の船籍のことをいうのであると定義している。⁽⁴⁾ また、ボツェック (B.A. Boczek) は「便宜船籍とは、外国人が所有・管理している船舶の登録をその理由がなんであれ船舶を登録するその人に好都合な条件でもってみとめているような国の船籍である」と定義している。⁽⁵⁾ シュルテ及びボツェックのこれ等の定義からもうかがわれるように、「便宜船籍国」といわれる国々は、内国人の所有であろうと外国人の所有であろうと区別することなく、嚴重でない要件でもって、船舶の登録を許容しており、登録した後も比較的軽い義務や負担しか課しておらないのである。このように、所謂「便宜船籍国」では、外国人による登録がいろいろな面で容易にされているのである。⁽⁶⁾ ところが、大多数の国では、船舶の登録は、その国の国民に限定されている。たとえば、日本の船舶法によれば、外国人がその所有する船舶を日本に登録して日本の国旗を掲揚することはできないのである。⁽⁷⁾

このような便宜船籍国といわれる国々はパナマ (Panama)・リベリヤ (Liberia)・ホンジュラス (Honduras)・コスタリカ (Costa Rica) であるところから、便宜船籍のことをパンリブホン船籍 (Flags of Panlibhon) またはパンホンリブコ船籍 (Flags of Panhonicoco) ともいうのである。ところが、「便宜」船籍という言葉はなにか御都合主義的な手前勝手な印象をあたえ、この表現が敵意のある軽べつ的な意味につかわれるようになってきたところから、便宜船籍国自身は、国旗掲揚権をこのように容易に許容する制度が後述するような理由から必要であるという意味をこめて「必要船籍 (Flags of necessity)」と呼んでいる。⁽⁸⁾

これに対して、便宜船籍に反対する側は、種々のニックネームを便宜船籍につけている。本来登録せらるべき国 (伝統的海運国の通念から見ると) から逃げだして他の国に登録されたという意味で runaway flags または flags of refuge とか、登録税その他の税金をのがれるためのものであるという意味で tax-free flags と呼んだり、また、その船籍はインチキで (bogus maritime flags) 単に名目的であり (nominal flags) 擬制的であり (fictitious flags) 、『その実際は海賊的である (pirate flags, freebooters) 等の悪口がいわれらる』⁽⁹⁾。

- (1) 「政府間海事協議機構の海上安全委員会の構成」については、第一章一、二節参照。
- (2) たとえば、小町谷操三・窪田宏著、海商法 上巻、昭和三十四年、二十八頁、及び、高梨正夫、「海洋の自由と海運自由の原則」、国際法外交雑誌、第六十一巻六号、昭和三十八年、二十二頁。
- (3) Boleslaw Adam Boczek, Flags of Convenience—An International Legal Study—, 1962, p.4.
- (4) Heinrich Schulte, Die "billigen Flaggen" im Völkerrecht—Zur Frage des "genuine link"—, 1962, S.7.
- (5) Boczek, op. cit., p.2.

(6) Written Statement of the Government of the United Kingdom; International Court of Justice: Pleadings,

Oral Arguments, Documents, Constitution of the Maritime Safety Committee of the Inter-Governmental

Maritime Consultative Organization, 1960 (以下 I.C.J. Pleadings 1960. と略記する), p.236.

(7) 現行船舶法は、明治三十二年(一八九九年)に制定され、昭和三十七年(一九六二年)に改正されたものである。なお、別稿²⁾ United Nations Legislative Series, Laws concerning the Nationality of Ships にもよって、³⁾各国の船舶法を比較・分析する。

(8) たよきは、Oral Statement of Mr. Weeks representing the Government of Liberia, I.C.J. Pleadings 1960, p. 270. 及び Boczek, op. cit., p. 5.

(9) Ibid., p. 6.

二 便宜船籍国

前述のように、便宜船籍は、パンリブホン船籍またはパンホンリブコ船籍ともいわれておるが、これ等の便宜船籍国であるパナマ・リベリヤ・ホンジュラス・コスタリカに登録せられた商船の隻数及びトン数と一九五九年一月十五日に政府間海事協議機構の総会によって海上安全委員会の理事国として選出された十四理事国の中の最大船腹保有国である八理事国に登録せられた商船の隻数及びトン数とを比較するために、次に船舶登録統計表を引用する。⁽¹⁾この船舶登録統計表から明らかのように、コスタリカとホンジュラスとは、便宜船籍国とはいっても、伝統的⁽¹⁾海運国をおびやかすほどのものではないのである。

千グロス・トン以上の商船の登録隻数

他				事 理 国							便 宜 船 籍 国				国 名
ソ	デ	ス	ギ	ド	フ	オ	イ	日	ノ	イ	ア	コ	ホ	パ	
連	ン	エ	リ	ド	ラ	ラ	タ	本	ール	ギ	メ	ス	ン	ナ	ベ
三五四	三七九	四八四	四三八	八五四	五五五	五七七	六六七	一一八〇	一〇七二	二八五〇	一三九一	〇	二七	一三〇	〇
四三三	二八	五三七	二二三	四七	四四四	四九二	三六	二九二	九三	二五七	三三二	一	八二	四六二	一五
四三二	三七〇	五七六	二二八	二四	五九	五〇〇	四三	三六七	九五五	二六五	三三〇	三	九四	四九五	三九
四七	三九	五七六	二二五	二四	五三	五〇〇	四八	四六五	九三	二五三	三三三	一五	七九	五五五	六
四八三	三二二	五九九	二〇七	三六三	五八二	五〇	五七	五二	九八〇	二五二	三三九	二〇	八一	五五五	一一二
五〇四	三九	五九六	一三	四六九	六〇〇	四九	五五	五七	一〇〇〇	二五五	三三六	六六	六六	五〇〇	一八二
五八一	三二五	五七六	一九八	五五八	五九	五〇七	五八一	五九八	一〇五八	二五八	三三三	六二	六七	五二九	三三
六〇四	三二五	五七一	二〇二	六五三	五七〇	五三三	五八九	六三	一〇三	二五六	三二五	一一二	五八	五三	四六
七六	三七	五七七	二三〇	七四八	五七一	五三七	六四七	六五一	一四五	二五二	三二八	一一三	五八	五五	六五
七七	三〇	五八四	二五〇	八八	五九	五七	六六	七三	一三二	二五七	三三六	一一三	五	五〇	八四
七七四	三五七	五八四	二八九	八六六	六二四	五八〇	七八	八七〇	二八八	二五三	三六一	一一二	三九	五四六	一〇〇
八五八	三五六	五七七	四〇九	八九三	六三二	五五五	六二八	九五八	三三三	二四六	二九九	三六	三三	五四二	二〇五
八七三	三四九	五八四	六〇二	八六二	六四一	五五七	六五八	一〇三六	三三六	二四三	二九六	二	二七	四九五	八七五
九一〇	三四五	五六三	六五五	八五九	六三九	五四六	六四八	一〇七四	三四七	三三六	二九〇	一一	二	四八七	八三六

コスタリカに登録された商船隊のピークは一九五五年〜一九五八年であったが、コスタリカは、このピークの期間中においてさえ、その隻数でもまたそのトン数でも全世界のそのの一パーセントにもみたくない状態であった。このコスタリカの商船隊は、戦前の一九三九年には千グロス・トン以上の船舶が皆無であったことからみれば、かなり発展したといえるが、しかし、それでも伝統的⁽²⁾海運国をおびやかすほどのものではないのである。なお、コスタリカの商船隊が一九五九年に突然に激減したのは、その船舶登録についての法律が改正せられたからであるといわれている。

ホンジュラスも、戦前の一九三九年にその商船隊が二九隻・八万二千グロス・トンであったことからみれば、ピーク時である一九五〇年には九十四隻・五十二万九千グロス・トンになったのであるから、相当な発展をとげたといえるであろう。しかし、ホンジュラスの一九五〇年の九十四隻・五十二万九千グロス・トンも、一九五〇年の全世界の一三二八二隻・七五七二万八千グロス・トンのこれまた一パーセントにもみたなかつたのであつた。なお、ホンジュラスの船舶基本法 (*Ley organica de la marina mercante nacional*、一九四三年三月二日) は、後述するリベリヤの船舶法と基本的には同じであり、登録料や登録税については、ホンジュラスはリベリヤやパナマよりむしろ安いのである。すなわち、登録料については、リベリヤ・パナマがトン当り一ドル二十セントであるのに対して、ホンジュラスは二十五セントであり、また、年間の登録税については、リベリヤ・パナマがトン当り十セントであるのに対して、ホンジュラスは五セントである。それにもかかわらず、外国の船舶所有者がリベリヤ・パナマに比較してホンジュラスにあまり登録しなかつたのは、アメリカのホンジュラスに対する経済上の影響力が小さいこととホンジュラスの政情不安によるものであつたといわれている。⁽³⁾

このように、所謂「便宜船籍国」の中でも、コスタリカ及びホンジュラスの商船隊は伝統的⁽²⁾海運国によつてそれ

ほど問題とされなかつたのであるが、リベリヤ及びパナマの商船隊は伝統的海運国にとって大きな脅威となつたのである。一九五一年一月十五日の政府間海事協議機構の総会での海上安全委員会の理事国の選挙にさいして、またこれに関連して政府間海事協議機構が国際司法裁判所に勧告的意見をもとめたいに、リベリヤ及びパナマ両国の商船隊だけが問題としてとりあげられたことにも、このことがうかがわれるのである。⁽⁴⁾

周知のように、パナマは、革命によって一九〇三年十一月にコロンビヤから分離独立したのであり、ラテンアメリカ諸国の中で最後に独立した国である。アメリカは、中央アメリカに運河を建設するにあつて、はじめはニカラガ(Nicaragua)に予定していたのであつたが、途中でパナマ地峡(当時はコロンビヤの一州であつた)に変更したのである。ところが、コロンビヤの上院がヨリ有利な条件を獲得しようとしてアメリカとの間の運河建設についての条約の批准を否決したので、これに不満をもつたパナマの住民たちがコロンビヤからの分離独立のための革命をおこしたのである。⁽⁵⁾コロンビヤからの分離独立の革命が成功した直後の一九〇三年十一月十八日にパナマがアメリカとの間に締結したヘイ・バリラ条約(Hay-Varilla-Vertrag)によつて、アメリカは、運河を建設する権利、運河の行政権、運河の兩岸各五マイルの地帯の使用・管理・占有の権利を譲与せられた。しかし、その代償として、アメリカは、パナマの独立を保障するとともに、頭金(initial grant)として一千万ドルと毎年の使用料として二十五万ドル(一九三六年三月二日のGeneral Treaty of Friendship and Cooperation)により年間四十三万ドル、一九五五年一月二十五日のTreaty of Mutual Understanding and Cooperationにより年間百九十三万ドル)を支払うことを約束したのであつた。⁽⁶⁾このパナマ運河の開通によつてパナマは自然に國際海運界に仲間入りすることになつたが、パナマに船舶を登録しようとする場合には、船舶所有者は、パナマに五年間居住しておりさえすればよいのであつて、その国籍は問題とされなかつたのである。パナマの独立はアメリカのおかげであり、しかも、その後両国間に多少のいざこざは

あったにしてもパナマのアメリカに対する経済上の依存関係にはそれほど変化がなかったところから、一九三九年当時パナマに登録していた船舶所有者は圧倒的にアメリカ人であった。⁽⁷⁾ 第二大戦中は、アメリカの船主のみならずヨーロッパの船主たちまでもその船舶を当時すでに避難船籍 (a flag of refuge) という評判のあったパナマ船籍に転籍したから、パナマ商船隊はますます拡大したのであった。しかも、第二大戦が終っても、激烈な国際海運界の競争によって、かつての避難船籍から便宜船籍として有名になっていたパナマ船籍への登録は増大しつづけたのであった。⁽⁸⁾ すなわち、パナマに登録せられていた船腹の量 (ただし五百トン以上の船舶の量) は、一九三九年には七十二万二千グロス・トンであったのが、一九四六年には百八万五千グロス・トン、一九四七年には二百四十五万八千グロス・トン、一九四八年には二百八十四万三千グロス・トンと増大しつづけたのであった。⁽⁹⁾ 一九四八年にジュネーブで開催された国際連合海事会議 (United Nations Maritime Conference) は政府間海事協議機構を設立する条約を採択したが、この国際連合海事会議では、パナマは、当時登録トン数約二百五十万トンで世界の第五番目か第六番目に位置していたにもかかわらず、政府間海事協議機構条約第十七条によって決定された第一回理事会の理事国の中に加えられなかったのであった。⁽¹⁰⁾ 一九四九年の国際労働機構 (I.L.O.) の調査委員会 (Committee of Enquiry) の報告によると、一九四八年にパナマに登録せられていた船舶は六百四十四隻 (前掲の船舶登録統計表の数字とちがっているが、前掲の船舶登録統計表は千グロス・トン以上の船舶についてである) であり、そのうち、三百六隻はアメリカ、九十隻はイギリス、二十隻はギリシャ、十六隻はノールウェイ、十四隻はドイツからであって、そのほかオーストラリア・フランス・ポルトガル・イタリア・スエーデン等をふくめて全部で三十二カ国の三百八十四の会社がこれ等六百四十四隻のパナマ船を所有していた。⁽¹¹⁾ この当時リベリヤに登録せられていた船腹の量はすくなくかったから、一九四九―一九五四年の期間においてはパナマが主要便宜船籍国であって、アメリカ・イギリス・ノールウェイ

イに次いで世界で第四番目の船腹保有国であった。便宜船籍国としては一九五五年以降にリベリヤがパナマを追いぬいたのであり、一九五九年一月十五日の政府間海事協議機構の総会による海上安全委員会の理事国の選挙の時には、パナマは世界で第八番目の船腹保有国であった。さらに、パナマは一九六〇年には世界で第十一番目の船腹保有国にまで順位がさがったのであり、パナマに登録される船腹量が今後増大する傾向はないといわれている。⁽¹²⁾

したがって、現在のところでは、伝統的海運国にとって最大の強敵となっている便宜置籍船は、「星一つの星条旗」を掲揚したりベリヤ船である。しかも、伝統的海運国の一つである日本にとって皮肉なことには、日本の造船所で外国から注文をうけてつくられた船舶の相当数が船主はギリシヤ人その他の外国人であつてもリベリヤに登録せられ船籍港としてモンロビヤ (Monrovia、リベリヤの首都) の標示をつけられたのであつて、リベリヤは日本の造船業界にとっては最大の輸出先きなのである。ところで、このリベリヤは、北西アフリカのコシヨウ海岸 (Pfefferküste) または穀物海岸 (Grain Coast) とよばれるところに存在するアフリカでも古い共和国である。一八二二年にアメリカ植民協会 (American Colonization Society) は奴隷解放によつて自由の身となつたニグロをその故郷である西アフリカに復帰・移住させたが、これが端緒となつてリベリヤは一八四七年に共和国として独立したのであつた。他のアフリカの国家と同様に、リベリヤの国民も、前述のアメリカから復帰した解放奴隷であるアメリカ・リベリヤ人 (Americo-Liberians) といわれるものをふくみ複数の種族からなつてゐる。その中にはリベリヤの海岸地帯に居住してゐる英語の「crew」にその名を由来するクルー族 (the Kru) といわれる種族もあるが、このクルー族は水夫としてアフリカ沿岸航路の商船隊に多数のりくんでゐるといわれている。⁽¹³⁾ところが、リベリヤはその建国をアメリカ植民協会におうていたにもかかわらず、アメリカがリベリヤを承認したのは一八六二年リンカーン大統領の時であり、しかも、その後も約五十年間はアメリカはリベリヤを無視していたのであつた。建国当初からのリ

ベリヤの経済的困難に対する外国からの借款も専らヨーロッパの諸国からであって、アメリカのリベリヤに対する借款は一九一二年のモルガン金融業(J.P. Morgan banking interests)によるものが最初であり、一九二六年にアメリカのファイヤーストーン・ゴム農園会社(Firestone Rubber Plantation)がリベリヤに設置されてからアメリカとリベリヤとの経済関係は密接になってきたのであった。このファイヤーストーン会社は、リベリヤはアメリカの付属物(appendage)であると極言されるほどにまで、リベリヤの実質的支配権をにぎったのであった。⁽¹⁴⁾その後一九三一年に国際連盟がリベリヤの奴隷制度の存続と圧制を問題としたことに関連してアメリカとリベリヤとの外交関係は一時悪化したこともあったが、ルーズベルト大統領の時代に両国の関係は再びよくなったのである。⁽¹⁵⁾さらに、第二次大戦の勃発とともにアメリカ国務省はリベリヤの経済に公然と直接の関係をもちはじめ、一九四三年にはアメリカ・リヤの輸出の九十パーセント以上及び輸入の三分ノ二はアメリカとの間のものであり、一九四三年にはアメリカ・ドルがリベリヤの通貨とされたり、リベリヤの国立銀行がニューヨークの First National City Bank の子会社とされたのであった。⁽¹⁶⁾このようなアメリカとリベリヤとの間の密接な経済関係からリベリヤは「アメリカの名ツケ子(the godson of Uncle Sam)」であるといわれたのであったが、⁽¹⁷⁾しかし、前掲の船舶登録統計表からも明らかのように、第二次大戦終了までは、海運の面でのアメリカとリベリヤとの関係はほとんどなかったのであって、前述のようにアメリカの船主はパナマ船籍を多に利用していたのであった。一九四七年にリベリヤでも船舶法がつくられ、この船舶法はパナマの船舶法(実際は商法典 commercial codesの一部)に類似していたが、パナマ船籍を取得するためには船舶所有者がパナマに五年間居住しておらなければならないというパナマ船舶法にみられるような要件はリベリヤ船舶法にはなかったのである。⁽¹⁸⁾リベリヤは一九四七年にアメリカの船会社ファール・ライン(Fairall Line)リベリヤ沿岸航路に配船し、前述のクルー族を水夫として多数雇用していた)に登録をみとめたが、しかし、リベリ

ヤがパナマ以上に開放的なその船舶法によって世界の船舶登録の競争にのり出しロイド船舶登録統計表にその名を出しはじめたのはさらにその二年後の一九四九年からであつて、ステッチニアス・リベリヤ会社 (Stettinius, Liberia Co. または Stettinius Associates of New York) によるリベリヤ船舶の取得がその口火をきつたのである。⁽¹⁹⁾ 前述の船舶登録統計表からも明らかのように、リベリヤは、一九五五年には登録トン数ではパナマを追いぬいて最大の便宜船籍国となり、一九五七年にはアメリカ・イギリスについて世界第三位の海運国にまでのしあがったのである。しかも、リベリヤの商船隊の五十八パーセントはタンカーであつて、リベリヤは一九五八年にはイギリスを追いぬいて世界で最大量のタンカーを保有するにいたつたのであり、リベリヤのタンカー船隊は世界で最も近代的であるといわれている。⁽²¹⁾

以上のリベリヤ・パナマ・ホンジュラス・コスタリカの四国が便宜船籍国であつて、各国の船主はこれ等の便宜船籍とくにリベリヤ及びパナマの船籍を利用しているが、「必要船籍」であるとしてこれを多に利用したのはアメリカ及びギリシャの船主である。これ等便宜船籍国に登録せられたトン数の八十パーセント以上が、アメリカやギリシャの国籍をもつた船主またはアメリカやギリシャにオリジンをもつた船主に属していたこともあつたといわれている。⁽²²⁾ 前述のようなアメリカとリベリヤまたはパナマとの経済関係さらにはアメリカの海運政策が影響して、多数のアメリカ人船主がリベリヤまたはパナマの船籍を利用しているのである。また、ギリシャの船主がまさに「必要船籍」としてパンホンリブコ船籍とくにパナマ及びリベリヤの船籍に多数逃避したのは、第二大戦後のギリシャの政情不安、船舶の国有化の危険、海運業に対する重税、時代おくれの船舶法等にもとづくものであつた。しかしながら、第二大戦直後の政情不安や経済混乱がおさまりギリシャは政治的にも経済的にも安定してきたうえに、一九五三年及び一九五八年にはギリシャはその法律を改正して便宜船籍国にまけないほどに海運業を優遇する措置を

とったところから、ギリシャ人船主たちは、便宜船籍からギリシャ船籍に移籍したり、新造船をはじめからギリシャに登録したのであった。⁽²³⁾ 前述の船舶登録統計表によると、ギリシャの登録トン数は一九五九年から一九六一年にかけて急激に増大し世界の第六位になっており、その後もギリシャ船腹のノビは順調である。ギリシャは前述の法律改正によって外国人船主の登録をみとめたり税金面での優遇措置をとってはいるが、⁽²⁴⁾ギリシャは便宜船籍国とは一般に考えられておらないのであって、ギリシャ人船主はアメリカ人船主とならんで便宜船籍を多に利用した側であるともみなされている。

- (1) Boczek, *op. cit.*, pp. 14~18. American Bureau of Shipping の船舶統計にもとづいて作成されたものである。
- (2) *Ibid.*, p. 14.
- (3) Schulte, *a. a. O.*, S. 9~10.
- (4) この問題については、第一章参照。
- (5) Austin F. Macdonald, *Latin America Politics and Government*, 1950, pp. 374~375.
- (6) 一九〇三年十一月十八日のクイーン・ビリア条約については、Viktor Böhmert, *Panama-Kanal*, Strupp-Schlochauer: Wörterbuch des Völkerrecht, II. Band, 1961, S. 726~727.
- (7) Schulte, *a. a. O.*, S. 8.
- (8) Boczek, *op. cit.*, p. 11.
- (9) Oral Statement of Mr. Vallat representing the Government of the United Kingdom, I.C.J. Pleadings 1960, p. 387.
- (10) *Ibid.*, p. 387.
- (11) Boczek, *op. cit.*, p. 12.

- (12) Ibid., p. 155.
- (13) Walter Fitzgerald, *Africa — A Social, Economic and Political Geography of Its Major Regions —*, 1961, p. 117. 及び Oral Statement of Mr. Weeks representing the Government of Liberia, I.C.J. Pleadings 1960, p. 276.
- (14) W. Alphaeus Hunton, *Decision in Africa*, 1957, pp. 100 ~ 101.
- (15) 西野照太郎、リベリヤ、世界百科事典 第二十九巻、昭和三十六年、五〇三頁。
- (16) Hunton, *op. cit.*, p. 102.
- (17) Schulte, a. a. O., S. 8. Fußnote 6.
- (18) Ibid., S. 8.
- (19) Boczek, *op. cit.*, pp. 12 ~ 13.
- (20) Ibid., pp. 16 ~ 17.
- (21) Schulte, a. a. O., S. 9.
- (22) Ibid., S. 11 ~ 12.
- (23) Boczek, *op. cit.*, pp. 36 ~ 38.
- (24) Oral Statement of Mr. Weeks representing the Government of Liberia, I.C.J. Pleadings 1960, p. 275.

三 便宜船籍に対する批判

イギリス・ノールウェイ・オランダ・フランス・イタリー等の伝統的航海運国は、便宜船籍国の前述のような急速の抬頭に脅威を感じるとともに、便宜船籍に対して種々の非難・攻撃を加えたのである。政府間海事協議機構の一

九五九年一月の第一回総会でリベリヤ及びパナマが海上安全委員会の理事国に選ばれなかったのも、便宜船籍に対する伝統的海運国の反対のあらわれの一つである。これに対して、リベリヤは、海上安全委員会の理事国選挙といふような問題に経済上・商業上の争いを持ちこんだものであるといつて、伝統的海運国に強く反撃したのであった。⁽²⁾

一九三三年に国際運輸労働者連盟 (International Transport Workers' Federation) の要請によつて国際労働機構 (I. L. O.) の合同海事委員会 (Joint Maritime Commission) は便宜船籍の問題をとりあげたが、便宜船籍は安全管理を含む船員の労働条件や雇用条件を危険におとしいるとともに他国の船主との不正競争を惹起するものであると批判された。また、第二大戦後の国際運輸労働者連盟の諸会議やILOでも、船員労働と不正競争という労働及び海運の面から、便宜船籍が問題にされたのである。⁽³⁾ このように、便宜船籍は、船舶登録についての手数料及び税金が低率であるところから、また、海運業に対するそのほかの種々の優遇措置から、国際海運の不正競争という問題をこし、伝統的海運国の船主は便宜船籍を目的にしたのである。同時に、他方では、(第二大戦直後しばらくの間に) 便宜船籍に転籍せられた船舶の性能・装備・船令等に関連して船員の安全管理という問題や、船員の賃金の面から主としてアメリカの船員についてであるが船員の失業問題をおこし、アメリカの海員組合を含め各国の海員組合は便宜置籍船に対してストライキその他の反対運動をおこなつたのである。

便宜置籍船はミセカケの船籍をもつたボロ船 (Seelenverkauf unter Schattenflaggen) ⁽⁴⁾ であり、所有権についてはなんら実際的変化をもたらさないミセカケの船籍移転 (spurious transfer) であるといわれている。⁽⁴⁾ また、「船舶は特定の国家に実際に所屬しておらなければならぬのであるが、パナマ及びリベリヤの場合にはそのようになつておらないのである」ともいわれている。⁽⁵⁾ これ等の批判は、いずれも、便宜船籍国の船舶登録法とくに便宜船籍国に

登録せられている船舶の所有権にむけられたものである。リベリヤ海事法典 (Liberian Maritime Code) の第二節 (Section 2) によると、リベリヤ国民のみならず外国人によって所有されている船舶にも登録の資格がみとめられているのである⁽⁶⁾。また、パナマの商事法典の第一〇八〇条によると、パナマ国民のみならず、外国人でも五年以上パナマに居住しておれば、その所有している船舶を登録することができるのである⁽⁷⁾。

このようにリベリヤ及びパナマは外国人の所有している船舶にも登録をみとめてその船籍を付与しているにもかかわらず、リベリヤ及びパナマに登録せられている船舶の大部分はリベリヤ及びパナマの国民が所有している船舶であるといわれている。たとえば、パナマは、一九六〇年三月においては、その登録船舶の七十五パーセント以上がパナマ国民によって所有されていたといっている⁽⁸⁾。また、リベリヤは、一九五八年十二月三十一日においては、五百十四隻・六百七万六千三十グロストンの船舶がリベリヤ国民によって所有せられ且つその名儀で登録せられていたといっている⁽⁹⁾。ところが、一九五八年十二月三十一日においてリベリヤに登録せられていた千七十三隻・千七百四千五百五十九グロストンの船舶の中で五百十四隻・六百七万六千三十グロストンの船舶はリベリヤ国民の所有であるといっても、このリベリヤ国民によって所有されている船舶の大部分が名目上だけリベリヤ国民の所有になっっているのであって、他国の国民が享益的所有権者 (Beneficial owner、財産の事実上の所有者として、他人名儀のその財産からの収益をうける者) であり⁽¹⁰⁾、したがって、リベリヤ船籍の船舶の大部分はリベリヤ国民によって所有されてはおらないといわれるのである。前述のリベリヤ海事法典の第二節は、リベリヤに登録をみとめられる船舶として、「どこで建造せられたにせよ、リベリヤの公民または国民あるいは外国の公民または国民によって所有せられている航洋船 (A seagoing vessel wherever built, owned by a citizen or national of Liberia or of any foreign country)」をあげており、さらに、「この公民または国民という言葉は会社・組合及び個人の団体を含むものとする (The

term "citizen" and "national" shall include corporations, partnerships and associations of individuals.)⁽¹²⁾と云うが、したがって、リベリヤ船籍の船舶の大部分が「リベリヤ国民」によって所有されているというのは、リベリヤ船籍の船舶の大部分が「リベリヤの法律のもとで設立せられた会社を含むリベリヤ国民」によって所有されているということなのである。また、パナマ船籍の船舶の七十五パーセント以上が「パナマ国民」によって所有されているというのも、「パナマの法律のもとで設立され登記され且つパナマに住所地をもつ会社、すなわち、パナマの会社」がパナマ船籍の船舶の七十五パーセント以上を所有しているということなのである。⁽¹¹⁾ところが、リベリヤ自身が認められているように⁽¹³⁾、これ等の会社は主として外国資本によって経営されているのである。しかしながら、このようなことはなにもリベリヤ・パナマ等の便宜船籍国に限られたことではないのであって、たとえば、イギリス船籍をもった船舶の中で百万トン以上の船腹はアメリカの会社が享益的所有権をもっており、オランダ・フランス・ノールウェイ・ドイツ等の他の伝統的海運国にも同じような現象がみられるのである。単独の個人が名義上も事実上も船舶を所有し且つその所有者が国籍をもっている国と他の国との間をその船舶が航行するというような時代もあったが、今日の世界は国際化せられて非常に複雑になってきており、船主がある国で法人化され、その所有する船舶が他の国の船籍を取得し、さらに、その船舶の寿命の大部分の期間にわたって第三国の国民によってチャーターされ、しかも、数カ国にまたがって調達された資本でその経営がなされ、ときにはその船舶が船籍港に一度も寄港することのないような航路に配船されることすらあるのである。⁽¹³⁾このような世界の海運界の現状を考えるならば、リベリヤ及びパナマの船舶登録制度、とくに登録せられる船舶の所有権について、リベリヤ及びパナマが一般的標準から逸脱しているとして非難することはできないとおもわれる。

「フラッグ・トンネージ (Flag-tonnage. 一つの国に登録せられている総トン数) を出発点として、当該国家の国民が

所有しているのではないトン数をこれからひきさり、当該国家の国民の所有ではあるが他の国家に登録されているトン数をこれに加える」ことによって、当該国家の眞の船腹保有量を決定すべしという意見もある。⁽¹⁴⁾しかしながら、前述のように今日の海運界は非常に複雑になってきており、船舶に対する享益的所有権や船会社の株主の国籍までも考慮に入れて登録船舶の眞の所有権者を確認しようとするのは、困難というよりもまず殆んど不可能であろう。船舶の所有権を船籍を取得するための船舶登録の要件の一つとすることは是非については、各国の船舶法を比較・分析する別稿で詳論するが、とにかく、登録トン数をなにかのための基準としようとする場合に、たとえば、政府間海事協議機構の海上安全委員会の八理事国となるための資格である最大船腹保有国の決定にあたって登録トン数を基準とする場合に、登録船舶の眞の所有権者や船会社の株主の国籍等を考慮にいれることは、「不必要に複雑な基準 (an unnecessary complicated criterion) をもたせむものである」とおもわれるのである。⁽¹⁵⁾

- (1) Written Statement of the Government of Liberia, I. C. J. Pleadings 1960, p. 36.
- (2) Boczek, op. cit., pp. 65 ~ 69.
- (3) Schulte, a. a. O., S. 11 und 14.
- (4) Boczek, op. cit., p. 65.
- (5) ԵՎԻՄԻՅԷՄ՝ Advisory Opinion of 8 June 1960: Constitution of the Maritime Safety Committee of the Inter-Governmental Maritime Consultative Organization, I. C. J. Reports 1960. (以下「I. C. J. Reports 1960. 心齋記 409号」p. 156. 以下「イギリスの意見」として引用せられてゐる。
- (6) United Nations Legislative Series, Laws concerning the Nationality of Ships, ST/LEG/SER. B/5 and Add. 1, p. 96.

- (7) Ibid., p. 129.
- (8) Second Oral Statement of Dr. Fábrega representing the Government of Panama, I. C. J. Pleadings 1960, p. 409.
- (9) Second Oral Statement of Mr. Weeks representing the Government of Liberia, I. C. J. Pleadings 1960, p. 395.
- (10) Oral Statement of Mr. Vallat representing the Government of the United Kingdom, I. C. J. Pleadings 1960, p. 372.
- (11) Second Oral Statement of Dr. Fábrega representing the Government of Panama, I. C. J. Pleadings 1960, p. 409.
- (12) Oral Statement of Mr. Weeks representing the Government of Liberia, I. C. J. Pleadings 1960, p. 271.
- (13) Ibid., pp. 272 ~ 273. に興味ある次の二つの実例が引用されている。
- (イ) 一九五八年にイギリスの植民地であるバミューダ (Bermuda) で Anglo-American Shipping Company Limited が設立された。この会社がバミューダで設立されたのは、イギリス本国よりこの植民地の税法のほうが苛酷でなかったからである。この会社の株式資本は二百二十万バミューダ・ポンドであった。この株式の約七十パーセントはパナマで設立された Norrness Shipping Company Incorporated によって所有されていたが、この後者の会社はすくなくとも一九四六年まではノールウェイの市民権をもっていたアメリカ人の Erling D. Norrness によって實際上支配されていたのである。 Anglo-American Shipping Company の所有する船舶は全部で五隻であるが、すべてイギリスの港に登録せられているかまたは登録せられることになっていた。最も小さい一隻は別のイギリスの船会社に十五年間チャーターされている。他の一隻はドイツの船会社に八年間チャーターされている。三隻目の船は、アメリカの石油会社の丸ガエの子会社であるオランダの会社に五年半の間チャーターされている。四隻目と五隻目の船舶は、別のアメリカの石油会社の丸ガエの子会社であるバミューダの会社に十五年間チャーターされている。チャーターの期間中、わずかに

二隻の船舶、すなわち、イギリスに鉄鉱石を輸送する最も小さい船と中東からヨーロッパの港に石油を輸送する船とが、おそらくイギリスに寄港することになるであろう。のこりの三隻は、アメリカの東海岸から北歐に石油を輸送するものと、中東からオーストラリア及びフィリピンに原油を輸送するものである。イギリスで最近に設立せられた Naess Denholm & Co., Ltd. がこれ等船舶の経営・管理にあたっているが、この会社の株式の六十パーセントはアメリカの会社である Naess Shipping Company Inc. によって所有されており、のこりの株式四十パーセントはグラスゴウの J. & J. Denholm, Ltd. によって所有されているのである。

(ロ) Global Bulk Transport と Republic Steel とは Tankore というパナマの会社を設立した。Tankore は Republic Steel の工場に鉄鉱石を輸送するという長期契約を Republic Steel との間にむすんだ。この契約にもとづいて Tankore は日本で数隻の船舶を建造した。ノールウェイに登録するために、また、アメリカの海軍組合によって組合化されるのを予防するために、これ等船舶はノールウェイの会社にその名義をうつされたのである。ノールウェイの法律によると、ノールウェイの船籍を取得するためには、ノールウェイの国民がその船舶の六十パーセントを所有することが要件とされている。のこりの四十パーセントは Global Bulk Transport と Republic Steel とが設立したパナマの会社 Tankore を通じて所有している。しかしながら、ノールウェイの国民が所有している六十パーセントも単なる表面上のミセカケであって、前記のアメリカの二つの会社を買取り契約あるいは抵当権によって実際上は所有しているのである。

(14) たむえは Advisory Opinion of 8 June 1960, I.C.J. Reports 1960, p. 167. にノールウェイの主張として引用されたところ。

(15) Ibid., p. 169.

第二節 ジェヌイン・リンク

一 ジェヌイン・リンク条項

国際司法裁判所は、政府間海事協議機構の海上安全委員会の構成についての勧告的意見の中で、「最大船腹保有国は当該国家に登録せられたトン数をもっぱら基準として決定せられるべきであるという結論に到達したから、勧告的意見をもとめて裁判所に提訴されたこの問題にこたえるためにいまさらジェヌイン・リンクにもとづく主張を検討する必要はなくなった」として、⁽¹⁾ジェヌイン・リンクについてはなんらの意見も表明しておらない。前述のように、政府間海事協議機構の海上安全委員会の構成、とくに海上安全委員会の八理事国として選任せられる資格としての「最大船腹保有国」の意義をめぐって、便宜船籍国に登録せられた船舶の所有権が問題となったが、そのほかに、船舶とその船舶が登録せられた国家との関係、すなわち、便宜船籍船とそれが登録せられた便宜船籍国との間のコネクション(Connektion)が問題とされたのである。海上安全委員会の八理事国として選任せらるべき最大船腹保有国にして「海上の安全に重大な利害関係を有する国」という要件をめぐっても、便宜船籍国とそこに登録せられている便宜船籍船との間の海上の安全についての関係が問題となったのである。たとえば、オランダは、アル国家に登録せられた船腹の量だけでもって当該国家が海上安全委員会の八理事国にえらばれるべき資格をそなえていると決定することはできないのであって、船舶と国家との間に存在するジェヌイン・リンクと登録とが一致しないならば、そのような登録を考慮にいれることはできないと主張したのであった。⁽²⁾

このようにジェヌイン・リンク(a genuine link, die echte Verbindung, 真正なる連鎖)が問題とされたのは、一九五八年四月二十九日にジュネーブで署名された「公海に関する条約」(Convention on the High Seas)の第五条の中

に「その国家とその船舶との間には真正なる連鎖が存在しておらなければならないのであり、特に、その国家は、自国の国旗を掲揚する船舶に対して、行政的・技術的・社会的問題についてその管轄権及び管理権を行使しなければならない」(所謂ジュヌイン・リンク条項)と規定されていたからである。この「公海に関する条約」の第五条は、船舶の国籍に関する規定であるから、単にジュヌイン・リンクの問題だけでなく、本稿の目的である「国際法上の船舶」一般にとって重要な意義をもつものである。したがって、ジュヌイン・リンクを含めて船舶の国籍の問題を説明するために、以下に「公海に関する条約」第五条ができた経緯を述べることにする。

(1) Advisory Opinion of 8 June 1960, I. C. J. Reports 1960, p. 171.

(2) Written Statement of the Government of the Kingdom of the Netherlands, I. C. J. Pleadings 1960, p. 251.

及び Oral Statement of Mr. Riphagen representing the Government of the Netherlands, I. C. J. Pleadings 1960, p. 357.

二 国際法委員会の採択した「船舶の国籍」に関する規定

国際連合の国際法委員会(International Law Commission)は、一九四九年四月十二日から六月九日までその第一会期(First Session)を開催した。この第一会期において、国際法委員会は、公海制度(The régime of the high seas)を条約法及び仲裁裁判手続について法典化のために第三番目に優先的にとりあげる課題と決定し、条約法についてはブライアリー(James L. Brierly)、仲裁裁判手続についてはセル(Georges Scelle)、公海制度についてはフランソワ(J. P. A. François)をそれぞれ特別報告者(Special Rapporteur)にえらんだ。⁽¹⁾また、国際法委員会は、一九五〇年六月五日から七月二十九日まで開催された第二会期において、一九四九年十二月六日の国連総会決議三七

四 (IV) に応じて領海制度をも優先的にとりあげる課題の中に含めたが⁽²⁾、一九五一年五月十六日から七月二十七日まで開催された第三会期において、同じくフランソワを領海制度についての特別報告者にえらんだ⁽³⁾。国際法委員会は、そののち、一九五六年の第八会期までかかって、「海洋法 (Law of the Sea)」についての国連総会への最終報告を作成したのである。この国際法委員会の海洋法についての最終報告の第二部「公海」の第一節「公海の一般制度」の第二十九条が船舶の国籍に関する規定である。

この船舶の国籍に関する第二十九条は次のような規定である。⁽⁴⁾

一 各国は、船舶に対する自国の国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての条件を定めるものとする。船舶はその国旗を掲揚する権利がある国家の国籍を保有する。それにもかかわらず、その船舶の国家的属性が他の国家によってみとめられるためには、その国家とその船舶との間には真正なる連鎖が存在しておらなければならぬ。

二 商船の国旗掲揚権は当該旗国の官憲の発給する文書によって証明せられる。

1 Each State shall fix the conditions for the grant of its nationality to ships, for the registration of ships in its territory, and for the right to fly its flag. Ships have the nationality of the State whose flag they are entitled to fly. Nevertheless, for purposes of recognition of the national character of the ship by other States, there must exist a genuine link between the State and the ship.

2 A merchant ship's right to fly the flag of a State is evidenced by documents issued by the authorities of the State of the flag.

ところが、その前年の一九五五年の国際法委員会の第七会期の国連総会への報告書の第二章「公海制度」の中の「公

海制度についての暫定規則 (Provisional articles concerning the regime of the high seas)の第五条には次のように
さだめられていた。⁽⁵⁾

各国は、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての条件をさだめることができる。それ
にもかかわらず、その国家的属性が他の国家によってみとめられるためには、次のいずれかのような船舶でなければならない。

- 1 当該国家の財産であるか、
- 2 次のような者によって半分以上が所有されているもの、
 - (a) 当該国家の国民、または、当該国家の領域に法律上の住所をもち且つそこに現実に居住している者、
 - (b) 責任能力のある組合員の過半数以上を当該国家の国民または当該国家の領域に法律上の住所をもち且つそこに現実に居住している者によってしめられているような組合、
 - (c) 当該国家の法律のもとで設立せられ且つその国家の領域に登録された事務所をもちている株式会社。

Each State may fix the conditions for the registration of ships in its territory and the right to fly its flag.

Nevertheless, for purposes of recognition of its national character by other States, a ship must either :

- 1 Be the property of the State concerned; or
- 2 Be more than half owned by :
 - (a) Nationals of or persons legally domiciled in the territory of the State concerned and actually resident there ; or
 - (b) A partnership in which the majority of the partners with personal liability are nationals of or persons legally domiciled in the territory of the State concerned and actually resident there ; or
 - (c) A joint stock company formed under the laws of the State concerned and having its registered office in the territory of that State.

右の引用から明らかなように、国際法委員会の第七会期の報告での第五条が相当に修正せられて、国際法委員会の第八会期の海洋法についての最終報告の第二十九条となっているのである。すなわち、第七会期の第五条は個人にせよ法人にせよ船舶の所有権が船舶を登録してその国家の国旗を掲揚する権利を取得するための要件とされているのに対して、第八会期の第二十九条はこのような要件を削除して「ジュヌイン・リンク」なる要件をかわりに入れているのである。ところで、国際法委員会は、その第七会期の国連総会への報告の中で、この第五条について次のようなコメントをしている。⁽⁶⁾

「個人に国籍を許与する場合と同様に、この問題（筆者註、船舶に国籍を許与する問題）についての各国の立法は、多数の国家によって採用されている原則からあまりにかけはなれたものであってはならないのであって、このような原則は国際法の一部をなすものであるとみなされてもよいであろう。このような条件に立脚するならば、国家にみとめられている自由が弊害や他国との摩擦をひきおこすこともないであろう。国旗掲揚を許容する要件について種々の国内法上の制度が可能であるが、しかし、各国の国内法で定められるべき最低の要件というものはあるにちがいないのである。単なる登録にもとづく以上の関係が国家とその船舶との間に実際に存在する場合にのみ、国家は自国の国旗を掲揚する船舶に対してもっている管理権や管轄権を有効に行使できるからである。

一八九六年というかなり以前に、国際法学会は、この原則にもとずいて、国旗掲揚の許容を規律する若干の規則を採択している。本委員会はこれ等の規則をわずかに修正するだけであろうけれども、この規則を採択した。大多数の国家の法制の中に存在しているこの第五条で定められている原則は現行国際法の一部をなすものとみなさるべきであると考えるのである。しかしながら、本委員会は、目あてにしている目的を首尾よく達成しようとするならば国家がその法制の中に前述の規則をとりいれるにあたってもっと詳細な規定をつくる必要があるということに気がついている。」

このコメントからもうかがわれるように、国際法委員会は、第七会期までは、国家が船舶にその国籍を許与して自

国の国旗の掲揚をみとめるについては国際法上の原則が存在すると考えていたのであり、船舶に自国の国籍を許与する最低の要件はその船舶の所有者の国籍であると考えていたのであった。このように船舶の国籍の許与についてアル程度の統一をもたらず一般原則をきめようとするのは国際法委員会の第二会期ですでに決定されていたのであつて、その船舶を所有する自然人または法人の国籍が船舶に国籍を許与する最低要件であるという立場をとつていたのであつた。

ところが、国際法委員会の第八会期の海洋法についての最終報告の第二十九条の次のようなコメントがその事情を説明しているように、⁽⁸⁾ 国際法委員会は、船舶の所有者の国籍を基準とすることをやめて、ジュヌイン・リンクなる基準を採用したのである。

「本委員会は、その第八会期において、各国政府のコメントを検討したのちに、この見解を放棄せざるをえないと感じた。委員会のさだめた基準は委員会の目ざしている目的を実現することができないという結論に到達した。多数の国家での現在の実行があまりにもちがいがいすぎているところから委員会の採用している若干の基準では規制することができないのである。このような規則では、多くの問題が未解決のままでのこされざるをえないであろうし、弊害を防止することもできないであろう。したがつて、委員会は、国籍の許与がひろく承認される前に船舶とその国旗の掲揚を許容した国家との間にジュヌイン・リンクが存在しなければならぬという指針の原則を宣言するにとどめるのがもっともよいと考えた。委員会は、このリンクがどういう形をとるべきかをこれ以上詳細にいうことはできないと考える。委員会の若干の委員は、このジュヌイン・リンクを明確に定義していないところから、このような規定をいれることの当否を問題にした。しかし、多数の委員は、全然基準がないよりは漠然とした基準でもあるほうがよいとしたのである。この点については国家に広い行動の自由をのこしているけれども、委員会は、船舶に対して自国の国旗の掲揚を許容することはその船舶が当該国家と眞のリンクをもっているという保証をとまわらない単なる行政上の手続ではないということを明らかにしたかったのである。国家の船舶に対する管轄権及び本規則の第

三十四条にしたがって国家が行使する管理権は、単なる登録または登録証明書の単なる交付以外の関係が国家と船舶との間に実際に存在する場合にのみ効果的なものとなされうるのである。」

国際法委員会の第八会期には、二十五国の政府から「一九五五年の第七会期で国際法委員会によって採択された公海制度に関する仮規則及び領海制度に関する規則案」についてのコメントが提出せられた。⁽⁹⁾ 国際法委員会は、各政府からのコメントの中で公海制度に関する第七会期の報告の第五条についての部分——なかんずく第五条についてのイギリスの修正案とオランダの修正案——を検討し、第五条を再起草するためにフランソワ・フィッツモリス (Gerald Fitzmaurice) ・サラマンカ (Carlos Salamanca) ・クリロフ (S. B. Krylov) ・セル・ズーレック (Jaroslav Zourek) の六委員で構成する小委員会 (議長はズーレック) を設置した。⁽¹⁰⁾ 国際法委員会の第八会期に提出された第五条についてのイギリスの修正案は、⁽¹¹⁾

「船舶はその国旗を掲揚する権利がある国家の国籍を保有する。しかしながら、旗国が自国の国旗を掲揚する船舶に対してその国内法及び国際法のもとで有効な管轄権及び管理権を行使することができ且つ行使しており従って国旗掲揚権がその国内法によって制限され規制されておられないかぎりには、当該国家はその船舶に自国の国旗を掲揚することを許容してはならないのであり、また、他の国家はその船舶をそのような権利のあるものとみとめる必要はない。外国が有効な管轄権及び管理権を行使するという要件をみたしておるならば、国家は国内法のもとで自国の国旗を掲揚する権利がある船舶に当該外国の国旗を掲揚することを許すことができる。」

というものである。また、第五条についてのオランダの修正案は Article 5 a と Article 5 b とからなっており、

その Article 5 a ⁽¹²⁾

「各国は、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての条件をさだめるものとする。それにもかかわらず、その船舶の国家的属性が他の国家によってみとめられるためには、その国家とその船舶との間にはジェヌイン・コネクション (a genuine connection) が存在しておらなければならない。」

というものである。小委員会は、オランダの修正案(ただし、ジュヌイン・コネクションのかわりに、ジュヌイン・リンクという言葉をつかって)を採用して、これを国際法委員会に報告したのである。⁽¹³⁾ 国際法委員会は小委員会から報告されたこの修正案にさらに若干の補正を加えたが、これが国際法委員会の海洋法についての最終報告の第二部「公海」の第一節「公海的一般制度」の第二十九条の規定となったのである。

船舶の国籍に関する第二十九条の規定が国際法委員会で採択せられた以上のような経緯は次のように要約できるであろう。すなわち、国際法委員会は、国家が船舶に自国の国籍を許して自国の国旗を掲揚することをみとめるについては国際法上の原則が存在すると考えた。国際法委員会は、若干の国の国内法にみられるような船長及び乗組員の過半数が当該国家の国籍をもつことを船籍許与の要件とすることも考慮したが、この要件をみだすに充分なほどの訓練せられた船員を若干の国はまだもっていないとおもって、その価値をみとめながらも船長及び乗組員の国籍を船籍許与の要件としなかったのである。⁽¹⁴⁾ 国際法委員会は、その第七会期の報告の第五条にみられるように、船舶の所有者の国籍を船籍許与の最低要件としたのである。ところが、海洋法についての国連総会への最終報告を準備した第八会期になって、国際法委員会は、この従来の立場を放棄して、船舶と国家との間に存在するジュヌイン・リンクを船舶に国籍を許与するための要件としたのである。第二十九条の規定は、第一項の第一のセンテンス「各国は、船舶に対する自国の国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての条件をさだめるものとする」が全員賛成、第二のセンテンス「船舶はその国旗を掲揚する権利がある国家

の国籍を保有する」が賛成十四・棄権一、第三のセンチンス「それにもかかわらず、その船舶の国家的属性が他の国家によってみとめられるためには、その国家とその船舶との間には真正なる連鎖が存在しておらなければならぬ」が賛成九・反対三・棄権三、第二項「商船の国旗掲揚権は当該国旗の官憲の発給する文書によって証明せられる」が全員賛成、そして規定全体が賛成十一・棄権四、で採択されたのである。⁽¹⁵⁾ 反対三・棄権三という表決の結果がしめしているように、第二十九条の規定で第一項第三のセンチンスが問題となったのである。船舶登録の条件をきめることができるのは当該国家だけであり、その国家だけがジュヌイン・リンクが存在するかどうかを決定することができるのであって、外国に船籍を否認することをみとめるような第三のセンチンスを削除すべきであるという意見があった。⁽¹⁶⁾ また、ジュヌイン・リンクという概念はあまりに漠然として不明瞭であるから、第三のセンチンスを規定としていれてもなんらうるところはないという意見もあった。⁽¹⁷⁾ そのほか、船舶に対して管理権を行使できないのみならずその船舶についての国際的責任をとることもできないのに国旗掲揚権を許容する国があるから、イギリスの修正案のように旗国が公海上のその船舶に対して有効な管轄権を行使できるかどうかの能力を船籍許与の要件とするほうがよいという意見もあった。⁽¹⁸⁾ この最後の見解はまさに便宜船籍国を問題にしたものである。

(1) Yearbook of the International Law Commission (以下 Y. I. L. C. と略記する) 1949, pp. 58 ~ 59 and 238.

(2) Y. I. L. C. 1950, Vol. II, p. 366.

(3) Y. I. L. C. 1951, Vol. II, p. 140.

(4) Y. I. L. C. 1956, Vol. II, p. 259 ~ 260.

(5) Y. I. L. C. 1955, Vol. II, p. 22.

(6) Ibid., pp. 22 ~ 23.

- (7) Y. I. L. C. 1956. Vol. I., p. 191.
- (8) Y. I. L. C. 1956. Vol. II., p. 279.
- (9) Ibid., pp. 37 ~ 101.
- (10) Y. I. L. C. 1956. Vol. I., p. 38.
- (11) Y. I. L. C. 1956. Vol. II., p. 81.
- (12) Ibid., p. 63.
- (13) Y. I. L. C. 1956. Vol. I., pp. 66 ~ 67.
- (14) Y. I. L. C. 1955. Vol. II., p. 23.
- (15) Y. I. L. C. 1956. Vol. I., p. 72.
- (16) Ibid., pp. 69 and 72.
- (17) Ibid., p. 72.
- (18) Ibid., p. 72.

三 公海に関する条約の第五条

国際法委員会から海洋法についての最終報告をうけとった国連総会は、海洋法を検討するための国際会議を一九五八年三月上旬に召集することを決定した（一九五七年二月二十一日の決議一〇五（XI））。この決議にもとずいて一九五八年二月二十四日から四月二十七日までジュネーブで第一回海洋法会議が開催せられた。この海洋法会議では、領海及び接続水域に関する条約、公海に関する条約、漁業及び公海生物資源の保存に関する条約、大陸棚に関する条約の四つの条約、一議定書、九つの決議が採択された。船舶の国籍についての規定を審議したのは、公海の一般

制度 (High Seas : General Régime) を分担した第二委員会 (Second Committee) であった。この海洋法会議の第二委員会の審議に付託せられた国際法委員会の提出した海洋法についての最終報告の第二十九条は、

一 各国は、船舶に対する自国の国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての条件を定めるものとする。船舶はその国旗を掲揚する権利がある国家の国籍を保有する。それにもかかわらず、その船舶の国家的属性が他の国家によってみとめられるためには、その国家とその船舶との間には真正なる連鎖が存在しておらなければならぬ。

二 商船の国旗掲揚権は当該旗国の官憲の発給する文書によって証明せられる。

という規定であった。ところが、海洋法会議の第二委員会が採択した第二十九条は、

一 各国は、船舶に対する自国の国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての条件を定めるものとする。船舶はその国旗を掲揚する権利がある国家の国籍を保有する。それにもかかわらず、その船舶の国家的属性が他の国家によってみとめられるためには、その国家とその船舶との間には真正なる連鎖が存在しておらなければならぬ。特に、その国家は、自国の国旗を掲揚する船舶に対して、行政的・技術的・社会的問題についてその管轄権及び管理権を有効に行使しなければならぬ。

二 各国は、自国の国旗を掲揚する権利を許容した船舶に対して、その趣旨の文書を発給するものとする。

1 Each State shall fix the conditions for the grant of its nationality to ships, for the registration of ships in its territory, and for the right to fly its flag. Ships have the nationality of the State whose flag they are entitled to fly. Nevertheless, for purposes of recognition of the national character of the ship by other States, there must exist a genuine link between the State and the ship; in particular, the State must effectively exercise its jurisdiction and control in administrative, technical and social matters over ships flying

its flag.

2 Each State shall issue to ships to which it has granted the right to fly its flag documents to that effect.

となつてゐる。⁽¹⁾ 國際法委員会の第二十九条と海洋法會議の第二委員會の第二十九条との相異は、第一項の第三のセ
ンテンスのあとに「特に、その国家は、自国の国旗を掲揚する船舶に対して、行政的・技術的・社会的問題につ
てその管轄権及び管理権を有効に行使しなければならない」という文言が後者につけ加えられていることと、第二
項の文言が全面的にかわつてゐることである。第二項の文言が全面的にかわつたのは、オランダの修正案をとり
入れたからであるが、ジュネイン・リンクには直接の関係がないので、こゝではとりあげない。

第一項の第三のセンテンスのあとに新たな文言が追加されたのは、「特に、その国家は、自国の国旗を掲揚する船舶
に対して、その管轄権及び管理権を有効に行使しなければならない」という文言をつけ加えるべしというイタリー
の提案と、このイタリーの提案の中に「行政的・技術的・社会的問題について」という文言を加えるべしというフ
ランスの修正案とが採択されたからである。後者のフランスの修正案は賛成二十四・反対十六・棄権十四で、フ
ランスの修正案を含むイタリーの提案は賛成三十四・反対四・棄権十七で採択されたのである。⁽²⁾
ところで、イタリー代表は、第二十九条についてのイタリーの提案を説明して、

「多くの代表が旗国とその国籍をもとめる船舶との間のリンクについてもっとよい定義をする必要があることを強調してい
ることを想起する。海洋法の法典化を要請されているのであるから、この會議は現代生活の法的現実を無視することはできな
いのである。

國際法委員會は最初は国旗掲揚の許容を律する若干の規範をその草案の中にいれることをぞんでいたが、その第八会期で
この努力を放棄せざるをえなかつた。その法制が國際法委員會の最初に提案した規則に完全に一致しているイタリー政府は詳

細な提案を受諾する用意があったが、しかし、各国の実行があまりにもちがっているで国際社会の全体にうけいられるような共通分母ができないことに気がついたのである。イタリア政府はイタリア提案をだしたが、その主たる目的は、主権の行使の一对の構成分子である有効な管轄権及び管理権こそ船籍決定の最も重要な要素の一つであることを強調することによって、国際法委員会の最終案を明確にしようとする事なのである。この方式は、詳細な規定に固有な困難を回避するとともに、なにが船舶と国家との間のリンクであるべきかを明確にしめすことになるであろう。」

といっている。⁽²⁾ ジュヌイン・リンクを詳細に具体的に定義することはできないが、「有効な管轄権及び管理権」を船籍決定の重要な要素の一つであるというのである。フランス代表は、

「これ等の基準（筆者註、船籍許与の基準）は国家によってその自由な判断できめられるべきであるが、ジュヌイン・リンクを要件としてきめることそれ自身がこのような自由裁量をもとめると矛盾するというのは根拠のない主張である。国際法学会の一八九六年の会議でも、また、国際法委員会の討論でも証明されているように、各国のきめる要件が種々ちがっている結果、統一された規則を課することが全然不可能であるから、各国はそれ自身の基準をえらぶ自由をもったのである。しかしながら、どのような基準をえらんでも最後の結果は同じでなくてはならないのである。すなわち、旗国による船舶に対する管理権の有効な行使である。」

といって、イタリア案を支持するとともに、イタリア案に「行政的・技術的・社会的問題について」という文言を追加することを提案したのである。ノールウェイ代表も、イタリア案を支持して、

「有効な管轄権及び管理権がジュヌイン・リンクの不可欠な特徴であることは一般に同意されているから、イタリアの修正をとりいれることによってより明確になるであろう。船舶所有者の国籍または住所、営業の本拠地、土官及び乗組員の国籍、旗国の裁判所に船舶所有者を実際に訴えることができる程度というようなものもあるが、これ等の中のどれかを絶対必要なも

のであるとしてえらびだすことは困難であろう。これ等すべての要素を総計したものがこそ重要な意義があるのである。それ故に、もっと詳細な定義をしようとするのは無駄なことであろう。」

といている。船主の国籍や住所、士官及び乗組員の国籍、営業の本拠地等々のものも考えられるが、ジュネスイ
ン・リンクの不可欠の要素は有効な管轄権及び管理権であるとしているのである。スエーデン代表も、

「有効な管理権及び管轄権がジュネスイ
ン・リンクの原則の不可欠の要素であることはなんらの疑問もない。管理権及び管
轄権をもっと詳細に定義しようとしても、現在の状況ではより明確な結論は出そうもないのである。」

といて、イタリー案を支持している。そのほか、イギリス・オランダ・スペイン・ポルトガル・ユーゴ・中国
・デンマーク等もイタリー案に賛成しているのである。また、ニュージーランド代表は、イタリー案に対する最終
的態度を留保しながらも、

「いずれの国家も船舶に対する自国の国籍の許与についての条件をきめるにあたって広汎な自由裁量権をもって、国
際社会全体の利益のためにこの自由裁量にも若干の制限がなければならぬ。国際法委員会はジュネスイ
ン・リンクという概念
にそのような制限を留意したのであった。」

といて、イタリー案を好意的に研究するといっている。

ところで、ジュネスイ
ン・リンクという言葉があまりにも漠然としすぎているという批判に対して、ノールウェイ
代表は、

「この委員会の第十三回会合でのフランソワのステートメントの中でも指摘されているように、漠然とした概括的な言葉は、

国内法でもしばしば使われておるのであり、国際法でも使われていないわけではないのであって、「この委員会自身が、第二十七条（筆者註、現在の公海に関する条約の第二条）についてのイギリスの修正案を採択して」、「合理的な考慮を払ったうえで（with reasonable regard）」という言葉をいれておるが、この言葉は、はじめはアメリカによって提案されたものであり、その意味をこれ以上明確にされなかったが、それでもこのようにうけいれられたのである。」

といて反論している。また、リベリヤ代表が「特に（in particular）」という言葉が不明確であるといったのに対して、オランダ代表は「就中（above all）」という意味であるとこたえている。

とにかく、第二十九条一項の第三のセンテンスについてはフランス修正案を含んだイタリー案が採択せられたのであるが、そのほかに表決の結果否認せられたものとしては、リベリヤ案・リベリヤ案に対するパナマの修正案・ドイツ案があった。ドイツ代表は、

「船舶と旗国との間にジュネイン・リンクが必要であるというのは国際法のみとめられた原則である。しかしながら、リンクの存在は登録のあとにつくられるフィクションであってはならないのであり、船舶が登録せられる前に確立せられるべきなものかでなくてはならない。」

といて、ジュネイン・リンクをより詳細に定義するために、有効な管轄権及び管理権のほかに、船舶所有者の国籍や住所をも含ませようとして、「国家・船舶・船舶所有者の間にジュネイン・リンクが存在しなければならぬ」という提案をしたのである。リベリヤ案は、

「各国は、船舶に対する自国の国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての条件をさだめる。国家はその船舶に対して有効な管轄権及び管理権を行使するものとする。船舶はその国旗を掲揚する権利が

ある国家の国籍を保有する。」

という規定である。リベリヤ案に対するパナマの修正案は、国家は船籍許与の条件だけでなく船籍取消の条件もさだめることができるというものであった。

ところで、リベリヤ案がイタリー案と相異している点は、「国家と船舶との間には真正なる連鎖が存在しておらなければならぬ」というジュヌイン・リンクについての文言、及び「船舶の国家的属性が他の国家によって認められるためには」という不承認原則 (principle of non-recognition) が削除されている点である。パナマ代表は、

「国際法委員会はジュヌイン・リンクがどんなものであるかを明記できなかった。ほかのすべてのものと同様に国際法委員会もわからなかったからである。国家の権利・義務を明確な表現でもって確立することを目的とした条約文の中に、そのような不明確なものをいれることは許さなければならない。」

といて、ジュヌイン・リンクに反対している。また、リベリヤ代表は、ジュヌイン・リンクという言葉が混乱をまねくという理由から、ジュヌイン・リンクについての文言の削除を主張したのである。アメリカ代表も、

「国際法委員会自身が、ジュヌイン・リンクは漠然たる基準であって有効な管轄権及び管理権という言葉をつけ加えてもそのアイマイさはなくならないことをみとめている。有効な管轄権及び管理権は、基準にはならないのであって、単なる一つの目的であり、したがって、全然ジュヌイン・リンクという言葉を明確にするものではない。」

といている。いずれも、ジュヌイン・リンクという言葉がアイマイであって、しかもこれを明確に定義できないことを理由にして、ジュヌイン・リンクについての文言の削除を主張したのである。

不承認原則については、パナマ代表は、

「各国は自国の船籍の許与についての条件を定めると規定しておいて、次に、その船籍が他の国家によってみとめられるために国家と船舶との間にジュヌイン・リンクが存在すべきことを要求するのは矛盾である。……そのうえに、ジュヌイン・リンクという言葉は、国家が他国の内政に干渉することを助長することになるであろう。」

といている。リベリヤ代表は、不承認原則は国際的な摩擦をひきおこすとして、その削除を提案したのである。アメリカ代表も、

「第二十九条一項の第三のセンテンスは、アル国家が他の国家の船舶の国籍をみとめることを一方的に拒否する可能性を含むものである。明らかに、国家がその船舶を公海で航行させる権利には、公海の秩序を維持するために、それ等船舶に対して管理権と有効な管轄権を行使すべき対応する義務をとまなうものである。しかしながら、旗国によって有効な管轄権が行使されなかったケースがあったことをしめすなんらの証拠もだされていないのである。」、「要するに、この会議はジュヌイン・リンクがなんであるかわからないと国家にいうと同時に、もしジュヌイン・リンクが存在しないとわかったならば当該船舶の国籍をみとめない自由があると国家にいうとするものである。そのような国際法の原則は本来危険なものである。」

といて、第二十九条一項の第三のセンテンスの削除を主張したのである。

前述のように、ジュヌイン・リンクの概念及び不承認原則を削除しているリベリヤ案もリベリヤ案に対するパナマの修正案も否決せられた。ところが、フランス修正案を含んだイタリー案が採択せられたあとで、リベリヤ代表の要求によって「不承認原則」の文言だけが別に表決にかけられたが、不承認原則の文言も三十九―三十一―十六で採択せられたのである。⁴⁾

かくして、第二委員会が採択して本会議に報告した第二十九条は、国際法委員会の第二十九条一項の第三のセンテンスのあとにフランス修正案を含んだイタリー案の文言がつけ加えられ、さらに、オランダ案によって第二項が

修正せられたものであった。ところが、海洋法会議の第十回会合で、エル・サルバドールの代表が、不承認原則は国家主権の原則をおかすものであるとして、この不承認原則の文言について別に表決することを要求した。表決の結果不承認原則の文言は三十一―五―十七で否決されたが、これは大規模なロビー (extensive lobbying 裏面工作) があったからであるといわれている。⁶⁾ その結果、公海に関する条約の第五条は、第二委員会の報告した第二十九条から不承認原則の文言をとったものとなったのである。

(1) Official Records of the United Nations Conference on the Law of the Sea, Vol. W.: Second Committee, p. 150.

(2) Ibid., p. 75.

(3) Ibid., p. 61. なお、以下に引用する海洋法会議の第二委員会における各国代表の主張は、すべてこの資料の六一頁―六七頁を参照。

(4) Ibid., p. 75.

(5) Official Records of the United Nations Conference on the Law of the Sea, Vol. II.: Plenary Meetings, p. 20.

(6) Max Sørensen, Law of the Sea, International Conciliation No. 520, 1958, p. 205.

四 ジェヌイン・リンク条項の解釈上の問題

公海に関する条約の第五条「船舶の国籍」についての規定は次のようになっている。⁷⁾

第五 条

一 各国は、船舶に対する自国の国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての

条件をさだめるものとする。船舶はその国旗を掲揚する権利がある国家の国籍を保有する。その国家とその船舶との間にはジュネイン・リンクが存在しておらなければならないのであって、特に、その国家は、自国の国旗を掲揚する船舶に対して、行政的・技術的・社会的問題についてその管轄権及び管理権を有効に行使しなければならない。

二 各国は、自国の国旗を掲揚する権利を許容した船舶に対して、その趣旨の文書を発給するものとする。

1 Each State shall fix the condition for the grant of its nationality to ships, for the registration of ships in its territory, and for the right to fly its flag. Ships have the nationality of the State whose flag they are entitled to fly. There must exist a genuine link between the State and the ship: in particular, the State must effectively exercise its jurisdiction and control in administrative, technical and social matters over ships flying its flag.

2 Each State shall issue to ships to which it has granted the right to fly its flag documents to that effect.

ところが、この第五条の一項の第三のセンテンス、すなわち、ジュネイン・リンク条項について解釈上の問題がおこったのである。

「政府間海事協議機構の海上安全委員会の構成」の問題について国際司法裁判所において口頭陳述がなされた時に、ノールウェイは、

「船籍許与のための基準についての各国の実行はいろいろ異っているから、必要な基準と重要でない基準とをえりわけるとは非常に困難であるが」、「ジュネイン・リンクは船籍許与のための種々の基準の総計であり」、「有効な管轄権及び管理権は必須の条件であって」、「有効な管轄権及び管理権はジュネイン・リンクの不可欠の要素である。」

と述べている。⁽²⁾ また、ジュネーブ海洋法会議の第二委員会においては、前述のように、イタリー代表は、

「有効な管轄権及び管理権こそ船籍決定の最も重要な要素の一つであるべきであって」、「この方式は、なにが船舶と国家との間のリンクであるべきかを明確にしめすものである。

といている。また、同じくジュネーブ海洋法会議の第二委員会において、ドイツ代表は、前述のように

「ジュヌイン・リンクの存在は、登録のあとにつくられるフィクションであってはならないのであり、船舶が登録せられる前に確立せられるべきなものなのである。」

といている。これ等の主張にもとづくならば、ジュヌイン・リンクは船舶と旗国との間に存在すべき船籍許与のための概括的基準であり、有効な管轄権及び管理権の行使はジュヌイン・リンクの不可欠の構成要素であって、船舶と旗国との間に登録前に存在すべきものであるということになる。換言するならば、有効な管轄権及び管理権をその不可欠の構成要素としているジュヌイン・リンクは、船舶の登録の前に船舶と国家との間に存在する登録のための要件である。

ところが、ボツェックは、ジュヌイン・リンクについての解釈として、⁽³⁾

「定義されていないしまた定義できないジュヌイン・リンクの概念は第五条一項のテキストから削除されるべきであり、第五条一項は次のように解釈されるべきである。すなわち、

各国は、船舶に対する自国の国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての条件をさだめるものとする。船舶はその国旗を掲揚する権利がある国家の国籍を保有する。各国は、自国の国旗を掲揚する船舶に対して、行政的・技術的・社会的問題についてその管轄権及び管理権を有効に行使せねばならない。」

といている。これは第五条一項の立法論であって解釈論ではない。このボツェックのいっている第五条一項は、

第二のセンテンスと第三のセンテンスとの順序をかえると、ジュネーブ海洋法会議の第二委員会において三六一―六一六で否決せられたリベリヤ案と全く同じである。しかし、「ジュヌイン・リンク」と「有効な管轄権及び管理権」とが第五条一項の第三のセンテンスの中に文言として現実に存在するのであるから、ジュヌイン・リンク条項の解釈としては、「ジュヌイン・リンク」に目をつぶって「有効な管轄権及び管理権」のみをとりあげることではできないのである。しかも「ジュヌイン・リンク」と「有効な管轄権及び管理権」との間には「in Particular (特に)」という言葉がはいっている。フランス語の原文では「notamment (なかんずく)」となっているが、ポツェックは「in particular (特に)」よりも「that is (すなわち)」という意味のほうに近いといっている⁽⁴⁾。前述のように、ジュネーブ海洋法会議の第二委員会では、リベリヤ代表が「in particular (特に)」という言葉は明確であるといったのに対して、オランダ代表は「above all (なかんずく)」という意味であるとこたえている。「なかんずく」であるにせよ、「すなわち」であるにせよ、in Particular でつながれているジュヌイン・リンク条項の前半と後半とをわけて、「ジュヌイン・リンク」は船舶と旗国との間に登録前に存在すべき要件であり、「有効な管轄権及び管理権」は船舶と旗国との間に登録後に存在すべき要件であるとして、わけて解釈することはできないであろう。

リベリヤは国際司法裁判所における口頭陳述で、

「公海に関する条約の中に含まれているジュヌイン・リンク概念について注意さるべき重要な第二の点は、ジュヌイン・リンクは享益的所有権に関係がないのみならず登録前に存在すべき条件にも全然関係がないということである。ジュヌイン・リンク概念のもつ特質、すなわち、行政的・技術的・社会的問題についての管轄権及び管理権の旗国による有効な行使は、このジュヌイン・リンク概念が登録前の事象にではなくして登録後の事象に最終的には関係するようにしようとしてせられていたこ

とをしめしている。要するに、ジュヌイン・リンク概念は、国家がその国旗のもとにある船舶に対してなにかをせよという通告 (extortion) なのである。ジュヌイン・リンクについての文言の前に最初は存在していた不承認条項がジュネーブ会議でバツサリと削除されたことによって、この見解は確認されるのである。」

といっている⁽⁵⁾。このリベリヤの見解によると、「ジュヌイン・リンク」ならびにジュヌイン・リンクの特質である「管轄権及び管理権の有効な行使」は、登録前に船舶と国家との間に存在すべき条件をあらわすものではなく、登録後に旗国がその船舶に対してもつべき関係やとるべき行為を意味することになる。また、ボツェックは、

「第五条のジュヌイン・リンク条項は、航行の安全及び秩序のために、旗国が公海上で自国の国旗を掲揚する船舶を効果的に管理すべき義務をさだめた概括的な規則であると解釈されねばならないのであり」、「船籍国は、その登録文書を船舶に発給することのほか、公海を利用するすべてのものの利益になるように、公海上の自国の船舶を有効に管理すべき義務、ならびに、自国の船舶を保護する必然的な権利をもっている。」

といっており⁽⁶⁾、旗国は登録後にその船舶に対して管轄権及び管理権を有効に行使すべき義務をおうものであると解しているのである。さらに、ピント (Roger Pinto) は、

「しかしながら、会議の採択した公海に関する条約の第五条では、その条件をさだめる国家の自由はなんら制限をうけていないのである。第五条の要求していることは、国家がその船舶に対して管轄権及び管理権を有効に行使することである。これがまさにジュヌイン・リンクを設定するのである。」

といっている⁽⁷⁾。管轄権及び管理権の有効な行使は登録後の旗国の義務であり、有効な管轄権及び管理権が旗国と船舶との間に登録後のジュヌイン・リンクを設定するものであって、ジュヌイン・リンクは国旗掲揚権を許容するた

めの条件ではなくして国旗掲揚権を許容した結果であると解しているのである。

このように、ジュヌイン・リンク条項については、国家が船舶に対して自国の船籍を許与するための要件をさだめたものであるという見解と、国家が自国の船籍を許与した後にその船舶に対してなすべき義務をさだめたものであるという見解とが対立しているのである。要するに旗国と船舶との間のジュヌイン・リンクは登録の前に存在すべきものなのか登録の後に存在すべきものかということである。パントは、「国旗掲揚をみとめる条件が必要であるとする人々は、条件と結果とは結びついたものであると主張する」が、船籍許与のための基準と船籍許与の結果とは区別せられるべきであるとして、ジデール (Gilbert Gidel) の

「船籍許与のために国家がとることのできる基準とそれ等基準が保証せねばならない結果とは明瞭に区別されなければならないのであり」、「国家はそれ自身の基準をえらぶ自由があるが」、「しかし、最後の結果はいずれにせよ同じでなくてはならないのである。すなわち、旗国による船舶に対する管理権の有効な行使である。」

という見解を引用している。⁽⁸⁾パントの引用しているジデールの見解は、ジュネーブ海洋法会議の第二委員会がジデールがフランス代表として表明したものである。ジデールは、ジュネーブ海洋法会議の第二委員会のところで述べたように、この見解を表明したあとで、「行政的・技術的・社会的問題について」という文言をつけ加えることによってイタリー案を支持し、フランス案を撤回しているのである。ところが、ジデールが支持したイタリー案というのは、前述のように、ジュヌイン・リンクを登録の結果としたものではなく、有効な管轄権及び管理権をその構成分子とするジュヌイン・リンクを船籍許与のための基準としたものであった。したがって、このジデールの態度は矛盾しているようにおもわれるのである。

こゝで再び繰返して詳論するまでもなく、国際法委員会は、最初は船籍許与のための要件を具体的にさだめよう

としたが、その第八会期でこの態度をかえて指針的の原則であり概括的基準であるジュヌイン・リンクという概念を採用したのである。したがって、ジュネーブ海洋法会議の第二委員会での慎重な審議のあとで行われた表決においても、ジュヌイン・リンクが明らかに船籍許与のための要件であることをしめすものである。「それにもかかわらず、その船舶の国家的属性が他の国家によってみとめられるためには」という所謂不承認条項を削除の要求にもかかわらず採択したのである。とにかく、ジュヌイン・リンクという言葉が船籍許与のための概括的基準を表現するものとして生れてきたことは否定できないであらう。ポツェックは、

「船舶に適用せられるジュヌイン・リンクの概念は、この概念を鼓吹した人々にとっては危険な競争であり且つ他の経済上の理由から不都合である便宜船籍を抑制するための国際法上の手段として考えだされたものであり」、「国際法委員会からジュネーブ海洋法会議にうけつがれたジュヌイン・リンクの概念はなお漠然として定義されないままであって、会議の第二委員会で明示の不承認条項がそのまゝ残されたことによつて、論理と国際慣行に反するとともに国際商取引ならびに国際関係一般に有害な要素を含んでいたのであつて」、「このアイマイな規定に固有の危険がジュネーブ会議の本会議をして不承認条項を削除せしめることにはなつたが、ジュヌイン・リンクという要件はその刃はけづられたけれどもそのまゝ残つてゐるのである。」といつてゐる。なるほど、ジュネーブ海洋法会議の本会議で不承認条項が削除されたことによつて、その「キバ」はぬかれたかもしれないけれども、船籍許与のための概括的基準を表現するジュヌイン・リンクという言葉は残つてゐるのである。その記録がしめしているように、ジュネーブ海洋法会議の本会議では充分な審議もなされずしてあつたりと不承認条項が削除されたのである。このように不承認条項という「キバ」をいとも簡単にとおしたあとで、残されたジュヌイン・リンク、すなわち、もともと船籍許与のための概括的基準を表現する概念として生れてきたジュヌイン・リンクを有効な管轄権及び管理権とともに国家が船籍許与のあとでその船舶に対しておう義務と

解釈してよいものであるうか。ボツエックは、

「第五条の中で現在ジュヌイン・リンクのことが言及されているのは、前に不承認条項を含んでいたテキストの場ちがいの遺物であって、それ故に不承認条項といっしょに否認せらるべきであった。」

といっている。⁽¹⁰⁾ 第五条一項の第三のセンチンスにジュヌイン・リンクについての言及がなく、ただ「国家は、自国の国旗を掲揚する船舶に対して、行政的・技術的・社会的問題についてその管轄権及び管理権を有効に行使しなければならぬ」となっているのであるならば、管轄権及び管理権の有効な行使を登録後の旗国の義務と解することもできるかもしれない。しかし、ジュヌイン・リンクについての言及が残っている現在の第五条一項の第三のセンチンスをそのように解することは無理ではないかとおもわれるのである。

要するに、ジュヌイン・リンクについては、ジュヌイン・リンクが国家と船舶との間に存在すべき船籍許与のための要件であるとする人々は、ジュヌイン・リンク条項が採択された経緯からそのように理解するのである。これに対して、ジュヌイン・リンクが旗国とその船舶との間に存在すべき船籍許与後の要件であるとする人々は、ジュヌイン・リンクの意義が漠然としているところから、まず「有効な管轄権及び管理権」を船舶登録後にその船舶に対して旗国がおう義務であると理解して、そこから in particular でつながっているジュヌイン・リンクを船舶登録後に旗国と船舶との間に存在すべき要件と解するのである。

(1) Official Records of the United Nations Conference on the Law of the Sea, Vol. II.: Plenary Meetings, p. 136.

(2) Oral Statement of Mr. Seyersted representing the Government of Norway, I. C. J. Pleadings 1960., pp. 367
~ 368.

- (c) Boczek, op. cit., p. 284.
- (4) Ibid., p. 275.
- (5) Oral Statement of Mr. Weeks representing the Government of Liberia, I. C. J. Pleadings 1960., p. 297.
- (6) Boczek, op. cit., p. 283.
- (7) Roger Pinto, Flags of Convenience, Journal du Droit International, 1960, pp. 362 ~ 364.
- (8) Ibid., pp. 364 ~ 366.
- (9) Boczek, op. cit., p. 291.
- (10) Ibid., p. 291.

第三章 政府間海事協議機構条約の改正と便宜置籍船国

——国際法上の船籍(三)——

第一節 海上安全委員会および理事会の理事国の改選

- 一 海上安全委員会の理事国の改選
- 二 理事会の理事国の改選

第二節 政府間海事協議機構条約の一部改正

- 一 国際司法裁判所の勧告的意見をめぐる諸問題
- 二 第十七条および第十八条の改正
- 三 第二十八条の改正
- 四 改正の意義

第三節 政府間海事協議機構条約の全面改正

- 一 全面改正
- 二 海上安全委員会および理事会の改組の意義

第一節 海上安全委員会および理事会の理事国の改選

一 海上安全委員会の理事国の改選

国際司法裁判所は、「一九五九年一月十五日に選出された政府間海事協議機構の海上安全委員会は政府間海事協議機構条約に準拠して構成されていない」という勧告的意見を一九六〇年六月八日に表明した。⁽¹⁾ 政府間海事協議機構（略称IMCO）の一九五九年一月の第一回総会で便宜置籍船国であるリベリヤおよびパナマを海上安全委員会の最大船腹保有国としての理事国に選出しなかったことが問題になったのである。⁽²⁾ 国際司法裁判所の副書記官（Deputy Registrar）から、IMCO事務局長は一九六〇年六月十日に、IMCO加盟国はその後、国際司法裁判所のこの勧告的意見書を受けとっている。⁽³⁾ 事務局長は、同年十月の理事会第四会期に対して、国際司法裁判所のこの勧告的意見についてその注意を喚起した。そこで、理事会第四会期は、この勧告的意見をテーク・ノートし、この問題を第二回総会の議題とすることにした。⁽⁴⁾

ところが、リベリヤは、同年十一月一日付の事務局長宛の覚書で、次回の海上安全委員会にそのオブザーバーを参加させたいという意向を表明したのである。これに対して、事務局長は、十一月三日に、十一月八日から十日まで開催される予定の海上安全委員会にこのリベリヤの意向をつたえ、このオブザーバー参加に関連してIMCO条約第三十二条への留意を海上安全委員会に促すつもりであると回答している。⁽⁵⁾ このIMCO条約第三十二条は、「海上安全委員会は、いずれかの加盟国に特に関係のある事項について審議を行なうときは、その審議に投票権なしで参加するようにその加盟国を勧誘する」というものである。かくしてリベリヤは十一月八日から十一日まで開催された海上安全委員会第三会期にオブザーバーとして参加したが、このリベリヤのオブザーバー参加は「海上安全委

員会の構成という別個の問題に先入観をあたえるものではない (without prejudice to the separate question of the constitution of the Committee)」という了解のもとであったのである。⁽⁹⁾ とにかく、海上安全委員会の理事国を選出するのは総会であり (第二十八条)、総会の通常会期は二年ごとに一回開催されるのであって (第十四条)、第二回通常総会は一九六一年四月に開催されることになっていた。

第二回総会は、四十七加盟国 (准加盟国二カ国を含む)⁽⁷⁾ のうちの三十九カ国が参加して、一九六一年四月五日から十四日までロンドンで開催された。この総会の議題一〇が「海上安全委員会の構成についての第一回総会による国際司法裁判所の勧告的意見の要請に関する報告 (Report on request by the first Assembly for an Advisory Opinion of the International Court of Justice on the constitution of the Maritime Safety Committee)」であった。総会は、四月六日に議題一〇の審議にはいり、「一九五九年一月十五日に選出された海上安全委員会はいまや解散されるべきであり」、「勧告的意見で国際司法裁判所によって解釈されているが如き I M C O 条約第二十八条に準拠して新しい海上安全委員会を構成し」、「海上安全委員会の一九五九年から一九六一年までの会期 (筆者註、海上安全委員会の第一会期は一九五九年一月十九日に、第二会期は一九五九年十一月二十三日から二十五日まで、第三会期は一九六〇年十一月八日から十一月日まで開かれている) でとられた各種の措置をここで採択し確認する」と決議したのである。⁽⁸⁾

そこで総会は新しい海上安全委員会の理事国を選出することになったのであるが、同年三月三十日に既に事務局長はロイド船級協会の船舶登録統計表に基く I M C O 加盟国の商船隊の一九六一年二月二十八日現在の次のような総トン数表を総会に提出していた。⁽⁹⁾

まず、総会は、このロイド船舶登録統計表の上位八カ国、すなわちアメリカ・イギリス・ノールウェイ・リベリヤ・日本・ギリシャ・イタリー・フランスを最大船腹保有国としての八理事国と決定した。⁽¹⁰⁾ ついで、総会は、海上

IMCO加盟国に登録された商船隊の総トン数

(1961年2月28日現在)

出典：ロイド船舶登録統計

1	アメリカ	24,343,313	24	イスラエル	355,052
2	イギリス	21,712,174	25	中国	347,755
3	ノールウェイ	11,688,400	26	パキスタン	274,335
4	リベリヤ	10,973,765	27	インドネシア	250,569
5	日本	7,654,962	28	ニュージーランド	235,200
6	ギリシャ	5,423,109	29	アラブ連合	202,958
7	イタリア	5,366,938	30	メキシコ	183,109
8	フランス	5,045,088	31	スイス	157,631
9	オランダ	4,977,723	32	アイルランド	144,326
10	ドイツ(西)	4,685,313	33	ホンジュラス	132,006
11	パナマ	4,100,301	34	アイスランド	109,582
12	ソ連	3,993,145	35	ブルガリヤ	56,938
13	スウェーデン	3,940,252	36	ビルマ	34,288
14	デンマーク	2,327,711	37	ナイジェリヤ	34,256
15	カナダ	1,653,704	38	キューバ	33,619
16	アルゼンチン	1,117,840	39	イラン	29,903
17	インド	910,972	40	ガーナ	28,592
18	フィンランド	841,310	41	エクアドール	25,694
19	ユーゴスラビア	811,148	42	ドミニカ	17,085
20	ポーランド	743,479	43	カンボジア	1,880
21	ベルギー	722,866	44	アイボリー・コースト	} フランスに 含まれる
22	トルコ	679,979	45	セネガル	
23	オーストラリア	599,678	46	ハイチ	0

(グロス・トン)

の安全に重大な利害関係を有する加盟国たる残りの六理事国として、オランダ・ドイツ・ソ連・カナダ・アルゼンチン・パキスタンを選出した。なお、これ等十四理事国の任期は、総会議長の裁定(the President's ruling)により、選出された日すなわち一九六一年四月十三日から四年間とされた。

以上の結果、一九六一年のロイド船舶登録統計表の順位によると、上位八カ国が最大船腹保有国としての八理事国となり、第九位のオランダ、第十位のドイツ、第十二位のソ連、第十五位のカナダ、第十六位のアルゼンチン、第二十六位のパキスタンが海上の安全に重大な利害関係のある六理事国として当選しているのである。また、新旧の海上安全委員会の構成を比較してみると、十四理事国全体としてはアラブ連合のかわりに便宜置籍船国のリベリヤが新たに入り、最大船腹保有国としての八理事国としてはオランダとドイツのかわりにリベリヤとギリシャ（旧海上安全委員会では海上の安全に重大な利害関係のある六理事国のなかの国）が入り、このオランダとドイツは最大船腹保有国としての理事国から海上の安全に重大な利害関係のある六理事国のなかに入ったのである。なお、旧海上安全委員会理事国の選出の当時には第八位でありながら最大船腹保有国としての八理事国にも残りの六理事国にも選出されなかった便宜置籍船国のパナマは、今回は第十一位の船腹保有国であるから当然に最大船腹保有国としての八理事国のなかには入らなかった。そのみならず、海上の安全に重大な利害関係のある残りの六理事国の選出は十五の候補国について秘密投票で行なわれ、総投票数二二〇票のうちで当選した六理事国の得票数合計が一七八票であったのに対して、第十一位の船腹保有国であるパナマはわずかに五票の得票であったといわれている。⁽¹⁾

(1) 本書 一三三頁。

(2) 本書 二二一―二二三頁。

- (3) IMCO/Council W/9.
- (4) IMCO/Council W/9. and IMCO/A. II/10.
- (5) IMCO/MSC. III/WP. 1.
- (6) IMCO/A. II/11.
- (7) 准加盟国ナイジェリヤは欠席している。なお、IMCO/A. II/Res. 26.によると、当時国連非加盟国であったモリタニヤは第二回総会で四月十三日にIMCOへの加盟が認められている。
- (8) IMCO/A. II/Res. 21.
- (9) IMCO/A. II/WP. 1. 一九六一年二月二十八日現在のIMCO加盟国の商船隊の総トン数であるから、同年三月八日に加盟したマダガスカルは掲載されていない。
- (10) IMCO/A. II/Res. 40.
- (11) K. R. Simmonds, The Constitution of the Maritime Safety Committee of IMCO, International and Comparative Law Quarterly, 1963, Vol. 12, p. 80.

二 理事会の理事国の改選

IMCOの理事会は、

- (a) 国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ六加盟国、
- (b) 国際海上貿易に最大の利害関係をもつ六加盟国、
- (c) 国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ国のなかから総会が選出する二加盟国、
- (d) 国際海上貿易に実質的な利害関係をもつ国のなかから総会が選出する二加盟国、

の計十六理事国で構成されている（第十七条）。一九四八年二月十九日から三月六日までジュネーブで開催されIMCO条約を採択した国際連合海事会議は、IMCO条約が発効して第一回総会の開催されるまでの間、十二カ国からなる準備委員会(Preparatory Committee)を設けた。この準備委員会を構成した十二カ国のなかで、ギリシャ・オランダ・ノールウェイ・スエーデン・イギリス・アメリカの六カ国は第一次理事会の(a)種理事国に、アルゼンチン・オーストラリア・ベルギー・カナダ・フランス・インドの六カ国は第一次理事会の(b)種理事国とされた(第十七条に言及されている条約の附属書I)。第一次理事会の(c)種理事国としてはイタリアと日本が、第一次理事会の(d)種理事国としてはドイツとソ連が、第一回総会で選出されたのであった。⁽¹⁾

ところで理事会の理事国の任期は総会の次の通常会期までの二年である(第十九条)。したがって、第二回総会で第二次理事会の(c)種理事国としてアルゼンチンとソ連および(d)種理事国としてオーストラリアとインドが選出されたので、第一次理事会が既に第二次理事会の(a)種理事国として決定していたギリシャ・イタリア・日本・ノールウェイ・イギリス・アメリカおよび(b)種理事国として決定していたベルギー・カナダ・ドイツ・フランス・オランダ・スエーデンとあわせて、以上十六理事国をもって構成された第二次理事会が発足したのであった。⁽²⁾

以上の結果、第一次理事会の理事国であった十六加盟国はいずれも第二次理事会の理事国となったが、第二次理事会はそれを構成する(a)・(b)・(c)・(d)の各種理事国の国別で第一次理事会と異なっているのである。すなわち、

(イ) ギリシャ・ノールウェイ・イギリス・アメリカの四国は第二次理事会でも(a)種理事国(国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国)として再選されているが、第一次理事会で(a)種理事国であったオラ

ングおよびスエーデンは第二次理事会では（b）種理事国（国際海上貿易に最大の利害関係をもつ国）となり、第一次理事会では（c）種理事国（国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ国）であったイタリーおよび日本が第二次理事会の（a）種理事国となっている。

（ロ） 第一次理事会で（b）種理事国（国際海上貿易に最大の利害関係をもつ国）であったアルゼンチン・オーストラリア・インドのなかで、オーストラリアおよびインドは第二次理事会では（d）種理事国（国際海上貿易に実質的な利害関係をもつ国）となり、アルゼンチンは第二次理事会では（c）種理事国（国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ国）となっている。

（ハ） 第二次理事会の（b）種理事国（国際海上貿易に最大の利害関係をもつ国）のなかで、ベルギー・カナダ・フランスの三国は再選であるが、ドイツは第一次理事会では（d）種理事国（国際海上貿易に実質的な利害関係をもつ国）であったのである。

（ニ） 第二次理事会の（c）種理事国（国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ国）であるソ連は、第一次理事会では（d）種理事国（国際海上貿易に実質的な利害関係をもつ国）であったのである。

また、新しく構成された海上安全委員会の十四理事国のなかで第二次理事会（十六理事国）の理事国は、アメリカ（ロイド船舶登録統計表の第一位、a種理事国）、イギリス（第二位、a種理事国）、ノールウェイ（第三位、a種理事国）、日本（第五位、a種理事国）、ギリシャ（第六位、a種理事国）、イタリー（第七位、a種理事国）、フランス（第八位、b種理事国）、オランダ（第九位、b種理事国）、ドイツ（第十位、b種理事国）、ソ連（第十二位、c種理事国）、カナダ（第十五位、b種理事国）、アルゼンチン（第十六位、c種理事国）の十二カ国である。なお便宜置籍船国であるリベリヤ（第四位であるから新しく構成された海上安全委員会の最大船腹保有国としての理事国）および同じく便宜置籍船国である

パナマ(第十一位)はいずれも第一次理事会と同様に第二次理事会でも理事国として選出されていないのである。

(1) D.H.N. Johnson, IMCO : The first four years (1959—1962), *International and Comparative Law Quarterly*, 1963, Vol. 12, p. 35. ㊦㊧ Simmonds, op. cit., p. 58 and p. 60.

(2) IMCO, Resolutions and Other Decisions of the Assembly : 2nd Session 1961, p. 20. ㊦㊧ Johnson, op. cit., pp. 50—51.

第二節 政府間海事協議機構条約の一部改正

一 国際司法裁判所の勧告的意見をめぐる諸問題

前述の如く、国際司法裁判所は、「一九五九年一月十五日に選出されたIMCOの海上安全委員会はIMCO条約に準拠して構成されていない」という勧告的意見を表明した。この勧告的意見の論旨を要約すると、(イ)最大船腹保有国とは自国に登録された船腹の量が最大である国すなわち最大船腹登録国のことであって、この最大船腹登録国は海上の安全に重大な利害関係をもつ国であり、(ロ)八最大船腹登録国は当然に最大船腹保有国としての八理事国になるのであって、最大船腹保有国としての八理事国については総会には選択の自由はない、⁽¹⁾というのである。

しかしながら、国家は自国に登録する船舶に対して自国船籍を付与するのであって、アル国家に登録されている船腹の量が最大であるというのは単なる事実にすぎないのである。とくに所謂「便宜置籍船国」のような容易に登録申請をうけいれて自国船籍を付与する国家では最大船腹登録量とは「その国に登録されている船腹の量が最大で

ある」という単なる事実にすぎないのである。ところが第二十八条(a)によると海上安全委員会を構成する十四理事国はいずれも海上の安全に重大な利害関係をもつ国でなければならぬのであるから、そのなかの最大船腹保有国としての八理事国も海上の安全に重大な利害関係をもつ国でなければならぬ。しかしながら、海上の安全に関する事項についての規制を船舶に対して実施する権限があるのは一般的には当該船舶が登録されている国家すなわち旗国であるからといって、最大船腹登録量がただちに海上の安全に重大な利害関係をもつことの「唯一の絶対的な基準(a sole and exclusive criterion)」とされていることに問題があると思われるのである。⁽²⁾

この国際司法裁判所の勧告的意見に対して裁判長 Helge Klæstad と判事 Moreno Quintana の反対意見がある。両裁判官の反対意見はいずれも、海上安全委員会を構成する全十四理事国について「海上の安全に重大な利害関係をもつ国」という要件があり、そのなかの八理事国についてはサラに「最大船腹保有国」という要件があるというのである。⁽³⁾ 前述の如く国際司法裁判所の勧告的意見によると最大船腹保有国としての八理事国会国については最大船腹登録量が「唯一の絶対的な基準」とされているのに対して、八理事国については「海上の安全に重大な利害関係」と「最大船腹保有量すなわち最大船腹登録量」との二重の要件および残りの六理事国については「海上の安全に重大な利害関係」と「主要な地理的地域の適当な代表すなわち適当な地理的配分」との二重の要件があるというのである。

また、国際司法裁判所は、「最大船腹保有国は当該国家に登録せられたトン数をもつばら基準として決定せられるべきである」という結論に到達したから、勧告的意見をもとめて裁判所に提訴されたこの問題にこたえるためにいまさらジュネヌイン・リンクにもとづく主張を検討する必要はなくなつた」としている。⁽⁴⁾ しかしながら、第一回総会が「一九五九年一月十五日に選出された I M C O の海上安全委員会は、この機構の設立に関する条約に準拠して構成されているか」ということについて国際司法裁判所の勧告的意見をもとめたのは、⁽⁵⁾ 前述の如く第一回総会におけ

る海上安全委員会の理事国選挙でリベリヤおよびパナマを最大船腹保有国としての理事国にしなかったことに端を発しているのである。なるほど、第一回総会が国際司法裁判所に勧告的意見をもとめたのは、「一九五九年一月十五日に選出された海上安全委員会の構成」という法律問題についてであって、伝統的海運国家による反便宜置籍船キャンペーンの動機となった政治的・経済的問題についてはない。しかしながら「海上安全委員会の構成」に関する問題の根本にあるものは明らかに便宜置籍の問題であった。⁽⁶⁾ 国際司法裁判所は、前述の如く最大船腹保有国とは最大船腹登録国であるとの結論に到達したからとして、「最大船腹保有国」の意義に関連してのリベリヤ・パナマ両国の便宜置籍の制度の問題を含む「船舶とその船舶が登録された国家との間の関係」というジュヌイン・リンクの問題を回避したのである。⁽⁷⁾

さらに、この国際司法裁判所の勧告的意見について、シモンズ (K. R. Simmonds) 教授は次のように述べている。⁽⁸⁾

「登録トン数は、各国の海運政策が変わることに応じて時おり、しかもしばしば意外な工合に変わるものである。将来このような変動は各委員会の任期中に起こるはずである。その際に登録トン数の変動にもとづいて自動的に選出される権利（筆者註、最大船腹保有国としての八理事国となる権利）が主張されうるのであろうか。これはIMCOが直面せねばならないだろうところの勧告的意見によって投げかけられた諸問題の一つにすぎないのである。IMCOの初めの数年間におけるトラブルが一九六〇年六月八日の勧告的意見によって減るどころかふえたのである」

最大船腹登録トン数にもとづいて最大船腹保有国としての八理事国に自動的になるという国際司法裁判所の勧告的意見についてはこのような問題も指摘されているのである。

以上は国際司法裁判所の勧告的意見そのものに対する批判であるが、第二回総会ではこの勧告的意見の取扱いをめぐってカナリの紛議があったのである。前述の如く、第二回総会は、その議題一〇として、一九六〇年六月八日

の国際司法裁判所の勧告的意見に関連して海上安全委員会の現在の理事国を改選するか否かを審議した。ブルガリヤ・ポーランド・ソ連の三国は、海上安全委員会のすぐれた業績および国際司法裁判所の勧告的意見の非拘束性にかんがみて、現在の海上安全委員会を四年の任期の終る一九六三年まで存続しておくことを主張した。⁽⁹⁾ 国際司法裁判所の勧告的意見の非拘束性については説明の必要はないが、「海上安全委員会のすぐれた業績」とは第二回総会までの海上安全委員会の第一会期・第二会期・第三会期における海上の人命の安全 (Safety of Life at Sea)・万国船舶信号 (International Code of Signals)・トン数計測 (Tonnage Measurement)・油による海洋汚染防止 (Prevention of Pollution by Oil)・技術的問題に關しての国連その他の国際機構との連絡 (Liaison with UN and Other Agencies on Technical Matters) 等の問題についての多数のプロジェクト・作業・活動をいうのである。⁽¹⁰⁾ これ等三国の主張は、国際司法裁判所の勧告的意見にしたがって任期途中の海上安全委員会の理事国を改選すると、海上安全委員会のこれまでのプロジェクト・作業・活動の効力が問題になるから、任期満了の一九六三年まで現在の海上安全委員会を存続させようというのである。

しかしながら、第二回総会は、「一九五九年一月十五日に選出された海上安全委員会はいま解散されるべきであつて」「勧告的意見で国際司法裁判所によって解釈されているが如きIMCO条約第二十八条に準拠して新しい海上安全委員会を構成する」というイギリス・リベリヤの共同提案⁽¹¹⁾に、「海上安全委員会の一九五九年から一九六一年までの会期でとられた各種の措置をここで採択し確認する」という文言を加えて、前述の如き第二回総会決議第二十一号 (IMCO/A. II/Res. 21) を賛成三十・反対三・棄権二で採択したのであつた。なおこの第二回総会決議第二十一号にもかかわらずアラブ連合とユーゴスラビヤの両国は最大船腹保有国としての八理事国のみを改選を提案したが、⁽¹²⁾ この共同提案は最終的には撤回されたのである。⁽¹³⁾

ところで、国際司法裁判所の勧告的意見が「一九五九年一月十五日に選出された海上安全委員会は I M C O 条約に準拠して構成されていない」といつているのは、現在の海上安全委員会の構成を明らかに違法としたものである。もし国際司法裁判所の勧告的意見を全面的にうけ入れたならば、違法な海上安全委員会の第一期と第三期の前述のプロジェクト・作業・活動等はすべて無効になるかもしれないのである。したがって、第二回総会は、一方では国際司法裁判所の勧告的意見に留意しながら、他方では海上安全委員会の従来のプロジェクト・作業・活動等を今後にも生かすために、前述の如き第二回総会決議第二十一号を採択したのであった。

第二回総会は、一九五九年一月十五日に選出された海上安全委員会を解散して、一九六一年二月二十八日現在のロイド船舶登録統計表の上位八カ国を最大船腹保有国としての八理事国と決定し、ついで海上の安全に重大な利害関係をもつ残りの六理事国を選出した。第二回総会がロイド船舶登録統計表の上位八カ国を最大船腹保有国としての八理事国と決定したのは、前述の如く「最大船腹保有国とは最大船腹登録国のことであり、この最大船腹登録国は海上の安全に重大な利害関係をもつ国であって、八最大船腹登録国は当然に最大船腹保有国としての八理事国になる」という国際司法裁判所の勧告的意見の論旨に留意したものである。しかしながら「八最大船腹登録国は当然に最大船腹保有国としての八理事国になる」べきであるから「一九五九年一月十五日に選出された海上安全委員会は I M C O 条約に準拠して構成されていない」という国際司法裁判所の勧告的意見には前述の如く問題があったのである。したがって、シモンズ教授も「I M C O の初めの数年間におけるトラブルが一九六〇年六月八日の勧告的意見によって減るどころかふえたのである」といつているように、第二回総会における海上安全委員会の理事国の改選によって最終的に問題が決着したとは思われないのである。

前述の如く、国際司法裁判所に「海上安全委員会の構成」について勧告的意見がもとめられたのは、便宜置籍船

国であるリベリヤおよびパナマが第一回総会で海上安全委員会の最大船腹保有国としての理事国に選出されなかったことによるものであった。しかしながら、便宜置籍船国であるリベリヤおよびパナマが第一次理事会の理事国に選出されなかったところから、第一回総会では海上安全委員会の理事国の選挙という議題十一にはいる前からすでに紛議のおこることが予想されていたのである。⁽¹⁴⁾ しかも、「最大船腹保有国とは最大船腹登録国のことであり、この最大船腹登録国は海上の安全に重大な利害関係をもつ国である」という結論に到達する過程で、第一回総会が第一次理事会の(c)種理事国(国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ国)に日本およびイタリーを選出した基準として登録トン数をつかったことに国際司法裁判所は留意したのであった。⁽¹⁵⁾ したがって、国際司法裁判所は「海上安全委員会の構成」について勧告的意見を表明したのであるが、この国際司法裁判所の勧告的意見は「理事会の構成」にも関連があると思われるのである。

理事会の(a)種理事国は国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国で理事会が決定する六カ国であり、(c)種理事国は国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ国のなかから総会が選出する二カ国である(第七条および第十八条)。前述の如く第一回総会は第一次理事会の(c)種理事国に日本およびイタリーを選出した基準として登録トン数をつかったのであるが、一九五八年のロイド船舶登録統計表によると日本の船腹登録量は第五位でありイタリーは第六位であった。船腹登録量では第一位のアメリカ、第二位のイギリス、第四位のノールウェイはIMCO条約附属書Iによって第一次理事会の(a)種理事国にすでに決定していた。第一回総会は、(c)種理事国については、船腹登録量では第三位のリベリヤをとばして、第五位の日本と第六位のイタリーを(c)種理事国に選出したのである。「最大」船腹保有国は通常は国際海運業務の提供に「最大」の利害関係をもつ国であると思われるが、第一次理事会の「国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国」としての(a)種理事国はIM

C O 条約附属書 I によってすでにきまっていた。ところが、最大船腹登録国として第三位のリベリヤは、「国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ国」としての (c) 種理事国の選出の基準として登録トン数がかわれたといわれておるにもかかわらず、第一回総会では (c) 種理事国にすら選出されなかったのである。第一回総会で海上安全委員会の最大船腹保有国としての八理事国に選出されなかったのと同じコンテキスト (context) すなわち便宜籍船国であるということから、最大船腹登録国として第三位のリベリヤが第一次理事会の (c) 種理事国にすら選出されなかったとしか考えられないのである。

ところで、第一節の「二」で述べた如く、第一次理事会は、第二次理事会の国際海運業務の提供に「最大」の利害関係をもつ (a) 種理事国として、一九六一年二月二十八日現在のロイド船舶登録統計表によれば「最大」船腹登録国として第一位のアメリカ、第二位のイギリス、第三位のノールウェイ、第五位の日本、第六位のギリシャ、第七位のイタリーの六カ国を決定して、第四位のリベリヤを除外している。また、第二回総会も、第二次理事会の国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ (c) 種理事国として、第十二位のソ連と第十六位のアルゼンチンを選出して、第四位のリベリヤも第十一位のパナマも当選していないのである。第一次理事会が第二次理事会の (a) 種理事国を決定し且つ第二回総会が第二次理事会の (c) 種理事国を選出した時には、「最大船腹保有国とは最大船腹登録国のことであり、この最大船腹登録国は海上の安全に重大な利害関係をもつ国である」という論旨にもとづく「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見は第一次理事会の理事国を含む I M C O 全加盟国にすでに通告されていたと思われるのである¹⁶⁾。その結果として海上安全委員会の最大船腹保有国である八理事国には最大船腹登録国として第四位のリベリヤが選出されているのに対して、第二次理事会の国際海運業務の提供に「最大」の利害関係をもつ (a) 種理事国 (六カ国) からは「最大」船腹登録国として第四位のリベリヤは除外

されているのである。さらに、前述の如く第一次理事会の(c)種理事国の選出には登録トン数がかわれたにもかかわらず、船腹登録量では第四位のリベリヤも第十一位のパナマも第二次理事会の(c)種理事国からはずれており、第十二位のソ連と第十六位のアルゼンチンが当選しているのである。かくして、国際司法裁判所の勧告的意見は「海上安全委員会の構成」に関するものではあるが、前述の第二次理事会の理事国の選出にもみられる如く「理事会の構成」にも国際司法裁判所の勧告的意見に関連しての問題(便宜置籍の問題を含む)がなお残っていたと思われるのである。

- (1) 本書 一三頁〜二九頁。
- (2) Simmonds, *op. cit.*, pp. 83〜84.
- (3) Advisory Opinion of 8 June 1960: Constitution of the Maritime Safety Committee of the Inter-Governmental Maritime Consultative Organization, I.C.J. Reports 1960, pp. 173〜178.
- (4) *Ibid.*, p. 171.
- (5) IMCO/A. 1/Res. 12.
- (6) 本書 二九頁。
- (7) 本書 第二章二節。
- (8) Simmonds, *op. cit.*, p. 87.
- (9) IMCO/A. II/SR. 4.
- (10) 海上安全委員会の活動の詳細については、IMCO/A. II/11.
- (11) IMCO/A. II/WP. 6.
- (12) IMCO/A. II/WP. 22. なお、アラブ連合は、第二回総会での海上安全委員会の全理事国の改選の結果、残りの六理事

国であった従来の地位を失っている。

(13) Simmonds, *op. cit.*, p. 80.

(14) 本書 一八頁。

(15) 本書 二七頁。

(16) IMCO/Council IV/9. and IMCO/A. II/10.

二 第十七条および第十八条の改正

「海上安全委員会の構成」の問題は前述の如く国際司法裁判所に勧告的意見をもとめられたが、この国際司法裁判所の勧告的意見に関連があると思われる「理事会の構成」の問題は別の形をとってあらわれた。一九六三年十月十六日から二十五日まで開催された第三回総会で第十七条および第十八条の改正の問題が審議されたのである。

第十七条は理事会の構成に関する次のような規定である。

第十七条

理事会は、十六の加盟国で次のとおり構成する。

(a) 六加盟国は、国際海運業務の提供に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(b) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(c) 二加盟国は、国際海運業務の提供に実質的な利害関係を有する国の政府のうちから、総会が選出する。

(d) 二加盟国は、国際海上貿易に実質的な利害関係を有する国の政府のうちから、総会が選出する。

この条に掲げる原則に従い、第一次理事会は、この条約の附属書 I に定めるとおり構成する。

したがって、この附属書Iによって、IMCO条約を採択した一九四八年の国際連合海事会議で設置された準備委員会を構成する十二カ国のうちのギリシャ・オランダ・ノールウェイ・スエーデン・イギリス・アメリカの六カ国が第一次理事会の（a）種理事国に、アルゼンチン・オーストラリア・ベルギー・カナダ・フランス・インドの六カ国が（b）種理事国になった。一九四八年当時の船腹登録量では第六位であった便宜置籍船国パナマは、この準備委員会のメンバーから除外されていたところから、第一次理事会の「国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国」としての（a）種理事国の六カ国のなかに入らなかったのである。⁽¹⁾

第十八条は理事会の理事国の選出に関する次のような規定である。

第十八条

この条約の附属書Iに定める場合を除くはか、理事会は、前条（a）の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海運業務の提供に最大の利害関係を有するものを決定し、および、同条（c）の規定の適用上、加盟国たる国の政府で同業務の提供に実質的な利害関係を有するものを決定する。それらの決定は、同条（a）および（c）の規定に基いて理事会に代表者を出している加盟国の過半数の賛成投票を含む理事会の過半数の投票により行なわれる。理事会は、さらに、同条（b）の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海上貿易に最大の利害関係を有するものを決定する。理事会は、総会の各通常会期前の適当な時期に、それらの決定を行なわなければならない。

第一次総会は、第一次理事会の（c）種理事国として日本とイタリーを、（d）種理事国としてドイツとソ連を選出した。この「国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもつ国」としての（c）種理事国の選出には船腹登録量が基準とされたのであって、一九五九年の第一次総会当時には船腹登録量では第一位のアメリカ、第二位のイギリス、第四位のノールウェイはいずれも（a）種理事国になっていたので問題はなかったが、第三位のリベリヤはと

ばされて、第五位の日本と第六位のイタリアが(c)種理事国として選出されたのであった。このように、第一次理事会の理事国については、(a)種理事国および(b)種理事国を決定する理事会そのものが存在しなかったところから条約附属書Iによつたのであり、(c)種理事国の決定についても理事会そのものが存在しなかつたので附属書Iで指名された第一次理事会の(a)種理事国六カ国によつて推薦された候補国名簿のなから第一回総会が選出したのであった。

しかしながら第二次理事会以降の理事会の理事国は第十七条および第十八条に準拠して選出されたのであった。第一次理事会は、第二回総会の前に、第二次理事会の(a)種理事国として一九六一年当時の船腹登録量では第一位のアメリカ、第二位のイギリス、第三位のノールウェイ、第五位の日本、第六位のギリシャ、第七位のイタリアの六カ国を、第二次理事会の(b)種理事国としてフランス(船腹登録量では第八位)・オランダ(第九位)・ドイツ(第十位)・スエーデン(第十三位)・カナダ(第十五位)・ベルギー(第二十一位)の六カ国を決定したのである。ついで、第二回総会は、第二次理事会の(c)種理事国として第一次理事会が決定した四カ国の候補国名簿(the Panel of four governments determined by the Council)のなから船腹登録量では第十二位のソ連と第十六位のカナダを選出し、第二次理事会の(d)種理事国としてインド(第十七位)とオーストラリア(第二十三位)を選出したのであった。船腹登録量では第四位のリベリヤも第十一位のパナマとともに第二次理事会の国際海運業務の提供に最大または実質的な利害関係をもつ国としての(a)種理事国にも(c)種理事国にも選出されなかつたのである。とにかく、第二次理事会以降の理事会の理事国については、(a)種理事国および(b)種理事国については理事会だけで決定し、(c)種理事国については理事会が決定した候補国名簿のなから総会が選出し、(d)種理事国についてはのみ総会が単独で選出するのである。

第三回総会ではこれ等の第十七条および第十八条の改正が問題となったのであるが、前述の如き理事会の理事国の選出の手續および第一次理事会以来の理事会の構成の経緯から、伝統的海運国が理事会において絶対的多数を占めており、便宜置籍船国を含む新興海運国が理事国になることは困難であった。⁽³⁾そこで、一方ではブラジルのように理事会の理事国の選出がヨリ民主的な手續によってなされることを主張する国があるとともに、他方ではそれでは国際海運または国際海上貿易に重大な利害関係をもつ国が理事会から追い出されることを危惧する国もあつたのである。⁽⁴⁾しかしながら条約改正案は総会での審議の少くとも六カ月前までに事務局長によって加盟国に送付されていなければならないのである(第五十二條)。この「IMCO条約の第十七條および第十八條の改正の審議」という議題は第三回総会中にブラジルによって提出されたものであつて、⁽⁵⁾第十七條および第十八條の具体的改正案は事前には提出されておらなかつたのである。したがつて第十七條および第十八條の改正については第三回総会では問題の審議だけに終つたのであつた。

そこでブラジルは次回総会での審議のために第十七條および第十八條の改正案を事務局長に提出し、事務局長はこのブラジルの改正案を一九六三年十二月十九日にIMCOの全加盟国に送付した。⁽⁶⁾ついで、フランスはブラジルの改正案に対する補正案(a supplementary proposal)を事務局長に提出し、事務局長はこれを一九六四年一月二十七日にIMCOの全加盟国に送付した。⁽⁷⁾さらに、マダガスカル(Madagascar Republic)は、第十七條および第十八條のみならず第二十八條の改正案を事務局長に提出し、ブラジルの改正案およびマダガスカルの改正案を審議するために一九六四年九月に臨時総会を開催するようにとの希望を表明した。事務局長は臨時総会の開催の希望を含むマダガスカルの改正案を一九六四年三月五日にIMCOの全加盟国に送付したのである。⁽⁸⁾臨時総会は加盟国の三分の一が開催を希望する旨を事務局長に通告したときは最低六十日の予告をもつて開催されるのである(第十四條)。事務

局長に臨時総会の開催を希望した国が同年五月二十九日までにはアルゼンチン・ブラジル・ブルガリヤ・チェコスロバキヤ・ドミニカ・インド・アイボリーコースト・クエイト・マダガスカル・メキシコ・モロッコ・パキスタン・ポーランド・セネガル・スペイン・チュニジア・アラブ連合・ソ連・ユーゴスラビヤの十九カ国に達したので、第二回臨時総会の開催通知が同年七月六日に出されたのであった。⁽⁹⁾

第二回臨時総会は一九六四年九月十日から十五日まで開催されたが、その議題四が「IMCO条約の第十七条・第十八条・第二十八条の改正案(ブラジル・フランス・マダガスカルの諸提案)の審議」であった。まずブラジルの改正案は次のようなものである。⁽¹⁰⁾

第十七条

理事会は、総会によって選出される十八の加盟国で構成される。

第十八条

総会は、理事会の理事国を選出するあたり、次の諸原則にしたがうものとする。

- (a) 六カ国は、自国の旗のもとに最大船腹登録量を保有する国の政府でなければならない。
- (b) 六カ国は、(a) 種理事国に選出されなかった国で、最大海上貿易量をもつ国の政府でなければならない。
- (c) 六カ国は、(a) 種理事国または (b) 種理事国に選出されなかった国で、海運に特別の利害関係をもつかまたは世界のすべての主要な地理的地域を代表するように選出される国の政府でなければならない。

Art. 17.

The Council is composed of eighteen members elected by the Assembly.

Art. 18.

In electing the members of the Council, the Assembly shall observe the following principles :

(a) six shall be governments of nations having under their national flag the largest gross registered tonnage ;

(b) six shall be governments of nations not elected under (a) above, with the largest volume of seaborne trade ;

(c) six shall be governments of nations not elected under (a) or (b) above, which have special interests in maritime transport or whose election to the Council will insure the representation of all major geographic areas of the world.

このブラジルの改正案は、(イ)理事会の理事国の選出をヨリ民主的にするために、総会が全理事国を選出する、(ロ)その機能を円滑に遂行できるようにするために、海運業務および海上貿易に重大な国際的責任のある国々に理事会で准恒常的地位をもたせる、(ハ)すべての主要な地理的地域を適当に代表するようにするために、(a)種理事国および(b)種理事国以外の理事国の数をふやし、結果として十六理事国から十八理事国に理事会を拡大する、ものである。

しかしながら、フランスは、ブラジルの改正案の第十八条の文言には複数の解釈が生じるおそれがあるとして、次のような補足提案を出したのである。

第十八条

総会は、理事会の理事国を選出するにあたり、次の諸原則にしたがうものとする。

(a) 六カ国は、自国の旗のもとに相当の船腹登録量を保有する国の政府のなから選出されなければならない。

(b) 六カ国は、(a) 種理事国に選出されなかった国で、相当の海上貿易量をもつ国の政府のなから選出されなければならない。

(c) 六カ国は、(a) 種理事国または(b) 種理事国に選出されなかった国で、世界のすべての主要な地理的地域を代表するおつに選出される国の政府でなければならぬ。

Article 18.

In electing the members of the Council, the Assembly shall observe the following principles :

(a) six shall be *chosen from among* governments of States having under their national flag *a considerable* gross register tonnage ;

(b) six shall be *chosen from among* governments of States not elected under (a) above, with *a considerable* volume of seaborne trade ;

(c) six shall be governments of States not elected under (a) or (b) above, whose election to the Council will ensure the representation of all major geographic areas of the world.

このフランスの補足案は、次の二点についてブラジルの改正案を補足・修正したものである。

(イ) 「海上安全委員会の構成」について国際司法裁判所に勧告的意見がもとめられたさいに、第二十八条の「eight shall be the largest shipowning nations」なる文言に関連して、総会は「最大船腹保有国としての八理事国」について選択の自由があるかどうかが問題となった。フランスは、この国際司法裁判所の勧告的意見を勘案して、ブラジルの改正案の(a)および(b)に「chosen from among」なる文言をいれ、またブラジルの改正案の(a)および(b)の「the largest」の文言にかわって「a considerable」なる文言をつかしたのである。

(ロ) ブラジルの改正案の (c) の「which have special interests in maritime transport or whose election to the Council……」なる文言は、「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見に関連して複数の解釈が生じるおそれがあるのである。さらに、解釈およびその適用の如何によっては、(a) 種理事国および (b) 種理事国以外の理事国を従来の (c) 種理事国および (d) 種理事国の各二カ国すなわち計四カ国から六カ国にふやして (c) 種理事国にした第十八条の改正の意図が実現されないこともあるのである。したがってブラジルの改正案の (c) の「which have special interests in maritime transport or」を削除したのである。

つぎにマダガスカルの改正案は次のようなものである。⁽¹²⁾

第十七条

理事会は、総会によって選出される十八の加盟国で構成されるものとする。

第十八条

十八理事国は次のように選出されるものとする。

(a) 六カ国は、最大商船隊保有国のなから理事会が決定した八カ国ないし十二カ国の候補国リストのなから総会によって選出されるものとする。

(b) 六カ国は、海上貿易に最大の利害関係をもつ国のなから理事会が決定した八カ国ないし十二カ国の候補国リストのなから総会によって選出されるものとする。

(c) 六カ国は、海運に特別の利害関係をもつかまたは世界のすべての主要な地理的地域を代表するように任命されるその他の国の政府のなから総会によって選出されるものとする。

Article 17.

The Council shall be composed of eighteen members elected by the Assembly.

Article 18.

The eighteen members to be elected shall be chosen as follows :

- (a) Six members shall be elected by the Assembly from a list of eight to twelve candidates drawn up by the Council and chosen from among States possessing the largest fleets ;
- (b) Six members shall be elected by the Assembly from a list of eight to twelve candidates drawn up by the Council and chosen from among States having the largest interest in seaborne trade ;
- (c) Six members shall be elected by the Assembly from among the governments of other countries having a special interest in shipping or whose appointment to the Council will ensure representation of all the major geographic areas of the world.

このマダガスカルの改正案は、ブラジルの改正案およびフランスの補足案が理事会の全十八理事国を総会にだけ選出せしめているのと異り、(a) 種理事国および (b) 種理事国については理事会の決定した候補国リストの範囲内で総会に選択の自由を認めているのである。すなわち、従来の (c) 種理事国は理事会の決定した候補国名簿のなから総会によって選出せられていたが、マダガスカルは (a) 種理事国および (b) 種理事国の選出に同様の手続を提案しているのである。なお、マダガスカルは、その改正案につけて提出した改正理由書 (Statement of Reasons, Explanatory Statement) のなかで、現行手続は理事会の理事国を単に統計にもとづいて選定するのであって独断的 (arbitrary) または人為的 (artificial) なものであるが、提案した手続によれば総会は統計に常

に起りがちな幻想を正す可能性 (the potential to correct the fantasies) をもつのであると述べている⁽¹³⁾

このマダガスカルの改正案に対しても補足修正案 (sub-amendment) が出されているのである。ユーゴスラビヤは、「政府間国際機構の執行機関の理事国数の増大は、独立国の数がふえ且つ国連一家 (the family of the United Nations) を構成する国際機構の加盟国数がふえた結果として当然のことであり」、「国連の安保理事会の理事国は十一カ国から十五カ国になり」、「国連の経済社会理事会の理事国は十八カ国から二十七カ国になり」、「国際民間航空機構の理事会は二十一理事国から二十七理事国に拡大され、国際労働機構の執行理事会も二十理事国から二十四理事国にふやされている」のであって、主要な地理的地域をより適当に代表するために (c) 種理事国を八カ国にすることによって理事会の理事国を二十カ国にし、(c) 種理事国はアフリカ・北米および南米・アジアおよび極東・ヨーロッパの四地域から各二理事国の計八理事国にすることを提案したのである⁽¹⁴⁾。スペインは、「現行規定の変更を最小限にとどめるとともに前総会で表明された十分に理由のある要望を満足せしめる方式」であるとして、このユーゴスラビヤの補足修正案を支持したのである⁽¹⁵⁾。

かくして、第二回臨時総会では、第二十八条の改正は一九六五年の第四回総会まで延期されたが、(イ) 理事会の理事国数の増大、(ロ) 理事会の全理事国の総会による選出、(ハ) 理事会の理事国の公平な地理的配分の確保、の必要が認められて次のような第十七条および第十八条の改正案が採択されたのであった⁽¹⁶⁾。

第十七条

理事会は、総会によって選出される十八カ国で構成されるものとする。

第十八条

総会は、理事会の理事国の選出にあたり、次の諸原則にしたがうものとする。

- (a) 六カ国は、国際海運業務の提供に最大の利害關係をもつ国の政府でなければならない。
- (b) 六カ国は、国際海上貿易に最大の利害關係をもつその他の国の政府でなければならない。
- (c) 六カ国は、(a) 種理事国または (b) 種理事国に選出されなかつた国で、海運または航海に特別の利害關係をもち且つ世界のすべての主要な地理的地域を代表するように選出される国の政府でなければならない。

Article 17.

The Council shall be composed of eighteen members elected by Assembly.

Article 18.

In electing the members of the Council, the Assembly shall observe the following principles:

- (a) six shall be governments of States with the largest interest in providing international shipping services;
- (b) six be governments of other States with the largest interest in international seaborne trade;
- (c) six shall be governments of States not elected under (a) or (b) above, which have special interest in maritime transport or navigation and whose election to the Council will ensure the presentation of all major geographic areas of the world.

ところで總會で採択された条約の改正は加盟国(准加盟国を除く)の三分ノ二が受諾した後十二カ月で効力を生ずるのである(第五十二条)。一九六四年九月二十八日付の第二回臨時總會決議第六十九号(IMCO/A/ES. II/Res. 69)により採択された第十七条および第十八条の改正は、一九六六年十月六日にIMCO加盟国の三分ノ二にあたる四十三カ国によって受諾されたので、その十二カ月後の一九六七年十月六日に発効したのである。⁽¹⁷⁾

(1) 他の便宜置籍船国リベリヤ・ホンジュラス・コスタリカは、一九四八年の国際連合海事會議には参加しておらなかつた

のであり(一五頁)、一九四八年当時のこれ等三国の船腹登録量はいずれもそれ程多くないかまたは微々たるものであった(二七頁)。

(2) 第三回総会は、第三次理事会の(c)種理事国として第二次理事会の決定した五カ国の候補国名簿からインドとスエーデンを選出し、(d)種理事国としてIMCO加盟国のなかからオーストラリアとマダガスカルを選出している。リベリアもハンナマも第三次理事会の理事国にはいっておらない。

(3) L.F.E. Goidie, *A Review of Boczek, Flags of Convenience: An International Legal Study, International and Comparative Law Quarterly*, 1963, Vol. 12, pp. 989 ~ 990, footnote 2. にある「伝統的航海国とは、その国の法律により船舶の所有権のすべてまたは大部分がその国民にあることを船舶登録の条件の一つとしている国のことであり、パナマ・リベリア・ホンジュラス以外の大船腹保有国すなわちアメリカ・イギリス・ノールウェイ・日本・イタリア・オランダ・フランス・ドイツ・スエーデン・デンマークおよび小船腹保有国すなわちフィンランド・ベルギー等の国のことである。」

(4) IMCO/A/ES. II/4. Annex III, and IMCO/A. IV/28. Annex I.

(5) IMCO. Resolutions and Other Decisions of the Assembly: 3rd Session 1963 and 1st Extraordinary Session 1963, p. 2.

(6) IMCO/A/ES. II/4. Annex I.

(7) IMCO/A/ES. II/4. Annex II.

(8) IMCO/A/ES. II/4. Annex III.

(9) IMCO/A/ES. II/4.

(10) IMCO/A/ES. II/4. Annex I.

- (11) IMCO/A/ES. II/4. Annex II.
- (12) IMCO/A/ES. II/4. Annex III.
- (13) Ibid. and IMCO/A. IV/28. Annex I.
- (14) IMCO/A. IV/28. Annex II.
- (15) IMCO/A. IV/28. Annex III.
- (16) IMCO/A/ES. II/Res. 69.
- (17) IMCO/C. XVII/5. and IMCO/MSC. XVII/3.

三 第二十八条の改正

前述の第二回臨時総会にはマダガスカルによって第二十八条についても次のような改正案が提出されていた。⁽¹⁾

第二十八条

海上安全委員会は、総会によって選出される十六の加盟国で構成されるものとする。

十六理事国は次のように選出されるものとする。

(a) 八カ国は、最大商船隊保有国のなかから理事会が決定した十カ国ないし十四カ国の候補国リストのなかから総会によって選出されるものとする。

(b) 八カ国は、海運に特別の利害関係をもつかまたは世界のすべての主要な地理的地域を代表するように任命されるその国の政府のなかから総会によって選出されるものとする。

海上安全委員会の理事国は、四年の任期で選出され、再選されうるものとする。

Article 28.

The Maritime Safety Committee shall be composed of sixteen members elected by the Assembly.

The sixteen members to be elected shall be chosen as follows :

- (a) Eight members shall be elected by the Assembly from a list of ten to fourteen candidates drawn up by the Council and chosen from among governments possessing the largest fleets ;
 - (b) Eight members shall be elected by the Assembly from among governments of other countries having a special interest in shipping or whose appointment to the Maritime Safety Committee will ensure representation of all the major geographic areas of the world.
- Members of the Maritime Safety Committee shall be elected for a term of four years and shall be eligible for reelection.

このマダガスカル第二十八条の改正案は、第十七条および第十八条についてのマダガスカル改正案と同じ趣旨であって、(イ)海上安全委員会の「理事国選出手続の民主化」、(ロ)海上安全委員会の「理事国数の増大」、(ハ)海上安全委員会の理事国の中の「大国のための恒常的地位」としての八理事国の保留、を意図したものであった。

また、ユーゴスラビヤは、マダガスカル改正案に対して、次のような補足修正案を提出していた。⁽²⁾

第二十八条

海上安全委員会は、総会によって選出される十六の加盟国で構成されるものとする。

十六理事国は次のように選出されるものとする。

(a) 八カ国は、最大商船隊保有国のなかから理事会が決定した十カ国ないし十四カ国の候補国リストのなかから総会によ

つて選出されるものとする。

(b) 八カ国は、理事会が前記(a)で決定した候補国リストにはいっている国以外の国の政府で、世界のすべての主要な地理的地域を適当に代表するように(i) アフリカ、(ii) アメリカ、(iii) アジヤおよび極東、(iv) ヨーロッパの各地域から各二カ国を総会によつて選出するものとする。

海上安全委員会の理事国は、四年の任期で選出され、再選をわづらふものとする。ただし、前記(b)で選出された理事国は、連続して三期以上は選出されないものとする。

Article 28.

The Maritime Safety Committee shall be composed of sixteen members elected by the Assembly.

The sixteen members to be elected shall be chosen as follows :

(a) Eight members shall be elected by the Assembly from a list of ten to fourteen candidates drawn up by the Council and chosen from among governments possessing the largest fleets ;

(b) Eight members shall be elected by the Assembly from among governments of countries other than those appearing on the list drawn up by the Council under (a) above, and ensuring adequate representation of all the major geographical areas of the world so that two members shall be elected from each (i) Africa, (ii) America, (iii) Asia and the Far East and (iv) Europe.

Members of the Maritime Safety Committee shall be elected a term of four years, and shall be eligible for reelection, but those elected under (b) above for not more than two consecutive terms.

このユーゴスラビアの補充修正案は、(イ) I M C O に加盟する国は当然に海運に特別の利害関係をもつものであるから、マダガスカルの改正案の(b)から「海運に特別の利害関係をもつかまたは」の文言を削除し、(ロ)世

界のすべての主要な地理的地域を適当に代表するように、第十七条および第十八条についてのユーゴスラビアの補足修正案と同じくアフリカ・アメリカ・アジアおよび極東・ヨーロッパの四地域からの各二カ国に（b）種理事国たる八カ国を配分し、（ハ）この（b）種理事国については、各地域内で理事国になる国が固定化しないように三選を禁止するものであった。

さらに、スペインは、ユーゴスラビアの補足修正案を含むマダガスカルの改正案に対して、次のような補足修正案を提出していた。⁽³⁾

第二十八条

海上安全委員会は、総会によって選出される二十の加盟国で構成されるものとする。

二十理事国は次のように選出されるものとする。

（a）八カ国は、自国の旗のもとに相当な船腹登録量を保有する国の政府のなから理事会が決定した十カ国ないし十四カ国の候補国リストのなから総会によって選出されるものとする。

（b）四カ国は、海上の安全に重大な利害関係をもつもの、たとえば、多数の船員の供給につき、または多数の寐床および無寐床の旅客の輸送について利害関係をもつ国の政府のなから理事会が決定した六カ国ないし八カ国の候補国リストのなから総会によって選出されるものとする。

（c）八カ国は、前記（a）および（b）で選出された以外のもので、世界のすべての主要な地理的地域を適当に代表するように（i）アフリカ、（ii）アメリカ、（iii）アジアおよび極東、（iv）ヨーロッパの各地域から各二カ国を総会によって選出するものとする。

海上安全委員会の理事国は、四年の任期で選出され、再選されうるものとする。ただし、前記（c）で選出された理事国は、連続して三期以上は選出されないものとする。

Article 28.

The Maritime Safety Committee shall be composed of *twenty members* elected by the Assembly.

The *twenty members* to be elected shall be chosen as follows :

(a) Eight members shall be elected by the Assembly from a list of ten to fourteen candidates drawn up by the Council and chosen from among Governments of States having under their national flag a considerable gross register tonnage ;

(b) *Four members shall be elected by the Assembly from a list of six to eight candidates drawn up by the Council and chosen from among governments of States with an important interest in maritime safety such as nations interested in the supply of large numbers of crews or in the carriage of large numbers of berthed and unberthed passengers.*

(c) Eight members shall be elected by the Assembly from among governments of countries other than those elected under (a) and (b) above, and ensuring adequate representation of all the major geographical areas of the world so that two members shall be elected from each (i) Africa, (ii) America, (iii) Asia and the Far East and (iv) Europe.

Members of the Maritime Safety Committee shall be elected for a term of four years, and shall be eligible for re-election, but those elected under (c) above shall not be eligible for more than two consecutive terms.

スペインは、「現行規定の変更は最少限にとどめるべきである」として、また「マダガスカルの改正案ならびにユーゴスラビアの補足修正案は現行条約の精神からアマリに逸脱している」として、さらには「海上の安全に重大な利害関係をもつ国、たとえば、多数の船員の供給につき、または多数の寐床および無寐床の旅客の輸送について利

害関係をもつ国」のなかから海上安全委員会の理事国を選出することが「きわめて専門的であり、出来る限り多くの経験を集める必要のある海上安全委員会にとって不可欠である」として、かかる基準にもとづいて選出される四理事国のカテゴリーを別に設けることによって海上安全委員会の理事国数を二十カ国にするという補足修正案を提出したのであった。

ところが、第二回臨時総会では、第十七条および第十八条は改正されたが、第二十八条の改正は第四回総会まで延期されたのであった(第二回臨時総会決議第六十九号)。第四回総会は一九六五年九月十五日から二十八日まで開催されたが、その議題二十八が「第二回臨時総会決議第六十九号によるIMCO条約第二十八条の改正案・スペインの補足修正案が提出されていたが、第四回総会ではさらに次のような種々の補足修正案が提出されたのである。

(イ) パキスタン案。海上安全委員会は、(a) 最大商船隊保有国のなかから理事国が決定する十二カ国の候補国リストのなかから総会によって選出される八理事国、(b) 国際海上貿易に実質的な利害関係をもつ国と多数の船員の供給または多数の寐床および無寐床の旅客の輸送に利害関係をもつ国との二つのカテゴリーのなかから各二カ国を総会が選出する四理事国、(c) すべての主要な地理的地域を適当に代表させるためにアフリカ・アメリカ・ヨーロッパ・アジアおよびオーストラリアの四地域から各一カ国を総会が選出する四理事国、の計十六カ国で構成するというものである。⁽⁴⁾

(ロ) リベリヤ案。海上安全委員会は二十カ国で構成し、最大船腹保有国としての理事国は十カ国にし(not less than ten shall be the largest ship-owning nations)、残りの十理事国は総会が「海上の安全に重大な利害関係をもつ国、たとえば、多数の船員の供給につき、または多数の寐床および無寐床の旅客の輸送について利害

関係をもつ国のなかから」および主要な地理的地域を適当に代表させるためにアフリカ・アメリカ・ヨーロッパ・アジアおよび極東の四地域から少くとも各一カ国を選出するといふものである⁽⁵⁾。

(ハ) ユーゴスラビアの再補足修正案。第二回臨時総会で提出されたユーゴスラビアの補足修正案の(б)の文言を「Eight members shall be elected by the Assembly from among governments of countries with *inter est in maritime safety* other than those appearing on the list drawn up by the Council under (a) above, and ensuring adequate representation of all the major geographical areas of the world so that two members shall be elected from each (i) Africa, (ii) Americas, (iii) Asia and *Australia* and (iv) Europe」に改め、⁽⁶⁾「with interest in maritime safety」なる文言を挿入し、「(iii) Asia and the Far East」を「(iii) Asia and Australia」に修正してゐるのである。なお補足修正案の「連続して三期以上の選出の禁止」の文言を削除してゐるのである⁽⁶⁾。

(ニ) ブラジル案。ユーゴスラビアの再補足修正案に対するものである。ブラジル案は、「(a) Eight members shall be the largest ship-owning nations」となっており、またユーゴスラビアの再補足修正案の(б)から「other than those appearing on the list drawn up by the Council under (a) above」なる文言を削除してゐるのである⁽⁷⁾。

(ホ) スエーデンは次のような案を提出してゐるのである⁽⁸⁾。

第二十八条

海上安全委員会は、海上の安全に重大な利害関係をもつ国の政府のなかから総会によって選出される十六の加盟国で構成されるものとする。

(a) 八カ国は、最大船腹保有国たる十カ国のなかから選出されるものとする。

(b) 八カ国は、海上の安全に重大な利害関係をもつ国、たとえば、多数の船員の供給につき、または多数の寢床および無寢床の旅客の輸送について利害関係をもつ国の政府で、主要な地理的地域を適正に代表するものとして選出されるものとする。

Article 28.

The Maritime Safety Committee shall consist of sixteen members elected by the Assembly from the members, Governments of those States having an important interest in maritime safety.

(a) Eight members shall be elected from among the ten largest ship-owning States ;

(b) Eight members shall be elected so as to ensure adequate representation of major geographical areas by Governments of States with an important interest in maritime safety, such as States interested in the supply of large numbers of crews or in the carriage of large numbers of berthed and unberthed passengers.

(c) ニュージーランドは、ユーロスラビヤの再補足修正案の (c) の「(iii) Asia and Oceania」に修正することを提案してゐる。⁽⁶⁾

そこで、総会に設けられた第二十八条の改正に関する作業部会 (The Working Group concerning the Revision of Article 28.) は、前述の多数の改正案および補足修正案を検討・審議した結果、次のような(二者および二者) 択一的改正案 (Alternative Amendments) を作成し勧告したのである。⁽⁷⁾

第二十八条の最初の部分については、

Alternative I

The Maritime Safety Committee shall consist of sixteen members elected by the Assembly from the members, Governments of those States having an important interest in maritime safety of which :

- (a) Eight members shall be elected from among the twelve largest ship-owning States.

Alternative II

The Maritime Safety Committee shall consist of sixteen members elected by the Assembly from members, Governments of those States having an important interest in maritime safety of which :

- (a) Eight members shall be elected from among the ten largest ship-owning States.

Alternative III

The Maritime Safety Committee shall consist of sixteen members, Governments of those States having an important interest in maritime safety of which :

- (a) Eight members shall be the largest ship-owning States.

前記のイまたはロを選択した場合に、同条の次の部分に「ついでに」

Alternative X

- (b) Four members shall be elected from States not candidates for election under (a), in such manner as to ensure that, under this sub-paragraph, a State in each of the following areas is represented :

- I. Africa

- II. The Americas

III. Asia and Oceania

IV. Europe

(c) The remaining four members shall be elected from among States not otherwise represented on the Committee.

For the purposes of this Article, States having an important interest in maritime safety shall include, for example, States interested in the supply of large numbers of crews or in the carriage of large numbers of berthed or unberthed passengers.

Alternative Y

(b) Eight members shall be elected so as to ensure adequate representation of major geographical areas by Governments of States with an important interest in maritime safety, such as States interested in the supply of large numbers of crews or in the carriage of large numbers of berthed or unberthed passengers.

前記の III を選択した場合は、同条の次の部分として、

Alternative P

(b) Four members shall be elected by the Assembly in such manner as to ensure that, under this subparagraph, a States in each of the following areas is represented :

I. Africa

II. The Americas

III. Asia and Oceania

W. Europe

(c) The remaining four members shall be elected by the Assembly from among States not otherwise represented on the Committee.

For the purpose of this Article, States having an important interest in maritime safety shall include, for example, States interested in the supply of large numbers of crews or in the carriage of large numbers of berthed or unberthed passengers.

Alternative Q

(b) Eight members shall be elected so as to ensure adequate representation of major geographical areas by Governments of States with an important interest in maritime safety, such as States interested in the supply of large numbers of crews or in the carriage of large numbers of berthed or unberthed passengers.

同条の最後の部分は、前記のいずれの選択をした場合にも共通であり、現行第二十八条の(b)と同じである。

Members of the Maritime Safety Committee shall be elected for a term of four years and shall be eligible for re-election.

かくして、第四回総会は、作業部会の択一的改正案の Alternative II および Alternative X を選択した結果、次のような第二十八条の改正案が採択されたのである。⁽¹⁷⁾

第二十八条

海上安全委員会は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害関係をもつもののなかから総会によって選出される十六

の加盟国で構成されるものとする。そのうち、

(a) 八カ国は、最大船腹保有国たる十カ国のなかから選出されるものとする。

(b) 四カ国は、b号のもとで次の各地域のそれぞれ一カ国が代表となるように選出されるものとする。

I、アフリカ

II、アメリカ

III、アジアおよびオセアニア

IV、ヨーロッパ

(c) 残りの四カ国は、前記の理事国以外の国のなかから選出されるものとする。

第二十八条の適用上、海上の安全に重大な利害関係をもつ国には、たとえば、多数の船員の供給または多数の病床あるいは無病床の旅客の輸送に利害関係のある国が含まれるものとする。

海上安全委員会の理事国は、四年の任期で選出され、再選をねがうものとする。

Article 28.

The Maritime Safety Committee shall consist of sixteen Members elected by the Assembly from Members, Governments of those States having an important interest in maritime safety of which:

(a) Eight Members shall be elected from among the ten largest shipowning States;

(b) Four Members shall be elected in such manner as to ensure that, under this sub-paragraph, a State, in each of the following areas is represented:

I. Africa

II. The Americas

III. Asia and Oceania

IV. Europe

(c) The remaining four Members shall be elected from among States not otherwise represented on the Committee.

For the purpose of this Article, States having an important interest in maritime safety shall include, for example, States interested in the supply of large numbers of crews or in the carriage of large numbers of berthed or unberthed passengers.

Members of the Maritime Safety Committee shall be elected for a term of four years and shall be eligible for re-election.

一九六五年九月二十八日付の第四回総会決議第七十号 (IMCO/A. IV/Res. 70.) により採択された第二十八条の改正は、IMCO加盟国の三分ノ二の国によつて一九六七年十一月三日に受諾されたので、その十二カ月後の一九六八年十一月三日に発効したのである⁽²⁷⁾。

- (1) IMCO/A/ES. II/4. and IMCO/A. IV/28. Annex I.
- (2) IMCO/A. IV/28. Annex II.
- (3) IMCO/A. IV/28. Annex III.
- (4) IMCO/A. IV/28. Add. 1.
- (5) IMCO/A. IV/28. Add. 2.
- (6) IMCO/A. IV/28. Add. 3.
- (7) IMCO/A. IV/28. Add. 4.
- (8) IMCO/A. IV/28. Add. 5.

- (6) IMCO/A, IV/28, Add. 6.
- (9) IMCO/A, IV/28, Add. 7.
- (11) IMCO/A, IV/Res. 70.
- (12) IMCO/MSC. XVII/3. なお、一九六七年十一月三日現在のIMCO加盟国は六十五カ国（他に准加盟国として香港）であり、一九六八年一月一日現在で受諾国は四十六カ国であった。

四 改正の意義

(A) 改正第二十八条

前述の如く一九六五年九月二十八日に第四回総会で採択された改正第二十八条は一九六八年十一月三日に効力を発生した。当然のことではあるが第四回総会における第三次海上安全委員会の理事国の選出は旧第二十八条によるのである。第四回総会は、一九六一年の第二回総会における第二次海上安全委員会の最大船腹保有国としての八理事国の選出と同じく、「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見にしたがって、一九六四年のロイド船舶登録統計表による上位八カ国すなわちアメリカ・イギリス・リベリヤ・ノールウェイ・日本・ソ連・ギリシャ・イタリーを第三次海上安全委員会の最大船腹保有国としての八理事国に選出したのである。ついで、第四回総会は、第三次海上安全委員会の残りの六理事国として、第九位のドイツ、第十位のフランス、第十一位のオランダ、第十六位のカナダ、第十八位のアルゼンチン、第三十位のパキスタンを選出したのである。¹⁾なお、第五位のパナマは、第三次海上安全委員会にも理事国として選出されなかった。

改正第二十八条は一九六八年十一月三日に発効したところから、海上安全委員会の理事国を改正第二十八条によって選出したのは、一九六九年の第六回総会における第四次海上安全委員会の理事国の選出からであった。第六回

総会は一九六九年十月十五日から三十日まで開催され、その議題二十七が第四次海上安全委員会の理事国の選挙であった。一九六九年七月一日現在のロイド船舶登録統計表にもづくIMCO加盟国に登録された商船隊の登録トン数表が事務局長によって全加盟国に送付されていた。⁽²⁾

また、若干の国は文書で第四次海上安全委員会の理事国の選挙への立候補を事務局長に通告しており、事務局長はこれ等の文書を全加盟国に送付していたのである。⁽³⁾たとえば、スペインは、(1)海運についての歴史的伝統、

(2)便宜置籍船国を除くと世界の海運国の中での第十三位の船腹登録量(筆者註、一九六九年のロイド船舶登録統計によると第十五位であるが、便宜置籍船国である第二位のリベリヤおよび第十一位のパナマを除くと第十三位)、(3)世界第六位の船舶建造量、(4)スペイン人船員二万人の外国船への乗組み、(5)海上安全委員会の小委員会・作業部会その他のIMCOの事業へのスペインの積極的参加、(6)二十万人の漁民および登録トン数で世界第四位の漁船隊、

(7)国際海上交通の要衝にあたる非常に重要な地理的位置、等の理由から海上安全委員会の理事国として適格であると自薦していたのである。⁽⁴⁾また、リベリヤは、(1)海上安全委員会の事業や決定を実効あらしめる法令・規制を、七七八隻・二九、一一一、七二四グロストンで約八万人の士官と船員を雇備している大商船隊に適用する責任がある、(2)リベリヤの大商船隊に海上の安全および航行の能率に関して実行可能な最高基準を達成しようとする努力してきたのであり、また将来もその努力を継続するものである、(3)船舶の安全・危険な貨物・油による海洋汚染・トン数計測・航路・満載吃水線・防火等の問題の審議のための専門家小委員会や作業部会に国際的水準の専門家を派遣しその活動に積極的に参加してきたのである、(4)海上安全・航路・サルベージ・旅客および貨物の輸送・海洋汚染その他船員の労働条件等々に関する多数の国際条約に加入している、(5)アフリカ大陸および世界の最大船腹保有国として毎年のIMCOの分担金の最大供出国である、等の理由から理事国に選出される特権があ

るのみならず必要があるといっているのである。⁽⁵⁾ さらに、パナマは、(1) 船腹登録量では第十二位の商船隊をもっている(筆者註、一九六八年のロイド船舶登録統計によったものであろう)、(2) 大商船隊をもっているにもかかわらずいまだ理事国に選出されたことがない、(3) その領土内にパナマ運河がある、等の理由から海上安全委員会のアメリカ地域を代表する(b) 種理事国に立候補したのである。⁽⁶⁾ そのほかに、アラブ連合は、(1) 紅海および地中海の両方に面しているユニークな地理的位置から、航行の安全のために必要な航海援助施設を維持してきたのであり、それを改善しつつある、(2) 十分に訓練された船員・士官・機関員を外国船に供給している数少ない国の一つである、(3) 開発途上国として海運ならびに造船に非常に重大な利害関係をもっている、(4) 一九五八年以来、理事会・法律委員会・作業部会等のIMCOの各種機関の活動に参加している、(5) パイプラインでスエズ湾と地中海を結ぶ施設やこれに関するプロジェクトにより世界貿易の発展に大いに貢献してきたのであり、紅海および地中海におけるスーパータンカーの安全はアラブ連合にとって最大の関心事である、(6) 紅海および地中海で多数の寐床および無寐床の旅客の輸送に従事している数少ない国の一つである、等の理由から立候補しているのである。⁽⁷⁾ これ等の海上安全委員会の理事国に適格であるという自薦の理由はいずれも、多数の船員の供給または多数の寐床および無寐床の旅客の輸送についての利害関係を含む種々の海上の安全についての利害関係・船腹登録量・地理的位置であって、海上安全委員会の理事国を選出する基準に相当するものである。

ところで第六回総会は一九六九年九月二十日に第四次海上安全委員会の理事国を選出したのであるが、⁽⁸⁾ (a) 種理事国については一九六九年のロイド船舶登録統計による最大船腹登録国十カ国のなかで第一位のリベリヤと第二位のドイツが落選し、第二位のイギリス、第三位の日本、第四位のノールウェイ、第五位のアメリカ、第六位のソ連、第七位のギリシャ、第八位のイタリー、第十位のフランスが選出されたのである。(b) 種理事国としてはア

ラブ連合（第四十位、アフリカ地域）、アルゼンチン（第二十二位、アメリカ地域）、パキスタン（第三十三位、アジアおよびオセアニア地域）、ドイツ（第九位、ヨーロッパ地域）が選出せられ、（c）種理事国としては第十二位のオランダ、第十三位のスウェーデン、第十五位のスペイン、第十六位のカナダが選出せられたのである。海上安全委員会は十六カ国で構成されるのであるが、一九六九年のロイド船舶登録統計の上位十六カ国のなかで理事国に選出されなかったのはリベリヤ（第一位）・パナマ（第十一位）・デンマーク（第十四位）の三カ国であり、そのなかのリベリヤとパナマは便宜置籍船国である。

前述の改正第二十八条が適用せられた第四次海上安全委員会の理事国の選挙からも明らかな如く、改正第二十八条は海上安全委員会の構成および理事国の選出方法についての諸点で旧第二十八条と異なっているのである。

（イ）海上安全委員会の理事国数が十四カ国から十六カ国に増大されている。

（ロ）最大船腹保有国としての八理事国すなわち（a）種理事国は、最大船腹登録国である上位十カ国のなかから選出されるのである。作業部会の提案した Alternative III は「(a) Eight members shall be the largest ship-owning States」となっており、旧第二十八条の「of which not less than eight shall be the largest ship-owning nations」と同じ文言である。したがって Alternative III が採用されたならば、（a）種理事国には、旧第二十八条と同じく国際司法裁判所の勧告的意見にしたがって、最大船腹登録国の上位八カ国がそのまま選出されることになったであろう。しかしながら、作業部会の Alternative II が改正第二十八条に採用されたところから、総会は最大船腹登録国の上位十カ国のなかから八カ国を選出するという選択の自由をもったのである。かくして、総会は、最大船腹登録国十カ国のなかから（a）種理事国八カ国を選出するにあたっては、「海上の安全への重大な利害関係」を基準とすることになったのである。したがって、改正第二

十八条の（a）種理事国を選出する基準としては、「最大船腹登録量」という基準に「海上の安全への重大な利害関係」それも「多数の船員の供給または多数の寢床および無寢床の旅客の輸送についての利害関係」を含む「海上の安全への重大な利害関係」という基準が加わったのである。

（ハ）旧第二十八条の最大船腹保有国としての八理事国以外の六理事国が、改正第二十八条では（b）種理事国四カ国と（c）種理事国四カ国とされているのである。また、旧第二十八条では単に「主要な地理的地域を適当に代表するように」となっていたが、改正第二十八条では（b）種理事国四カ国としてアフリカ・アメリカ・アジアおよびオセアニア・ヨーロッパの四地域から各一カ国が選出されることになっているのである。なお、（b）種理事国を選出する基準としても、「アフリカ・アメリカ・アジアおよびオセアニア・ヨーロッパの四地域から各一カ国」という基準に「多数の船員の供給または多数の寢床および無寢床の旅客の輸送についての利害関係」を含む「海上の安全への重大な利害関係」という基準が加わっているのである。また、（c）種理事国も、（a）種理事国および（b）種理事国に選出されなかった国のなかから、「多数の船員の供給または多数の寢床および無寢床の旅客の輸送についての利害関係」を含む「海上の安全への重大な利害関係」を基準として選出されるのである。

前記の（ロ）で述べた如く、改正第二十八条の（a）種理事国すなわち最大船腹保有国としての八理事国の選出には、「最大船腹登録量」と「海上の安全への重大な利害関係」との二つの基準が適用されるのである。「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見に対する両判事（裁判長 Kastenad 判事および Quintana 判事）の反対意見は、旧第二十八条の最大船腹保有国としての八理事国の選出にも「最大船腹保有国」と「海上の安全への重大な利害関係」との二つの基準が適用されるというのであった。したがって改正第二十八条の（a）種理事国

の選出の基準は両判事の反対意見に一致するものである。ところで、第一回総会における第一次海上安全委員会の最大船腹保有国としての八理事国⁽⁹⁾の選出では、最大船腹登録量で第一位のアメリカからはじまって順次一カ国ずつ賛否の投票をした結果、第三位のリベリヤと第八位のパナマが落選し、第九位のフランスと第十位のドイツが当選したのであった。結果としての偶然の一致ではあるが、最大船腹保有国としての八理事国は当時の最大船腹登録国の上位十カ国のなかから選出されたのであった。したがって、旧第二十八条の最大船腹保有国としての八理事国についての部分の文言が改正第二十八条のようであったならば、国際司法裁判所に勧告的意見をもとめることにはならなかったであろう。

(B) 改正第十七条および改正第十八条

通常総会は二年ごとに一回開催され(第十四条)、理事会の任期は次の通常総会までの二年である(第十九条)。ところが一九六四年九月十五日に第二回臨時総会で採択された改正第十七条および改正第十八条は一九六七年十月六日に発効したのである。したがって一九五九年に発足した第一次理事会、一九六一年から任期のはじまった第二次理事会、一九六三年からの第三次理事会、一九六五年からの第四次理事会はいずれも旧第十七条および旧第十八条によって構成されたわけである。

第一次理事会では、(a) 種理事国(国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国)はアメリカ・イギリス・ノールウェイ・オランダ・ギリシャ・スウェーデン、(b) 種理事国(国際海上貿易に最大の利害関係をもつ国)はフランス・カナダ・アルゼンチン・インド・オーストラリア・ベルギー、(c) 種理事国(国際海運業務の提供に実質的な利害関係をもち国)は日本・イタリー、(d) 種理事国(国際海上貿易に実質的な利害関係をもち国)はドイツ・ソ連であった。

第一次理事会の理事国であったこれ等十六カ国は、(a)・(b)・(c)・(d)の各種理事国の国別には変動はあったが、すべて第二次理事会の理事国になったのであった。⁽¹⁰⁾この第二次理事会の「国際海運業務の提供に最大の利害関係」をもつ(a)種理事国には、一九六一年のロイド船舶登録統計で第一位のアメリカ、第二位のイギリス、第三位のノールウェイ、第五位の日本、第六位のギリシャ、第七位のイタリアが決定されて、第四位のリベリヤは除外されたのである。ついで、第三次理事会では、第一次理事会およびそれと同じ理事国で構成された第二次理事会の理事国のなかでアルゼンチンが落選し、そのかわりにマダガスカルが当選しているのである。⁽¹¹⁾この第三次理事会でも、一九六三年のロイド船舶登録統計での上位七カ国のなかの第四位のリベリヤを除く六カ国が(a)種理事国になっているのである。さらに、旧第十七条および旧第十八条によって構成された最後の理事会である第四次理事会の理事国は第三次理事会の構成と全く同じであつて、一九六五年のロイド船舶登録統計では第三位のリベリヤは同じく(a)種理事国になつただけで、オーストラリア・ベルギー・カナダ・ドイツ・フランス・ギリシャ・インド・イタリア・日本・オランダ・ノールウェイ・スウェーデン・ソ連・イギリス・アメリカの十五カ国は、第一次理事会から第四次理事会まで継続して理事国になつていたのである。

改正第十七条および改正第十八条によつて理事会が構成されたのは第五次理事会以降である。第五回総会はその議題二十として一九六七年十月十八日と十九日に第五次理事会の理事国を選出したが、(a)種理事国(国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国)としては一九六七年のロイド船舶登録統計で第二位のイギリス、第三位のアメリカ、第四位のノールウェイ、第五位の日本、第六位のソ連、第七位のギリシャが選出せられ、(b)種理事国(国際海上貿易に最大の利害関係をもつ国)としては第八位のイタリア、第九位の西ドイツ、第十位のフランス、第十一位

のオランダ、第十三位のスウェーデン、第十六位のカナダが選出せられ、(c)種理事国(海運または航海に特別の利害関係をもち主要な地理的地域を代表する国)としては第十七位のインド、第十八位のブラジル、第二十位のポーランド、第二十三位のオーストラリア、その他マダガスカルとアラブ連合が選出された。⁽¹³⁾船腹登録量で世界第一位のリベリヤは(a)種理事国はおろかその他の種類の理事国にも選出されなかったのであり、第十二位のパナマも理事国に選出されなかったのである。第一次理事会の理事国十六カ国のなかでアルゼンチンとベルギーを除く十四カ国が第一次理事会から第五次理事会まで継続して理事国となっているのである。

また、第六次理事会では、(a)種理事国は第五次理事会のそれと同じであり、(b)種理事国はスウェーデンにかわってベルギーが選出されている以外は第五次理事会と同じであり、(c)種理事国はアラブ連合にかわってガーナが選出されている以外は第五次理事会と同じであって、一九六九年のロイド船舶登録統計で第一位のリベリヤも第十一位のパナマも理事国に選出されておらないのである。⁽¹⁴⁾さらに、第七次理事会では、(a)種理事国は第五次理事会および第六次理事会のそれと同じであり、(b)種理事国は第六次理事会のそれと同じであり、(c)種理事国はマダガスカルにかわってアルジェリヤが選出されている以外は第六次理事会と同じであって、一九七一年のロイド船舶登録統計で第一位のリベリヤも第十一位のパナマも理事国に選出されておらないのである。⁽¹⁵⁾第一次理事会の理事国十六カ国のなかで第七次理事会の理事国になっているのは十四カ国であり、その十四カ国のなかでベルギーを除くオーストラリア・カナダ・西ドイツ・フランス・ギリシャ・インド・イタリー・日本・オランダ・ノールウェイ・ソ連・イギリス・アメリカの十三カ国が第一次理事会から第七次理事会まで継続して理事国となっているのである。

前述の第一次理事会から第七次理事会までの理事国の選挙から明らかな如く、また改正第十七条および改正第十

八条を採択した第二回臨時總會決議第六十九号にもあるように、改正第十七条および改正第十八条は次の三点で旧第十七条および旧第十八条を改正したものである。⁽¹⁶⁾

(イ) 理事会の理事国数の増大。旧第十七条では「國際海運業務の提供に最大の利害關係をもつ国」としての (a) 種理事国六カ国、「國際海上貿易に最大の利害關係をもつ国」としての (b) 種理事国六カ国、「國際海運業務の提供に實質的な利害關係をもつ国」としての (c) 種理事国二カ国、「國際海上貿易に實質的な利害關係をもつ国」としての (d) 種理事国二カ国の計十六理事国であった。改正第十八条では「國際海運業務の提供に最大の利害關係をもつ国」としての (a) 種理事国六カ国、「國際海上貿易に最大の利害關係をもつ国」としての (b) 種理事国六カ国、「海運または航海に特別の利害關係をもち主要な地理的地域を代表する国」としての (c) 種理事国六カ国の計十八理事国にふやされたのである。

(ロ) 理事会の全理事国の總會による選出。旧第十七条および旧第十八条によると、(a) 種理事国および (b) 種理事国は理事会によって決定され、(c) 種理事国は理事会の決定した候補国名簿のなかから總會が選出し、(d) 種理事国は總會が選出していた。改正第十七条および改正第十八条によると、總會が全理事国を選出することになったのである。

(ハ) 理事会の理事国の公平な地理的配分。旧第十七条および旧第十八条では理事会の理事国の選出について公平な地理的配分を考慮する必要はなかったが、改正第十八条によると (c) 種理事国の選出については「海運または航海に特別な利害關係」という基準と「主要な地理的地域の代表」という基準の二つの基準が考慮されねばならないのである。旧第十八条についてのユーゴスラビヤの補足修正案ではアフリカ・北米および南米・アジアおよび極東・ヨーロッパの四地域から各二カ国、つつの計八カ国の選出が提案されていた。⁽¹⁷⁾ また

改正第二十八条によると海上安全委員会の（b）種理事国にはアフリカ・アメリカ・アジアおよびオセアニア・ヨーロッパの四地域から各一カ国ずつの計四カ国が選出されることになっている。この改正第二十八条による海上安全委員会の（b）種理事国のアフリカ・アメリカ・アジアおよびオセアニア・ヨーロッパの四地域の区分を第五次理事会・第六次理事会・第七次理事会の（c）種理事国にあてはめてみると、第五次理事会では、アフリカから二カ国（マダガスカル・アラブ連合）、アメリカから一カ国（ブラジル）、アジアおよびオセアニアから二カ国（インド・オーストラリア）、ヨーロッパから一カ国（ポランド）となるのであり、第六次理事会および第七次理事会でもアフリカから二カ国・アメリカから一カ国・アジアおよびオセアニアから二カ国・ヨーロッパから一カ国の配分となっているのである。

ところでこの改正第十七条および改正第十八条は「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見に関連して問題があると思われるのである。国際司法裁判所の勧告的意見は最大船腹登録国である上位八カ国をそのまま海上安全委員会の「最大船腹保有国としての八理事国（*eight shall be the largest ship-owning nations*）」に選出すべきであつて総会には選択の自由はないというものであつた。旧第十七条によると理事会の（a）種理事国たる六加盟国は「国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国の政府」（*six shall be governments of nations with the largest interest in providing international shipping services*）であり、旧第十八条によると理事会がこの（a）種理事国を決定する（*determine*）ことになつてゐた。総会が「海上安全委員会の構成」について国際司法裁判所に勧告的意見をもとめ且つその勧告的意見にしたがつたからといって、理事会が国際司法裁判所に勧告的意見をもとめたのではなく且つ勧告的意見はもともと拘束力のないものであるから、理事会が「国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ六カ国」をそのまま理事会の（a）種理事国に決定すべきことにはならないであらう。

ところが、改正第十七条および改正第十八条によると、「総会」が理事会の(a)種理事国として「国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ六カ国(six shall be governments of States with the largest interest in providing international shipping services)」を選出することになったのである。しかも、第十七条および第十八条の改正を審議した第二回臨時総会において、ブラジルの改正案は改正第十八条の(a)種理事国の「国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国の政府」の部分に「自国の旗のもとに最大船腹登録量を保有する国の政府(governments of nations having under their national flag the largest gross registered tonnage)」という文言をつかつており、またブラジルの改正案に対するフランスの補足修正案でも「自国の旗のもとに相当の船腹登録量を保有する国の政府(governments of States having under their national flag a considerable gross register tonnage)」なる文言をつかつており、さらにマダガスカル⁽¹⁹⁾の改正案は「最大商船隊保有国(States possessing the largest fleets)」なる文言をつかつており、さらにも考えられる如く⁽²⁰⁾、「最大」船腹登録国はすなわち国際海運業務の提供に「最大」の利害関係をもつ国であると思われるのである。したがって、旧第十七条および旧第十八条が適用された第二次理事会、第四次理事会にも、また改正第十七条および改正第十八条が適用された第五次理事会、第七次理事会にも、「国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国」である(a)種理事国として、(リベリヤを除いたことに問題はあ
るが)リベリヤを除く最大船腹登録国の上位六カ国を決定または選出したのである。

旧第十七条および旧第十八条が適用された第二次理事会、第四次理事会には、理事会は、総会のもつめた国際司法裁判所の勧告的意見に留意することなく、最大船腹登録国の上位七カ国のなかからリベリヤを除く六カ国を(a)種理事国として決定したものと考えられるのである。しかしながら改正第十七条および改正第十八条が適用された第五次理事会、第七次理事会には総会が(a)種理事国を選出したのであるから事情は異なるのである。国際司法

裁判所の勧告的意見にしたがって最大船腹登録国の上位八カ国をそのまま旧第二十八条の海上安全委員会の「最大船腹保有国としての八理事国」に選出した総会が、第五次以降の理事会の「国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国」である（a）種理事国には文字どおり最大船腹登録国である第一位のリベリヤを除き最大船腹登録国の第二位から第七位までの六カ国を選出しているのである。第十七条および第十八条の改正を審議した第二回臨時総会では、フランスは、ブラジルの改正案「(a) six shall be governments of nations having under their national flag the largest gross registered tonnage」には複数の解釈が生じるおそれがある⁽²¹⁾。「(a) six shall be chosen from among governments of States having under their national flag a considerable gross register tonnage」なる補足修正案を提出していた⁽²¹⁾。このフランスの補足修正案は「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見を勘案したものであったが、フランスの危惧は改正第十八条にもあてはまるものであろう。

かくして、シモンズ教授が一九六三年に既に指摘した如く「IMCOの初めの数年間におけるトラブルは一九六〇年六月八日の国際司法裁判所の勧告的意見によって減るどころかふえたのであり」、⁽²²⁾ 国際司法裁判所の勧告的意見をめぐる問題は改正第十七条および改正第十八条によってその舞台が理事会にまでひろがったのである。

- (1) IMCO/A. IV/17.
- (2) IMCO/A. VI/27/Add. 2. Annex.
- (3) IMCO/A. VI/26. and IMCO/A. VI/27/Add. 1.
- (4) IMCO/A. VI/27/Add. 1.
- (5) IMCO/A. VI/27/Add. 3. Annex I.
- (6) IMCO/A. VI/27/Add. 3. Annex II.

- (ㄴ) IMCO/A. VI/27/1.
- (∞) IMCO. Resolutions and Other Decisions of the Assembly: 6th Session 1969 and 4th Extraordinary Session 1966, p. 203.
- (㉞) 本報 一一一號。
- (㉟) IMCO. Resolutions and Other Decisions of the Assembly: 2nd Session 1961, p. 20.
- (㊱) IMCO. Resolutions and Other Decisions of the Assembly: 3rd Session 1963 and 1st Extraordinary Session 1963, p. 26.
- (㊲) IMCO. Resolutions and Other Decisions of the Assembly: 4th Session 1965 and 2nd Extraordinary Session 1964, p. 51.
- (㊳) IMCO. Resolutions and Other Decisions of the Assembly: 5th Session 1967 and 3rd Extraordinary Session 1966, p. 139.
- (㊴) IMCO. Resolutions and Other Decisions of the Assembly: 6th Session 1969 and 4th Extraordinary Session 1968, p. 203.
- (㊵) IMCO. Resolutions and Other Decisions of the Assembly: 7th Session 1971, p. 189.
- (㊶) IMCO. Resolutions and Other Decisions of the Assembly: 4th Session 1965 and 2nd Extraordinary Session 1964, p. 6.
- (㊷) IMCO/A. IV/28. Annex II.
- (㊸) IMCO/A/ES. II/4. Annex I.
- (㊹) IMCO/A/ES. II/4. Annex II.
- (㊺) IMCO/A/ES. II/4. Annex III.

(17) IMCO/A/ES. II/4. Annex II.

(22) Simmonds, op. cit., p. 87.

第三節 政府間海事協議機構条約の全面改正

一 全面改正

I M C O 条約は、次のような三つの段階をへて、結果として全面的に改正されたのである。

(A) 第一段階

オランダは、ロンドン駐在大使を通じて事務局長宛に一九七三年十月二十九日付の書簡をおくり、理事会の拡大 (an enlarged membership of the Council) と海上安全委員会のメンバーシップの開放 (an open-ended membership of the Maritime Safety Committee) を提案し、この問題を同年十一月十二日に開催される第七次理事会の特別会期の議題とするよう要請した⁽¹⁾。事務局長は、オランダの申入れを口上書 (Note Verbale AI/E/108 (NV, 5)) でもって全加盟国に通告するとともに、理事会にこの問題を検討してとるべき行動を事務局へ指示するよう要請したのである。このオランダの提案の要旨は次のようなものであった。

(イ) 理事会の理事国数の増加。一九四八年の国際連合海事会議で採択された I M C O 条約の最初の署名国は二十カ国であった。一九七三年には加盟国数は一九四八年当時の予想をハルカにこえて八十カ国に達している。海運または海上貿易に多少とも利害関係をもっている一九四八年当時に考えられた国々が I M C O の加盟国となったが、そのほかに多数の新興国家が I M C O の活動に関心を示して I M C O に加盟するとともに I

MCOの諸活動に参加したいという願望を表明したのである。その結果が一九六四年の第十七条および第八條の改正であり、理事会の理事国数は十六カ国から十八カ国になり、開発途上国の議席数は二から四にふえたのである。ところが、IMCOの加盟国数は一九六四年当時の五十四カ国から一九七三年には八十カ国に増加し、八十カ国のなかで開発途上国は四十八カ国であり、全加盟国の六十パーセントをしめる開発途上国には理事会の十八理事国のなかの四理事国の議席しか割当られていないのである。このような理由から理事会の(c)種理事国を現在の六カ国から九カ国にふやすことによって全理事国数を十八カ国から二十一カ国にすることを提案しているのである。

(ロ) 海上安全委員会のメンバーシップの開放。海上安全委員会の理事国数も十四カ国から十六カ国にふやされたが、海上安全委員会も理事会と同様にIMCOの加盟国の現状を十分に反映していないのである。海上安全委員会のような専門的・技術的問題を処理する機関では先進海運国が重要な役割をはたすものではあるが、それにしても海上安全委員会のメンバーシップが現在のように限定されているのは異常であると思われる。理事会によって新設された委員会(筆者註、理事会手続規則第二十二による理事会の補助機関)すなわち法律委員会(the Legal Committee)・簡易化委員会(the Facilitation Committee)・技術協力委員会(the Committee on Technical Co-operation)にはいずれも全加盟国が参加しているのであり、また現在提案されている海洋環境保全委員会(the proposed Marine Environment Protection Committee)にも全加盟国が参加することになっているのである。これ等の委員会の処理している問題が海上安全委員会のそれよりも一般的性格をもっているとはいえないのであり、海上安全委員会も全加盟国に開放されるべきである。

第七次理事会は、同年十一月十二日の特別会期で、議題十四「その他の事項(any other business)」として、この

オランダの提案を審議した後に、第八回総会にこれを付託することにした。⁽²⁾

第八回総会は同年十一月十三日から二十三日まで開催されたが、その追加議題二(Supplementary Agenda Item 2)が「理事会の規模と構成および海上安全委員会の構成についてのオランダの提案の審議」であった。第八回総会は、理事会の規模と構成および海上安全委員会についてのIMCO条約の改正案ならびにその結果としての関連修正案(any consequential related amendments)を検討するために一九七四年二月に全加盟国の参加する臨時作業部会(Ad Hoc Working Group)を開催し、またこの臨時作業部会の勧告ならびに関連提案を審議してIMCO条約の適当な改正案を採択するために一九七四年十月に臨時総会を召集することを決議したのである。⁽³⁾

この第八回総会決議第三一四号による臨時作業部会(the Ad Hoc Working Group on Assembly Resolution A.314 (VIII))は、IMCO加盟国三十七カ国とオブザーバーとしてのカタルの計三十八カ国が参加して一九七四年二月四日から八日まで開催された。作業部会には前述のオランダの提案とフランスの提案がだされていたが、フランスの提案のなかには理事会の権限の強化や法律委員会および海洋環境保全委員会の主要機関としての制度化等の第八回総会により作業部会に付託された任務をこえるような改正案も含まれていた。⁽⁴⁾とにかくオランダの提案とフランスの提案を討議の基礎とした作業部会の審議の概要は次のようなものであった。⁽⁵⁾

(イ)海上安全委員会の構成と規模。海上安全委員会の定足数やその能率的活動の必要等の実際の難点から態度を保留した国もあったが、オランダ・フランスの両提案の「海上安全委員会を全加盟国に開放」することは広く支持せられた。

海上安全委員会の定足数についてはIMCO条約に規定する必要はなく、海上安全委員会がその能率的活動の必要を勘案して手続規則で規定すればよいことになった。

また、海上安全委員会は少くとも年一回は会合するが、理事会の賛成があればそれ以外に会合できることにした。しかし、全加盟国の一定の割合または一定数の要請によって特別に会合できるようにとの意見もあったところから、「理事会の賛成があれば」という文言は作業部会の改正案では「カッコ」つきにすることになった。

(ロ) 理事会の構成と規模。作業部会には次のような各種の改正案が⁽⁶⁾だされた。

提案国	理事国数	理事国種類数	
		(a)	(b)
オーストラリア	24	6	6
アメリカ	24	7	7
ソ連	22	6	X
ポロランド	22	6	10
日本	21	6	9
オーストラリア	24	6	X
ノールウェイ	X	8	Y
カナダ	24	6	X
ナイジェリヤ	24	6	12
イタリー	24	6	10
フランス	24	6	6
		3	6
		3	12

(X, Yは未定数)

フランス案は、海運業務に進出しましたは発展させようとしている開発途上国のためのカテゴリーを新たに設けて、そのカテゴリーに六カ国を割り当てるものである。ナイジェリヤ案は、開発途上七十七カ国グループの代表としての提案であり、(c) 種理事国の十二カ国を開発途上国に割り当てるものである。オーストラリヤ案は、(c) 種理事国を貿易・造船および船舶修理・主要港・国際海法に特別の利害関係をもつ国に割り当て、(d) 種理事国には地理的配分を考慮するものである。

結局のところ作業部会では現在の (a) 種・(b) 種・(c) 種の理事国の種類はかえないで (c) 種理事国を十二カ国にする妥協案が広く支持されたのであった。なおスペインの次の提案が「第十七条および第十八条の文言と本機構の実行とを一致させる」ものであるとして多数の国々によって支持されたのは注意すべきことであると思われる。

Article 17.

The Council shall be composed of 24 Members elected by the Assembly, *in accordance with the criteria established in Article 18.*

Article 18.

In electing the Members of the Council the Assembly shall observe the following *criteria*:

- (a) six shall be *chosen amongst* the States with the largest interest in providing international shipping services;
- (b) six shall be *chosen amongst* the States with the largest interest in international seaborne trade;
- (c) twelve shall be *chosen amongst* the States not elected under (a) or (b) above, which have special interests in maritime transport or navigation, and whose election to the Council will ensure the

representation of all major geographic areas of the world.

かくして、作業部会は、理事会および海上安全委員会の構成と規模について第十七条・第十八条・第二十八条の改正案を、またこれ等の改正に関連して第十条・第十六条・第二十条・第三十一条・第三十二条の改正案を作成したのであった。⁽²⁾ すなわち、

Article 10.

An Associate Member shall have the rights and obligations of a Member under the Convention except that it shall not have the right to vote in the Assembly or the Maritime Safety Committee or be eligible for membership on the Council and subject to this the word "Member" in the Convention shall be deemed to include Associate Member unless the context otherwise requires.

Article 16.

(d) To elect the Members to be represented on the Council as provided in Article 17.

Article 17.

The Council shall be composed of twenty-four Members elected by the Assembly.

Article 18.

In electing the Members of the Council, the Assembly shall observe the following principles :

- (a) Six shall be Governments of States with the largest interest in providing international shipping services;
- (b) Six shall be Governments of other States with the largest interest in international seaborne trade ;

(c) The Council shall meet upon one month's notice as often as may be necessary for the efficient discharge of its duties upon the summons of its Chairman or upon request by not less than four of its Members.
It shall meet at such places as may be convenient.

Article 28.

The Maritime Safety Committee shall consist of all the Members.

Article 31.

The Maritime Safety Committee shall meet at least once a year (and at any other time that the Council shall deem appropriate). It shall elect its officers once a year and shall adopt its own Rules of Procedure.

Article 32.

Deleted.

なお、事務局長は、第五十二条にしたがって、二月十八日および十九日に、この作業部会の改正案を口上書でもって全加盟国に通告したのである。⁽⁹⁾

第五回臨時総会は同年十月十六日から十八日まで開催されたが、その議題四が「第八回総会決議第二一四号によって設置された臨時作業部会の勧告の審議」であった。総会では作業部会の改正案の(イ)第十条では「in the Assembly or the Maritime Safety Committee」の文言を削除し、(ロ)第十八条では「principles」を「criteria」にかえらるゝこと、(ハ)第三十一条では「(and at any other time that the Council shall deem appropriate)」の文言を削除して、次のような条約の改正案が採択されたのである。⁽¹⁰⁾

第十条

准加盟国は、投票権をもたず且つ理事会の構成員となる資格をもたないことを除くほか、この条約に基づく加盟国の権利および義務をもつものとする。この規定にしたがうことを条件として、この条約において「加盟国」とは、文脈により他の解釈を必要としない限り、准加盟国を含むものとする。

第十六条

(b)、第十七条の規定にしたがい、理事会に代表者を出す加盟国を選出すること。

第十七条

理事会は、総会によって選出される二十四カ国で構成されるものとする。

第十八条

総会は、理事会の理事国の選出にあたり、次の諸基準にしたがうものとする。

- (a) 六カ国は、国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国でなければならない。
- (b) 六カ国は、国際海上貿易に最大の利害関係をもつその他の国でなければならない。
- (c) 十二カ国は、(a) 種理事国または (b) 種理事国に選出されなかった国で、海運または航海に特別の利害関係をもち且つ世界のすべての主要な地理的地域を代表するように選出される国でなければならない。

第二十条

- (a) 理事会は、その議長を選出し、この条約に別段の定めのある場合を除くほかその手続規則を採択するものとする。
- (b) 理事会の定足数は、十六の構成員とする。
- (c) 理事会は、その任務を実効的に遂行するため、議長が召集したとき、または四以上の構成員の要請があつたときは、

一カ月の予告により、会合するものとする。理事会は適当と認める場所で会合するものとする。

第二十八条

海上安全委員会は、すべての加盟国で構成する。

第三十一条

海上安全委員会は、少くとも毎年一回会合するものとする。海上安全委員会は、その役員を毎年一回選出し、その手続規則を採択するものとする。

第三十二条 削除。

第三十三条と第六十三条は条文ナンバーが一つづつくりあがる。

この一九七四年十月十七日付の第五回臨時総会決議第三二五号(IMCO/RES.V/Res.315)により採択されたIMCO条約の改正は一九七八年四月一日に発効した。以下に、一九四八年三月に国際連合海事会議で採択され一九五八年三月に発効した旧IMCO条約を「一九五八年のIMCO条約」といい、一九七四年十月の総会決議第三二五号により採択され一九七八年四月に発効した改正条約を「一九七八年のIMCO条約」という。また、一九五八年のIMCO条約の原初の第十七条・第十八条・第二十八条を「一九五八年のIMCO条約の旧第十七条・旧第十八条・旧第二十八条」といい、一九六七年十月に発効した改正第十七条および改正第十八条を「一九五八年のIMCO条約の改正第十七条および改正第十八条」、一九六八年十一月に発効した改正第二十八条を「一九五八年のIMCO条約の改正第二十八条」という。

(B) 第二段階

事務局長は、一九七四年四月九日にフランスからIMCO条約の改正提案をうけとり、これを四月十一日に口上書でもって全加盟国に通告した。⁽¹¹⁾ このフランスの改正提案は、前述の一九七四年二月四日から八日まで開催された「総会決議第三一四号により設置された臨時作業部会」で作業部会に付託された任務をこえたものがあるとして問題となったフランスの提案とほとんど同じであつて、(イ)理事会の拡大、(ロ)理事会の権限の強化、(ハ)法律委員会および海洋環境保全委員会の主要機関としての制度化、(ニ)法律委員会および海洋環境保全委員会の海上安全委員会との対等化と全加盟国への開放、(ホ)条約改正手続の改正、等を内容とするものであつた。

第五回臨時総会は前述の如く一九七四年十月十六日から十八日まで開催されたが、その議題五が「IMCO条約の改正についてのフランスの提案の審議」であつた。フランス代表は、IMCO条約の採択後すでに四分ノ一世紀を経過しており、その間に若干の改正はなされたが、国際社会ならびに海運界の情勢も変化しているところから、議題四でのIMCO条約の部分改正よりサラにすんだ全面的改正の必要を強調したのであつた。⁽¹²⁾ なお総会には表決手続に関する第四十三条の日本の改正提案やフランスの提案に対するオランダの修正案もだされていた。⁽¹³⁾ しかしながら、第五回臨時総会は第八回総会決議第三一四号によって「理事会および海上安全委員会の構成および規模とその関連事項」の改正についての臨時作業部会の勧告を審議することを主たる目的として開催されたものであり、この議題五について若干の審議はなされたが、会期三日間ではIMCO条約の全面改正にもつながる議題五を十分に審議することはできなかったのである。そこで、第五回臨時総会は、「フランスの改正案、第五回臨時総会での各国の註釈、その他のIMCO条約の改正案を検討する」ために全加盟国が参加する臨時作業部会を一九七五年二月に召集し、第九回総会で臨時作業部会の報告および勧告を審議することにしたのであつた。⁽¹⁴⁾

第五回臨時總會決議第三一七号による「IMCO条約の改正案を検討する」ための臨時作業部会は、IMCO加盟国のなかの三十九カ国が参加して一九七五年二月十七日から二十一日まで開催された。第五回臨時總會および臨時作業部会に提出されていた改正案・註釈は、フランスの提案⁽¹⁵⁾、オランダの提案と註釈⁽¹⁶⁾、日本の提案と註釈⁽¹⁷⁾、西ドイツの提案と註釈⁽¹⁸⁾、イギリスの提案と註釈⁽¹⁹⁾、アメリカの提案⁽²⁰⁾、等であった。かくして、作業部会は、新しい条項を追加した十九部・七十四カ条のIMCO条約の改正案をつけた報告を作成したのであった。⁽²¹⁾

第九回總會は同年十一月三日から十四日まで開催されたが、その議題十が「IMCO条約の改正案を検討するための臨時作業部会の報告の審議」であった。第九回總會は、第五回臨時總會で改正された「理事会および海上安全委員会の構成および規模とその関連事項」をのぞき、次のようなIMCO条約の広汎な改正案を採択したのである。⁽²²⁾

(イ) 第一・三・十二・十六・二十二・二十四・二十五・二十六・二十七・二十九・三十・三十三・三十四・三十八・三十九・四十二・四十三・五十二・五十五条の修正。

(ロ) 第七部に新規定の第三十二条を追加。

(ハ) 新しく第八部と第九部を設け、第八部には新規定の第三十三条と第三十七条、第九部には新規定の第三十八条と第四十二条を追加。

(ニ) したがって現行の第八部と第十七部は第十部と第十九部へ移行。

(ホ) したがって現行の第三十三条と第六十三条は第四十三条と第七十三条へ移行。

(ヘ) したがって第六条のなかでの引用規定「第五十七条」は「第六十七条」、第七条での「第五十七条」は「第六十七条」、第八条での「第五十七条」は「第六十七条」、第九条での「第五十八条」は「第六十八条」、第五十三条および第五十四条（新第六十三条および新第六十四条）での「第五十二条」は「第六十二条」、第五十六

条（新第六十六条）での「第五十五条」は「第六十五条」、第五十八条（新第六十八条）での「第五十七条」は「第六十七条」、第五十九条（新第六十九条）での「第五十八条」は「第六十八条」、第六十条（新第七十条）での「第五十七条」は「第六十七条」に修正。

（ト）条約の名称を「國際海事機構条約（Convention on the International Maritime Organization）」に変更。

なお、この一九七五年十一月十四日付の第九回総会決議第三五八号（IMCO/A. IX/Res. 358）により採択されたIMCO条約の改正は、本稿執筆の一九七八年十二月現在まだ発効していないようである。

（Ｃ） 第三段階

第九回総会は「総会決議第三一七号によるIMCO条約の改正案を検討するための臨時作業部会」の報告を審議して前述の如きIMCO条約の広汎な改正案を採択したのであるが、なお若干の条項については十分に審議をつくす時間がなかったのであった。そこで、第九回総会は、「第二条・第四十条・第五十二条の改正案、技術協力委員会を制度化するための改正案、その他のIMCO条約の改正案を検討して、第十回総会に報告する」ために全加盟国が参加する臨時作業部会を一九七七年の初めに召集することにしたのであった。⁽²³⁾

第九回総会決議第三五九号による臨時作業部会は、IMCO加盟国のなかの四十三カ国が参加して一九七七年一月三十一日から二月四日まで開催された。作業部会には、アメリカの提案⁽²⁴⁾、技術協力委員会第十三会期でのフランスの提案⁽²⁵⁾、エジプトの提案⁽²⁶⁾、総会決議第三一七号による臨時作業部会の報告から的一部抜粋⁽²⁷⁾、第九回総会の行政・法律・財政委員会の報告から的一部抜粋⁽²⁸⁾、第九回総会の要録から的一部抜粋⁽²⁹⁾、等が討議のためにだされていた。かくして、作業部会は、（イ）技術協力委員会の主要機関としての制度化と関連条項の改正、（ロ）第二条の削除、

(ハ) 第四十条(総会決議第三五八号による改正での第五十条)の存続、(ニ) 第五十二条(総会決議第三五八号による改正での第六十二条)の改正、(ホ) その他の条文の文言の小修正、等を内容とする報告を作成したのであった。⁽³⁰⁾

第十回総会は同年十一月七日から十七日まで開催された。第十回総会は、その議題十三として臨時作業部会からの報告を審議し、次のようなIMCO条約の改正案を採択したのである。⁽³¹⁾

(イ) 第二条の削除。

(ロ) 新しく第十部を設けて、この第十部に新规定の第四十二条と第四十六条を追加。

(ハ) 前の(ロ)に関連して第三・十二・十六・二十二・二十六・四十二(総会決議第三五八号による改正での第五十二条)・四十三条(第三五八号改正の第五十三条)の修正。

(ニ) 第一・三・四十五(第三五八号改正の第五十五条)・五十二条(第三五八号改正の第六十二条)の改正。

(ホ) 前の(ロ)に関連して第三五八号改正の第十部と第十九部は第十一部と第二十部へ移行。

(ヘ) 前の(イ)に関連して第三条と第三十一条は条文のナンバーが一つずつくりあがる(なお、第三五八号改正での第三十二条と第四十二条も条文のナンバーが一つずつくりあがる)。

(ト) 前の(ロ)に関連して第三五八号改正の第四十三条と第七十三条は第四十七条と第七十七条へ移行。

(チ) したがって各条項のなかで引用されている条項の条文ナンバーをそれぞれの新しい条文ナンバーに修正。

(リ) 附属書IIのなかの「第五十一条」は「第六十五条」に修正。

この一九七七年十一月十七日付の第十回総会決議第四〇〇号(IMCO/A. X/Res. 400)により採択されたIMCO条約の改正もまだ発効していないと思われる。

- (1) IMCO/C/ES, VII/14.
- (2) IMCO/C/ES, VII/14. and A. VII/Supp. 2.
- (3) IMCO/A, VIII/Res. 314.
- (4) IMCO/WGA I/2/2.
- (5) IMCO/WGA I/3.
- (6) IMCO/WGA I/3. Annex IV.
- (7) IMCO/WGA I/3.
- (8) IMCO/WGA I/3. Annex II
- (9) IMCO/A/ES, V/4.
- (10) IMCO/A/ES, V/Res. 315.
- (11) IMCO/A/ES, V/5.
- (12) IMCO/A/ES, V/SR. 4.
- (13) IMCO/A/ES, V/5/1. and A/ES, V/WP. 1.
- (14) IMCO/A/ES, V/Res. 317.
- (15) IMCO/A/ES, V/5, A/ES, V/5/Corr. 1. and A/ES, V/5/Add. 1.
- (16) IMCO/A/ES, V/WP. 1.
- (17) IMCO/A/ES, V/5/1, A/ES, V/5/1/Add. 1. and WGIC I/2/5.
- (18) IMCO/WGIC I/2/2.
- (19) IMCO/WGIC I/2/3.
- (20) IMCO/WGIC I/WP. 1.

- (21) IMCO/WGIC I/4.
- (22) IMCO/A. X/Res. 358.
- (23) IMCO/A. X/Res. 359. and Res. 360.
- (24) IMCO/WGIC II/4. and WGIC II/4/1.
- (25) IMCO/WGIC II/3.
- (26) IMCO/WGIC II/WP. 1/Rev. 1.
- (27) IMCO/WGIC II/2. Annex III.
- (28) IMCO/WGIC II/2. Annex IV.
- (29) IMCO/WGIC II/2. Annex V.
- (30) IMCO/WGIC II/6.
- (31) IMCO/A. X/Res. 400.

二 海上安全委員会および理事会の改組の意義

IMCO条約の全面的改正の第一段階である一九七八年のIMCO条約の第二十八条によって海上安全委員会は全加盟国で構成されることになった。そこで、一九六〇年の「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見は、全加盟国で構成される海上安全委員会についてはモハヤその意義をもたないことになったのである。

第二節の四「改正の意義」の(B)「改正第十七条および改正第十八条」で詳述した如く、「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見をめぐる問題は、一九五八年のIMCO条約の改正第十七条および

改正第十八条によって、その舞台が海上安全委員会から理事会にまでひろがったのであった。しかしながら、前述の如く「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見は一九七八年のIMCO条約の第二十八条によって海上安全委員会についてはその意義を失ったのであるから、国際司法裁判所の勧告的意見をめぐると問題がなお残っているとすら理事会についてである。

ところで、IMCO条約の全面的改正の第二段階および第三段階によって、これまで補助機関であった法律委員会・海洋環境保全委員会・技術協力委員会は、総会・理事会・海上安全委員会の三主要機関とならんで、新たに主要機関として制度化された。しかしこれ等の法律委員会・海洋環境保全委員会・技術協力委員会はいずれも全加盟国で構成されることから、「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見をめぐると問題は、新たに主要機関になった法律委員会・海洋環境保全委員会・技術協力委員会にはなんら関連をもつものではないのである。

前述の如く「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見が理事会に関連して問題となるのは理事会の(a)種理事国の選出についてである。ところで、IMCO条約の全面的改正の一部である一九七八年のIMCO条約の第十七条および第十八条は、(c)種理事国を六カ国から十二カ国にふやしたことによって全理事国数が十八カ国から二十四カ国になったことを除いては、一九五八年のIMCO条約の改正第十七条および改正第十八条と全く同じである。したがって、IMCO条約の全面的改正によっても、理事会の「国際海運業務の提供に最大の利害関係をもつ国」としての(a)種理事国の選出については、国際司法裁判所の勧告的意見に関連する問題はいぜんとして残っているのである。

前述の如く、総会決議第三一四号による臨時作業部会で、スペインは、(a) Six shall be chosen among the

States with the largest interest in providing international shipping services」という改正案を提出した。IMCO条約の全面的改正の一部である一九七八年のIMCO条約の第十八条では「(a) Six shall be States with the largest interest in providing international shipping services」となつて「chosen among」なる文言はつかわれなかったけれども、作業部会ではこのスペインの改正案は「第十七条および第十八条の文言と本機構の實行とを一致させる」ものであるとして支持されたのであった。この「本機構の實行」とは、一九五八年のIMCO条約の旧第十七条および旧第十八条さらには改正第十八条による理事会の（a）種理事国の選出にあたって、最大船腹登録国の上位（時には文字どおり最大である第一位）のリベリヤを除く上位六カ国を当選させたことである。すなわち、一九五八年のIMCO条約の旧第十七条および旧第十八条のもとでは理事会が、また一九五八年のIMCO条約の改正第十八条のもとでは総会が、条文の文言が「shall be chosen among」ではなく「shall be」となつていても、実際には最大船腹登録国のなかから選出し、結果として最大船腹登録国のリベリヤを除外するという選択の自由をもっていたことである。したがつて、IMCO条約の全面的改正の一部である一九七八年のIMCO条約の第十八条のもとでも、総会が最大船腹登録国の上位六カ国をそのまま（a）種理事国として選出することはないのであろう。しかしながら、一九七八年のIMCO条約の第十八条で（c）種理事国が十二カ国にふえたことによつて、便宜置籍船国のリベリヤまたはパナマが他の開発途上国とともに（c）種理事国に選出されるチャンスはこれまで以上にふえたのである。したがつて、国際司法裁判所の勧告的意見に関連しての（a）種理事国の選出をめぐる問題は、便宜置籍船国を含む開発途上国のために（c）種理事国の数をサラにふやしたりまたは新たに（d）種理事国という枠をつくる問題に埋没して顕在化しないかもしれないのである。いずれにせよ、「海上安全委員会の構成」についての国際司法裁判所の勧告的意見は、「海上安全委員会の構成」という問題の背後にある便宜置籍船の問題すなわち便宜置籍に

関連しての「船籍とジエヌイン・リンク」の問題になんらの回答もあたえなかったのみならず、「船籍とジエヌイン・リンク」の問題を回避したことによりIMCOとくに海上安全委員会および理事会の構成と理事国の選出方法に紆余曲折の道をたどらしめたのであった。

(付) 便宜置籍船

一 「公海に関する条約」の第五条

「公海に関する条約」の第五条一項には、「その国家とその船舶との間にはジュヌイン・リンクが存在しておらなければならぬのであって、特に、その国家は、自国の国旗を掲揚する船舶に対して、行政的・技術的・社会的問題について管轄権及び管理権を有効に行使しなければならない」となっている。船舶に対する自国の国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録、自国の国旗を掲揚する権利についての条件を定めることを各国にまかせてはいるが、「その国家とその船舶との間にはジュヌイン・リンクが存在しなければならない」とするならば、「ジュヌイン・リンク」の存在は国家が船舶に対して船籍付与のための要件となってくるのである。

しかしながら、第一次国連海洋法会議の「公海に関する条約」の草案の準備にあたった国連の国際法委員会や第一次国連海洋法会議で公海の一般制度を分担した第二委員会の論議の経過をみると、「その国家とその船舶との間にはジュヌイン・リンクが存在しなければならない」という文言の前に「それにもかかわらず、その船舶の国家的属性が他の国家によってみとめられるためには」という所謂「不承認条項」が含まれていたのである。結果として「公海に関する条約」第五条第一項からこの所謂「不承認条項」は削除されており、しかも「その国家のその船舶との間にはジュヌイン・リンクが存在しなければならないのであって」とした後に、「特に」という言葉をつづけて「その国家は、自国の国旗を掲揚する船舶に対して行政的・技術的・社会的問題について管轄権及び管理権を有効に行使しなければならない」としているのである。ここから、「ジュヌイン・リンク」が国家と船舶との間

に存在すべき船籍許与のための要件であるのか、国家が船籍許与後に自国船籍の船舶に対して行政的・技術的・社会的問題について有効に管轄権及び管理権を行使すべき義務をさだめたものなのかの、解釈上の対立が生じたのであった。

二 政府間海事協議機構の海上安全委員会の構成に関する国際司法裁判所の勧告的意見

政府間海洋協議機構が正式に発足しての最初のIMCO総会が一九五九年一月にロンドンで開催されたが、IMCOの主要機関である海上安全委員会の十四理事国の中の最大船腹保有国たる8理事国の選挙にあたって、「最大船腹保有国」の解釈をめぐる問題が生じたのであった。ロイド船級協会の船舶登録統計表によると、便宜置籍船舶といわれるリベリヤは第3位、パナマは第8位であったにもかかわらず、選挙の結果はリベリヤもパナマも最大船腹保有国たる八理事国には選ばれなかったのである。

この問題はIMCO総会から国際司法裁判所に勧告的意見がもとめられ、国際的司法裁判所は一九六〇年六月に「IMCOの海上安全委員会はIMCO条約に準拠して構成されていない」という勧告的意見を表明して、第一回IMCO総会の海上安全委員会の理事国選挙、すなわち第三位のリベリヤ及び第八位のパナマを最大船腹保有国たる八理事国に選ばなかったことについて否定的意見を表明したのである。しかしながら、国際司法裁判所は、その勧告的意見のなかで、「最大船腹保有国は当該国家に登録せられたトン数をもつばら基準として決定せらるべきである」という結論に到達したから、勧告的意見をもとめて裁判所に提訴された問題にこたえるためにいまさらジュネイン・リンクにもとづく主張を検討する必要はなくなった」として、「海上安全委員会の構成」という問題の背後にある便宜置籍船の問題、すなわち便宜置籍に関連しての「船籍とジュネイン・リンク」の問題になんらの回答も

あたえなかったのであった。

三 第三次国連海洋法会議の改訂非公式単一交渉草案

現在なお開催されている第3次国連海洋法会議においては、「船舶の国籍」を含む「公海」の項目を審議していたのは第二委員会であった。総括報告者ラトレーによる第一会期及び第二会期における海洋法会議の活動の報告書の中の第二委員会のワーキングペーパー（main trends）によると、Part VII High Seas and Transmission from the High Seas には、「自国の国旗を掲揚する船舶に対する行政的・技術的・社会的問題についての有効な管轄権及び管理権の行使」について Provision 142, Provision 146 等に定めているが、「船舶の国籍」に関する規定である Provision 145 は「公海に関する条約」の第五条一項と一言一句同様であった。

ところが、今後第三次国連海洋法会議における審議の「たたき台」となっていくであろう、改訂非公式単一交渉草案によると、第五部「公海」の第一章「一般規定」の第七九条（船舶の国籍）では第一項は「各国は、船舶に対する自国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録、及び自国の国旗を掲揚する権利についての条件を定めるものとする。船舶はその国旗を掲揚する権利がある国家の国籍を保有する。その国家とその船舶との間にはジェーン・リンクが存在しておらなければならない。」となっており、第八二条（旗国の義務）の一項に「すべての国家は、自国の国旗を掲揚する船舶に対して、行政的・技術的・社会的問題について管轄権及び管理権を有効に行使しなければならない」としているのである。換言するならば、「公海に関する条約」第五条一項が「ジェーン・リンク」と行政的・技術的・社会的問題についての有効な管轄権及び管理権の行使」とを「特に」という文言で結びつけていたが、改訂非公式単一交渉草案の第七九条（船舶の国籍）では、「その国家とその船舶との間にはジェ

イン・リンクが存在しなければならぬ」で終って、「行政的・技術的・社会的問題についての有効な管轄権及び管理権の行使」を削除しているのである。したがって、「ジュエヌイン・リンク」は、国家が船籍許与後に自国籍の船舶に対しての行政的・技術的・社会的問題について有効な管轄権及び管理権を行使すべき義務であるとは解釈できなくなったのであり、「ジュエヌイン・リンク」は国家と船舶との間に存在すべき船籍許与のための要件と解釈せざるをえなくなったと考えられるのである。

四 結 語

このように「ジュエヌイン・リンク」が国家と船舶との間に存在すべき船籍許与のための要件であることが明らかになったとはいえ、それでは「ジュエヌイン・リンク」の問題が解決されたわけではないのである。すなわち、船籍許与のための要件である「ジュエヌイン・リンク」とは具体的になんであるのか、またなんであるべきかの問題は決して明らかではないのである。船籍許与のための要件である「ジュエヌイン・リンク」の具体的内容については他の機会に私見を公表する予定であるが、「ジュエヌイン・リンク」について以下に若干の問題点を指摘することによって、私のパネリストとしての発言の結びとする。

a 船舶の「国籍」と自然人の「国籍」とは同じ「国籍」という言葉を使用しても全く異なる概念であると考えべきである。したがって、自然人の「国籍」の許与・取得に「ジュエヌイン・リンク」または「ジュエヌイン・コネクション」が要件とされるからといって、船舶の「国籍」の許与を要件とすることが妥当であろうか？

b 船舶の所有権や受益的所有権、船会社の株主の国籍、船会社の主要な役員国籍、船会社の営業と実効的管理の主たる場所、船舶の船長・士官・乗組員等の国籍とその構成比率、等々を船籍許与の要件たる「ジュエヌイン・

リンク」とすることが、他の経済活動の分野において増加の一途をたどっている多国籍企業との関連において問題がないであろうか？

c 「ジェヌイン・リンク」の問題は、国連の国際法委員会できりあげられて以来すでに四分の一世紀をこえているのである。「ジェヌイン・リンク」についての必要かつ重要性からその今後の継続的解明や論議を否定するものではないが、他方では、改訂非公式単一交渉草案の第八二条（旗国の義務）とともに、海洋環境、船員労働、船舶の構造・設備、船員の技術の教育向上その他の問題についてケース・バイ・ケースに船舶に対する有効な管轄権及び管理権の行使の問題の解決を検討することも必要ではないのであろうか？

第二編 犯罪人引渡

第一章 犯罪人引渡

第一節 意 義

第二節 沿革

第三節 引渡犯罪

第四節 政治犯不引渡

第五節 自国民不引渡

第一節 意 義

犯罪人引渡とは、一国の刑法その他の法にふれた犯罪人が他国にある時、後者が前者の要求によりこの犯罪人を引渡すことである。今日では、犯罪人引渡は、通常二つの国家の間に犯罪人引渡条約を締結して、この条約に基いて行われている。グロチュウス(Grotius)やヴァッテル(Vattel)等の学者は、犯罪人の引渡は一般国際法に基く権利または義務であると主張⁽¹⁾し、また犯罪人引渡条約の締結されておらない国家の間に犯罪人引渡が行われたこともしばしばあった⁽²⁾。しかし、犯罪人引渡条約を締結しておらない外国から犯罪人の引渡を要求せられてこれを引渡した場合は、人道・友好関係の維持その他の考慮から国際礼讓 (comity of nations) として⁽³⁾あり、通説は、犯罪人引渡を義務とする一般国際法は存在しておらず、犯罪人引渡は条約上の義務としてのみ存在し、従ってかかる条約

を締結しておらない場合には、(道徳的義務は別としても) 法的義務はないというのである。

すべての国家が、自国の刑法その他にふれた犯罪人のみならず、犯罪行為地のいずれたるを問わず他国の刑法その他にふれたすべての犯罪人を、その犯罪人が自己の管轄権内にある限りはこれを罰して、犯罪必罰の精神を実現するならば、犯罪人引渡は必ずしも必要ないであろう。しかし、現在大多数の国は、自国内で行われた犯罪は自国の刑法その他を適用して処罰し、領土外の犯罪は自国及び自国民の利益に重大な害をおよぼす一部の犯罪のみを罰しており、また英米の如き若干の国は領土外の犯罪はこれを罰しない法制をとっている。その結果、犯罪必罰の精神に反して、犯罪人にして他国に逃亡したるもので全然処罰されないという事態が生じてくる。それ故、犯罪人引渡が国際社会に行われる目的の一つは、この犯罪必罰の精神に基く犯罪の鎮圧・秩序の維持である。さらに、犯罪必罰の精神が完全に実現されるにしても、その犯罪の被害を直接に且つ最も大きく蒙るのはその刑法をおかされた国家(通常犯罪行為地国)であり、その犯罪人の審理・裁判・処罰を最も有効且つ確実に行いうるのもこの犯罪行為地国である。これが犯罪人引渡が国家間に行われる目的の第二である。ビヨール(Bieler)は、犯罪人引渡の目的として属地権限の適用の確保・犯罪の鎮圧・秩序の維持等をあげており、モアー(Moore)も、犯罪鎮圧はすべての国家の共通の関心事であり、犯罪人引渡はすべての国家に同様に利益となるといっている⁽⁵⁾。その他に四の政治犯不引渡で述べる如く、最初は外国の刑罰権の実現のための国家の外国への奉仕ということも、犯罪人引渡の目的の一つとなっていたが、今日ではこの目的はその意義を失っていると考えられる。

第二節 沿革

犯罪人引渡は、古代から国家の間に行われていた。西暦紀元前一二九一年(一三三七年ともいわれる)に、古代エジ

プトのラムセズ (Ramesses) 二世とヒッタイト (Hittites) 王との間に締結された友好同盟条約の中に、今日知られている中で最古のものといわれている犯罪人引渡条項がみられ、⁽⁶⁾ またローマ法の中には犯罪人引渡を規定したものが⁽⁷⁾あり、フェチアールス (Fetters) というローマの神官に犯罪人引渡の権限をみとめていたといわれている。⁽⁸⁾

右の今日知られている中で最古の犯罪人引渡条項を含む条約は、後述する政治犯不引渡の規定を含んでいるが故に例外的現象と考えられるが、これを除いて一般に一八世紀以前に於いては、国家間の犯罪人引渡はむしろ政治犯について行われ、普通犯については殆んど行われなかった。⁽⁹⁾ 一八世紀以前に於いては、犯罪人が国外に逃亡するとは、亡命という行為により自ら自己に充分な刑罰を課したものと考えられ、また各国の君主は自国の国境外の秩序の維持にはなんらの責任も利害も感ぜず、君主をして逃亡犯罪人に対して無関心たらしめたのである。従って、一八世紀以前には、各国の君主は犯罪人の引渡を要求することを殆んどあきらめ、他国に引渡要求をなすのは、自己の存立に重大な影響を及ぼし、その犯人に対して大きな憎悪をもち、単に亡命という刑罰ではあきたらない政治犯の場合だけであった。⁽¹⁰⁾ また他方、犯罪人の留っている国家の君主にしても、同様に他国の秩序維持には殆んど責任も利害も感ぜず、かかる犯罪人が自国の秩序を乱さざる限り、これを自ら処罰することも、また引渡要求もないのに相手国に引渡す必要もなく、むしろ自己の庇隠権 (the right of asylum) によりこれに庇護をあたえる傾向にあった。

かくの如く、古くは犯罪人引渡は政治犯について行われていたが、一七世紀の終りから一八世紀にかけて、次第に政治犯から普通犯にまでひろがって行った。この理由はいろいろいわれており、例えば、国家の属地主権に基く庇隠権の害悪があらわれてきたこと、及び各国の裁判制度の改善により従前より感ぜられていた外国の司法に対する不信が軽減した⁽¹¹⁾こと、国際交通が漸進的に発達するにつれて犯罪人が外国に逃亡する機会が多くなったこと、及

び外国の安全にもはや無関心ではおられず、政治犯のみならず普通犯の引渡が国際社会の共同の利益であるという確信が生じてきたこと⁽¹²⁾、犯罪人引渡が迅速・簡便に且つ費用も少くて行いうるようになってきたこと⁽¹³⁾、等があげられている。

犯罪人引渡は、かくの如く政治犯引渡からすべての犯罪人の引渡にまで発展したが、さらに一九世紀に入ると、逆に政治犯不引渡という事態が生じ、また一八世紀には自国民不引渡という主義も発生したが、これ等の問題は後述する故、ここでは省略する。かかる犯罪人引渡は、前述の如く、国家間に犯罪人引渡条約(または条項)が締結されておる場合には条約上の義務として、またかかる条約がない国家の間では(この場合の方が多かったが)、国際礼議として行われていたが、鉄道や大洋横断汽船さらに電信の発明等による交通通信機関の躍進的発達により、一九世紀後半になるや、前述の犯罪人引渡が政治犯引渡から普通犯引渡にまで拡大して行った理由がますます痛感され、国際的には犯罪人引渡条約が国家間に飛躍的に多く締結され、国内的には外国に犯罪人を引渡す手続や次に述べる引渡犯罪等を規定した犯罪人引渡法令なる特別の国内法が相ついで制定されるに至り、一九世紀後半は犯罪人引渡なる制度が、国際的及び国内的に一応確立した時代である。

今日各国家の間に効力のある犯罪人引渡条約は、大部分一九世紀後半または二〇世紀初頭のものであり、犯罪人引渡法令も若干の修正はなされているが同様である。しかも、これら犯罪人引渡条約や法令は、その詳細に關しておのおの相異があり、統一のないままである。オッペンハイムやヴァーブル等の学者は、犯罪必罰の精神の完全な実現のために今日要請されておりしかも近い将来実現せられるであろうことは、全文化国家をその当事者とする国際的引渡条約を締結することであるといっておる⁽¹⁵⁾。しかし犯罪人引渡の制度の現状は、一九世紀後半よりそれ程進歩しておらず、また国際的引渡条約のできる可能性なしとの主張もある⁽¹⁶⁾。

第三節 引渡 犯罪

前述の如く、国家は犯罪人引渡条約によって義務を負っていない以上は、如何なる犯罪人についても引渡を拒絶しうるし、また国内法により制限を課せられてない限りは、その適当と考える如何なる犯罪人をも引渡しうるのである。しかし今日国家は、その犯罪人引渡法令の中に、また外国と締結する犯罪人引渡条約の中に、引渡をなすべき犯罪を通常定めている。これを引渡犯罪と称する。

しかるに、未だ世界の国々は統一された刑法をもたず、それぞれに若干の相異があることにより、また言語の相異、さらには異った国民が同じ言語で同一の言葉を使つてもその意味が異なることにより、条約に列挙された引渡犯罪の解釈について問題が起るであらう。すなわち引渡請求国が列挙されたある引渡犯罪に該当するものとして引渡を要求しても、被請求国ではその行為が指示された引渡犯罪には該当しない場合が起る。引渡犯罪は、被請求国の法よりも請求国の法により解釈さるべきであると主張するものもあるが、⁽¹⁷⁾自国の法で犯罪として処罰しない行為をなしたものを他国に引渡すことは、結局国家として罪刑を認めないものの処罰に力をかすことになり、⁽¹⁸⁾罪刑法定主義にそむくが故に、⁽¹⁹⁾両方の国の法により解釈さるべきであるという主張が支持されている。

さらにこの問題に関連して、引渡請求国は、引渡要求をなすにあたり、単にある行為で自国の法にふれるというだけでなく、被請求国が指示された引渡犯罪に合致するか否かを判断するに足る材料を被請求国に提供し、また引渡を要求された個人がその引渡犯罪以外の犯罪で処罰されないことを被請求国に保障することが必要となってくる。今日、犯罪人引渡法令や犯罪人引渡条約の中にはこの趣旨の規定を挿入するのが普通であり、後者の規定に違反して引渡犯罪以外で審理処罰した場合には、⁽¹⁹⁾引渡国は、この裁判に干渉し、この個人の釈放を要求しうる。

第四節 政治犯罪不引渡

犯罪人引渡法令及び犯罪人引渡条約の中には、政治犯罪人を引渡から除外するという規定が挿入されるのが今日では普通である。これを政治犯不引渡といい、次の自国民不引渡と共に、政治犯不引渡の原則及び自国民不引渡の原則と通常いわれているが、これは規範的意味での「原則」ではなく、従って政治犯不引渡の主義及び自国民不引渡の主義という方が適當であろう。この政治犯不引渡の主義の根拠としては、外国に亡命すること自体が処罰となるといふ亡命受刑説、引渡請求国が残忍且つ不正義な方法で鎮圧するからといふ請求国の鎮圧不正義説、その領土に庇護を求める敗者の信任を裏切るべからずとする信任者庇護説、政治犯罪の犯罪性は國際的に普遍絶対性をもつものでないことを理由とする政治犯罪相対性説、外国の政治闘争にまきこまれないようにせんとする不干渉説、動機尊重説、等々があげられている⁽²⁰⁾。その他確信犯罪説や、また外交政策の考慮に基くといふ説もある⁽²¹⁾。

すでに述べた如く、犯罪人引渡は主として政治犯の引渡に始つたのであり、外国の君主に「その御機嫌をとりむすぶためにその政治上の敵を引渡すこと」⁽²²⁾は、その国に対する奉仕としての効果が大きいといふ外交政策上の考慮によるものであった。かかる状態は長く続き、一六・七世紀の学者（例えばグロチウス）は、むしろ政治犯の引渡を認めていた。しかるに、一九世紀に入るや、フランス革命をその前兆として西ヨーロッパ全域にわたり専制主義・絶対主義に対する革命が相ついで起り、フランス・ベルギーその他革命によって政体の変革を行つた国々は勿論、英国・オーストリア・プロシヤ等の国々でも、いわゆる自由主義で告発された人々に庇護をあたえるべきことを主張し、憲法・犯罪人引渡法令その他の国内法でこのことを規定するようになった。これは外国に対する奉仕としての政治犯の引渡が、むしろ悪い結果をもたらすといふ外交政策上の考慮や、その他前に述べた若干の根拠からで

あろう。

かくの如くして、政治犯の不引渡が一九世紀それも三〇年代以降に各国の實行となり、学説上も種々の根拠から主張されるに至つたのである。しかも、政治犯という言葉が使われたのもこの時代であるといわれている⁽²³⁾。しかし、政治犯罪の定義、すなわち政治犯罪の性格や政治犯罪と他の犯罪とを区別する特徴等に関しては、国家間になんらの同意も、また学説の統一も存在しなかつた。犯罪の動機が政体の変革・分離独立・外交または内政上の政策の変更等の政治的なものであり、これに刺戟されて行われた犯罪をすべて政治犯罪とする説、右の如き政治的なものを目的とするすべての犯罪を政治犯罪とする説、政治的動機から政治的目的をもってなされる犯罪のみを政治犯罪とする説、さらには政治犯罪を反逆罪・不敬罪等の如き国家に対するある種の犯罪にのみ限定せんとする説、等学説は種々にわかれて⁽²⁴⁾いる。しかも実際に、その動機も目的も政治的であると同時に殺人・放火・掠奪の如き普通犯罪でもあるいわゆる相対的政治犯罪 (*délict politique relatif*)⁽²⁵⁾ について、しばしば国家間に問題が起り、これに關する如何なるスタンダードも未だ確立されておらないのである⁽²⁵⁾。このことは、国家間に広く採用されている政治犯不引渡の主義の存立をあやうくするものであり、その結果この主義の眞価を害することなくかかる相対的政治犯罪を処置せんとする種々の試みがなされている。例えば、外国の元首及びその家族に対して危害を加える行為は政治犯罪とはみなさないという危害条款(一八五六年ベルギーに始り、英国及びスイスを除くヨーロッパ大陸の諸國に採用され、ベルギー條款ともいう)、一八八一年ブラッセルで國際會議を開き殺人または殺人の企ては政治犯罪とはみなさないという提案を行わんとしたロシヤの計画、スイスの一八九二年の犯罪人引渡法令の相対的政治犯罪にして普通犯罪の要素の多いものは最高裁判所の決定により引渡す規定、等がある⁽²⁶⁾。かくの如く政治犯不引渡の主義は、今日世界各国により広く採用されているが、國家の實行にもまた学説上も一致したものがなく、時代の趨勢によりある

は厳格にあるいは緩和されるという傾向があるようである。

第五節 自国民不引渡

政治犯不引渡と同様に、犯罪人引渡法令及び犯罪人引渡条約の中には、自国民たる犯罪人は引渡さないという規定が挿入されるのが今日では普通である。しかし、古い時代の犯罪人引渡条約及び国家の実行を観察する時、自国民の引渡を明示に禁止している規定も、また国家が自国民たることを理由として引渡を拒絶した事例も存在せず、むしろその犯罪が非常に重大なものである場合には、自国民を引渡すことを認めていた。しかるに、一八世紀に至って全くの偶然から、フランスとネーザールランドとは相互に自国民たる犯罪人を引渡から除外せねばならない事態を生じ、このネーザールランド及びフランス（特に当時ヨーロッパの強国であったフランス）の態度は、諸外国の犯罪人引渡制度に於ける自国民の取扱に影響をあたえ、かくして全くの偶然から生じたこの自国民の不引渡は、英国及び米國を除く世界の殆んどすべての国々の犯罪人引渡に関する実行及び条約に、自国民不引渡の主義として採用せられるに至ったのである。

この自国民不引渡の主義の根據としては、今日世界の殆んどすべての国は領土外犯罪について自国民を処罰する法を設けていること、自国民は外国の刑法その他の国内法及び裁判手続に不案内なところから充分に自己の利益を擁護できず公正な結果をえられないかもしれないということ、国家のもつ排他独占的な属地権限の侵害になるということ、等があげられている。しかし、これら自国民不引渡の主張の根拠は、いずれも犯罪必罰の精神に反したり、全くいわれなき猜疑心や危惧心、個人及び国家の誇張された権利及び特権、等に発するものであり、理論的には維持がたいものであると考えられる。⁽²⁸⁾

しかし、国家の今日の実行をみると、犯罪の属地法主義を最後までつらぬいている英国及びその法制を英国にならっている米国を除いては、⁽²⁹⁾自国民不引渡の主義を採用しており、その犯罪人引渡法令や犯罪人引渡条約の中に自国民不引渡に関する明示の規定を設けておるのである。⁽³⁰⁾

- (1) Grotius, *De Jure Belli ac Pacis*, accompanied by an abridged trans. by W. Whewell, 一八五三年、二卷、三四七頁。Vattel, *Le Droit des Gens*, 一七三三年、二卷、七三三頁。Kent, *Commentary on International Law*, 一八六六年、一一五頁。
- (2) 例えば、米国はコスタリカから両国間に引渡条約がなかったが一八九三年に委託物を横領した Weeks の引渡をうけ、また米国はスペインに、両国間に引渡条約がなかったが一八六四年に奴隷売買をなした Arguelles を引渡した。
- (3) 例えば、註2の後者の事件では、スペインは国際礼讓として引渡を要求し、また米国国務長官セウワード (Seward) は上院に於いて義務としてではなく国際礼讓として引渡すと述べている。Wheaton, *Elements of International Law*, 一九二九年、一卷、二二五頁。
- (4) Billot, *Traité de l'extradition*, 一八七四年、九一〇頁。
- (5) Moore, *A Treatise on Extradition and Interstate Rendition*, 一八九一年、一卷、五頁。
- (6) Sayce, *Egypt of the Hebrews*, 一八八九年、八二頁。Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations*, 一九四七年、九頁。
- (7) Lewis, *Foreign Jurisdiction and the Extradition of Criminals*, 一八五九年、五一頁。
- (8) モアア、前掲書、九頁。
- (9) Oppenheim, *International Law*, 一九二八年、一卷、五六六頁。
- (10) Biron and Chalmers, *The Law and Practice of Extradition*, 一九〇三年、七一八頁。

- (11) モア、前掲書、一二頁。
- (12) オッペンハイム、前掲書、五六六頁。
- (13) バイロン、前掲書、一一頁。
- (14) Maritz, *Internationale Rechtshilfe in Strafsachen*, 一八八九年、一卷、七四七頁以下。ベルギーが一八三八年に犯罪人引渡法令を制定したのが最初であるといわれており、一八四八年に米國（一八六〇年修正）、一八七〇年に英國（一八七三年、一八九五年、一九〇六年に修正）、一八七五年にアルゼンチン、一八八七年に日本（昭和二年七月、従来の逃亡犯罪人引渡条例を全面的に改め、逃亡犯罪人引渡法（法律第六八号）を制定した）、等がかかる法令を設けている。
- (15) Vabres, *Les principes modernes de droit pénal international*, 一九二八年、二五一頁。オッペンハイム、前掲書、五六七頁。
- (16) 一九二四年九月國際連盟總會で採択された決議により作られた一六名よりなる法典化のための専門家委員会でブライアリト(Brierty) 他一名はかかる一般的条約のできる可能性なしとっている。
- (17) Hershey, *The Essentials of International Public Law and Organization*, 一九二七年、三八〇—三八二頁。
- (18) マルティツ、前掲書、七二頁。オッペンハイム、前掲書、五七〇頁。バイロン、前掲書、一一頁。國家間の最近の事例としては、一九四八年のアイスラー事件がある。
- (19) Lawrence, *The Principles of International Law*, 七版、一三八—一三九頁。オッペンハイム、前掲書、五七一頁。
- (20) 佐瀬昌三著、政治犯罪論、昭和十一年、二五〇—二六四頁。
- (21) 田岡良一著、國際法、昭和五年、一八二頁。
- (22) ヌスbaum、前掲書、二〇九頁。
- (23) オッペンハイム、前掲書、五七四頁。
- (24) 前同書、五七七頁。

- (25) ローレンス、前掲書、二四一頁。
- (26) オッペンハイム、前掲書、五七八頁以下。
- (27) ビョー、前掲書、三九頁。
- (28) 本編第二章（拙稿、自国民不引渡の原則、神戸法学雑誌、一卷、四号）。ローレンス、前掲書、二四三頁。
- (29) 英米以外にエクワドルも自国民引渡の主義をとっているようである。
- (30) 刑法（例えばイタリー）、憲法（例えばワイマール憲法）の如く犯罪人引渡法令以外の国内法で自国民不引渡を規定している国もある。

第二章 自国民不引渡の原則

——ホロハン事件に関連して——

第一節 自国民不引渡の原則の成立及び起因

第二節 自国民不引渡の主義の根拠

第三節 自国民の引渡についての国家の条約及び実行

一 英 国

二 米 国

第四節 ホロハン事件

結 び

第一節 自国民不引渡の原則の成立及び起因

犯罪人引渡の制度は、かなり古くから諸国家の間に行われている。今日では犯罪人の引渡は、通常二つの国家の間に犯罪人引渡条約を締結して、この条約に基いて行われている。このように犯罪人引渡条約が国家の間に数多く締結せられ、これに基いて犯罪人の引渡が盛んに行われるようになったのは、十九世紀に入ってからである。これは、鉄道・汽船・電信等の交通通信機関の発達にともなって、犯罪人が外国に逃亡する機会が多くなり、また他面

では国家がこれ等の交通通信機関を利用することによって、犯罪人の捜索・逮捕・引渡をなすのが容易くなったからである。⁽²⁾ 勿論十九世紀以前でも、犯罪人引渡条約や他の種類の条約中の一条項としての犯罪人引渡条項は存在していた。今日知られている最も古いものとしては、西暦紀元前一三二七年に古代エジプトのラメシーズ(Rameses)二世とヒツタイト(Hittites)王との間に締結せられた友好同盟条約中に、逃亡犯罪人を自国で処罰するか、または引渡すことを規定した条項がある。⁽³⁾ この最古の記録を初めとして、犯罪人引渡条約(または犯罪人引渡条項)を、十九世紀以前に発見することは困難ではない。しかし十九世紀以降と比較すると、その数は甚だ少いのである。従って、犯罪人引渡条項を締結しておらない外国から犯罪人の引渡を要求せられたる場合は、人道・友好関係の維持その他の考慮から国際礼讓(Comity of nations)として、国家は犯罪人を引渡していたのである。⁽⁴⁾ とにかく犯罪人の引渡は、犯罪人引渡条約の存在する場合は条約に基く義務として、犯罪人引渡条約を締結しておらない場合は国際礼讓として、国家により古来から屢々行われていたのである。

しかしてこれ等の古い時代の犯罪人引渡条約及び国家の実行を観察する時、自国民の引渡を明示に禁止している規定も、また国家が自国民たることを理由として引渡を拒絶した事例も存在しない。逆に、その犯罪が非常に重大なものである場合には、自国民を引渡すことを認めていたのである。例えば、ローマ法の中には、領土内で外国の使節に暴行をなしたローマ人を、(ローマの裁判所で処罰する方が適當であるにも拘らず)その外国に引渡すという規定があり、この規定によってローマ人が外国に引渡されたこともあった。⁽⁵⁾

しかるに十八世紀に至って、全くの偶然から自国民を引渡から除外せねばならないような事態が生じた。一七六三年フランス及びネーザerlandは、各々逃亡犯罪人を外国に引渡す布告を国内に出した。この両国は、当時その間に犯罪人引渡条約を締結していなかったが、以後この布告に基き犯罪人を相互に引渡すことになった。ところが、

それより前の十四世紀にドイツ皇帝により発布されたブラバンティン告書(Brabantine Bull)によって、ネーザールランドの一部をなしていたブラバンソン人はブラバント侯の裁判権を奪われないという特権を認められていた。この特権は、法及び慣習によってオーストリアの国民にまでおよんでいた。かゝる特権は、一七六三年迄は犯罪人引渡と結びついて問題を起さなかったが、フランスとネーザールランドとが各々その一七六三年の布告に基き犯罪人を相互に引渡すことになるに及んで、自国民を犯罪人引渡から除外せねばならないという事態を生じた。すなわち、当時オーストリアの治下にあったネーザールランドは、その一七六三年の犯罪人引渡の布告の中には自国民を引渡から除外する規定がなかったにも拘らず、前述の国内法を理由として自国民を引渡すことはできないと主張し始めたのである。そこでフランスもこれに対応して自国民を引渡から除外するようになった⁶⁾。これが犯罪人引渡の制度に於いて自国民を引渡から除外する実行の生じた始りであるといわれている。

その後、フランスは自国民の引渡に関するその態度をかえんとしたことがあった。すなわち、一八一一年イタリ¹⁾で犯罪を行った二人のフランス人を引渡すことに関連して、ナポレオンはフランス人の引渡を定めた一つの法令を出した。しかしこの法令は完全には実行されていなかった。その後一八三〇年頃から国内で革命後の政府がフランス人を外国に引渡す権限があるか否か²⁾問題となり、遂に一八四一年、フランス人はこれを外国に引渡さないと³⁾いう司法大臣の回章(Circular)が出された。かくして、フランスは一八四一年以降はこの回章に基き再び自国民不引渡の態度をとるに至ったのである。

これ等ネーザールランド及びフランス(特に当時ヨーロッパの強国であったフランス)の態度は、諸外国の犯罪人引渡制度に於ける自国民の取扱に重大な影響を与えたのである。かくして、全くの偶然から生れたこの自国民の不引渡は、その後、後述(第三節)するが如く英国及び米国を除く世界の殆んどすべての国々の犯罪人引渡に関する

実行及び条約に、(自国民不引渡の)原則として採用せられるに至った。

(1) 犯罪人引渡条約を、条約の当事国が多数である条約、すなわち多辺的条約として締結しても不都合は生じないが、普通には二辺的条約である。一八五二年の米・プロシャ・ヘッセ・サクソニー等の間の犯罪人引渡条約は多辺的条約であるが、かかる条約は犯罪人引渡条約には少い。一八五二年の同条約については、Clarke, A Treatise upon the Law of Extradition, 一九〇三年、六九頁参照。

(2) Biron and Chalmers, The Law and Practice of Extradition, 一九〇三年、二頁。

(3) Sayce, Egypt of the Hebrews, 一八八九年、八二頁。本稿の自国民不引渡の原則には関係はないが、この条約には政治犯不引渡の規定がある。政治犯不引渡の原則はフランス革命の前後に発生したものであって、それ以前には寧ろ政治犯の引渡が犯罪人引渡の主たる対象であったことに関連して、本条約の政治犯不引渡の規定は例外的現象として注意を要する。

(4) 犯罪人引渡は、特別の条約に基いて行われるのであって、一般国際法に基き義務または権利として行われるのではない。勿論犯罪人引渡条約を締結しておらない国家の間でも引渡が行われたが、これは、一般国際法上の義務または権利としてではなく、種々の考慮に基く任意的な国際礼讓として行われたのである、というのが通説である。

しかし犯罪人引渡を一般国際法上の権利または義務として取扱った学者もある。例えば、Grotius, De Jure Belli ac Pacis, (一六二五年) accompanied by an abridged trans. by W. Whewell, 一八五三年、二卷、三四七頁。
Vattel, Le Droit des Gens, 一七三三年、二卷、十章、(七三三頁)。Kent, Commentary on International Law, 一八六六年、一二五頁。

本稿の目的は自国民不引渡の原則を論ずることにある故、この問題には立入らず、通説に基いて論議を進めることにする。

(5) Lewis, Foreign Jurisdiction and the Extradition of Criminals, 一八五九年、五一頁。

(6) Billot, Traité de l'extradition, 一八七四年、三九頁。

(7) Dalloz, Dictionnaire général et raisonné de jurisprudence, 一八四四年、二二九頁。

(8) 自国民を引渡から除外することは、規範的意味での「原則」ではない。従って自国民不引渡の原則と称するよりも、自国民不引渡の主義という方が適當であろう。

第二節 自国民不引渡の主義の根拠

前節で述べた如く、自国民不引渡の主義は、全くの偶然から出現したものであるが、今日では米国及び英国を除く世界のすべての国で採用されている。本節では、この自国民不引渡の主義が主張せられている根拠を考察することにしたい。

一 今日世界の殆んどすべての国は、自国の領土外で行われた犯罪についても自国民を処罰する法を設けている。それ故、国家は、自国民を外国の裁判所で外国の法によって処罰せしめるために、自国民を引渡す必要はない、としようのである。

しかし、犯罪は、その行為地に関係なく、また加害者・被害者の国籍にかゝりなく、犯罪であり、必ず処罰せらるべきである。犯罪人が行為地の国の裁判管轄権の外に逃れたからといって、また犯罪人の国籍が理由となつて、処罰を免れてそのまゝに放置されるべきではない。従つて、国家は、自己の管轄権内にある犯罪人を、自国の法によつて処罰するか、または行為地の国に引渡して、必ず刑罰を實現せねばならない。ところが、国家が、その領土外で外国人に被害を与えた犯罪人たる自国民を処罰する国内法を設けていても、従来の経験によると、その大部分は、コケ嚇し(*torum fulmen*)であつて、滅多に実行されないものである⁽¹⁾。また、たとえ最善の注意を払つても、刑法その他の国内法に欠缺があつて、犯罪によつては、自国民でもこれを処罰することができない場合が時々起る。従つ

て、領土外犯罪についても自国民を処罰する法があることを根拠として、自国民を絶対に引渡さないと主張を
つらぬくと、犯罪には必ず刑罰を表現せねばならないという信念に反する望ましくない場合が時々生ずるのである。
勿論、自国民の領土外犯罪を処罰する法がある故、自国民を引渡さない主義をとるが、自国で処罰しない場合には
例外的に自国民も引渡すというのであるならば、この根拠に基く自国民不引渡の主義も認められないこともないの
である。しかし国家の実行をみると、自国民不引渡の主義をとると（第三節の英国の？参照）共に、その国家の自由
裁量で（in its own discretion）引渡すことを認めている場合もあるが、これは、自国で処罰しない時には義務的に
引渡すというのではない。それ故、自国民不引渡の主義の根拠を領土外犯罪について自国民を処罰する国内法の存
在に求める場合、犯罪必罰の精神に反する事態の起ることを防ぎえず、従ってこの根拠に基く自国民不引渡の主義
は認め難い。

二 国家は、言語・習慣・宗教・生活様式・政治及び法の理念等の異った外国の刑法その他の国内法及び裁判手
続の公正に対して、或種の猜疑心をもっている。この猜疑心から自国民がかゝる外国で裁判をうけると、その国の
法令に関する知識に欠けるところから充分に自己の利益を擁護することができず、また不案内な裁判手続によると
公正な結果を得られないかもしれない故、自国民はこれを引渡さず、自国で処罰するというのである。

勿論犯罪人が自国の裁判所で自国の裁判手続によって審理せられることを望むのは当然の情であるが、一で述べ
た如く法の欠缺その他の理由から、犯罪必罰の精神に反するような事態が起るのである。しかも、この自国民不引
渡の根拠たるかゝる猜疑心及び危惧心は全く謂れなきものである。すなわち、証拠の蒐集・証人の訊問・（数人に
よる犯行の場合）犯罪の分担による責任の軽重の決定等については、犯罪行為地の国の裁判所が最も適当な裁判所
であり、従って最も公正な裁判ができると思われる。また、かりに裁判に不公平な点があると思われる場合には、

犯罪人の本国はこれに抗議し干渉しうるのである。ローレンスも、「外国の司法機関に対する深い不信によってなされるかゝる行為（自国民不引渡）を正当づけるものは殆んどないと思われる」、「文明諸国が相互に充分に信頼して、いやくも犯罪人引渡条約を締結したる限りは、自国民もすゝんで引渡すべきである」、「事件は常に監視されるし、また、起りそうもないことではあるが、明白に不公平な取扱をうけた場合は、抗議を申込みうる」といっている。

三 フランス・ドイツその他の国家では、憲法その他の国内法が、領土外で犯罪をなした自国民は自国で裁判する主義をとっており、外国で裁判をうけるために自国民を引渡すことを禁止している。フランスの前述の一八四一年の回章、ドイツのワイマール憲法、ベルギーの引渡法令等はこの例である。

これ等の憲法その他の国内法が、自国民の引渡を禁止したのは、次の事情によるのである。往時、専制君主政体の時代には、君主は外国から引渡の要求があると、その好感を得るために、条約上の義務なきに拘らず、屢々犯罪人を引渡した。しかも、第三国人の引渡を要求された場合は、その第三国と自国との関係を考慮したが、自国民の引渡を要求された場合は、自己の恣意によって引渡をなし、個人の権利を無視して顧みなかった。しかし、専制君主政体が崩壊すると共に、これに対する反動として、個人の権利の尊重、国家の都合による勝手な行動の抑制を理由として、自国民の引渡の禁止が、憲法・犯罪人引渡法令等の国内法の中に規定されたのである。前述の一八四一年のナポレオンの法令から一八四一年の回章に至るフランスの歴史は、これを実証するものである。

これ等の国内法が自国民の引渡を禁止する目的は、右の事情の示す如く、個人の権利の尊重と国家の恣意的行為の抑制にある。しかし、犯罪人たる自国民を、犯罪必罰の精神に基いて、外国に引渡すことが、個人の権利の侵害及び国家の恣意的行為となるであろうか。専制君主政体の時代の如く、自国民を外国の好意を得るために引渡すの

であるならば、個人の権利の侵害及び国家の恣意的行為となることもあろう。しかし、自国で処罰できない場合に、犯罪必罰の精神から、自国民をも処罰する法の存在する外国に、一般に犯罪人を引渡す要件及び手続を定めた国内法に従って引渡すことは、個人の権利の侵害にも、国家の恣意的行為にもならない。寧ろ、自国民の引渡を禁止して、しかも犯罪必罰の精神に基き自国民の領土外犯罪をすべて自国内で裁判する主義をとると、適用法規の欠缺その他から、却って個人の権利の侵害及び国家の恣意的行為になる危険がある。歴史の示す如く、かゝる自国民引渡の禁止の国内法は、専制君主政体に対する反動として生れたものであり、それ程深い根拠はないのである。それ故、外国と犯罪人引渡条約を締結する場合に、憲法その他の国内法の自国民引渡の禁止の規定を理由として、自国民不引渡の主義を主張することはやむをえないとしても、その理由たる国内法の自国民引渡の禁止自身が深い根拠がないのであるから、自国民不引渡の主義の妥当性を認めることはできないのである。

四 その他、国家はその領土上にある人及び物(特に自国民)に対して排他独占的な権限をもつものであり、従って自国民を外国に引渡して外国の裁判権を及ばせしめるが如きは、自国の主権の侵害になるとか、或いは自国内にある自国民は、自己の庇護の下にあって、特にこれを保護せねばならないのであるが、これを外国の要求によって引渡して、処罰を許すが如きは、国家の威厳(dignity)にかゝるとか、或いはすべての人は、自己の生れた土地に留る生得の(natale)権利及び本国の保護をうける権利をもつ故、外国に引渡されえない、等種々の論議があるが、いずれも、国家または個人の誇張された権利及び特権に基いて、自国民の不引渡を主張するものである。これ等権利及び特権が、自国民の不引渡を正当づける根拠として認められえないということは明瞭であると思う。

以上述べたところにより、自国民不引渡の主義が主張せられる根拠は、いずれも首肯しがたいものであることが明らかになったと思う。最近では、所謂大陸法系の若干の学者を除き、英米法系たる⁴⁾と大陸法系たるを問わず大

多数の国際法学者は、自国民不引渡の主義が合理的でないことを認め、自国民をも引渡の対象とすることに賛成している。またこの自国民を引渡すべきか否かの問題をとりあげた一八七八年の英国の Royal Commission は、「概して我々は問題の規定（自国民不引渡の規定）が不必要且つ不適当なものであると考える。我々は、将来の条約からは除かれるべきであり、また現存する条約をこの点に関して修正するよう努力することを、勧告する」という意見を公表している。⁽⁵⁾ その他一八八〇年オックスフォードで開かれた国際法学会も、一九二六年ブラッセルで開かれた刑
法国際学会も、犯罪人は犯罪行為地の裁判所で裁判されるのが望ましく、従って、自国民もこれを引渡の対象とするという説に賛成しているのである。

かくて、犯罪は、行為地のいずれであるかを問わず、犯罪人の国籍の如何を問わず、犯罪であって、必ず刑罰を
実現せしめるべきであるという精神から、また、犯罪は行為地の国の裁判所が取扱うのが最も適当であるという事
実から、我々は、自国民もこれを引渡す方が、合理的且つ合目的々であるという結論に到達したのである。

- (1) ルイス、前掲書、二九頁以下。
- (2) Lawrence, *The Principles of International Law*, 七版、二四三頁。
- (3) Oppenheim, *International Law*, 一九二八年、一卷、五六八頁。
- (4) 例えは、G. F. Martens, *Précis du Droit des Gens*, 一八六四年、一卷、二七六頁以下。
- (5) クラーク、前掲書、二五八頁。この委員会は、コックバーン(Cockburn)を長として七人より構成された。

第三節 自国民の引渡についての国家の条約及び実行

自国民を犯罪人の引渡から除外することは、かくの如く理論的には維持し難いものである故、一般に学者は自国

民不引渡の主義に反対しているが、国家の今日の実行をみると、遺憾ながら自国民はこれを引渡していないことを認めねばならない。犯罪の属地法主義を最後までつらぬいている英国及びその法制を英国にならっている米国は、自国民もこれを引渡すことを主張している唯二つの国家であり、その他の国家はすべて、十八世紀末に出現したこの論理的根拠のない自国民不引渡の主義を、全くその感情から採用しておるのである。

今日、若干の国家は、犯罪人引渡法令なる特別の国内法を作り、その中に犯罪人引渡条約の中に列挙すべき引渡犯罪・引渡の手續等に関する規定を設けている。この最初のもものは、一八三三年のベルギーの犯罪人引渡法である。その後、一八四八年には米国（一八六〇年に修正）、一八七〇年には英国（一八七三年、一八九五年、一九〇六年に修正）、一八七五年にはアルゼンチン、一八八七年には日本、等がこれを設けている。⁽¹⁾従って、かゝる国内法を設けている国々は、外国と犯罪人引渡条約を締結する場合に、この制約をうけるわけである。とにかく、米国・英国を除く世界の殆んどすべての国家はその犯罪人引渡法令により、或いは憲法その他の国内法により、自国民を引渡すことを禁止せられておる故、⁽²⁾外国と犯罪人引渡条約を締結する場合、自国民の不引渡を規定する条項を必ず挿入している。従って、自国民不引渡の主義を採用している国家の間では、犯罪人引渡条約を商議して、その中に自国民の不引渡を定める条項を挿入する場合に、またこの条項に基いて実際に犯罪人たる自国民⁽³⁾を引渡から除外する場合に、たいてい重大な国際法上の問題は起らないであろう。

自国民の取扱について實際上重要な問題が起るのは、自国民不引渡の主義をとる国家と自国民引渡の態度をとる米国または英国との間に犯罪人引渡条約を締結する場合、及びそれ等の国家の間に犯罪人引渡条約を実際に適用して自国民を取扱う場合である。それ故、自国民引渡を主張する米及び英の両国とそれ以外の外国との間の条約及び実行を、以下に述べることにする。

英国は犯罪の属地法主義を完全にたづなぐが故に、国家は、その領土外で犯罪をなした者が自国内にあり、犯罪行為地の国家からその者の引渡の要求があった場合には、たとえ自国民といえどもこれを引渡すべきことを強く主張した。犯罪人引渡の制度の起因がどのようなものであろうと、今日、国際社会に於いてこの制度が行われるのは、犯罪必罰の精神と犯罪の属地性を認めているからであり、属人法主義の遺物の如き自国民不引渡の主義をとることはできないというのである。しかし米国を除く他の国家は自国民不引渡の主義をとるが故に、それ等の国と犯罪人引渡条約の商議を行う時、自国民の引渡について常に相手国と意見の衝突を生じた。今日迄に英国が外国と締結した犯罪人引渡条約をみるに、自国民の取扱に関しては、結局英国が譲歩したと考えられるものが多い。

1 自国民はこれを引渡さないという明示の禁止規定のある条約は、キューバ、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、グワテマラ、ハイチ、イタリー、ニカラグワ、ノールウェイ、ポルトガル、サルヴァドル、スエーデン、ウルグワイ、との間に。

2 自国民引渡の義務はおわらないが、自由裁量により引渡してもよいというのは、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ポリヴィヤ、チリー、コロンビア、フランス、リベリア、メキシコ、モナコ、オランダ、パナマ、パラグワイ、ペルー、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、シャム、との間に。

3 英国は自国民を引渡すが、相手国は自国民を引渡す義務をおわらないというのは、ルクセンブルグ、スペイン、スイス、との間に。

4 自国民の不引渡に関して明示の規定がないのは、米国、エクアドル、との間に⁽⁴⁾。

この中、2の自国民引渡の義務はおわらないが自由裁量により引渡してもよいというのは、*Neither of the contra-*

cing parties shall be obliged to deliver up its own citizens or subjects …… but they shall have the power to deliver them up if in their discretion ……” という文言を使ったものである。しかしこの文書の but 以下がない場合でも、⁽⁵⁾ 自国民を引渡す義務をおわないというのであって、絶対に自国民を引渡しえないのではなく、引渡すこともできるのであるという解釈を英国はとっていた。⁽⁶⁾ この2のような規定を自由裁量型式、1を絶対的型式、と称する学者もある。⁽⁷⁾

3の型の条項は、第二節末尾で述べた一八七八年の Royal Commission の勧告がなされた後、この勧告に従って同年スペインと、一八八〇年にルクセンブルグ及びスイスと、の間の条約に挿入されたものである。⁽⁸⁾ この中、スイスとの間には、一八七四年に1の型の条約を締結していたが、一八八〇年にこの3の型にかえられたのである。このことは一八七七年チュリッヒで窃盗をなした後、英国に逃げ帰ったウイルソン (A. T. Wilson) がスイスに引渡されなかった事件⁽⁹⁾ に関連して、注意を要する。またこの一八八〇年のスイスとの間の条約には、スイスは、自国民を引渡さない場合には、その犯罪人たるスイス人の生れた州 (Canton) の法で処罰するという意味の条項があるが、これは、英国が自国民を引渡すことに対しての代償的な規定であると共に、犯罪必罰の精神を表現せんとしているものでもあるということに注意せねばならない。

4の自国民の不引渡に関して明示の規定がない条約であるが、これは自国民を含むすべての犯罪人を引渡すものであると考えてよいであろう。英国と米国は共に自国民をも引渡すことを主張している国であることから、また一八一九年カナダで窃盗を行って米国で逮捕されたウォッシュバーン (Washburn) 事件でケント判事 (Chancellor Kent) は犯罪人が処罰する国または逃亡したる国の国民であるかは問題でないということ⁽¹⁰⁾ を述べていることから、自国民不引渡の条項がない場合には、自国民も引渡されるものと解してよいであろう。⁽¹⁰⁾

ダ、等の国との間の条約。米国が外国と締結した犯罪人引渡条約の中では、自国民の引渡に關してはこの型をとつたものが最も多い。しかし米国のこの条項に基く実行は前の一の2について述べた英国の実行と異つてゐる。すなわち、英国の実行は、「自国民を引渡す義務をおわな⁽¹⁾い」という文言を、「自己の自由裁量によつて適當と考ふるならば、自国民を引渡す権利を有する」という文言の有無に拘らず、自国民を引渡す義務を負わないのであつて、絶対に自国民を引渡しえないのではなく、引渡すこともできるという意味に解釈し、この解釈に基いて實際に自国民を引渡したことがあることは前に述べた。ところが米国の判決及び実行は、次の3に述べるが如き「自由裁量により……」という文言がないこの場合には、政府はその自由裁量で自国民を引渡す権限を有しないとしてゐるのである。

2 自国民を引渡から除外するという条項を設けていないものは、一八四二年英国、一八四三年フランス、一八四九年ハワイ、一八五〇年スイス、一八六七年ドミニカ、一八六八年イタリー、一八七〇年ニカラグワ、一八七二年エクワドル、等の国との間の条約。自国民の不引渡について明示の規定がないかゝる場合には、英国と同様に、自国民を含むすべての犯罪人を引渡すのである。⁽¹³⁾

3 自国民引渡の義務はおわな⁽¹⁾いが、自由裁量により引渡しうるといふ条項を設けているのは、一八八六年日本との間の条約。

4 自国民を引渡す義務をおわな⁽¹⁾いことを規定すると共に、犯罪人たる自国民を領土外犯罪でその本国が裁判する場合に、犯罪行為地の国、すなわち相手方当事国が、証拠その他の裁判に必要なものを送ることを規定した特異な条項の挿入されているのは、一八七〇年サルヴァドルとの間の条約。この条項の後半の部分のような規定が犯罪人引渡条約の中に挿入されるのは珍らしいことであるが、この規定も、犯罪必罰の精神をできる限

り実現せしめることを意図したものであろう。

(1) これ等犯罪人引渡法の歴史及び原文については、Martitz, *Internationale Rechtshilfe in Strafsachen*, 一八八九年、一巻、七四七頁以下。

(2) ベルギー及び日本は犯罪人引渡法により、旧ドイツ帝国は憲法により、自国民の引渡を禁止されている。日本の犯罪人引渡法令は、自国民不引渡を原則としているが、本法令制定の前年たる一八八六年に締結された日米犯罪人引渡条約第七条に「いずれの当事国も本条約の規定の下では自国民を引渡す義務をおわない。しかしその自由裁量で引渡を適当と考えるならば自国民を引渡す権利を有する」という条項があるために、自国民不引渡の主義を完全につらぬくことができず、例外的に日本人を引渡す場合を定めている。

(3) 犯罪人引渡条約の自国民不引渡の条項は、通常「……出生によると帰化によるとを問わず自国民を……」と定めている。そこで、ある人が被請求国の国民であるか否かについて問題が起ることがあろう。被請求国の国籍に関する法によってその国の国籍を取得している場合に、自国民として不引渡になるのである。被請求国のある法律（例えば一八四八年のスイスのバヌル州の公民権に関する法）により、国民と同様の権利を認められているとか、国民と同一の取扱をうけているとかいうことは、自国民として不引渡の理由にならない。自国民として不引渡になるか否かは、被請求国の国籍を確定的に取得しているか否かにより決定されるのである。

また犯罪遂行後帰化した国民の引渡について問題が起る可能性がある。しかし、等二節末尾で言及した一八八〇年のオックスフォードの国際法学会の決議の第七に、「自国民を引渡から除外する現在の実行を認めても、引渡要求原因たる行為遂行後に取得した国籍は尊重されない」という決議があり、また犯罪人引渡条約には（例えば、一八七三年の英・イタリア条約）かゝる趣旨の規定を設けているものもある故、問題にはあまりならないであろう。

(4) Mello, *A Manual of the Law of Extradition*, 一九一五年、四〇九頁。

(5) 例えば、一九〇一年の英国とベルギーとの間の犯罪人引渡条約。

(6) 一八七九年の *Tourville Case*。オーストリーのチロル州で妻を殺害して英国に逃れたトオーヴィルは、一八七四年の両国間の条約第三条が、当事国は自国民を引渡す義務をおわないとだけ規定していたが、英国の自由裁量により引渡された。

(7) *Piggot, Extradition, A Treatise on the Law relating to Fugitive Offenders*, 一九一〇年、一三六頁。

(8) *ピゴット*、前掲書、二三五頁。クラーク、前掲書、二五八頁。

(9) *オッペンハイム*、前掲書、五六九頁。

(10) 英国とエクワドルとの間のことは、具体的ケースも、またこれに言及した著書も発見しえないので、断定的なことはいえないが、後の米国との間の条約にも自国民不引渡の条項を、エクワドルは挿入していないし、自国民も引渡すものと解して差支えないと思う。

(11) *Spear, Law of Extradition*, 一八八五年、三〇—三二頁。この言葉の傍点の部分は、自国民の不引渡に関する明示の規定がない場合には、自国民も当然引渡の対象となるという見解を示すものとして注意される。

(12) 一八四四年の *Trimble Case* 及び一八七七年の *Dominguez and Bartera Case* に於ける米国の裁判所及び行政機関の態度を参照。

(13) 一七九四年の *Robbins Case*。南カロライナ州裁判所判事ビー(Bee)は、殺人罪で英国から引渡を要求された米国人ロビンズの事件について、自国民の不引渡に関する条項がない場合は、犯罪人引渡条約は国籍を理由とする引渡の免除を与えず、自国民を含むすべての犯罪人は引渡されると言っている。

Moore, A Treatise on Extradition and Interstate Rendition, 一八九一年、一七〇頁は、一八六八年の米国務長官シeward(Seward)の「自国民を引渡してはならない」という条項がない場合には、米国民を外国で裁判せしめるために引渡すことを躊躇してはならない」という言を引用している。

第四節 ホロハン事件

ホロハン (W. V. Holohan) は、ドノヴァン (W. J. Donovan) 少将を長とする米国戦時戦略局のメンバーであった。この局は、第二次世界大戦中、敵の後方でスパイ・サボ・パルチザンの指導等の攪乱工作に従事していた。一九四四年九月、ホロハンはいカルデイ、ロドルスの二人の部下と共に、ドイツ軍の情報蒐集及びパルチザン分子との連絡の任務を帯びて、当時まだドイツ軍の占領地域であったイタリー領のアルプス山脈中のオルタ湖 (Lake Orta) の附近に落下傘で降下した。彼等はすぐにパルチザンと連絡をつけ、トッチニ及びマニニの二人のイタリー人が彼等とパルチザンとの連絡係になった。ところが、連合国側に降伏して約一年を経過していた当時のイタリーでは、これ等パルチザンは、将来の政治権力の獲得をめぐる互に反目していた。ホロハンは、パルチザンと接触をもつにつれて、彼等の勢力争いにまきこまれて、トッチニ及びマニニの二人と衝突してしまった。その上、部下の二人ともパルチザンに対する武器の割当の問題等できまなくなってしまうた。かくてホロハンを除く四人の誰からもなく、ホロハン殺害の話がでて、遂に同年十月、ホロハンに青酸加里を飲ました上、ピストルで射殺し、その死体をオルタ湖に沈めた。イカルデイは、戦略局本部には、ドイツ軍の襲撃をうけてホロハンが行方不明になったと報告したので、本部は彼に指導権を与えた。その後戦争も終り、二人の米国軍人は、本国に帰り召集解除になった。ところが偶々一九五〇年になって事件が発覚したのである。

このホロハン事件は種々の法律問題を含んでいる。国際法上も、ドイツ軍に占領せられているイタリー領土上で米国軍人とイタリー人とによって行われた犯罪に対する裁判管轄権の問題とこれ等犯罪人の引渡の問題とがある。前者の問題は後者の問題に関係をもつが、しかし本稿は自国民の引渡に関する問題を論ずることを目的としているから、犯罪人引渡の問題をとりあげて、裁判管轄権の問題には立入らないことにする。

ホロハン事件に対して、イタリアが裁判権を行使しても、米国が裁判権を行使しても、犯罪人引渡、就中自国民引渡の問題が起る。すなわち、イタリアが裁判権を行使する場合には米国によるイカルデイ及びロドルスの二人の自国民のイタリアへの引渡が、米国が裁判権を行使する場合にはイタリアによるトッチニ及びマニの二人の自国民の米国への引渡が問題となるのである。

現在米国とイタリアの間に効力のある犯罪人引渡条約は、前節の米国の犯罪人引渡条約の分類の2の中に列挙した一八六八年の条約である。この2の型の条約は自国民をも含めたすべての犯罪人を引渡すものであることは、ここで述べた。それ故、米国とイタリアの間では、一八六八年のこの条約に基き、自国民をも互に引渡すことになっている。ところが、イタリアの刑法は、イタリア人を外国で裁判せしめるために引渡すことを禁止している。従ってイタリアは、米国によってイタリア人の引渡を両国間のこの条約に基いて要求されても、その刑法に制約せられず、実際上は引渡すことができない状態にある。

今日迄にこの一八六八年の米・イタリア犯罪人引渡条約に基いて米国がイタリア人にイタリア人の引渡を要求した事例として、一八八〇年のサルヴァートル・パラデイニ事件 (Salvatore Paladini Case) がある。この時、米国はイタリアに対して通貨偽造行使の罪でパラデイニの引渡を要求した。イタリアは条約によって自国民も引渡す義務のあることは認めたが、しかしイタリア刑法が自国民の引渡を禁止していることを理由として、パラデイニの引渡を拒絶した。米国はこれ以上その犯罪人の引渡を要求しなかったが、しかしこの条約に基き自国民をも引渡すべきである⁽¹⁾と考えていた。

この先例も示す如く、ホロハン事件に対して米国が裁判権を行使して、イタリアに二人のイタリア人たる犯罪人の引渡をこの条約に基いて要求しても、イタリアはこの二人の自国民たる犯罪人を引渡すことをその刑法を理由と

して拒絶するであろう。それではイタリーがホロハン事件に裁判権を行使する場合に、条約では自国民引渡の義務を認めながら、その刑法を理由として実際には引渡を拒絶しなければならないイタリーが、なおこの条約に基いて米国に対して二人の米国民たる犯罪人の引渡を要求できるであろうか。また、自国民を引渡すことを禁止している憲法その他の国内法を有しない米国が、実際上は刑法が理由となって自国民を引渡すことのできないイタリーとの間に締結した自国民引渡の義務を認めた条約に基き、イタリーの要求に応じて自国民を引渡すべきであろうか。

この問題についても、我々は前に述べた先例と関係のある恰好の他の先例を見出すことができる。一九一〇年に、イタリーは、米国に対して、一八六八年のこの条約に基き、殺人罪でポーター・チャールトン (Porter Charlton) という米国人の引渡を要求したことがある。米政府は、米国の憲法その他の国内法に自国民の引渡を禁止するものなく、同条約が自国民をも引渡の対象としている故、イタリーの要求に応ぜんとした。そこでチャールトンは、前のパラディニ事件のイタリーによる自国民不引渡を理由として、自己の引渡に異議を申立てたが、米国の最高裁判所は、「前の事件で、イタリーが、犯罪人引渡条約では自国民の引渡を認めているに拘らず、その国内法を理由として自国民の引渡を拒絶したのは、条約の義務違反である。しかしこのことによって、その条約が当然無効になるのではなく、米国にこの条約を解約する権利を生ぜしめるものである」といって、米国政府のチャールトン引渡を支持した。⁽²⁾

前のパラディニ事件及びこのチャールトン事件に於ける米国政府の態度及び最高裁判所の判決は、たとえ、イタリーが、条約では自国民の引渡をみとめながら、その国内法を理由としてイタリー人の引渡を拒絶しても、米国は、相互主義によらず、条約の引渡義務に基いて自国民を引渡すことを示しているのである。また、前のパラディニ事件では、条約上の自国民引渡の義務を認めながらもその国内法を理由として米国へイタリー人を引渡すことを拒否

したイタリーが、一九一〇年には、その同じ条約に基き、米國政府に対して米國人チャールトンの引渡要求をし且つ引渡をうけたことは、「相互主義の下では、イタリーは、イタリーの法律に矛盾するような要求をしえない」というイタリーの法律家への回答となるであろう。

かくして、ホロハン事件に米國が裁判権を行使する場合には、イタリーは、たとえ一八六八年の条約によって自國民をも引渡すことを認めていても、自國民の引渡を禁止している刑法の制約をうけて、トッチニ及びマニニの二人のイタリー人たる犯罪人を米國で裁判をうけしむるために引渡すことはできないのである。しかし、もしイタリーが裁判権を行使する場合には、パラディニ及びチャールトン両事件の先例の示す如く、イタリーは米國に対してイカルデイ及びロドルスの二人の米國人の引渡を一八六八年の条約に基いて要求しうるし、また米國はこの要求に応じて引渡をなしうるのである。しかも、米國は、犯罪必罰の精神と属地法主義に基く伝統的自國民引渡の主張に基いて、もしイタリーに裁判権があるならば、この二人の旧軍人たる米國民犯罪人をイタリーに引渡すべきであると考えられる。⁽⁴⁾

(1) オッペンハイム、前掲書、五七〇頁。

(2) 前同書、五七〇頁及び七五六頁。

(3) The New York Times, 一九五一・八・一九、二面。

(4) 犯行当時効力のあった米國の旧軍刑法の第二条は、退役軍人を服役中の犯罪で軍法會議にふすることができないことを定めていた。一九五〇年五月の新軍刑法は第三条でこの点をあらためているが、遑及効がない。また米國の裁判所は領土外犯罪に対して裁判権がない。従ってイカルデイ及びロドルスの二人は米國で処罰されえないといわれている。この説には異論があるが、第二節で述べた法の欠缺により國家が自國民を裁判できない場合のあることの一例として、参考までに附言しておく。

結 び

犯罪人引渡の制度の中の自国民不引渡の主義について、条約及び国家の実行を参照しつゝその概要を述べたが、犯罪人引渡の中の他の一つの所謂原則である政治犯不引渡の主義と比較する時、この自国民不引渡の主義は理論的には甚だ維持され難いものである。政治犯不引渡の主義も、政治犯の概念の相異なるいは国家の政策上の考慮から生ずる理論及び実行上のヴァリエイはあるが、しかしその主義自身に対する反対はあまり存在しない。しかるに、自国民不引渡の主義は、それ自身に対する反対（自国民引渡）の主義があり、しかも反対たる自国民引渡の主義の方が理論的に維持しうるのである。しかしそれにも拘らず国家の実行及び条約は圧倒的に自国民不引渡の主義が多いという奇妙な現状にある。自国民不引渡の主義と政治犯不引渡の主義とが、犯罪人引渡制度に於いて同じく所謂原則と称せられるものでありながら、かくの如く相異した性格をもつのは、前者が全くの偶然によって出現し、且つ国家の威厳の維持その他の感情によって維持せられているに反して、後者は国家の利益あるいは政策上の考慮から生れ、且つそれによって維持せられている点に理由があると思われる。

第三章 講和条約の特赦条項と戦争犯罪

(Amnesty Clause in Treaties of Peace and War Crimes)

序 説

第一節 一般的アムネスティ

- 一 アムネスティの定義
- 二 アムネスティと没収財産及び債務
- 三 アムネスティと俘虜の釈放

第二節 特殊のアムネスティ

- 一 自国々民に対するアムネスティ
- 二 片務的アムネスティ
- 三 部分的(制限付)アムネスティ

第三節 アムネスティの黙認

結 語

序 説

講和条約を締結する主要な目的は、戦争を終結せしめること、戦争を惹起したる原因を除去すること、戦争中に

生じたる種々の問題を解決すること、の三つである。従つて講和条約の内容も、この三つの目的から分類することができる。勿論今日迄に締結せられた多数の講和条約の中には、一八八六年三月三日のブルガリヤ・セルビア間のブカレスト (Bucharest) 講和条約の如く、締約当事国間の戦争状態の終了を宣言して居るだけのものもある。しかしかゝる講和条約は、前述の第二及び第三の目的を達成せず、すなわち戦争の原因は除去されて居らず、戦争中に生じた問題は解決されて居らない故、再び戦争が勃発する可能性があり、講和条約としては望ましいものではない。

かゝる異例の講和条約は別として、一般に講和条約は右の三つの目的を具体的に表現する条約を含んで居り、従つて講和条約の中の条約は、その条約の目的から普通条約 (general articles) ・特別条約 (special articles) ・雑条約 (miscellaneous articles) に分類することができる。普通条約とは、戦争の終結・平和回復に直接関係する条約であり、第一の目的たる戦争の終結を宣言し、第三の目的たる戦争中に生じたる種々の問題の中で通常交戦中に惹起する問題を解決するものを含むが故に、殆んどすべての講和条約に於て共通である。戦闘の中止・平和関係の復活・軍事占領の廃止・俘虜の解放・アムネスティ・戦争前に締結された条約の効力等に関する規定を言う。特別条約とは、第二の目的たる戦争の原因を除去し、第三の目的たる戦争中に生じたる問題の中で特にこの戦争中に発生した問題を解決するものを含む。この特別条約を締約当事国が受諾することが講和の条件となり、特別条約の内容は、その戦争の原因により、またその戦争の状態及び結末により相異なるものである。しかし大部分の講和条約に於て特別条約の分類に入る規定の中で共通なものは、領土割譲と賠償、及びこれに付随して割譲地の住民の国籍、財産或いは工場撤去等に関する規定である。以上二つの条約に入らないものは雑条約の中に入る。例えば確定講和条約の中に、予備講和条約と確定講和条約の関係を規定したり、或いは講和条約の中に、漁業権・通商航海の権利・関税等に関する規定を含むことがあり、これ等の規定は雑条約の中に入る。¹⁾

右の様な講和条約の規定の分類中の普通條款に入るものに、所謂「特赦条項 (amnesty clause)」なるものがある。アムネスティ (amnesty, amnistie) とは、ギリシヤ語の「amnēstia」から出たものであり、「忘却 (forgetfulness)」を意味し、古代ギリシヤの講和条約の中には、通常このアムネスティの宣言、すなわちアムネスティ・クローズが含まれて居たと言われる。⁽²⁾ この「忘却」すなわち「不法行為の宥恕」を宣言したる規定 (特赦条項) は、二十世紀初め迄の、正確には一九一四年の第一世界大戦勃発迄の殆んどすべての講和条約の中に発見せられる。しかしアムネスティ・クローズにより与えられたアムネスティの内容は、時代の変遷によって、各講和条約により、また国際法学者の学説により多少相異がある。以下このアムネスティについて、種々の講和条約に挿入せられたアムネスティ・クローズ及び国際法学者の学説から、若干の考察を試みることにする。

(1) 講和条約の規定の分類は種々あり、かゝる分類の外に、Bernard, *Four lectures on subjects connected with diplomacy*, 一八六八年、三七―三八頁は、第一に普通條款を挙げて、これには平和克復の宣言・アムネスティに関する規定を入れ、第二に戦争原因の除去・戦争再発の防止の爲にとらるべき手段に関する規定、第三に損害や戦争の費用の賠償に関する規定、第四に戦争前に締結された条約の効力に関する規定、と四つに分けて居る。本論文の目的は、アムネスティについて述べることである故、講和条約の規定の分類の問題に関しては詳述しないことにする。

このバーナードの称するアムネスティは、普通に言われるアムネスティより広い意味に解されて居るが、とにかくアムネスティを普通條款に入れて居ることには変りはないのである。

(2) Phillipson, *The international law and custom of ancient Greece and Rome*, vol. I, 一九一一年、三七六頁。

第一節 一般的アムネステイ

一 アムネステイの定義

オッペンハイムは、アムネステイを定義して、「交戦国自身・その軍隊の所屬員・その国民が、戦争中に、政治的動機に基いてなしたすべての不法行為の責任の免除」であると言つて居る。⁽¹⁾ このオッペンハイムの定義及び講和条約のアムネステイ・クローズから、十九世紀或いは二十世紀初めの國際法學者の主張したる普通のアムネステイの定義は、次の如きものと考えられる。

(イ) アムネステイは、相手方当事国に双務的に与えられるものである。

アムネステイを与えると言ふのは、講和条約の締約当事国が、相互に相手方当事国・その軍隊の所屬員・その国民の、もしこのアムネステイがなかったならば当然その行為の責任を追求せられるべき不法行為を爾後は宥恕して不問に附することなのである。従つて締約当事国は相互に相手方当事国にアムネステイを認めるのであつて、締約当事国が自国の軍人または国民を、講和条約に反対の規定がない以上は、その戦争の法規及び慣例の違反或いは刑法の反逆罪で講和条約締結後でも処罰し得るのである。また自国の軍人或いは国民が中立国領土で戦争中なした不法行為の責任を宥恕する義務をアムネステイは課するものでもなく、更に中立国が締約当事国の国民または軍人が中立国領土で戦争中なした不法行為の責任を宥恕することを要求する権利を締約当事国に与えるものでもないのである。

しかし講和条約の中には少数ではあるが、自国民または軍人の戦争中の反逆罪や戦争の法規及び慣例の違反の責任を締約当事国が宥恕して処罰しないことを、アムネステイ・クローズで規定して居るものもある。かゝるアム

ネスティは、有害であり望ましくないものである（第二節一参照）。

(ロ) アムネスティは、相手方当事国の元首・政治家・国民に与えられるものである。

アムネスティは、締約当事国により相手方当事国の軍隊の所属員及び国民に与えられるのみならず、相手方当事国自身にも認められるのである。従って相手方当事国を代表する元首及びその政府、すなわち政府を構成する者（所謂政治家を含み）にも、アムネスティが与えられるのである。

一八五九年の佛墺間のチュリツヒ (Zurich) 講和条約第二十一条、一八六六年の普墺間のプラーク (Prague) 講和条約第十条は、いずれもアムネスティ・クローズであるが、その中に各締約当事国は、戦争の種々の事件で嫌疑を受けた如何なる個人も、その階級や身分の如何を問わず、その行為或いは政治上の見解を理由として訴追されないことを約束すると言つて居る。またフィリップソンが最も簡明にして普通の形式のアムネスティ・クローズであると言つて居る一九一三年十一月のトルコ・ギリシャ間のアテネ (Athens) 講和条約第三条は、「締約当事国は、充分にして完全なるアムネスティを、本条約締結前の政治上の諸種の事件に係るすべての人々に与える」と規定して居る。これ等のアムネスティ・クローズから、元首及び政府の構成員たる者も、その政治上の見解或いは政治上の行動に対してもアムネスティを受けるのである。

(ハ) アムネスティは、政治的動機に基く不法行為に与えられるものである。

アムネスティは、前述の如く、政治的動機 (Political motives) に基いてなした不法行為に対して与えられるものである。一般に国際法学に於て「政治的」なる言葉が何を意味するかの論争が、種々の問題について生じた。例えば国際裁判に附託せらるべき紛争の範圍に於ける法律的紛争と政治的紛争の区別⁽³⁾、或いは逃亡犯罪人引渡に於ける政治犯不引渡の原則⁽⁴⁾、等の「政治的」なる言葉の定義について論争がある。

このアムネステイが認められる不法行為の動機たる政治的動機とは何を意味するのか。本節冒頭に引用したオッペンハイムも、またアムネステイを政治的動機からする不法行為に認められると同様に定義したフライリップソン⁽⁵⁾も、この言葉が具体的に何を意味して居るのかを明確にして居らないのである。戦争終了後にその戦争を指導した元首や政治家を相手国が処罰しなかつた二十世紀初め迄の大多数の国家の慣行から、政治的動機に基づく不法行為と云う言葉を使ったのは、不法行為の責任の宥恕を元首及び政治家の行為にまで及ぼす為であるとも考えられる。しかし元首及び政治家もその政治上の見解や政治活動についてアムネステイが認められることは、前の(ロ)で述べた如く、アムネステイが相手方当事国自身にも与えられると云う言葉から帰納され得るのであり、政治的動機なる言葉を使った意味は別にあると考えられるのである。

そこで政治的動機に基づく不法行為と云う言葉の意義を理解せんとする場合には、余り政治的と言う言葉にとらわれることなく、ウイルソンがアムネステイは、戦争に直接関係がある戦争目的の為の不法行為に与えられると言つて居るところから⁽⁶⁾、政治的動機に基づく不法行為とは、戦争に直接関係のある戦争目的の為の不法行為と言つて理解して大体誤りないと思う。従つて戦争に直接関係のある行為の範疇に入らない行為、例えば俘虜の虐待・非戦闘員の不必要な殺戮の如きにはアムネステイは与えられないし、また相手方交戦国の俘虜が抑留中殺人罪その他国内法上の犯罪をなした場合にはアムネステイは認められないのである⁽⁷⁾。

(ニ)アムネステイは、戦争前及び戦争中の政治的動機に基づく不法行為に与えられるものである。

前述の如く、アムネステイは、戦争に直接関係のある戦争目的の為の不法行為に与えられるものであるが、アムネステイの認められるかゝる不法行為は、戦争中なされた行為でも、戦争前の戦争に直接関係のある戦争目的の行為でもよいのである。

フリッブソンは、そのアムネスティの定義の中に、いつなされた政治的動機に基く不法行為にアムネスティが与えられるかを述べて居らない。他方オッペンハイムは、「戦争中(during the war)」に政治的動機に基いてなされた不法行為と言つて居る。しかし戦争中に政治的動機に基いてなされた不法行為にのみアムネスティが認められないとしたら、戦争前の戦争に直接関係のある戦争目的の為の不法行為にはアムネスティが認められないとしたら、戦争の法規及び慣例には、元首及び政治家の戦争中の政治活動または政治上的の見解に制限を課するものなく、従つて元首及び政治家の戦争中の政治活動または政治上的の見解で不法行為としてアムネスティを認めるべきものが存在し得るのである。また仮にあつたとしても、かゝる政治活動または政治上的の見解は、恐らく戦争勃発により或いは戦争中に突然生じたるものではなく、少くとも戦争勃発の暫時以前より存在するものもあり、戦争中のかゝる政治活動または政治上の見解は有恕せられても、戦争勃発前のその一部は有恕されないことになり、結局交戦国自身すなわち元首及び政治家の政治活動または政治上的の見解に対するアムネスティはナンセンス(nonsense)となるのである。

アムネスティ・クローズが講和条約に挿入されるのは、交戦国間の憎悪や悪感情を一掃するためであり、アムネスティとは、「忘却」すなわち過ぎ去つた事は忘れてしまふことであるが故に、アムネスティは、戦争中及び戦争前の政治的動機に基いてなされた不法行為に与えられるものなのである。国家の慣行に於ても、一八六六年十月の奥伊間のウイン(Vienna)講和条約第二十三条には「今日迄の(up to the present time)」、前述の最も簡明にして普通の形式のアムネスティ・クローズと言われて居るアテネ条約第三条には「本条約締結前の(prior to the present treaty)」¹⁾と言つ言葉を使って、この趣旨を表現して居るのである。

(一) Oppenheim, International law, vol. II, 一九二六年、四三八頁。

(二) Phillipson, Termination of war and treaties of peace, 一九一六年、四五〇頁。

- (3) 田岡博士、国際法学大綱 下巻、昭和二十二年、二五頁。
- (4) 田岡博士、右同書 上巻、昭和二十一年、三五九―六五頁。
- (5) フイリップソン、前掲書、二四四頁。
- (6) Wilson, Handbook of international law, 一九一〇年、三八一頁。
- (7) Hall, A treatise on international law, 一九一四年、六七七頁。

二 アムネスティと没収財産及び債務

十九世紀以前の講和条約の中には、アムネスティ・クローズが、相手方当事国の不法行為の責任の宥恕のみならず、戦争中没収した財産の返還をも規定したものもあった。例えば一六四八年のドイツ帝国・スエーデン間のオスナブリュック(Osnabrück)講和条約、一六六〇年のドイツ帝国・スエーデン・ポーランド・ブランデンブルグ選挙侯国間のオリバ(Oliva)講和条約は、アムネスティ・クローズで、講和条約締結後は相互の不法行為を宥恕し、すべての人の戦争中没収された財産を返還すると言って居る。

また学者の中でも、講和条約の中で言うアムネスティとは、普通に意味する不法行為の宥恕だけでなく、締約当事国が保有する意思のない征服地の返還・戦争によりその効力が停止されて居る権利の回復・俘虜の釈放をも意味すると言⁽¹⁾う者がある。

しかし十九世紀以降の講和条約に於ては、アムネスティ・クローズは、アムネスティを認めて、身体・財産に対して刑事上或いは民事上の訴追や迫害をしないと居る。従つてアムネスティとは、没収財産の返還・俘虜の釈放まで意味するものではないのであって、不法行為の責任を不問に附し、爾後はその不法行為を宥恕することを意味するのである。また学説もアムネスティをかくの如き意味に解して居る。

それ故に、講和条約の中にアムネスティ・クローズがあつても、他に別段の規定がない以上は、戦争前の契約上の債務や損害賠償の義務は宥恕（忘却）されず、その請求権は戦争中はその効力が停止されて居るが、平和克服により回復されるのである。従つて公私の債務及び公債の利子の支払は回復されるのである。⁽²⁾ また戦争中の債務、例えば、戦争中政府の許可を得てなした通商上の債務、俘虜がその生活維持の爲になした債務、或いは被拿捕船買戻証券（ransom-bill）による請求権等には、アムネスティの適用はなく、講和条約締結後も有効なのである。⁽³⁾ 右の様に、アムネスティは、忘却或いは宥恕と言つても、戦争前及び戦争中の債務までも消滅するものではないのであり、もし債務の消滅があるとしたら、それは講和条約の他の別段の規定によつてである。

(1) バーナード、前掲書、三八頁。

(2) Davis, Elements of international law, 一九一六年、三四四頁。

(3) ホール、前掲書、六七七頁。

Halleck, International law, vol. I, 一九〇八年、三三七頁。

三 アムネスティと俘虜の釈放

一九〇七年の第二回ヘーグ平和會議で締結せられた陸戦の法規慣例に関する条約の第二十条は、「平和克服の後には成るべく速かに俘虜をその本国に帰還せしむべし」と規定して居る。講和条約にも通常、俘虜の釈放に関する規定が設けられ、相手方当事国の俘虜は釈放されて居る。前述の如く、アムネスティには俘虜の釈放の意味はなく、従つてアムネスティ・クローズとは別に俘虜釈放の規定が設けられるのであるが、しかし講和条約締結時に俘虜にして処罰されて居る者或いは嫌疑は受けて居るが未だ処罰はされて居ない者とアムネスティの賦与との問題が生ず

る。すなわちかゝる俘虜はアムネスティの適用を受けて釈放されるか否かの問題が起る。この問題は、俘虜の犯した不法行為を国内法・国際法・軍律上の犯罪に分けて考慮することにする。

俘虜が国内法上の犯罪をなした場合にはアムネスティが認められないことは既に述べたところである（本節一のハ参照）。従って国内法上の犯罪をなした俘虜にして、処罰されて居る者は講和条約締結後も釈放されることなく刑期満了迄抑留せられ、嫌疑は受けて居るが未だ処罰されて居ない者は講和条約締結後もそのまゝ審理処罰せられ得るのである。しかし他方その犯罪が重罪でないならば、本国は釈放を要求し得ると、すなわち重罪でない俘虜にはアムネスティの適用があると主張する学者もある⁽¹⁾。

次に国際法上の犯罪をなして捕えられた場合であるが、戦争の法規及び慣例の違反、すなわち所謂戦争犯罪（二十世紀初め迄の戦争犯罪は、戦争の法規及び慣例の違反・間諜等を言うのであり、今日の戦争犯罪の概念と相異する。結語参照）には休戦旗の乱用の如く道徳的に非難せらるべき犯罪もあるが、他面軍事占領下に於ける一般国民のゲリラ戦の遂行の如く愛国的な犯罪もあるが、交戦国は、その行為の動機・目的・道徳性の如何に拘らず、自国の安全と自衛の爲に之を捕えた場合には俘虜として取扱わず処罰するのである。ところが講和条約が締結せられて、アムネスティが相手方当事国の軍人及び国民の戦争前及び戦争中の戦争に直接関係のある戦争目的の爲の不法行為に与えられ、爾後はその不法行為を宥恕せられるのである。戦争犯罪も当然かゝる不法行為の範疇に入る故、平和克服後は相手方当事国の軍人及び国民を戦争犯罪で処罰しないのである。従って俘虜にして戦争犯罪をなし、講和条約締結前に未だ有罪判決を受けて居らず処罰されて居らない者は、アムネスティの適用があり釈放せらるべきだと考えられるが、問題は既に戦争犯罪で処罰されて居る俘虜は、アムネスティが適用せられて釈放されるか、または刑期満了迄抑留されるかである。ウィルソンは、身体に対するものにせよ、財産に対するものにせよ、既に課せられた処罰に

は、アムネステイは救済を与えないと⁽²⁾言⁽²⁾つて居る。従⁽²⁾つて戦争犯罪で服役中の俘虜にはアムネステイの適用なく刑期満了迄抑留されると主張する。かゝる説を主張する学者は、もし講和条約のアムネステイの適用により服役中の俘虜まで釈放されるとすると、国内法上の犯罪には量刑の基準があるが、国際法上の犯罪には量刑の基準がない故交戦国は自衛を理由として極刑を課する傾向が生ずると言⁽²⁾つて居る。これに反対してフィリップソンは次の如くに言⁽²⁾つて居る。「かゝる見解は、正義・公平の理念及び政治上・軍事上の先例に矛盾するものである。もしこの見解が採用されたら、戦争犯罪中最も非道な犯罪をなして捕えられた者でも、講和条約締結前に裁判される機会がなかったら釈放せられ、反対に軽い犯罪をなした者が、講和条約締結後でもなお数年間獄にあると言⁽²⁾うことになる。また交戦国が戦争終了後の釈放を危惧してすべての戦争犯罪人を死刑にすると考⁽²⁾えられないし、交戦国がその自衛の為の処罰として死刑を必要と考⁽²⁾えるだろうと仮定するのも誤りである。すべて交戦国は犯罪の種類により罰に區別をして居り、また區別する義務がある。もし交戦国が、かゝる區別をせず、すべての戦争犯罪に死刑を課するならば、敵国も報復として同じ手段をとるであろう」、「講和条約当事国の相互の了解により、かゝる違反者を裁判または残りの期間の服役の為に、その本国政府に引渡すこともできる」、⁽³⁾と言⁽²⁾つて、服役中の俘虜も、未だ有罪判決を受けて居ない俘虜も共に、アムネステイの適用を受けて釈放されると主張して居る。

最後に俘虜が、抑留中に、俘虜に適用する為に定められた軍律に違反した場合であるが、この場合に於ての国家の実行及び国際法学者の見解にも対立がある。前述のウィルソンの見解によると、軍律違反で処罰されて居る俘虜にはアムネステイの救済はなく、従⁽²⁾つてかゝる俘虜は釈放されないことになる。また国家の実行に於いても、一八七一年の独仏間のフランクフルト(Frankfurt)講和条約では、私人俘虜にして抑留中軍律に違反して有罪となつた者には、アムネステイの適用はなく、独により軍律違反は普通の犯罪とみなされた。⁽⁴⁾従⁽²⁾つてかゝる私人俘虜はアム

ネスティにより釈放されず、独皇帝の恩赦によってのみ釈放され得ることになり、翌年勅令で二回に分けてかゝる私人俘虜はその本国に送還された。しかも第二回目の送還された俘虜は、仏国で残りの期間を服役することを条件としての送還であった。これに対して、仏は相互的方法をとらず、独人俘虜を無条件で釈放した。同様に、一九〇五年の日露間のポーツマス (Portsmouth) 講和条約でも、日本は軍律違反のロシア人俘虜を釈放した。この仏及び日本のとつた行動は、理論の上からも、公平の上からも当然の措置である。俘虜に適用せられる軍律は、抑留の秩序と規律を維持する為のものであり、この軍律の違反者を処罰するのは、俘虜の社会に対してのみ意味をもつものである。ところが抑留は講和条約の締結と同時に終るべきものであり、従つて他の俘虜が釈放された後も残存期間を服役せしめるのは、たとえその処罰の目的が教化・見せしめ・復讐のいずれであらうと、俘虜の社会がなくなつた後には無意味な且つ無益なものであるからである。それ故、単なる軍律違反の俘虜は、講和条約締結後他の俘虜と共に、アムネスティとは関係なく成るべく速かに解放せらるべきである。

- (1) Phillimore, Three centuries of treaties of peace, 一九一七年、一六一頁。
- (2) ウイルソン、前掲書、三八一頁。
- (3) ファイリップソン、前掲書、二四八頁。
- (4) Taylor, A treatise on international public law, 一九〇一年、六〇五頁。

第二節 特殊のアムネスティ

前節では、普通にアムネスティと言われるものについて、学説及び国家の慣行としての講和条約のアムネスティ・クローズの両面から述べた。このアムネスティ・クローズを含む講和条約は、古代ギリシヤの昔から二十世紀の

初め迄、時代の變遷と共に種々に變化して居る。従つてこれ等の多数の講和条約の中には、極めて特殊なアムネステイ・クローズ、すなわち普通のアムネステイ（一般的アムネステイ）は、相手方当事国・その軍隊の所屬員・その国民に双務的に与えられるものであるのに対して、自国々民にアムネステイを与えたり、或いは締約当事国の一方が片務的にアムネステイを与える、等の種々の特殊なアムネステイ・クローズを含むものがある。これ等の特殊なアムネステイ・クローズが規定して居るアムネステイの内容は、多種多様であり、一々これを述べることはできない故、本節では、特に注意すべき特殊なアムネステイを、實際に講和条約を引用して述べることにする。

一 自国々民に対するアムネステイ

アムネステイは、通常相手方当事国自身・その軍隊の所屬員・その国民に与えられるものであり、締約当事国が自国の軍人または国民の戦争の法規及び慣例の違反或いは刑法上の反逆罪を宥恕するものでないことは既に述べたところである（第一節一のイ）。ところが講和条約の中には相当に数多く、締約当事国が自国の軍人または国民の戦争中の対敵協力の理由に基く不法行為の宥恕を特に規定して居る。この場合に、かゝるアムネステイが相手方当事国の軍人または国民にも黙認せられるものであることは後に述べるが（第三節参照）、アムネステイ・クローズの中で、自国々民にも与えられるが、相手方当事国の国民にも与えると、特に明示して居るものもある。

オリバ講和条約（第一節二に引用）第二条・一七三九年のオーストリア皇帝チャールス六世とトルコ間のベルグラード（Belgrade）講和条約第八条・一八五六年の英・仏・サルヂニヤ・墺・普・土・露間のパリイ（Paris）講和条約第五条等は、自国々民で戦争中敵国の為に行動して嫌疑を受けて居る者に、充分且つ完全なアムネステイを与えることを規定して居る。特にパリイ講和条約第五条は、このアムネステイは、当然相手方当事国の国民にも及ぶと

明示して居る。また一八七九年二月八日の露土間のコンスタンチノーブル(Constantinople)確定講和条約も、第八条は前と同じ趣旨の ammesty を規定し、更に第九条で、敵国との関係を理由として逮捕・流刑・追放されたトルコ国民の釈放・本国帰還を規定して居る。

かくの如く、締約当事国が自国々民の対敵協力による不法行為を宥恕する ammesty は相当数多く講和条約にその例を見るが、第一節で述べた如く、通説では、 ammesty は相手方当事国の国民に与えられるものとして居る。かゝる自国々民に ammesty を賦与することに反対して、かくの如き ammesty は締約当事国の主権を侵害するものであると云う者がある。しかし国家は自己の意思でその主権に制限を課す協定をなし得るし、また条約、特に講和条約の大部分は、締約当事国の主権に影響するものであるから、かゝる反対の理由は首肯し難い。かゝる ammesty への反対の理由は、寧ろ公序の維持の見地に基くのである。すなわち、すべての犯罪の抑圧は国家及び人類の根本的利害問題である。あらゆる犯罪中最も重大な犯罪、すなわち母国への反逆を宥恕すると言ふことは、人間の叡智に反する。勿論戦争と言ふ不幸が終り永遠の平和が樹立された時に、過去のことを宥恕すると言ふ考えはよいことであるが、これは相手方交戦国に認めらるべきであり、自国々民の反逆罪にまで ammesty を与えるのは、国家を根本から破壊するが如き犯罪を許容して、金錢に目のくらんだ裏切者や冒険家を却って刺戟する結果になり、かゝる ammesty は有害であり望ましくないのである。⁽¹⁾

締約当事国が自国々民に ammesty を与える問題に関連して、割譲地の住民に対する ammesty、すなわち講和条約により譲受けた土地の住民に、譲受国が ammesty を認めることについて問題があるが、これは部分的(制限付) ammesty にもなる故、後の本節三で言及する。

(1) フィリップソン、前掲書、二五〇頁。

二 片務的アムネステイ

一八七八年の露土間のサン・ステファノ (San Stefano) 予備講和条約第十七条及び第二十七条は、トルコ国民にして戦争中ロシア軍隊との関係が理由となり処罰されて居る者やその他戦争に関係して不法行為をなした者に、トルコ政府は充分にして完全なアムネステイを与えることを規定して居る。これは本節一の自国々民に対するアムネステイであると共に、アムネステイは通常締約当事国が相互に相手方当事国に認めるものであるが故に、片務的アムネステイであると言える。しかし翌一八七九年にはコンスタンチノール確定講和条約 (本節一に引用) が締結され、このアムネステイは相互的のものとなった。これは予備講和条約と確定講和条約との間に、英・露・仏・オーストリア・ハンガリー・伊・独・土が参加してベルリン会議が開催せられ、露土両国の示談の結果であり、アムネステイの意義・目的から考えて当然のことである。

また一八九五年の日清間の下関講和条約の第九条は、アムネステイと俘虜送還とを規定して居る。こゝに規定されて居るアムネステイも片務的なもので、清国がスパイその他の戦争犯罪で有罪とされた日本人を即時釈放することと、戦争中の日本陸軍との関係を理由として嫌疑を受けて居る清国人を清国は処罰しないことを規定して居る。後者は自国々民に対するアムネステイであるが、しかしいづれも、サン・ステファノ予備講和条約と同じく片務的なものであり、戦勝国の圧力の結果であり、変則的なアムネステイである。

三 部分的 (制限付) アムネステイ

アムネステイは、相手方当事国自身・その軍隊の所属員・その国民に、特に制限的な協定がない限りは、明示のアムネステイにせよ、黙認のアムネステイにせよ (第三節参照)、全体に普遍的に与えられるものである。しかし部

分的（制限付）アムネスティを規定した講和条約も、少数ではあるが存在する。例えば一七二一年の露瑞間のニィシュタット（Nysatt）講和条約第二条は、アムネスティを相互に認めて居るが、スエーデンの軍務に服したコザックをアムネスティの賦与から除外して居る。また一九〇二年五月三十一日にプレトリア（Pretoria）で署名された併合条約（Peace of Vereeniging）第四条は、戦争終戦了直ちに軍事裁判所により審理さるべきことを、英国総司令官によりボーア軍の司令官に通告された戦争犯罪をなした者には、アムネスティが適用せられないことを規定して居る。勿論この条約は、アムネスティを相互に認める普通の講和条約ではなく、被征服国の併合の為の条約ではあるが、しかしアムネスティの賦与に、ある制限が付せられることもあることを示すものではある。

次にフランフルト講和条約（第一節三に引用）第二条三項に、「（仏により独へ）割譲された土地の住民は、戦争前の政治上または軍事上の行為を理由として、その身体財産に対し訴追や圧迫を受けない」と規定されて居り、アムネスティは仏により独へ割譲せられた土地の住民に限定されて居る。このアムネスティは、アムネスティの賦与を極めて狭い範囲に限定して居る点で部分的アムネスティであり、また独にとっては講和条約により自国の領土となつた土地の住民に対するアムネスティの賦与である点で自国々民に対するアムネスティである。ところがこのアムネスティ・クローズを適用することに対して、独は軍法会議の判決を取消することになると言つて強硬に反対し、講和条約締結後も屢々両国代表の会議が開かれ、結局、仏により独へ割譲せられた土地の住民に対するアムネスティは、独皇帝の恩赦の大権に委ねられた。

（一）フィリップソン、前掲書、二四九頁。割譲地の住民は、普通に言うところのアムネスティを当然受けるものであるから、講和条約に、割譲地の住民についてのアムネスティ・クローズを特に設けることは、余計なことであり、非論理的であると言つて居る。

右の特殊のアムネステイ、特に自国々民に対するアムネステイ及び片務的アムネステイは、各々その中でも述べた如く、主として十九世紀の国際法学者は、之をアムネステイの一種たることは認めて居るけれども、眞の意味に於けるアムネステイではないとして、かゝるアムネステイを論駁して居るのである。彼等が唱道したのは、第一節の意味に於ける（一般的）アムネステイであり、かゝるアムネステイに関する原則を承認して居たのである。また特殊のアムネステイの中で例示したる講和条約の中には（例えば、コンスタンチノーブル講和条約第八条、サン・ステファノ講和条約第二十七条、下関講和条約第九条、フランクフルト講和条約第二条三項、併合条約第四条、等は）、その文言に「amnesty」なる語を使用して居らないものもあるのである。

第三節 アムネステイの黙認

アムネステイ・クローズは、古代ギリシャから二十世紀の初め迄の殆んどすべての講和条約に、それも確定講和条約のみならず、予備講和条約にも、挿入されて居るのである。ところが一八八三年のスペイン・チリー間のリマ（Lima）講和条約、一九一三年のトルコ・バルカン同盟国間のロンドン（London）講和条約、同年のブルガリヤ・バルカン同盟国間のブカレスト講和条約等には、アムネステイ・クローズが挿入されて居らない。

アムネステイの賦与は、それを表現する形式は種々であるが、通常講和条約に規定を設けて明示される。しかし講和条約の中にかゝる趣旨の規定、すなわちアムネステイ・クローズがなくても、講和条約の本質・目的から、講和条約に反対の規定がない以上はアムネステイの原則が締約当事国間に黙認されて居ると言われて居る。かくしてアムネステイ・クローズを講和条約に挿入して、相互にアムネステイを認めるのが通例ではあるが、必ずしもその必要はないのである。従つて初めに引用した講和条約はいずれも、アムネステイ・クローズが欠缺して居るが、締

約当事国はアムネステイを黙認して相互に与えて居るのである。

かゝる見解は、比較的初期の国際法学者も既に主張したところであるが、主として十九世紀の国際法学者が唱えたものであり、今迄に引用した二十世紀初めの国際法の著書もすべて一致してこの見解を認めて居り、また国家の慣行も二十世紀の初め迄は殆んどこれと一致して居たのである。

(一) 一八五九年の仏墺間のヴィラフランカ(Villfranca)予備講和条約、第二節二に引用した一八七八年の露土間のサン・ステファノ予備講和条約は、いずれもアムネステイ・クローズを含んで居る。

結 語

以上述べたことは、主として十九世紀の国際法学者の唱道したアムネステイの意義であるが、これを要略すると次の如くなる。

(一) アムネステイ・クローズとは、講和条約締約当事国がその敵意・憎悪を全く終らし、かゝる悪感情を新たな戦争の種としないと言う約束である。⁽¹⁾

(二) アムネステイとは、講和条約を締結して戦争が終った後に、相互に、相手方締約当事国の元首・政治家・軍人・国民を特赦して、それ等の人々が戦争前及び戦争中になした戦争に直接関係のある戦争目的の為の不法行為(政治的及び軍事的な不法行為で、戦争犯罪を含む。但し十九世紀の戦争犯罪の概念は、今日の戦争犯罪の概念と相異して居る)を宥恕することである。しかし締約当事国の国民・軍人・政治家・元首の不法行為を宥恕する義務は課さない。

(三) アムネステイは、通常講和条約に規定を設けられるが、必ずしもその必要なく、規定が設けられて居ない

場合には、黙認されて居るのである。

ところが一九一四年の第一世界大戦後は、一つの例外、すなわち一九二三年七月二十四日の連合国とトルコの間のローザンヌ(Lausanne)講和条約⁽²⁾を除き、十九世紀の学者が唱道した一般的な意味のアムネスティ・クローズは講和条約から完全に姿を没した。第三節で述べた如く、アムネスティは講和条約に必ずしも規定される必要はなく、反対の規定がない場合には締約当事国により黙認されて居ると考えられるが、第一世界大戦後の講和条約は、前述のローザンヌ講和条約を除き、すべて反対の規定、すなわちアムネスティが黙認されて居ると考えることができないう規定を設けて居るのである。

先ず第一世界大戦後の、一九一九年の対独講和条約第二二八―三〇条、同年の対墺講和条約第一七三―七六条、同年の対勃講和条約第一一八―二〇条、一九二〇年の対洪講和条約第一五七―一六〇条は、戦争の法規及び慣例に違反した者の連合国による処罰を規定して居り、更に対独講和条約第二二七条は、前独皇帝を国際道義に反し条約の神聖を瀆した重罪として訴追することを規定して居る⁽³⁾。これは従来の戦争終了後は相手方当事国の元首・政治家・軍人・国民の戦争に直接関係のある戦争目的の為の不法行為(戦争の法規及び慣例の違反を含む)を宥恕して処罰しないと言うアムネスティの概念と両立せず、従ってこれ等の講和条約によりアムネスティが黙認されて居るとは考えられず、寧ろアムネスティ・クローズを除外して居るのである。

更に第二世界大戦後の、いずれも一九四七年二月十日パリで署名された、対伊講和条約第四十五条、対勃講和条約第五条、対洪講和条約第六条、対羅講和条約第六条、対芬講和条約第九条は、第一世界大戦後のローザンヌ講和条約を除く他の講和条約と同様に、相手方当事国の戦争犯罪人を戦争終了後に処罰することを規定して居る。そして戦争犯罪となる罪を、平和に対する罪・戦争の法規及び慣例の違反・人道に対する罪とすることにより、二十

世紀の初め迄はたとえアムネステイが与えられなくても処罰されなかつた行為までも処罰されることになった。唯注意すべきことは、対勃講和条約第三条、対洪講和条約第三条、対羅講和条約第四条、対芬講和条約第七条に、「連合国に有利な行動をしたかどで、または連合国に同情したと言ふ理由で……拘禁されて居た一切の者を、市民権及び国籍にかゝらず解放し……」と規定されて居ることである。この規定による措置は、十九世紀の学者の言う片務的アムネステイであり、しかも他方当事国々民のみならず、講和条約締約当事国でない国の国民までも解放し、更に自国々民を解放する点では、自国々民に対するアムネステイともなる。かゝるアムネステイは、第二節で述べた如く十九世紀の国際法学者の論駁して居るところである。しかし兎角十九世紀の国際法学者の唱道した一般的アムネステイ、すなわち平和克服後はその敵意と憎悪を一掃する為に、相互に相手方当事国の元首・政治家・軍人・国民のすべてを特赦して、その戦争前または戦争中になした戦争に直接関係のある戦争目的の為の政治上・軍事上の一切の不法行為を宥恕すると言ふ原則は、完全に否定されて居るのである。

(一) Klüber, *Europäisches Völkerrecht*, 一八五一年、三八二―八三頁。

(二) 対土ローザンヌ講和条約には、特赦に関する宣言(七項)及び議定書がある。この中で、講和条約締約当事国は、相互に、軍事上・政治上の動機から一九一四年八月一日から一九二二年十一月三十日迄の間にこの戦争に関係してなされた行為を理由として、訴追または迫害しないことを約束して居る。この宣言により与えられて居るアムネステイは、十九世紀の学者の唱道せる(一般的)アムネステイである。

ただこの宣言について注意すべきは、トルコより分離された地域の住民にアムネステイを与えること(第二項)、一九一四年八月一日から一九二二年十一月三十日迄の間になされたかゝる行為に対する判決は取消され、審理中の裁判は中止されること(第五項)、を特に規定して居ることである。

(3) 戦争の法規及び慣例に違反したドイツ人の連合国への引渡は、独により反対せられたので、独自ら裁判せしめることにした。その結果戦争犯罪人処罰のこの規定は有名無実となった。また前独皇帝の処罰は、オランダ政府が引渡を拒否したので、実際に裁判は行われなかった。

第四章 国際司法裁判所

はしがき

第一節 人的管轄権

一 国 家

二 個人及び国際機構

第二節 物的管轄権

はしがき

国際司法裁判所（The International Court of Justice 以下ICJと略す）は国際連合の主要司法機関である（国連憲章第九十二条）。ICJについては国際連合憲章第九十二条と第九十六条にも規定されているが、国際連合憲章と不可分の一体をなしている国際司法裁判所規程（Statute of the International Court of Justice 以下ICJ規程と略す）がICJの活動の準拠法となっている。またこの外にICJ規程第三十条に基いて裁判所規則（Rules of Court）が制定されている。

周知のように、ICJを含めて国際社会の裁判機関は種々の点で各国家の国内裁判所と異っているが、その最も顕著なものは管轄権についてであろう。ICJの管轄については、ICJ規程の草案を作成した連合国法律家委員

会 (United Nations Committee of Jurists 一九四五年四月九日から四月二十日までワシントンで開催) でも、また国際連合憲章を採択したサンフランシスコ会議の第四委員会 (Commission IV) の第一小委員会 (Committee IV/1) でも、他の二つの問題とともに、重要問題として最も論議されたものであった。さらに、今日まで ICJ に付託された事件にして、ICJ の管轄権そのものが係争点となったもののほかに、他の問題が係争点となっても、まずその前に ICJ の管轄権が争われて (いわゆる先決的抗弁 preliminary objection)、管轄権の確認または否認がなされているものが多くみられるのである。ICJ の管轄については ICJ 規程第三十四条と第三十七条に規定されているが、本稿はこの ICJ の管轄権についての若干の問題を説明するものである。

(1) 他の二つの問題については、拙稿第五章国際司法裁判所裁判官の選任 (拙稿、神戸法学雑誌、第十三巻一号)。

(2) Shabtai Rosene, *The World Court—What it is and How it works*, 1962, p. 87. 常設国際司法裁判所では先決的抗弁は十三件あった。その中、三件については管轄権がないという先決的抗弁がみとめられ、八件については管轄権がないという先決的抗弁がとらず (但しこの中の一件は本訴が打切られた)、残りの二件については先決的抗弁に関する裁判所の決定がある前に本訴が打切られた。ICJ では先決的抗弁は一九六一年までに十五件あった。その中、五件は管轄権が確認せられ、五件は管轄権が否認せられ、二件は管轄権についての裁判所の決定がある前に本訴が打切られ、一件は原告が被告の先決的抗弁をみとめて本訴を打切っており、一件は先決的抗弁が取下げられて本訴に移っており、残り一件は係属中である。

第一節 人的管轄権 (jurisdiction *ratione personae*)

一 国 家

ICJ規程第三十四条一項には「国のみが裁判所に係属する事件の当事者となることができる (Only states may be parties in cases before the Court.)」と規定されている。したがって、個人や国際機構がICJにその紛争事件を付託することはできないし、また、たとえ国家といえども個人や国際機構を相手としてICJに提訴することもできないのである。ICJに係属しうる事件は国家对国家の事件のみである。

ICJは、国連の加盟国であるか否かとを問わず、すべての国家に開放されている。ICJ規程は国連憲章と不可分の一体をなしており(国連憲章第九十二条)、国連加盟国は当然にICJ規程の当事国であるから(国連憲章第九十三条一項)、ICJは国連加盟国に開放されている(ICJ規程第三十五条一項)。また国連非加盟国でも個々の場合に総会が安保理事会の勧告に基いて決定する条件でICJ規程の当事国となることができるから⁽¹⁾(国連憲章第九十三条二項)、ICJは国連非加盟国にも開放されているわけである。このように国連非加盟国でICJ規程の当事国となった国はスイス・リヒテンシュタイン・サンマリノ・日本の四カ国であったが、日本は一九五六年に国連に加入したから現在は三カ国である⁽²⁾。さらに、安保理事会の定める条件をうけいれるならば、ICJは国連非加盟国にしてICJ規程の当事国でない国にも開放されるのである(ICJ規程第三十五条二項)。

このように国のみがICJに係属する事件の当事者となりうるわけであるが、国連憲章発効の当時には、国連のメンバーのすべてが、たとえばインドの如きは、厳密な意味での国際法上の主権国家ではなかった⁽⁴⁾。また今日でもウクライナ・白ロシアの両国連メンバー(したがってICJ規程の当事国)は主権国家ではないのである。常設国際司

法裁判所規程第三十四条は「国または国際連盟のメンバーのみが裁判所に係属する事件の当事者となることができ」と規定している。また一九四四年八月ダンバートン・オークス会議にアメリカが提出した裁判所規程草案の第三十四条も「国または一般国際機構（*General international organization*）⁽⁵⁾ 筆者註、この規程案作成時には国際連合という名称はまだまきまっておらなかった）のメンバーのみが……」と規定している。さらには、前述の連合国法律家委員会がサンフランシスコ会議に提出した裁判所規程草案の第三十四条も「国または国連のメンバーのみが……」と規定している。⁽⁶⁾ところが、サンフランシスコ会議で採択されたICJ規程では、「国連のメンバー」という言葉がけずられて、前述のように「国のみが……」となっているのである。国際連盟規約と常設国際司法裁判所規程とは別の国際条約であり、国際連盟のメンバーになっても当然には常設国際司法裁判所規程の当事国とはならなかったところから、⁽⁷⁾国際連盟のメンバーではあるが厳密な意味での国際法上の主権国家ではないものにも常設国際司法裁判所を開放してそこに係属する事件の当事者となることをみとめるために、常設国際司法裁判所規程第三十四条は「国または国際連盟のメンバーのみが……」と規定したのであった。その結果、国際連盟のメンバーであれば厳密な意味での国際法上の国家でなくとも、常設国際司法裁判所規程第三十四条の下では国家と同様にみなされることになったのである。⁽⁸⁾

ところが、国連憲章第九十三条一項により国連のメンバーは当然にICJ規程の当事国となり、またICJ規程第三十五条一項によりICJはICJ規程の当事国に開放されるから、厳密な意味での国際法上の主権国家でなくとも国連のメンバーであれば、ICJ規程の当事国としてICJは開放され、ICJに係属する事件の当事者となることができるわけである。たしかにICJ規程第三十四条一項では「国または国連のメンバーのみが……」という言のほうがより正確であろう。⁽⁹⁾しかしながら、ICJ規程第三十四条一項の文言を「国のみが……」とした結

果、ICJに係属する事件の当事者たる能力がみとめられるものの中には、他の国連加盟国が国家承認をあたえておらない厳密な意味での国際法上の主権国家とはいえないものまでも含まれることになったわけである。

またICJ規程第三十五条二項に基いて一九四六年十月十五日に安保理事が決議した「規程非当事国に裁判所を開放するための条件(Conditions under which the Court shall be open to States not Parties to the Statute)」¹²⁾に定められた一般的宣言をドイツ連邦共和国(西ドイツ)は一九五五年四月十八日にICJの書記局に寄託している。¹⁰⁾このほか、一般的宣言をなした国としては、対日平和条約に基き日本・ラオス・カンボジャ・セイロン・ベトナム、ブラッセル条約第十条に基きイタリー、一九五三年のフィンランド・スエーデン条約及び一九五三年のフィンランド・ノールウェイ条約に基きフィンランド、また、個別的宣言をなした国としては、一九四七年のコルフ海峡事件についてのアルバニヤ、一九五三年の金貨移送事件についてのイタリー、等々がある。¹¹⁾これ等一般的及び個別的宣言を行なった国の中でベトナムと西ドイツを除く国々は、いずれも国連のメンバーになる前に、すなわちICJ規程の非当事国であった時に宣言を行なったのである。ドイツは西ドイツと東ドイツに、ベトナムは南ベトナムと北ベトナムに分れており、二つの国家なのか一つの国家なのか、あるいは一つの国家としていずれが正統政府なのかについて問題がある。その結果、一九四六年に安保理事が決議した「規程非当事国に裁判所を開放するための条件」に基いて宣言を行なったものが、はたしてICJ規程第三十四条一項にさだめられている「ICJに係属する事件の当事者となりうる国家」に該当するかどうかの問題がおこるのである。¹²⁾一九四六年に安保理事が決議した「規程非当事国に裁判所を開放するための条件」の第五項には「この決議の諸条項の下でなされた宣言の有効性または効力に関する一切の問題は裁判所によって決定せられる」とあり¹³⁾これについてのICJでの先例は今日までのところ存在しない。¹⁴⁾しかしながら、とにかく、このような主体にまでもICJは開放せられ、国家と同様にみなされて

ICJに係属する事件の当事者となることもありうると思えられるのである。したがって、ICJ規程第三十四条一項の下での「国家」の意味するところのものはかなり範囲のひろいものになるであろう。

- (1) たとえば、一九四六年十月二十六日にスイスが国連非加盟国のICJ規程に加入するための条件について照会したのに對して、一九四六年十二月十二日の国連総会の決議は、(イ) ICJ規程を受諾すること、(ロ) 裁判所の費用を分担すること、(ハ) 裁判所の判決の履行についての国連憲章第九十四条の規定を承認すること、の三つの条件をさだめている (Alfred Verdross, *Völkerrecht*, 1959, S. 445)。
- (2) Rosenne, *op. cit.*, pp. 75 — 76.
- (3) この条件についての一九四六年十月十五日の安保理事会の決議は、Louis B. Sohn, *Basic Documents of the United Nations*, 1956, pp. 218 — 219, 參照。
- (4) Hans Kelsen, *The Law of the United Nations*, 1951, p. 483.
- (5) Ruth B. Russell and Jeannette E. Muther, *A History of the United Nations Charter*, 1958, p. 1063.
- (6) Department of State, *The United Nations Conference on International Organization—Selected Documents—*, 1946, p. 865.
- (7) Leland M. Goodrich and Edward Hambro, *Charter of the United Nations*, 1949, p. 483.
- (8) Manley O. Hudson, *The Permanent Court of International Justice*, 1934, p. 159.
- (9) Kelsen, *op. cit.*, pp. 483 — 484.
- (10) 一九四六年十月十五日に安保理事会が決議した「規程非当事国に裁判所を開放するための条件」の第二項では、既に発生しまたは将来発生するすべての紛争または特定種類の紛争についてひろくICJの管轄権を受諾する一般的宣言 (a general

declaration)とのいずれを行なうことも定められている。西ドイツは一九五五年四月十八日にブラッセル条約第十条により一般的宣言を行なったのである (Sohn, op. cit., pp. 218—219)。ブラッセル条約とは、いわゆる西欧連合 (Western European Union) を創設した条約で、正式には一九四八年三月十七日ブラッセルで署名され一九五四年十月二十三日パリで修正された「経済的社会的文化的協力ならびに集团的自衛に関する条約」と呼ばれている。この条約の第十条では、ブラッセル条約締約国はそれ等締約国相互間の紛争で I C J 規程第三十六条一項の範囲内の紛争を I C J で解決することを約束している。いわゆる西欧連合に加入したことにより、西ドイツも I C J を利用するためにこの一般的宣言を行なったのである (Amos J. Peaslee, International Governmental Organization—Constitutional Documents—, 1961, Vol. II, pp. 1863—1877)。

(11) 小和田恒、国際司法裁判所の管轄権、外務省調査月報、四卷四号、四二頁。

(12) Hudson, op. cit., pp. 354—355。グラント・リバー六国連邦 (Confederacy of Six Nations of the Grand River) がアメリカ・英の両国との紛争を常設国際司法裁判所に付託する条件について裁判所書記局に照会したが、単に常設国際司法裁判所規程の第三十四条及び第三十五条を引用した回答が書記局からおくられ、裁判所は後にこの書記局の措置を承認している。また、常設国際司法裁判所は、ダンチツヒ (Danzig) を国家とみなしたが、ダニューブ河ヨーロッパ委員会を国家でないとした。

(13) J. L. Simpson and Hazel Fox, International Arbitration—Law and Practice—, 1959, p. 63。では、「一般的宣言の有効性及び効力についての一切の問題は争いがあるかないにかかわらず裁判所によって決定されることがはっきりと命ぜられている。この規定は I C J 規程第三十六条六項の下におけるよりも広い管轄権を裁判所にあたえるものである。」

(14) 小和田、前掲論文、四二—四三頁では、出訴国及び出訴国政府の地位の問題ならびに裁判所の管轄権決定の権利義務の問題について若干の疑問を提起しておられる。これ等の問題については、紙面の都合で詳述しえないが、前述の註11及び註12のほかに、次のことを付言しておきたい。安保理事会の「規程非当事国に裁判所を開放するための条件」に基く宣言

で、個別的宣言は付託事項も係争当事国も限定されているから当然のことであるが、一般的宣言の場合にも、たとえば西ドイツの一九五五年四月十八日の一般的宣言では、事項的管轄については個別的宣言よりも範囲がひろいが、相手方係争当事国となるものがブラッセル条約締約国に限定されているのである（したがって、一般的宣言の「一般的」とは事項的管轄権について個別具体的ではないという意味であり、一般的宣言と呼ぶよりは包括的宣言と呼ぶほうが適当かもしれない）。また、Simpson and Fox, op. cit., pp. 68—71. は、オットマン公債事件等を引用して反対説も示しているが、Chorzow Factory Case, Nottebohm Case その他の裁判所の判決文を引用して、係争両当事者の間に争いが無いにもかかわらず裁判所は自発的に（*proprio motu*, automatically）管轄権の決定をなしうると述べている。

二 個人及び国際機構

ICJ規程第三十四条一項によって国家のみがICJに係属する事件の当事者としてみとめられているが、この当事者能力をみとめられている国家についてもICJ規程第三十五条との関係で前述のように種々の問題が存する。しかしながら、このICJ規程第三十四条一項の規定のもつ重要性はその消極的な面にあるといわれている⁽¹⁾。すなわち、自然人であろうと法人であろうと個人は、及び政府間であろうと非政府間であろうと国際機構は、原告としても被告としてもICJで当事者能力がみとめられていないのである。

自然人であろうと法人であろうと個人にはICJが開放されていないということとは、ICJでは個人の利益に関する問題がとりあげられてはならないことを意味するわけではない。むしろその逆であって、個人の利益についてのクレームをその個人の属する国家の政府が外交保護権という国際法上の権利によって国際的なクレームとして提訴した事件をICJはとりあげることができるのである⁽²⁾。領土紛争は別として、国際裁判所で解決された紛争の大部分は、個人の利益の侵害が原因となったものであるといわれている⁽³⁾。したがって、個人に当事者能力をみとめて

おらない現行制度はICJの欠点であつて個人も外国政府を相手どつて提訴する権利がみとめられるべきであるという意見が、法律の専門家によつても素人によつてもかなり主張されているといわれている⁽¹⁾。

一九〇七年ワシントンで開催された第一回中米會議でコスタリカ・ガテマラ・ホンジュラス・ニカラガ・サルバドル間に締結された條約によつて設置された中米司法裁判所(The Central American Court of Justice)では、個人も限られた範圍ではあるがこの裁判所に出訴する権利がみとめられていた⁽⁵⁾。また第一大戦後の諸平和條約によつて旧交戦国二カ国間に設置された混合仲裁裁判所(The Mixed Arbitral Tribunals)でも、個人及び団体(法人)が所定の事項に関する範圍内で他の國家を相手として出訴する権利がみとめられていた⁽⁶⁾。さらには、一九五七年のヨーロッパ經濟共同体設置に関する條約(Treaty establishing the European Economic Community)によつて設立された裁判所でも、加盟國及び共同体の機關とならんで、自然人たると法人たるとを問わず個人も所定の事項について出訴権がみとめられている⁽⁷⁾。このような過去及び現在の実行は、ICJでも個人に外國政府を相手として出訴する権利をみとめるべきであるという主張の一つの論拠となつているのであろう。

個人に出訴権をみとめるかどうかの問題は、常設國際司法裁判所規程をつくるさいにも多に論議せられ⁽⁸⁾、またICJ規程を立案するさいにもとりあげられたといわれている⁽⁹⁾。國際法は、主として國家間の法ではあるけれども、他のすべての法と同様に國際法の窮極の單位(ultimate unit)である個人の利益をも規制し保護するものである。個人が外國政府によつてその利益を害された場合に、その外國政府を相手としてその外國政府の裁判所に訴えても、裁判拒否にあつたり、あるいは満足をえられないこともある。このような場合にその個人の属する國家の政府が個人のクレームを外交保護権によつて國際的なクレームとして國際裁判所に外國政府を訴えるのであるが、その個人の属する國家の政府が外交その他の考慮から提訴をさしひかえることもある。したがつて、個人が國際法上の権利

として自国政府の介入なしに外国政府を相手として提訴することができるようにすべきであるというのである。また、国連憲章は個人の基本的人權及び自由の尊重遵守をさだめているから、自国によってであろうと外国によってであろうと個人のかゝる基本的人權及び自由が侵害せられた場合には、国連、特に国連の主要司法機関であるICJを通じて、個人が自ら直接に救済をうる道が講ぜられるべきであるといわれている。

国連憲章が個人の基本的人權及び自由の尊重遵守をさだめているからといって、これは国連加盟国に義務を課しているものと解されてはならないのであり、いわんや、これ等の問題について個人にICJに出訴する法的可能性(legal possibility)をみとめているものでもないのである。⁽¹⁰⁾ たしかに、個人の国際法上の利益保護の目的を貫徹するために、国際法規及び条約を適用し且つ国際法規及び条約に精通熟達している国際裁判所で事件が解決されるように、個人に出訴権をみとめるのが適當である。⁽¹¹⁾ しかしながら、これは国際裁判所について一般的にいえることであって、ICJでも個人に出訴権をみとめるのが適當であるかどうかは疑問である。ICJがあたえられている任務及びその現状からの判断も必要であると思われる。今日では国連は世界のはほとんどすべての国家をメンバーとする全世界的な国際機構であり、その主要司法機関であるICJはいわゆる世界法廷である。われわれが国連に期待するものは平和及び安全の維持と経済的社会的国際協力の促進とであるが、現実には平和及び安全の維持の期待は充分にはこたえられておらない。しかしながら、ともかく、国際平和及び安全の維持をあやうくする恐れのある紛争の平和的解決の手段の一つとしてICJによる司法的解決がさだめられておるのである(国連憲章第三十三条一項)。事項的管轄権のところでは後述するように、多くの国家は選択条項によるICJの管轄をできるだけ自国に不利にならないようにしているのが現状ではあるが、全世界的な裁判所であり平和及び安全の維持をあやうくする恐れのある紛争の解決をもその主たる任務の一つとしているICJでは、個人に出訴権をみとめることによりその個人の所

属国政府による外交その他の考慮からのコントロールのきかない結果として無用の国民感情の刺戟を生んだりしないように、また、個人に出訴権をみとめることによりICJに係属事件が山積する結果として（そうでなくとも裁判に長年月を要するのが実情であるが）ますます紛争事件の解決が遅延しないようにして、平和及び安全の維持をあやうくする惧れのあるような重要な国家間の紛争の解決に専心せしめるほうが望ましいと思われる。過去における混合仲裁裁判所のように個人と外国政府との間のクレームの解決のための常設的なクレーム委員会（Standing Claims Commission）を別に設置するとか⁽¹²⁾、過去における中米司法裁判所や現在のヨーロッパ経済共同体の裁判所のような全世界的ではなく地域的な国際裁判所を設置して、そこでは個人に出訴権をみとめることによって、個人の国際法上の利益保護の目的を達成するほうが望ましいと思われる。

政府間の国際機構（international governmental organizations）またはpublic international organizations（公的国際機構）もICJに係属する事件の当事者となることはできない。常設国際司法裁判所規程を作成するさいには、国際連盟に当事者能力を特別にみとめる問題もだが、しかしほとんど討議されなかった⁽¹⁴⁾。ところが、一九二九年に常設国際司法裁判所規程に若干の修正が加えられたが、この時には国際連盟に当事者能力をみとめる問題は相当に論議されたけれども⁽¹⁵⁾、常設国際司法裁判所旧規程第三十四条は結局は修正されなかった。しかしながら、この一九二九年の常設国際司法裁判所規程の修正のさいに、国際連盟の当事者能力の問題に間接に関係のある修正がなされている。国際連盟規約の第十四条後段には「なお、この裁判所は、連盟理事会または連盟総会の諮問する一切の紛争または問題について意見を提出することができる」とあるにもかかわらず、常設国際司法裁判所旧規程には勧告的意見（advisory opinion）に関する規定はおとされておらず、ただ常設国際司法裁判所規則にさだめられていたにすぎなかった。一九二九年の常設国際司法裁判所規程の修正にあたって、常設国際司法裁判所旧規程の末尾の規定である第六

十四条のうしろに、第六十五条から第六十八条までの規定を追加して勧告的意見についてさだめたのであった。常設国際司法裁判所規程によってさだめられた勧告的意見の手続は国家間の紛争に対する判決の手続と実際にはほとんどかわらないのであり、両者の重要な相異点の一つは、勧告的意見は大きな権威と道義的な効力をもっていないが、勧告的意見をもとめた主体がそれにしたがうべき義務のない点であった。しかしながら、とにかく、国際連盟規約第十四条後段によって常設国際司法裁判所に勧告的意見をもとめる能力がみとめられていたのは、連盟総会と連盟理事会との国際連盟の二つの機関だけであった。実際には連盟理事会が他の機関の権限内の事項について裁判所に勧告的意見をもとめる中継的な役目をしていたといわれている¹⁶。ところが、国際連合では、ICJに勧告的意見をもとめる能力がみとめられているのは、総会と安保理事会、それに総会の許可をえて国連の他の機関及び専門機関とよばれる政府間の国際機構である(国連憲章第九十六条及びICJ規程第六十五条一項)。

政府間の国際機構にもICJで当事者能力をみとめるかどうかは、ICJ規程を作成するさいにも、すなわち連合国法律家委員会でもまたサンフランシスコ会議の第四委員会でも問題となったのである。しかしながら、国家のみが国際人格をもつという伝統的な理念が維持せられ、政府間の国際機構には当事者能力はみとめられなかった。しかし、ICJ規程第三十四条の二項及び三項の規定が新に追加せられて、裁判所に係属する事件に係属のある情報をICJが政府間の国際機構に請求することができ、また政府間の国際機構が自発的に提供する情報を受理できるようにしたのである¹⁷。常設国際司法裁判所規程にはみられなかったICJ規程第三十四条二項及び三項の規定は、政府間の国際機構にICJでの当事者能力をみとめなかったことをアル程度つぐなうものであるといわれている¹⁸。しかしながら、このICJ規程第三十四条二項及び三項の規定、国連憲章第九十六条ならびにICJ規程第六十五条第六十八条の勧告的意見についての規定、一九四七年の国連の特権及び免除に関する条約の第八条・一九四七年

の専門機関の特権及び免除に関する条約の第九条・一九五九年の国際原子力機関の特権及び免除に関する協定の第十條等にみられる制度、すなわち当該国際機構とその加盟国との間に生じたこれ等条約・協定の解釈適用についての紛争はICJに勧告的意見をもとめそのICJの勧告的意見を決定的 (decisive) なものとみとめるという制度、等々から考えて、特定の条約・協定の解釈適用というような限られた範囲内ではあるが、また当該国際機構の加盟国を相手としてのみである点で不完全ながら、さらにはICJの側からいうならば形式上は拘束力ある判決ではなく勧告的意見であるという点では間接的であるが、政府間の国際機構も今日ではICJで当事者能力をもっているといえるのではないだろうか。一九四九年のICJの損害賠償事件 (Reparation for Injuries Suffered Case) についての勧告的意見の中でいっているように、「国際機構も、国際法の主体であり、国際的な権利義務をもち、国際的請求を提訴することによりその権利を維持する能力をもっている」のである。⁽²⁰⁾

(1) Arnold D. McNair, *The Development of International Justice*, 1956, p. 8.

(2) Rosenne, *op. cit.*, p. 74.

(3) Hersch Lauterpacht, *The Development of International Law by the International Court*, 1958, p. 32.

(4) McNair, *op. cit.*, p. 8.

(5) 中米司法裁判所については、拙稿「中米司法裁判所」、田岡良一編「国際法・国際政治事典」、昭和三十一年、を参照されたい。

(6) 混合仲裁裁判所については、同じく、拙稿「混合仲裁裁判所」、前掲事典、を参照されたい。

(7) Peaslee, *op. cit.*, Vol. I, pp. 571-572. ヨーロッパ経済共同体 (EEC) の裁判所はヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (Europe-an Coal and Steel Community) の裁判所を吸収してゐる。

(8) Hudson, *op. cit.*, pp. 158-159.

(9) Julius Stone, *Legal Controls of International Conflict*, 1954, p. 118.

(10) Kelsen, *op. cit.*, p. 484.

(11) 田岡良一、国際法Ⅲ、法律学全集、昭和三十四年、一八九―一九〇頁。

(12) McNair, *op. cit.*, p. 10.

(13) Stone, *op. cit.*, p. 118. では、中米司法裁判所が個人の出訴権をみとめたことは裁判所の權威(dignity)と能率(efficiency)をなげうたことである。

(14) Hudson, *op. cit.*, p. 159.

(15) *Ibid.*, p. 197.

(16) Kelsen, *op. cit.*, p. 489. 二十七回勧告的意見をもとめた中で、ILO理事会のために連盟理事会が勧告的意見をもとめたことが二回あるところである。

(17) Rosenne, *op. cit.*, p. 75.

(18) Kelsen, *op. cit.*, p. 487.

(19) C. Wilfred Jenks, *International Immunities*, 1961, pp. 21 ff.

(20) Edward Hambro, *The Case Law of the International Court*, 1961, Vol. I, pp. 206 -- 215.

第二節 物的管轄権 (jurisdiction *ratione materiae*)

国家は、国際法上もまたICJ規程によっても、その紛争をICJに付託する義務はないのである。⁽¹⁾ ICJ規程を作成するにあたって、常設国際司法裁判所規程を作成した場合と同様に、⁽²⁾ ICJに強制管轄権 (compulsory jurisdiction) をもたせるかどうかは重要な問題となった。連合国法律家委員会では、ICJに強制管轄権をみとめるべ

きであるという主張と選択条項の任意的受諾によって義務的管轄権が生ずるようにすべきであるという主張とが鋭く対立した。結局、連合国法律家委員会は、この問題は非常に重要な政治的問題であるから、サンフランシスコ会議にその決定をまかせることにしたのであった。連合国法律家委員会がサンフランシスコ会議に提出したものは、次のような二者択一的な案 (alternative drafts) であつた。⁽³⁾

第三十六条

(1) 裁判所の管轄は、当事者が裁判所に付託するすべての事件及び国連憲章または現行諸条約に特に規定されるすべての事項におよぶ。

(2) 国連のメンバー及びこの規程の当事国は、次の事項に関するすべてまたははいずれかの種類の法律的紛争についての裁判所の管轄権を同一の義務を受諾する他の国連のメンバーまたは国に対する関係において当然に特別の合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。

a 条約の解釈

b 国際法上の問題

c 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在

d 国際義務の違反に対する賠償の性質または範囲

(3) 前記の宣言は、無条件で、または若干あるいは一定のメンバーまたは国との相互条件で、または一定の期間を付けて行なうことができる。

(1) 上に同じ。

(2) 国連のメンバー及びこの規程の当事国は、次の事項に関するどんな法律的紛争についての裁判所の管轄権も当然に特別の合意なしにその間で義務的であると認める。

a 条約の解釈

b 国際法上の問題

c 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在

d 国際義務の違反に対する賠償の性質または範囲

(4) 裁判所が管轄権をもつかどうかについて争いがある場合には、裁判所の裁判で決定される。(3)上の(4)に同じ。

サンフランシスコ会議の第四委員会の第一小委員会では、多数の国の代表は、常設国際司法裁判所規程の下では選択条項が多数の国によって受諾されたことにかんがみて、ICJではさらに進んだ手段（右の下の規定）をとる時機が熟していると感じていた。しかしながら、若干の国が、特に常設国際司法裁判所規程に加わらなかったアメリカ・ソ連の二国が強制管轄権をみとめることに強く反対しており、強制管轄権をICJにみとめるという理想の実現にこだわるとICJどころか国連にもこれ等の国が加わらないことになるおそれがあった。⁽⁴⁾ソ連の反対は社会主義国家の利益をまもる必要からであり、アメリカの反対は国連憲章及びICJ規程の批准に上院が反対する懸念があったからである。⁽⁵⁾かくして、連合国法律家委員会の提出した右の案の中で上段の規定、すなわち選択条項の任意的受諾によって義務的管轄権が生じるようにする主張のほうが採用されたのであった。したがって、ICJ規程第三十六条は、常設国際司法裁判所規程第三十六条と実質的にはほとんどかわりがないのである。ICJ規程第三十六条が常設国際司法裁判所規程第三十六条と相異しているところは、第一項では「……国連憲章または……」という言葉が入っていること、第二項では旧規程の「……すべてまたはいずれかの種類の法律的紛争……」が「……すべての法律的紛争……」となっていること、義務的管轄権受諾の宣言書の寄託手続をさだめた第四項及び旧規程第三十六条による義務的管轄権受諾の宣言の効力についての第五項が新につけ加えられたことである。⁽⁶⁾

かくして、ICJには強制管轄権はみとめられなかったのであり、ICJは原則として紛争両当事者がICJに付託することを合意している紛争事件に対してのみ管轄権をもっているのである。ICJの管轄権の基礎となる合意は、(イ)紛争が発生することに、すなわち事件毎に(Ord. No. 1) ICJに付託することに同意する個別的な合意、(ロ)

国連憲章その他の国際条約によって、ある特定種類の紛争については特別の同意なしにICJの管轄権をみとめる合意、(ハ) ICJ規程第三十六条二項及び三項に基き、いわゆる選択条項の受諾宣言によって、^(イ) 条約の解釈・国際法上の問題・国際不法行為の存否・国際不法行為に対する賠償の性質または範囲等に関する法律的紛争については、同一の義務を受諾する他の国との関係において特別の同意なしに当然にICJの管轄権をみとめる合意(但し若干の国または特定の国との相互条件をつけてもよく、また合意に期間をつけてもよい)、の以上三つの合意にわけることができる。したがって、後の二つの合意がある場合には、一方の紛争当事国の提訴だけでICJは管轄権をもつのである。しかしいずれにせよ、ICJの管轄権が問題となった場合には、ICJ自身が決定するようになってくる(「ICJ規程第三十六条六項」)。なお、ICJ規程非当事国が安保理事会の決議した「規程非当事国に裁判所を開放するための条件」によって一般的宣言を行なってICJ規程第三十六条二項にさだめられているような義務的管轄権を受諾しても、その規程非当事国は、明示の合意がない限り、ICJ規程第三十六条二項にいうところの「同一の義務を受諾する他の国」たることを、選択条項受諾宣言をなした他の規程当事国に対して主張することはできないのである(規程非当事国に裁判所を開放する条件の二項後段)。すなわち、かゝる一般的宣言をなした規程非当事国が同一の義務を受諾している他の規程当事国を相手として特別の合意なしに一方的にICJに提訴しても、相手の国には応訴の義務はないのである。

前述のようにICJの設立にあたって最も問題となったのはICJの強制管轄権についてであり、しかも、ICJの発足後今日までにICJに係属した事件の大部分は、ICJの管轄そのものについての争いか、そうでないにしても先決的抗弁によってまずICJの管轄が問題となっているのである。ICJの設立にあたって多数の国々がICJに強制管轄権をみとめるべきであると主張したのであったが、この主張の主たる論拠は常設国際司法裁判所

規程の下での多数の国々による選択条項の受諾であった。かゝる主張にもかゝらず結局は I C J には強制管轄権はみとめられずして、選択条項受諾による義務的管轄の制度が維持せられたのである。サンフランシスコ会議の第四委員会は、国連加盟国ができる限り速かに選択条項受諾の宣言を行なうようにという決議をした。⁽⁸⁾ また、一九四七年十一月十七日に第二回国連総会は、できる限り多数の国ができる限り留保をつけないで義務的管轄権を受諾するようにとの決議をした。⁽⁹⁾ ところが、I C J における義務的管轄受諾の宣言についての今日までの国家の実行をみても、常設国際司法裁判所の時代よりも質量ともに後退の傾向を示しているのである。この現象は、I C J に強制管轄権をみとめるべきであると主張した I C J 設立時における多くの国々の考えが皮相であったことを示すものであろうか。それともかくとして、I C J の人的管轄権の範囲をいかに拡大改善しても、I C J の物的管轄権をそのままにしていたのでは、I C J の機能の円滑な遂行は望みえないであろうし、他面、国際社会の現実を無視した飛躍的改革は「角をたためて牛を殺す」ことになりかねないのである。問題はまさに「国家が何をなすべきかではなくして、国家が何をしようとするか」であろう。⁽¹⁰⁾

(1) Stone, op. cit., p. 122.

(2) 常設国際司法裁判所規程作成のさいの事項的管轄権をめぐる論議については、Hudson, op. cit., pp. 161—165.

(3) Russell and Muther, op. cit., pp. 868 and 884—885. なお、強制管轄権を一般的にはみとめるが各国は留保によって強制管轄権を免れることができるようにするというエジプトの提案もつけ加えられていた。サンフランシスコ会議ではニュージーランドがこれに似た妥協案をだした。

(4) Goodrich and Hambro, op. cit., pp. 479—480.

- (5) Oliver J. Lissitzyn, *International Court of Justice*, 1951, pp. 63 — 64.
- (6) Kenneth S. Carlston, *The Process of International Arbitration*, 1946, pp. 275 — 276.
- (7) 選択条項の詳細については、田岡良一、選択条項の過去と現在、法学論叢、第六十三卷六号。経塚作太郎、Optional Clause の法的構造、法学新報、第六十九卷七号及、八号。Shabtai Roseme, *The Time Factor in the Jurisdiction of the International Court of Justice*, 1960.
- (8) Russell and Muther, *op. cit.*, p. 890.
- (9) Goodrich and Hambro, *op. cit.*, p. 481.
- (10) ウイルコックス・マーシイ共著、広瀬・平井共訳、国際連合改変への諸提案 下巻、昭和三十四年、二二九頁。

第五章 国際司法裁判所裁判官の選任

第一節 国際司法裁判所の設立

第二節 国際司法裁判所の裁判官の指名及び選挙

一 正規の裁判官

二 臨時裁判官

むすび

第一節 国際司法裁判所の設立

国際連合憲章の草案となったダンバートン・オークス提案 (Dumbarton Oaks Proposal) の第七章では、国際連合の主要司法機関として国際裁判所を設置し (第一項)、国連憲章に附属し且つその一部をなす規程によってその裁判所の構成・機能を定めるが (第二項)、のぞましい修正を加えて常設国際司法裁判所規程 (Statute of the Permanent Court of International Justice) を存続させるか、あるいは常設国際司法裁判所規程を土台として新たな規程をこしらえるとしている (第三項)。そこで、国連憲章締結のために開催されるサンフランシスコ会議に提出する規程草案を作成するために、一九四五年四月九日から四月二十日迄ワシントンで連合国法律家委員会 (United Nations Com-

(1) が開催された。この連合国法律家委員会には、英・米・中三国を含む約二十四ヶ国から常設国際司法裁判所規程の修正に関する提案や、常設国際司法裁判所の将来に関する連合国委員会 (Inter-Allied Committee on the Future of the Permanent Court of International Justice)⁽²⁾、米州法律委員会 (Inter-American Juridical Committee)⁽³⁾、戦争と平和の問題に関する米州会議 (Inter-American Conference on Problems of War and Peace)⁽⁴⁾ から勧告や決議が提出された。連合国法律家委員会では、かゝる提案・勧告・決議を考慮して、サンフランシスコ会議に提出する規程草案を作成した。しかしながら、(a) のぞましい修正は加えるが、常設国際司法裁判所規程を存続させるのか、あるいは常設国際司法裁判所規程を土台にして、新しい規程をこしらえるのか、というダンバートン・オークス提案で決定されておらなかった問題、換言するならば、常設国際司法裁判所を存続させるのか、あるいは新しく国際裁判所を設置するのか、という問題、(b) 裁判官の指名及び選挙方法の問題、(c) 裁判所の管轄権 (Jurisdiction) の問題、の以上三問題については、未解決のまま、サンフランシスコ会議の決定にゆだねられたのであった。

サンフランシスコ会議で国際司法裁判所の問題をとりあつかったのは、第四委員会 (Commission IV) の中の第一小委員会 (Committee IV/1) であり、二十二回の会合 (分科委員会 Subcommittee の会合を除く)⁽⁵⁾ を開いた。こゝでも前述の (a) の問題については意見が対立した。国際裁判制度はできる限り継続性をたもたさるべきであること、常設国際司法裁判所はきわめて長足の進歩をなしてきたこと、常設国際司法裁判所はなお現存の組織であること、多数の国際条約が常設国際司法裁判所にその紛争の解決をゆだねていること、また常設国際司法裁判所の経歴はその存続を正当化していること等々が、常設国際司法裁判所存続論の論拠となっていた。これに対して、過去を清算して出発すべきであること、四国連合と密接なつながりをもつが故に裁判所も新設する方がのぞましいこと、

裁判官の選任は長い間行われておらず、もはや常設国際司法裁判所の裁判官の選挙のための機関は利用できなくなっていること、常設国際司法裁判所規程の当事国の中に国際連合のメンバーでない国や国際連合のメンバーである国の中に常設国際司法裁判所規程の当事国でない国ができてくる結果、裁判所規程の当事国について混乱が生じるということ等々が、新裁判所設置論の論拠であった。⁶⁾ 結局、常設国際司法裁判所規程（以下旧規程と略称。常設国際司法裁判所規程は一九二〇年に締結せられたが、一九二九年九月に改正せられ、この改正旧規程は一九三六年から発効した。従って、特にことわらない限りは、旧規程とは改正旧規程をいう）を土台として国際司法裁判所規程 (Statute of the International Court of Justice、以下規程と略称) がつくられ、常設国際司法裁判所（以下P C I Jと略称）を廃して、国際司法裁判所（以下I C Jと略称）が設置せられることになったのである。このようにして新しい裁判所としてI C Jが設立せられたが、P C I Jは国際連盟と密接な関係はあったが（国際連盟規約第十四条）、国際連盟規約とは別個の旧規程という国際条約によって設立せられ、国際連盟の機関ではなく、国際連盟のメンバーは当然には（*ipso facto*）旧規程の当事国にはならなかったのに対して、I C Jは国連憲章によって設立せられ（規程第一条）、国際連合の司法機関としてその主要機関の一つであり（国連憲章第七条及び第九十二条）、規程は国連憲章と不可分の一体をなしており（国連憲章第九十二条）、国際連合のメンバーは当然に規程の当事国となるのである（国連憲章第九十三条一項）。このように旧規程を土台にして規程がつくられ、新たにI C Jが設立せられたわけであるが、規程第五章の改正について定めた第六十九条及び第七十条に相当する規定が旧規程には存在しない点を除いては、必要な修正は加えられているが、その条文のナンバ・体裁・内容は、規程と旧規程とは殆んど同様である。⁷⁾ 従って、前述（a）の問題については、形式上は新裁判所が設立されたのであるが、旧規程を土台として規程がこしらえられ、その条文はP C I Jの経験と国際連合への適合とを考慮して必要な修正を加えられてはいるが、殆んど旧規程を踏襲して

いるのであり、P C I Jが実質上存続しているとも考えられ、I C Jは新設論と存続論との妥協の産物ともいえるのではないかと思われる。なお、一九四六年一月にP C I Jの裁判官は辞任し、四月十八日の国際連盟総会の決議によってP C I Jは解散せられた。I C Jの裁判官は一九四六年二月六日に選任せられ、四月三日にその第一回会合を開いている。また、五月六日に、規程第三十条に基いて、裁判所規則(Rules of the Court, 以下規則と略称)が採択されている⁽⁹⁾。

このようにして設立せられたI C Jのその後の活動を見ると、なお種々の問題があり、国際連合の改革に関連してI C Jの改革、換言するならば、規程の改正が種々の点についてとりあげられている⁽¹⁰⁾。拙稿では、以下に、裁判官の指名及び選挙の方法についての問題を論じ、同じく、連合国法律家委員会で解決されずしてサンフランシスコ会議に移された前述の裁判所の管轄権の問題については、別の機会にとりあげることにする⁽¹¹⁾。

(1) この連合国法律家委員会には、インド及び南阿連邦は不参加。なお、常設国際司法裁判所の判事 Charles De Visser, Gustavo Guerrero, Manley O. Hudson の三人が代表またはオブザーバーとして参加した。

(2) 常設国際司法裁判所の将来に関する委員会は、英国政府によって召集されたが、ベルギー・カナダ・チェコ・英・ギリシャ・ルクセンブルグ・オランダ・ニュージーランド・ポーランドの専門家からなる非公式の委員会であった。一九四三年五月から一九四四年二月迄に十九回会合した。

(3) 戦争と平和の問題に関する米州会議は、一九四五年二月二十一日から三月八日迄、アルゼンチンを除く米州二十ヶ国が参加して、メキシコシティで開催された。

(4) Ruth B. Russell and Jeannette E. Muther, A History of the United Nations Charter, 1958, pp. 864 ~ 865 及び Leland M. Goodrich and Edward Hambro, Charter of the United Nations, 1949, pp. 476 ~ 477.

- (5) Goodrich and Hambro, *op. cit.*, pp. 14 ~ 15.
- (6) *Ibid.*, pp. 477 ~ 478. 及び、前原光雄、国際司法裁判所、国際法講座第二巻、昭和二十八年、二八〇～二八一頁。
- (7) Arnold D. McNair, *The Development of International Justice*, 1956, p. 7. 及び、Clyde Eagleton, *International Government*, 1948, p. 346.
- (8) 旧規程と現行規程の条文を比較したものは、Kenneth S. Carlston, *The Process of International Arbitration*, 1946, pp. 265 ~ 283.
- (9) Goodrich and Hambro, *op. cit.*, p. 478.
- (10) 例えば、ウイルコックス・マーシイ共著広瀬・平井共訳、国際連合改変への諸提案 下巻、昭和三十四年、一九六～二二七頁。

(11) 第四章国際司法裁判所(拙稿、国際司法裁判所、田岡良一先生遺曆記念論文集「国際連合の研究」第一巻)を参照されたい。

第二節 国際司法裁判所の裁判官の指名及び選挙

一 正規の裁判官

ICJは十五名の裁判官からなり、裁判官の中のいずれの二名も同一国の国民であってはならないことになっている(規程第三條一項)。PCIJは、改正前の旧規程では裁判官十一名と予備裁判官四名とで構成されていたが、一九三〇年以降は現在と同様に十五名の裁判官からなっていた(旧規程第三條)。なお、PCIJでは、裁判官の国籍をすべて異なるようにすることは、事実上行われていたが、旧規程には明文の規定はなかった。⁽¹⁾ ICJの裁判官の任期は九年であって、再選されうるが、三年毎に五名ずつ選任することになっており(規程第十三條一項)、PCIJ

が、再選はみとめていたが、九年毎に全裁判官を選任していたのと異っている。⁽²⁾ ICJがかゝる方法をとつたのは、裁判所の継続性をたもたしめるためである。なお十五名の裁判官に欠員が生じた場合には補欠選挙が行われるが（規程第十四条）、補欠選挙によって選任せられた裁判官の任期は、前任者の任期の残存期間である（規程第十五条）。

裁判官の選任には、まず候補者の指名が行われる。候補者の指名は、各国の国別裁判官団によってなされる。この国別裁判官団とは、一九〇七年のハーグ国際紛争平和的処理条約の当事国である国連加盟国にあつては、同条約第四十四条によってその国が任命している常設仲裁裁判所（The Permanent Court of Arbitration）の四名以下の裁判官で構成される裁判官団であり、同条約の当事国でない国連加盟国にあつては、前者と同じ条件でその国が任命した裁判官団である（規程第四条一項及び二項）。ところが、国連加盟国でなくとも規程の当事国となれるのであり（国連憲章第九十三条二項）、かゝる国も、⁽³⁾ 総会が安保理事会の勧告に基いて決定する条件で、裁判官の選任に参加することができるのである（規程第四条三項）。⁽⁴⁾ とにかく、候補者の指名は、国別裁判官団によって行われるが、⁽⁵⁾ 国別裁判官団は、候補者を指名するまえに、自国の最高裁判所、法科大学及び法律学校、法律研究に従事する学士院及び国際学士院の自国支部の意見をもとめることを勧告されている（規程第六条）。⁽⁶⁾ しかしながら、国別裁判官団が、前記国内団体に、候補者についての意見をもとめることは義務的ではないのである。⁽⁶⁾ 国連事務総長は、このようにして指名せられた候補者の名簿を作成する（規程第七条）。この候補者名簿をもとにして、総会及び安保理事會が、各々別に、しかも同時に、裁判官の選挙を行うのである（規程第八条）。総会及び安保理事會の両方で投票の絶対多数（absolute majority）をえた候補者が当選とされるのである（規程第十条）。⁽⁷⁾ 総会及び安保理事會で裁判官を選挙するにあたり、第一回の選挙会で裁判官の席がみたされずして空席が残つた場合には、第二回の選挙會が開かれるが、な⁽⁸⁾ 必要がある場合には、第三回の選挙會が開かれる（規程第十一条）。⁽⁸⁾ しかしながら、第三回の選挙會が終つても、

なお選挙せらるべき裁判官の席に空席がある場合には、総会または安保理事会のどちらか一方の要請によって、両機関から各々三名ずつ任命せられた六名をもって構成せられる合同協議会が設けられる。この合同協議会は、総会及び安保理事会の選挙のために、各空席に一名づつの候補者を絶対多数票で選定するのである（規程第十二条一項）。なお、合同協議会が裁判官選挙を実施しても、当選者を出すことができないと判断した場合には、既に選挙された裁判官が、総会または安保理事会のどちらかで得票した候補者の中から裁判官を選定することができるのである（規程第十二条三項）。裁判官の選挙では、徳望高く、その各々の国で最高の司法官に任命せられるのに必要な資格をもつか、または国際法に有能な法律家であるということ（規程第二条）の外に、裁判官が全体として、世界の主要文明形態及び主要法系を代表することになることに留意されねばならないのである（規程第九条⁽⁹⁾）。

このように、ICJの裁判官の選任方法は、連盟総会及び連盟理事会に代って総会及び安保理事会で選挙がなされる点を除いては、PCIJのそれと全く同様であり、ルート・フィリイモア方式（Root-Phillimore Plan）と呼ばれている。PCIJの設立にあたって、裁判官の選挙については、連盟総会と連盟理事会とに選挙をまかすというルート（E. Root 米）の方式、常設仲裁裁判所のメンバーによる選挙というデカン（Descamps ヘルギー）及びブラデール（A. de Lapradelle 仏）の方式、各国政府が裁判官を直接に選任するというフィリイモア（W.G.F. Phillimore 英）の方式、また、候補者の指名については、常設仲裁裁判所のメンバーが指名するというローデル（B. C.J. Loder オランダ）及びルートの方式、各国政府が直接指名するというノールウエイ方式、等々が提案された⁽¹⁰⁾。ところで、PCIJの設立より前の一九〇七年の第二回ハーグ平和会議で、常設仲裁裁判所の外に、真に常設的なハーグ仲裁裁判所（Hague Court of Arbitral Justice）の設立が企てられた。この時に、大国側は、国際社会におけるその事実上の特権的地位を、裁判官の席にも反映させようとした。これに対して、小国側は、国家平等の原則

から、裁判官の席をしめるチャンスも各国平等であるべきだと主張した。これが原因となって、ハーグ仲裁裁判所設立の企ては失敗したのである。P C I Jでは、かゝる経験にかんがみて、常設仲裁裁判所の国別裁判官団の指名した候補者について、大国が恒常的議席をもち且つ当時は多数をしめると期待されていた連盟理事会と、大国と小国とが平等の立場で議席をもっている連盟総会とで、裁判官選挙を行うことによって、大国と小国とを共に満足せしめる所謂ルート・フィリイモア方式を採用したのである⁽¹⁾。

連合国法律家委員会では、総会のみが裁判官選挙を行うというベネズエラの提案はあつたが、裁判官の選挙方法については、P C I Jの方法を採用することに一致した。ところが、候補者の指名については、政府が候補者を直接指名するという英・中・ソ連・ギリシャ・オランダ・チリ・ベネズエラ等の主張と、国別裁判官団が指名する従来の方法を維持しようという米・仏等の主張とが対立した。そこで、連合国法律家委員会は、この二種類の候補者指名の方法を、サンフランシスコ会議に提案した。しかしながら、サンフランシスコ会議では、候補者指名については、従来の方法を維持することにしたのである⁽¹²⁾。ところが、連合国法律家委員会ではあまり問題にならずに一致した裁判官の選挙方法が、サンフランシスコ会議では重要な問題としてとりあげられたのである。ウルガイを含む十一以上の米州諸国とイランは、安保理事会が裁判官選挙を行うことに反対し、総会のみで行うようにと主張した。総会と安保理事会との二つの機関が選挙を行うのは煩瑣であること、両機関で選挙を行うのは、若干の国に、特に安保理事会の常任理事国に、二重の投票権をあたえることになって、国家平等の原則に反すること、安保理事会では政治的考慮が総会よりも強く作用し、裁判官の独立性がそなわられるおそれがあること、安保理事会では拒否権によって選挙を行うことができなくなるおそれがあること等々が、裁判官選挙を総会のみで行うべしと主張する国々の論拠になっていた。これに対して、従来の選挙方法は一九二二年以来うまく行われてきたこと、大国の投

票が特別のウエイトをもつのは当然であること、総会だけでの裁判官選挙はブロック票に支配されやすいこと等々が、従来の選挙方法を維持すべきであると主張する国々の論拠であった。⁽¹³⁾ 結局、裁判官選挙は、総会と安保理事会とで各々別に行い、安保理事会では、拒否権の行使をみとめず、常任理事国と非常任理事国との区別をなくすことになったのである（規程第十条二項）。かくしてICJの裁判官の指名及び選挙方法としては、PCIJと同様に、ルート・フィリイモア方式が採用されたのである。

ICJの裁判官選任の今日迄の結果をみると、安保理事会の常任理事国はすべて、その国籍をもったものを必ず裁判官として出しており、また、ヨーロッパの国の国籍をもった裁判官の数が、PCIJにくらべると少くなっている。⁽¹⁴⁾ 前述の如く、裁判官は、全体として、世界の主要文明形態及び主要法系を代表するようになっておらねばならないのであるが、この世界の主要文明形態及び主要法系とは、具体的になんであるか明確にされておらないのである。従って、選任されたICJの裁判官の構成から判断するより外にはないであろう。旧規程第九条は、安達博士及びデカン男爵の提唱によるものであるといわれている。旧規程第九条起草のさいに採用はされなかったが、ロンビヤ代表は、裁判官の選任にあたり大陸別という地理的分布を考慮すべきことを提案した。⁽¹⁵⁾ また、一九三〇年には、十二の米州諸国が、PCIJの裁判官の席は、連盟理事会に米州諸国が代表されているのと同じ割合だけ、米州諸国の国籍をもったものにあたえられるべきであると主張した。⁽¹⁶⁾ かくの如き事実から、ICJの裁判官を、安保理事会の非常任理事国選出にあたって考慮されている周知の如き地理的分布にしたがって、次のように分類する。⁽¹⁷⁾

- (1) 芳賀四郎、国際連合憲章の解説、昭和二十六年、四三八頁。
- (2) J. L. Simpson and Hazel Fox, *International Arbitration*, 1959, p. 30.
- (3) 例えば、スイス、リヒテンシュタイン、サン・マリノ。
- (4) 田岡良一、国際法講義、上巻、昭和三十年、三一五頁。総会は、一九四八年十月、安保理事会の勧告に基いて、国連の非加盟国である規程の当事国は、国連加盟国と平等の立場で、同一の方法によって、候補者を指名することができ、総会での裁判官選挙に参加することができる、と決議している。
- (5) 国別裁判官団の指名する候補者の数は、最大限四名であり、補充すべき裁判官の数の二倍をこえてはならないのである。また、自国の国籍をもつものを、二名以上指名してはならないことになっている(規程第五条)。ところが、裁判官の国籍をすべて異なるようにしているので、自国の国籍をもつものの指名を二名以下に制限しているこの規定は、實際上無意味であると思われる(Russell and Muther, op. cit., p. 881.)。
- (6) 国別裁判官団が、候補者について、国内団体の意見をもとめることを義務的とする、裁判官選任の効力について、攻撃の口実をあたえるおそれがあり、望ましくないとわれている(Russell and Muther, op. cit., p. 871.)。なお、国別裁判官団は、自分達の中から、候補者をえらぶことが多いといわれている(Hersh Lauterpacht, *Oppenheim's International Law Vol. II, 7th Edition*, 1952, p. 49.)。
- (7) 国連の一致した慣行では、絶対多数とは、実際に投票するとしないうちに拘らず、投票権を有するものの過半数であるとされている(鈴木康之、国際司法裁判所裁判官の選挙手続き、外務省調査月報、一卷五号、昭和三十五年、七十三頁)。一九六三年五月現在、総会では百十四国(国連加盟国は一十二国であり、国連非加盟国で規程当事国は三国である)の過半数の五十八票であり、安保理事会では十一国の過半数の六票である。
- (8) 一九四六年二月、最初のICJの裁判官選挙が行われた時に、選挙のための会(meeting)の意味が問題となった。一回の選挙会とは、一回の投票なのか、または投票の回数にかかわらず一日の会日(one day's session)をいうのか、

という問題がおこった。これは、総会及び安保理事会の各々が候補者名簿 (a complete provisional list of candidates) をつくるのに必要な期間であつて、一連の投票を意味するものであるとされている (Simpson and Fox, op. cit., p. 29. 及び Goodrich and Hambro, op. cit., p. 482.)。

(9) 規程第二条に「国籍の如何を問はず……」とされながら、規程第三条では「同一國の國民であつてはならない」と裁判官の国籍に制限をつけているのは、すこし矛盾しているようである (Lauterpacht, op. cit., p. 49)。しかしながら、これは規程第九条の要件を規程第二条のそれよりも重くみた結果であらう。

(10) Manley O. Hudson, *The Permanent Court of International Justice*, 1934, pp. 129 ~ 131.

(11) McNair, op. cit., p. 6.

(12) 日本国際連合協会編、*国際連合大観* 上巻、昭和二十五年、三三四頁。

(13) Russell and Muther, op. cit., pp. 866 ~ 868, 870 ~ 872 and 881 ~ 884.

(14) Shabtai Rosenne, *The International Court of Justice*, 1957, pp. 138 ~ 140. P C I J では、一九二二年には十一名の裁判官の中でヨーロッパ人は七名、一九三〇年には十五名の中で九名であった。I C J では、一九四六年には七名、一九五五年には六名である。

(15) Hudson, op. cit., p. 136.

(16) *Ibid.*, p. 245.

(17) Oliver J. Lissitzyn, *The International Court of Justice*, 1951, p. 50. 一九五一年二月現在で次のように分類している。西ヨーロッパ (ベルギー・仏・ノールウェイ・英) 四名、東ヨーロッパ (ポーランド・ソ連・ユーゴ) 三名、米州 (ブラジル・チリー・エルサルバドル・メキシコ) 四名、カナダ及び米の二名、中東 (エジプト) 一名、極東 (中) 一名。

(18) Lauterpacht, op. cit., p. 49.

二 臨時裁判官

ICJでは、PCIJと同様に、紛争当事国の国籍をもった裁判官（国籍裁判官）も、その紛争事件の裁判に参加する権利をもっており、その裁判から除斥されることはないのである（規程第三十一条一項）。もし裁判所に紛争当事国の中の一方の国の国籍をもった裁判官しかおらない場合には、相手方の紛争当事国は、自らも一人の裁判官を任命できるのである（規程第三十一条二項）。また、両紛争当事国とも裁判所に自国の国籍をもった裁判官を出しておらない場合には、いずれも各一名の裁判官を任命することができる（規程第三十一条三項）。なお、複数の紛争当事国が同一利害関係にある場合には、その複数紛争当事国は一当事者とみなされて、前述の規定が適用されるのである（規程第三十一条五項）。このように、紛争当事国がその紛争事件の裁判にかぎって特別に臨時に任命する裁判官を、臨時裁判官（judges ad hoc）というのである。judges ad hocには、臨時裁判官の外に、事件毎の裁判官、特別裁判官、当事国裁判官、国籍裁判官等々の邦語訳がある。臨時裁判官は、正規の裁判官と完全に平等の資格で、その裁判への参加をみとめられているのである（規程第三十一条六項）。

紛争当事国の国籍をもつ裁判官の裁判参加については、PCIJの設立にあたって、次のような経緯があった。安達博士は、紛争当事国の国籍をもつ裁判官が裁判に参加することは、裁判所の紛争事件の審理に欠くことのできないものであるとして、臨時裁判官の制度を提唱した。フィリイモアは、臨時裁判官が投票権のない補佐員（*assessor*）として裁判に参加することを提案した。ラプラデルは、両紛争当事国が国籍裁判官をもつ場合には、それ等裁判官の裁判参加をみとめ、紛争当事国の一方のみが国籍裁判官をもつ場合には、その裁判官を除斥して、両紛争当事国からの補佐員を裁判に参加せしめ、両紛争当事国とも国籍裁判官をもたない場合には、補佐員も任命しない、という提案をなした。ローデルその他ノールウエイ・スエーデンの委員は、紛争当事国の国籍をもつ裁判官

の裁判参加は仲裁裁判の本質的特徴であって、P C I Jを司法裁判所というよりは仲裁裁判所にするものであるとして、国籍裁判官の除斥を主張した。しかしながら、国籍裁判官の除斥は論理的ではあるが、国家というものはその紛争事件が裁判所で完全に理解せられるであろうという確信をもってこそ、はじめてその裁判所に紛争事件を付託するものであって、紛争事件を裁判所に付託する場合に、その国籍裁判官がおるということをきわめて重視するものであるとして、P C I Jでは、国籍裁判官の裁判参加がみとめられ、臨時裁判官の制度が採用されたのであった。⁽¹⁾ I C Jの設立にあたり、連合国法律家委員会では、国籍裁判官の裁判参加及び臨時裁判官の問題は、長時間討議された。しかし、結局、条文の語句に若干の修正は加えられたが、I C Jでも、国籍裁判官の裁判参加はみとめられ、臨時裁判官の制度が採用されたのである。⁽²⁾

国籍裁判官及び臨時裁判官の制度は、前述のところからも明らかな如く、(a) 国際的に十分に周知されていない特別の問題に關しての個々の法律その他について他の裁判官に説明をあたえること、⁽³⁾ (b) 紛争事件をI C Jに付託して解決しようという気持を紛争当事国におこさせること、等の効用があるとされている。しかしながら、規程第三十条二項及び規則第七条に基いて裁判所が任命する補佐員(投票権なし)の制度に(a)のような効用は充分期待できるのである。他方、規程第三十六条二項に定められた義務的管轄権が受諾せられている場合を除いては、I C Jは原則として強制管轄権をもっていないところから、国籍裁判官及び臨時裁判官の制度に(b)のような効用を期待したのである。しかしながら、この制度は、「なに人も自らの裁判官たりえず」という法原理に反するものである。しかも、規程第三十六条二項の試みが紛争事件のI C Jへの付託を法的義務としようとしているのに対して、国籍裁判官及び臨時裁判官の制度は、紛争事件のI C Jへの付託について、国家のその時々々の任意的意思にアワイ期待をかけるものなのである。はたして、国籍裁判官及び臨時裁判官の制度によって、国家がその紛争事

件を實際にどれだけICJに付託するようになるか、すなわち、(b)の効用が實際にどれだけあるかは疑問である。国籍裁判官及び臨時裁判官の制度は、PCIJ設立の際にローデルその他の委員も指摘した如く、紛争当事国の国籍をもつたものと第三国の国籍をもつたものとで裁判所を構成した仲裁裁判の制度の名残りである。なお、ICJでは、すべての問題が出席裁判官の多数決で決定されるが、可否同数の時は、裁判所長またはこれに代る裁判官が決定投票権 (a casting vote) をもつのである (規程第五十五条)。ところが、裁判所長が国籍裁判官である場合には、彼に決定投票権を行使させないように、紛争当事国以外の国の国籍をもつた裁判官に、その職務を代行させることになっている (規則第十三条一項)。これは、第三国の国籍をもつたものを、判決の決定に影響をもつ裁判長 (上級仲裁裁判官) にする仲裁裁判の制度と同じ考えに基くものである。このように、国籍裁判官及び臨時裁判官の制度は、国籍裁判官たる裁判所長の職務交代の制度と共に、仲裁裁判の制度の名残りであるが、国際社会における司法制度がなお未熟であるところから、やむをえざるものとして是認せられるかもしれない。しかしながら、国連憲章が、司法的解決 (ICJによる紛争解決) の外に、仲裁裁判による紛争の解決をみとめていること (国連憲章第三十三条及び第九十五条)、紛争当事国がいちいち裁判官を選任しないのが、常設的司法裁判所と仲裁裁判所との相異であること⁽⁴⁾、を考えるならば、国籍裁判官及び臨時裁判官の制度はICJには不必要なものであると思われる。

臨時裁判官の制度は、このように存在価値が疑問であり且つ不必要な制度であるのみならず、実際の運営でも弊害があると考えられるのである。臨時裁判官は、国別裁判官団によって指名せられた者の中から、選定されること⁽⁵⁾が望ましいとされている (規程第三十一条二項)。ところが、これは義務的でないところから実行されず⁽⁶⁾、規程第二条に定められたような司法官または法律家以外の行政官が臨時裁判官に任命せられたこともあった。また、正規の裁判官が国際的な選挙によってえらばれるのに対して、臨時裁判官は政府によって任命せられるところから、そ

の権威がちがうのである⁽⁷⁾。さらには、その一時的な身分や自国政府の将来の好意（例えば地位の獲得や昇進）に対する考慮などが作用するので、臨時裁判官には、正規の裁判官ほどには裁判の公正を期待しがたいのである⁽⁸⁾。正規の裁判官が、その国籍の属する紛争当事国の主張に反対する投票をした例はあるが、臨時裁判官が、自己を任命した紛争当事国の主張に反対する態度をとったことは今日迄ないといわれている⁽⁹⁾。

- (1) Hudson, *op. cit.*, pp. 155 ~ 156.
- (2) Russell and Muther, *op. cit.*, p. 872.
- (3) 高橋通敏、国際司法裁判所、日本外政学会編、国際連合、昭和三十一年、一五三頁。
- (4) Julius Stone, *Legal Controls of International Conflict*, 1954, p. 115.
- (5) Simpson and Fox, *op. cit.*, p. 31.
- (6) Hudson, *op. cit.*, p. 334.
- (7) *Ibid.*, p. 156.
- (8) Stone, *op. cit.*, p. 115.
- (9) Lauterpacht, *op. cit.*, p. 78.

む す び

以上のように、正規の裁判官の選任方法や国籍裁判官及び臨時裁判官の制度については重要な問題が存在しているのである。しかしながら、これ等の問題の解決にはすべて規程の改正を必要とするのである。旧規程には改正についての明文の規定がなかったので、一九二〇年には、連盟総会の決議でもって、改訂議定書（Revision Protocol）

をつくったのであった。ICJでは、規程改正は、国連憲章と同一の手続によって行われるのであり(規程第六十九条)、裁判所自身も規程改正の提案をすることができるようになっていく(規程第七十条)。周知の如く、国連憲章の改正は、少くとも五大国の一致がない限りは不可能である(国連憲章第一〇八条及び第一〇九条)。従って、ICJでは、規程の改正は、PCIJと異なって、明文の規定を設けてはいるが、実際にはPCIJよりも困難であると思われる。

第六章 汎米制度の沿革

はしがき

第一節 パナマ会議とその後の展開

- 一 パナマ会議
- 二 パナマ会議以後の展開

第二節 第一回乃至第四回米州国際会議

- 一 第一回米州国際会議
- 二 第二回米州国際会議
- 三 第三回米州国際会議
- 四 第四回米州国際会議

五 この時期の汎米主義の性格

第三節 第一次世界大戦後の汎米制度の発展

- 一 汎米主義の危機
- 二 汎米主義の前進
- 三 米州外相会議

第四節 米州機構の設立

- 一 チャブルテベック協定とリオ条約
- 二 第九回米州国際会議

米州機構 (The Organization of American States, 略称 OAS) は、国際連合内での地域的機関 (Regional Agency) であり (米州機構憲章 Charter of the O. A. S. 一条)、国際連合憲章の下でのその地域的責任を果すものである (OAS 憲章四条)。OAS は、北大西洋条約機構 (NATO)、東南アジア条約機構 (SEATO)、中央条約機構 (CENTO) 等とともに、西方側の地域的集団安全保障機構の一つとされている。なるほど、OAS は、アメリカ大陸の平和と安全を強化することを目的とするものであり、その面では地域的集団安全保障機構であるが、しかし米州諸国家間の経済的社会的文化的協力をも同時にその目的としているのである (OAS 憲章四条)。その意味では、OAS はアメリカ大陸に設置された小型の国際連合ともいわれるべきものである。従って我が国では、国際連合になぞらえて、OAS を、全米連合⁽¹⁾、米州連合⁽²⁾、全米国家連合等と呼んでいる。その他 OAS を全米機構とも呼んでいるが、⁽⁴⁾OAS の邦語訳のみならず、OAS 内の各種機関 (例えば OAS 憲章三十二条) の訳語も統一がなく、邦公訳は現在存在していないのである。

OAS 憲章は、その前文冒頭にある如く、第九回米州国際会議 (The Ninth International Conference of American States, 一九四八年三月三十一日から五月二日までコロンビアのボゴダ市で開催) において一九四八年四月三十日に署名されたものである⁽⁵⁾。この会議では国際紛争平和的处理米州条約 (American Treaty on Pacific Settlement) も締結されたが、この条約を通称ボゴダ協約 (Pact of Bogotá) というのに対して、OAS 憲章はボゴダ憲章 (Bogotá Charter) ともいわれている⁽⁶⁾。このように OAS 憲章は第九回米州国際会議において署名されたが、前文末尾にある如く、メキシコのメキシコ・シティで開催された「戦争と平和の問題」に関する米州会議 (Inter-American Conference on Problems of War and Peace 一九四五年二月二十一日から三月八日まで開催) の決議第

九に基いて締結されたのである。従って「戦争と平和の問題」に関する米州会議の決議がOAS設立の直接の契機となったのである。しかしながらOASは従来からアメリカ大陸で発展してきた国際機構が確立せしめられたものであり(OAS憲章一条)、従ってOASを理解するためには、OAS設立以前の米州諸国家間の国際機構について知る必要がある。

- (1) 横田喜三郎編、国際条約集、昭和二十八年、六十三頁。
- (2) 高野雄一、国際安全保障、法律学大系第二部法学理論篇一六五、昭和二十八年、六十頁。
- (3) 田岡良一編、国際法国際政治事典、昭和三十一年、一九八頁。
- (4) 田岡良一、国際法講義 上巻、昭和三十四年、一八四頁。
- (5) The Royal Institute of International Affairs, Documents on Regional Organizations outside Western Europe 1940 ~ 1949, 1950, p. 59. 著名年月日が一九四八年四月二十九日になっている。
- (6) Arthur P. Whitaker, Development of American Regionalism, International Conciliation, 1951, p. 136 and p. 138.

第一節 パナマ会議とその後の展開

一 パナマ会議 (Congress of Panama)

一八二三年十二月二日のモンロー米大統領の議会への教書によって、所謂モンロー主義(Monroe Doctrine)が声明せられた。このモンロー主義は、南米に対する仏の野心と、アラスカを通っての北米太平洋岸へのロシアの南進とが、直接の動機となったものであるが、ヨーロッパ諸国の米大陸に対する非植民と非干渉を主たる内容とするも

のであった。⁽¹⁾ しかしながら、米州諸国は、米国がモンロー主義をさらに発展させて、米州諸国の独立を武力でまもるための同盟にまでふみきることを望んでいた。かゝる米州諸国の願望実現のためにイニシヤティブをとったのは、ラテン・アメリカの「偉大なる解放者(Great Liberator)」といわれているシモン・ボリバル(Simón Bolívar)であった。ボリバルは、同じく解放運動の斗士であったホセ・ド・サン・マルチン(José de San Martín)への一八一八年六月十二日付の書簡にもうかがわれる如く、⁽²⁾ 西半球外からの攻撃に対して米州諸国を防衛し、また米州諸国間に平和を維持するための国家連合(confederation)をつくる構想をもっていた。⁽³⁾ ボリバルは、一八二四年十二月七日に、パナマ会議への招請を内容とする回章(circular letter)を旧スペイン領米州諸国に送付した。

会議は、一八二六年六月二十二日から七月十五日まで、当時はコロンビヤに属していたパナマで開催された。参加国は、コロンビヤ(現在のベネズエラ、エクアドール、パナマを含む)、メキシコ、ペルー、中米(現在のガテマラ、コスタリカ、エルサルバドル、ニカラガ、ホンジュラスを含む連合共和国)であった。その他英とオランダがオブザーバーを派遣した。⁽⁴⁾

チリーとボリビヤは、ボリバルの構想に好意的であったが、代表任命がおくられて、会議にまにあわなかった。パラガイとブエノスアイレス合衆国(United Provinces of Buenos Aires または United Provinces of Rio de la Plata プラタ河合衆国、現在のアルゼンチン)とは、招請を拒否した。米国とブラジルは、会議への招請はうけたが、結局参加できなかつた。⁽⁵⁾ 米国の会議不参加は、ボリバル構想についてのアダムス(John Quincy Adams)大統領の消極論とクレイ(Henry Clay)國務長官の積極論との対立が原因であった。コロンビヤ駐在米公使アンダーソン(Richard C. Anderson)とサージヤント(John Sergeant)が米国代表に任命されたが、前者は任地ボゴタからパナマに行く途中で死亡し、後者はメキシコまで行ったが会議にまにあわなかつた。⁽⁶⁾ しかしながら、米国は、たとえ

その代表が会議に出席できたとしても、この会議で採択された条約に署名したかどうか、また米国上院が条約を批准したかどうかは疑問であるといわれている。⁽⁷⁾

この会議で採択されたのは、永世連合条約 (Treaty of Perpetual Union, League and Confederation) とその他三協定であった。主たる成果である永世連合条約は、本文三十一ヶ条と付則一ヶ条からなり、共同防衛、加盟国間の紛争の平和的解決、領土保全、奴隷貿易の廃止等を定めている。⁽⁸⁾ なおこの機構の常設機関として全権公使総会 (General Assembly of Ministers Plenipotentiary) を設けることになっていた。しかしながら、会議参加四ヶ国のうちコロンビヤが条約を批准しにすぎず、条約は発効しなかった。かくして当時の米大陸の現実からみて時期尚早であったので、ボリバールの構想は実現しなかった。しかしながら、ボリバール構想は、米国のモンロー主義とは異なる所謂汎米主義 (Pan-Americanism) に基づくものであり、以後の米州諸国間の国際機構設置の先駆者的役割をなしており、後世の国際連盟や国際連合には、この永世連合条約の精神がとりいれられているのである。

二 パナマ会議以後の展開

一 外部からの侵略に対しての共同防衛、相互間の紛争の平和的解決、独立及び領土の保全等のために常設機関をもった国家連合を設置しようとするボリバールの構想は、前述の如くパナマ会議では失敗した。しかしながら、その後も米州諸国間にはこの方面の努力は行われたのである。たとえば、メキシコは、一八三一年、一八三八年、一八四〇年に、実現はしなかったが、会議開催を企てている。⁽⁹⁾ また一部の米州諸国間には次のような会議が開催されている。⁽¹⁰⁾

(A) アメリカ会議 (American Congress)。ボリビヤ、チリ、エクアドール、ニューグранаダ (現在のコロンビヤ

とパナマ)、ペルーが参加して、一八四七年十二月十一日から一八四八年三月一日まで、ペルーのリマで開催された。

(B) 大陸会議 (Continental Congress)。チリ、エクアドール、ペルーが参加して、一八五六年九月十五日に、チリーのサンチャゴで開催された。

(C) アメリカ会議 (American Congress)。ボリビヤ、チリ、コロンビヤ、エクアドール、ガテマラ、ペルー、ベネズエラが参加して、一八六四年十一月十四日から一八六五年三月十三日まで、ペルーのリマで開催された。これ等会議も、ボリバル構想を実現するには至らなかった。しかしながら、米州諸国間の政治的な連帯感すなわち政治上の汎米主義は、国境紛争や内乱等による一時的な停滞はあったが、パナマ会議を契機として、このように次第に醸成されてきたのである。

二 このような米州諸国間の政治的な面での連帯感の醸成とともに、他方、経済的、社会的、文化的な面での米州諸国間の協力が次のように行われていた。

(A) 米州法律家会議 (American Congress of Jurists)。アルゼンチン、ボリビヤ、チリ、コロンビヤ、エクアドール、ペルー、ガテマラ、ホンジュラス、ウルガイ、ベネズエラが参加して、一八七七年十二月九日から一八七九年三月二十七日までペルーのリマで開催された。この会議では国際私法の統一に関する条約が採択された。

(B) 衛生会議 (Sanitary Congress)。アルゼンチン、ブラジル、パラガイ、ウルガイが参加して、一八八七年十一月一日から同月二十五日までブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された。この会議では黄熱病及びコレ

ラの対策に関する協定が採択された。

(C) 米州衛生会議 (American Sanitary Congress)。ボリビヤ、チリ、エクアドール、ペルーが参加して、一八八一年一月二日から三月十二日までペルーのリマで開催された。黄熱病及びコレラの対策についての統一計画が採択された。

(D) 南米法律国際会議 (International South American Law Congress)。アルゼンチン、ボリビヤ、ブラジル、チリ、パラガイ、ペルー、ウルガイが参加して、一八八八年八月二十一日から一八八九年二月十八日までウルガイのモンテビデオで開催された。国際私法に関する若干の条約が採択された。⁽¹⁾

しかしながら、(イ) 政治的な面と同様に、経済、社会、文化の面においても、米国ははまだ汎米主義にふみきっておらないこと、(ロ) 米州諸国を結合する連帯感が、すべての国々で強く意識せられていたわけではないこと、(ハ) 経済、社会、文化の面での協力といっても、限られた範囲であること、(ニ) 米州諸国間では国際私法の統一について特に早くから努力が払われていること、は注目せらるべきところである。

(一) モンロー主義の詳細については、立作太郎、米国外交上の諸主義、昭和十七年、二十七頁以下。梅本徹雄、新汎米主義と米州国際法、昭和十八年、四頁以下。

(二) ホリバール及びマルチンについては、John Francis Bannon and Peter Masten Dunne, Latin America - An Historical Survey, 1958, pp. 225 ~ 226.

(三) Charles G. Fenwick, The Inter-American Regional System, 1949, p. 16.

(四) Margaret Kiser, Organization of American States, 1951, p. 56.

(五) Fenwick, op. cit., p. 29. Kiser, op. cit., p. 56. 梅本、前掲書、四四七〜四四八頁。ホリバールはまず旧スペイン領

米州諸国からなる国家連合をつくらうと考えたようであり、ボリバーの回章は、かつて英領及びポルトガル領であった米州及びブラジルには送られなかった。しかしながら、コロンビヤ、メキシコ、中米の各国が、米国の招請を強く主張した。結局、会議開催地たるコロンビヤの副大統領サンタンデル(Francisco de Paula Santander)が、米国及びブラジルの会議参加を招請したのである。

- (6) Fenwick, op. cit., p. 29. Kiser, op. cit., p. 56.
- (7) Fenwick, op. cit., p. 16.
- (8) International Conferences of American States 1889 ~ 1928, 1931, Annex pp. 19 ~ 29.
- (9) 梅本、前掲書、四四九頁。
- (10) Kiser, op. cit., p. 57.
- (11) Ibid., p. 58.

第二節 第一回乃至第四回米州国際会議

一 第一回米州国際会議

(First International Conference of American States)

米国は、パナマ会議以後、しばらくは西部への拡大に専心して、一八六一年にスペインがサント・ドミンゴ(San-Domingo)現在のドミニカを再征服した場合や、一八六二年にオーストリアのマキシミラン大公(Archduke Maximilian)が仏のあとおしでメキシコの王位に野心をしめた場合は例外であるが、がいて米州諸国の政治的運命に無関心であった。⁽¹⁾しかしながら、一八六一年から四年間におよぶ南北戦争後は、工業及び農業の発展により、その生産物・資本・企業のための新しい市場を海外にもとめる必要を次第に感じてきた。⁽²⁾他方、米州諸国では、汎

米主義が政治的にも経済的にも前述の如く醸成されてきていた。

一八八一年十一月二十九日、ブレイン (James G. Blaine) 米国務長官は、一八八二年十一月二十四日からワシントンで開催される米州国際会議に各国二名の代表派遣を要請するように、米州諸国に駐在する米国外交使節に回訓した。この会議は、米州諸国間の戦争を防止する方法を審議することを目的としたものであった。⁽³⁾ しかしながら、ガーフィールド (James A. Garfield) 大統領が暗殺され、そのあとをついだアーサー (Chester Arthur) 大統領は、一八八二年八月九日にフレリンハイゼン (Frederick T. Frelinghuysen) 国務長官に、会議開催の中止を命じた。かくして米州国際会議の開催計画は一時挫折したが、この構想は米国内になお存続し、一八八八年五月二十四日に、米州会議会は、関税同盟の設立、交通通信及び通商貿易関係の改善、度量衡及び通貨の統一、仲裁々判計画の作成等を目的とする米州国際会議開催の費用七万五千ドルの支出をクリーブランド (Stephen G. Cleveland) 大統領に認めた。これにもとづいてベヤード (Thomas F. Bayard) 国務長官は一八八九年十月から開催される米州国際会議への参加を米州諸国に招請した。⁽⁴⁾

かくして、第一回米州国際会議は、アルゼンチン、ボリビヤ、ブラジル、チリー、コロンビヤ、コスタリカ、エクアドール、エルサルバドル、ガテマラ、ハイチ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラガ、パラガイ、ペルー、米、ウルガイ、ベネズエラの十八ヶ国が参加して、⁽⁵⁾ 一八八九年十月二日から一八九〇年四月十九日まで、ワシントンで開催された。⁽⁶⁾ なお、会議開催の時には、米国では、大統領はハリソン (Benjamin Harrison) であり、国務長官はブレインが再任していた。

この会議では、前文と十九ヶ条からなる仲裁裁判条約案 (Plan of Arbitration) が採択された。この仲裁々判条約案に署名したのは、ボリビヤ、ブラジル、エクアドール、ガテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラガ、エルサ

ルバドール、米國、ウルガイ、ベネズエラの十一ヶ国だけであり、しかもこの条約の第十九条に定められている期限（一八九二年五月一日）までに署名國が批准書を寄託しなかつたので、条約は効力を発生しなかつた。⁽⁷⁾また、この會議では、度量衡の統一、米州大陸鉄道（Inter-Continental Railway）、衛生規則、特許及び商標保護、國際法、國際通貨同盟（International Monetary Union）、米州國際銀行（International American Bank）、犯罪人引渡等々に関する多数の勧告や報告が採択された。⁽⁸⁾

會議のかゝる成果から、この會議は失敗であつたと一般に考えられているようである。⁽⁹⁾前述の如く仲裁々判条約案を発効せしめることができなかった故に、米州諸國間の紛争を平和的に解決して、戦争を防止するという目的を達成することはできなかった。しかしながら、この仲裁々判条約案はその後米州諸國間に締結された多くの仲裁々判条約に影響をあたえ、また一九四八年のボゴタ条約（國際紛争平和的處理米州条約）によってこの仲裁々判条約案の仲裁々判義務が完全に実現されたのである。⁽¹⁰⁾またボリバール構想の中の共同防衛も具体化されなかつた。従つて、政治的・軍事的な面での汎米主義という点から、この會議の結果を判断するならば、この會議は失敗であつたと考へうるかもしれない。しかしながら、ベヤード米國務長官は、米州諸國への會議招請状の中で、會議は協議的なものであり勧告をなすものにすぎない（consultative and recommendatory only）としており、會議の大部分は經濟問題の討議についてやされ、前述の如き多数の勧告が採択されたのである。勿論その中には、例えば度量衡の統一や米州關稅同盟（American Customs Union）の如く、現在に至るも実現していないものもある。⁽¹¹⁾しかし特許及び商標の保護や犯罪人引渡の如く、その勧告が今日実現しているものもあり、米州諸國間の經濟的・社会的・文化的な面での協力、特にこれ等問題に関連しての米州地域の國際機構の設立という点では、この會議は重要な意義をもっている。すなわち、この會議は、四月十四日に關稅規則に関する委員會（Committee on Customs Regulations）

の報告を採択し、この報告に基き、通商貿易に関する情報の蒐集頒布を目的とする米州国際連合 (International Union of American Republics) とその事務局として米州商務局 (Commercial Bureau of American Republics) が期間十年で設置された⁽¹²⁾。現在の OAS とその事務局パン・アメリカン・ユニオン (Pan American Union) は、その目的及び機能を異にするが、その起源は遠くこの米州国際連合と米州商務局に発するものである。また、この後連続して開催された米州国際会議は、OAS の機関である米州会議 (Inter-American Conference) の前身である。従って、第一回米州国際会議は、米州地域における国際機構の沿革史上きわめて重要な意義をもつものである。

二 第二回米州国際会議

第一回米州国際会議の成果の一つである米州国際連合と米州商務局は、前述の如く期間十年で設置されたが、その後はさらに十年間延長されることが期待されていた。一九〇〇年八月十五日メキシコ外相は米州諸国に第二回米州国際会議への参加を招請した⁽¹³⁾。会議は、前回不参加のドミニカも出席し、当時独立していた全米州諸国十九ヶ国が参加して、一九〇一年十月二十二日から一九〇二年一月二十二日まで、メキシコ・シテイで開催された。

会議では、国際公法及び私法の法典編纂に関する条約、文学的・美術的著作権に関する条約、政府刊行物及び科学的・文学的・工業的刊行物の交換に関する条約、発明特許・工業的図面及び雛形・商標に関する条約、知的職業の従事に関する条約、犯罪人引渡及び無政府主義防止に関する条約、外国人の権利に関する条約、義務的仲裁々々に関する条約、金銭的請求権に関する仲裁々々判条約等が採択せられた⁽¹⁴⁾。また、一八九九年のハーグ国際紛争平和の処理条約への加入に関する議定書、パンアメリカン鉄道・国際衛生警察・国際考古学委員会設立等々に関する決議や勧告も採択せられている⁽¹⁵⁾。

以上の外に、第二回米州国際会議では、米州地域の国際機構の発展に関連のある重要な成果があった。第二回米州国際会議開催前の一八九六年四月一日に、第一回米州国際会議で設立された米州国際連合と米州商務局の加盟国の駐米外交使節が米国務省に集り（五ヶ国不参加）、この国際機構の組織・機能の改革・拡大をはかった。この計画は第二回米州国際会議で実現せられた。(イ)米州国際会議は五年毎に開催する⁽¹⁶⁾。(ロ)米州商務局の名称を、米州国際事務局 (International Bureau of American States) とあらためる。(ハ)各加盟国の外交代表からなる理事会 (Governing Board) を設置する。この理事会は米州国際事務局を管理する (なおこの理事会は現在の OAS の機関である理事会 Council の前身である)。(ニ)米州国際事務局は、米州国際会議の常設執行機関として、米州国際会議によって付託せられた任務を遂行する。米州国際事務局の事務局長 (Director) は理事会及びその委員会の会議に出席する⁽¹⁷⁾。(ホ)専門会議 (Special or Technical Conferences) の制度を設ける⁽¹⁸⁾ (この専門会議は、現在の OAS の機関である専門会議 Specialized Conferences の前身である)。(ヘ)現在の OAS の専門機関 (Specialized Organizations) の中の一つである汎米衛生機構 (Pan American Sanitary Organization) の前身たる汎米衛生事務局 (Pan American Sanitary Bureau) を設置する⁽¹⁹⁾。以上のような改革が第二回米州国際会議でなされた結果、米州国際連合という米州地域の国際機構の制度はかなり確立してきたのであった。

三 第三回米州国際会議

前述の如く、第二回米州国際会議で、米州国際会議は五年毎に開催されることになった。そこで、新に独立したキューバ及びパナマを含めて全米州諸国二十一ヶ国の中の十九ヶ国 (ハイチとベネズエラ不参加) が参加して、一九〇六年七月二十一日から八月二十六日まで、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで第三回米州国際会議が開催され

た⁽²⁰⁾。前の第二回米州国際会議の決議によれば、第一回及び第二回米州国際会議で採択された多数の勧告の実施状況についての完全な報告を、第三回米州国際会議に提出することになっていた⁽²¹⁾。従って、この会議では、再び本国に居住を定める帰化民の地位を確定する条約、金銭的請求権に関する条約、発明特許・図面及び工業的雛形・商標・文学的及び美術的所有権に関する条約、国際法に関する条約等が採択せられ、仲裁々判、天然資源、コーヒー会議、米州国際事務局の機能拡大等々について決議がなされた⁽²²⁾。

この会議で、米国代表ルート (Elinu Root) 国務長官は、汎米制度が非軍事的・非政治的なものであることを演説したが、他の米州諸国は会議で政治問題を論議した。これは、米国がなお非軍事的・非政治的な汎米主義の立場を固守せんとしたことを示すものである⁽²³⁾。なお米州地域の国際機構の制度の面からは、この会議は次の如き成果を達成している。

(イ) 前述の如く米州国際事務局の機能の拡大がなされ、事務局長は予算と事務局職員について広大な権限が認められた。

(ロ) 第二回米州国際会議で採択された国際公法及び私法の法典編纂に関する条約によって法典編纂に関する委員会が設立されることになっていた。この条約は、ベネズエラを除く会議参加十七ヶ国によって署名されたが、ボリビヤ・ガテマラ・エルサルバドルが批准しにすぎず、発効しなかった。第三回米州国際会議で採択された国際法に関する条約には、会議参加十九ヶ国が署名し、ボリビヤ・キューバ・ニカラガ・パラガイを除く十五ヶ国が批准して、条約は発効した。この条約も、国際公法及び私法の法典化のために国際法律家委員会 (International Commission of Jurists) を設立することを定めていた。この条約に基き一九二二年六月二十六日から七月十九日までリオ・デ・ジャネイロで国際法律家委員会の第一回会合が開催されている⁽²⁴⁾。前述の

米州法律家会議・南米法律国際会議は、参加国も少く、一回限りの臨時的なものであったが、この国際法律家委員会は、大部分の米州諸国が参加し、恒常的なものであり、現在のOASの機関である米州法律家理事会（Inter-American Council of Jurists）の前身である。

四 第四回米州国際会議

会議は、ボリビヤが不参加であったので、全米州諸国二十一ヶ国の中の二十ヶ国が参加して、一九二〇年七月十一日から八月十日まで、アルゼンチンのブエノス・アイレスで開催された⁽²⁵⁾。文学的・美術的著作権に関する条約、金銭的請求権に関する条約、商標の保護に関する条約等が採択せられ、経済・法律・文化等の問題についての多数の決議がなされた⁽²⁶⁾。なお教授・学生の交換を含む知的協力についての決議はこの会議の特色である。

米州地域の国際機構に関してのこの会議の成果は、（イ）第一回米州国際会議で設立せられた米州国際連合の「国際 International」という語をおとして、米州連合（Union of American Republics）とし、第二回米州国際会議で改称せられた米州国際事務局をパン・アメリカン・ユニオン（Pan American Union）とあらためたこと⁽²⁷⁾、（ロ）一九〇六年の米国議会の法律によってワシントンに土地が寄贈せられ、米州諸国とカーネギー（Andrew Carnegie）からの寄附金で事務局の建物がつくられたが、米州連合の本部であるパン・アメリカン・ユニオンをここに移したこと、である。

五 この時期の汎米主義の性格

第一回から第四回までの米州国際会議の間には、前述のところから明らかな如く、現在のOAS及びその機関で

ある米州会議、理事会、米州法律家理事会、パン・アメリカン・ユニオン、専門会議、専門機関とは、その構成・機能等には若干の相異はあるが、これ等のものの前身である米州連合（米州国際連合）、米州国際会議、理事会、国際法律家委員会、パン・アメリカン・ユニオン（米州商務局、米州国際事務局）、専門会議、専門機構（例えば汎米衛生事務局）が設立あるいは開催せられたのである。従って、OASという米州地域の国際機構の制度の沿革史にあっては、この時期は重要な意義をもつものである。

しかしながら、汎米制度の非政治性及び非軍事性を強調した第三回米州国際会議でのルート米國務長官の演説にもあらわれている如く、米国は米州地域の国際機構たる米州連合に政治的・軍事的汎米主義をみとめるまでにはいたっておらないのである。米国は、この時期に、キューバの問題に介入したり、パナマの独立を援助したりして、世界的国家（world power）として国際警察力（international police power）を行使した。かゝる米国の自称警察官（self-appointed policeman）的行動は、他の米州諸国に不信と疑惑の念を生ぜしめたのである。米国の国内における米州連合を支持する国際主義者（internationalists）とこれに反対する孤立主義者（isolationists）との対立が、米州連合の性格・活動を限定したと同時に、⁽³⁰⁾前述の如き米国の自称警察官的傾向に対する他の米州諸国の不信と疑惑の念とが、米州連合に対する他の米州諸国の態度に影響したのである。その結果、この時期における米州地域の国際機構たる米州連合は、米州諸国間の戦争防止のためにその間の紛争を平和的に処理する仲裁々判の問題をとりあげるだけであって、共同防衛あるいは集団安全保障的要素をもたず、主として経済的・社会的・文化的汎米主義の分野にその性格・活動が限定されていたのである。しかも米州諸国間の経済的社会的協力の障害も屢々政治上の障害によって阻害されたのであった。⁽³¹⁾とにかく、この時期は米州地域の国際機構の発生ならびに成長期ではあったが、しかしその汎米主義もなお政治的・軍事的な面にまでは及んでいないのである。

- (1) Fenwick, *op. cit.*, pp. 18 ~ 19. Bannon and Dunne, *op. cit.*, pp. 514 ~ 515 and p. 555.
- (2) Whitaker, *op. cit.*, p. 125.
- (3) Gerard J. Mangone, *A Short History of International Organization*, 1954, p. 251.
- (4) Fenwick, *op. cit.*, pp. 20 ~ 21.
- (5) キューバは一九〇三年、パナマは一九〇三年に独立したので、当時独立していた米州諸国の中でドミニカだけが不参加。
- (6) Kiser, *op. cit.*, p. 58.
- (7) 外務省条約局、汎米条約集、昭和十七年、一頁十頁。この条約は、締約国たる米州諸国間のあらゆる紛争についての義務的仲裁々判を定めているが（二条及び三条）、紛争当時国が自国の独立をあやうくするものであると判断した場合には、仲裁々判付託を義務的としないという例外を設けている（四条）。なお、条約の有効期間は二十年であり、爾後は一年の予告で廃棄しうるようになっていた（十八条）。
- (8) 前同書、五三六～五三八頁。
- (9) Mangone, *op. cit.*, p. 252. Fenwick, *op. cit.*, p. 21.
- (10) Fenwick, *op. cit.*, p. 22.
- (11) *Ibid.*, p. 21.
- (12) Mangone, *op. cit.*, p. 252. 米州国際連合の年間予算は三万六千ドルであり、十八加盟国の人口比率によって分担金がきめられていた。例えば、米国は予算の半分を負担し、コスタリカが最低額で七十五ドルであった。米州商務局は、最初は事務局長以下九名の職員で構成された事務局であったが、実際には米州国際連合の中心をなす重要な機関として活動し、各国の関税率や海上輸送規則についての情報を蒐集頒布したり、米州開発史、バナナの栽培状況、地理統計、領事規則、商標法等に関する書物・報告書・指導書等までも公刊した。

(31) *Ibid.*, p. 253.

- (14) 外務省条約局、前掲書、十二〜五十四頁。
- (15) 前同書、十二頁及び五三八〜五四〇頁。
- (16) Bannon and Dunne, op. cit., p. 578.
- (17) Mangone, op. cit., p. 253.
- (18) Kiser, op. cit., p. 59.
- (19) Ibid., p. 44.
- (20) Ibid., p. 59.
- (21) Mangone, op. cit., p. 253.
- (22) 外務省条約局、前掲書、五十五〜六十八頁及び五四〇〜五四二頁。
- (23) Whitaker, op. cit., p. 126.
- (24) 外務省条約、前掲書、六十八頁。第二回会合は一九一四年六月に開かれることになっていたが、第一世界大戦により実現しなかった。
- (25) Kiser, op. cit., p. 59.
- (26) 外務省条約局、前掲書、六十二〜八十二頁及び五四二〜五四三頁。
- (27) Mangone, op. cit., p. 254. Kiser, op. cit., p. 4.
- (28) 例えば、一八九一年のワシントンでのアメリカ金融会議、一九〇二年のニューヨークでのアメリカ・コーヒー会議、一九〇三年のニューヨークでの第一回汎米関税会議、一九一二年のワシントンでの第一回中米商業会議、等々。
- (29) Fenwick, op. cit., pp. 24 ~ 25.
- (30) Whitaker, op. cit., p. 126.
- (31) Fenwick, op. cit., pp. 24 ~ 26.

第三節 第一次世界大戦後の汎米制度の発展

一 汎米主義の危機

一 第五回米州国際会議。一九一四年に開催される予定であった第五回米州国際会議は、第一世界大戦の勃発によって一九二三年まで延期された。⁽¹⁾ 会議は、ボリビヤ・ペルー・メキシコをのぞいた十八の米州諸国が参加して、一九二三年三月二十五日から五月三日まで、チリーのサンチャゴで開催された。⁽²⁾ 商品分類のための名称統一に関する条約、税関書類の公表に関する条約、商業的・工業的・農業的商標及び商号の保護に関する条約、米州諸国間の紛争を回避または防止するための条約等が採択せられたが、その他に公衆衛生、農業、女性の権利、国勢調査、交通通信等々の経済・社会・文化に関する約七十の決議がなされた。⁽³⁾

第一世界大戦後、世界的規模の国際機構である国際連盟が設立せられた。国際連盟はモンロー主義の如き局地的了解の存在を是認したにもかゝらず（国際連盟規約第二十一条）、米国は国際連盟に加入しなかった。米国は当時モンロー主義を自ら定義・解釈・適用する権利があるという伝統的態度をなおつづけていた。米国がかゝる態度を維持していることは、前述の国際警察力にもとづくキューバその他のカリブ海諸国への干渉や、武力によって政権を獲得したオブレゴン（Alvaro Obregon）政府のメキシコへの干渉（これが原因でメキシコはこの会議に参加）にもあらわれた如く、モンロー主義の非干渉の原則を盾にとつてヨーロッパ諸国からの米州への干渉を排除しながら、米国自身が米州諸国の国内問題に干渉しようとするものである。うという不安と疑惑の念を、米州諸国、特にアルゼンチンに強く感ぜしめたのであった。⁽⁴⁾ このような米国に対する不信と疑惑の念が米州諸国に強く存在している時に、米州地域の国際機構である米州連合の改組強化・軍備制限・不戦条約締結等を目的とする第五回米州国際会議が開催

せられたのであるから⁽⁵⁾、会議はその目的を達成することはできなかつた。しかしながら、通称、ゴンドラ条約 (Gondra Treaty) といわれている米州諸国間の紛争を回避または防止するための条約が採択せられたことは、この会議の大きな成果であつた。この条約は、審査委員会 (Commission of Inquiry) によつて国際紛争の平和的解決をはからんとするものであつた⁽⁶⁾。なお、米州連合については、その理事会の議長を従来は慣例により米國務長官がつとめていたが、議長・副議長ともに選挙によつてきめられることにされた⁽⁷⁾。

二 第六回米州国際会議。全米州諸国二十一ヶ国が参加して、一九二八年一月十六日から二月二十日まで、キューバのハバナで開催された。国際私法に関する条約 (プスタマンテ法典)、商業航空に関する条約、パン・アメリカン・ユニオンに関する条約、外国人の地位に関する条約、条約に関する条約、外交官に関する条約、領事に関する条約、海の中立に関する条約、内乱の場合における各国の義務及び権利に関する条約等々が採択せられた。また、汎米赤十字会議、移民、商事仲裁々判、為替手形統一法、侵略禁止等々に関する約六十の決議がなされた⁽⁸⁾。

この会議は、ニカラガに対する米国の干渉のさなかに開催されたので、従来から米州諸国が米国に対してもつていた不信や反感が一時に爆発した。第五回及び第六回米州国際会議は、ともに多数の決議といくつかの条約を採択しており、これまでの米州国際会議にくらべて成功であつたような印象をあたえる。この会議で採択された諸条約は、国際公法及び私法上、重要な価値をもつものである。この会議でかゝる重要な成果があつたのは、前述の国際法律家委員会が、一九二七年のリオ・デ・ジャネイロでのその会合で努力した結果である⁽⁹⁾。しかしながら、これらの成果は、汎米主義の経済的・社会的な面に関係のあるものであつて、政治的・軍事的な面での汎米主義の実現という点では、第五回及び第六回米州国際会議は最悪の状態にあつたといえるであろう。米国は集團安全保障の原則を国際連盟は勿論のこと米州地域の国際機構においても承認する意思はいまだなかつたのであり、また他の米州

諸国は米国による干渉を招来するという危惧から政治的・軍事的汎米主義には強く反対していたのであった。たゞ前述のパン・アメリカン・ユニオンに関する条約によって、米州連合は条約上の根柢をもち、その性格・組織・機能がより明確にされたことは、注目される成果である。⁽¹⁰⁾

二 汎米主義の前進

一 調停及び仲裁々判に関する米州国際会議 (International Conference of American States on Conciliation and Arbitration) アルゼンチンをのぞいた米州諸国二十ヶ国が参加して、一九二八年十二月十日から一九二九年一月五日まで、ワシントンで開催された。⁽¹¹⁾ この会議は第六回米州国際会議の決議によって開催されたのであり、米州調停に関する一般条約、米州仲裁々判に関する一般条約、漸進的仲裁々判に関する議定書が採択されている。⁽¹²⁾ この会議は、五年毎に定期的で開催されることになっていた米州国際会議の特別会議であり、かゝる特別会議は OAS 設立までに四回開催されている。OAS の機関である米州会議が、通常会議の外に特別会議を開催しうるようになってきているのは、この先例にしたがったのであろう。

二 第七回米州国際会議。コスタリカをのぞいた米州諸国二十ヶ国が参加して、一九三三年十二月三日から十二月二十六日まで、ウルガイのモンテビデオで開催された。⁽¹³⁾ 婦人の国籍に関する条約、国籍に関する条約、犯罪人引渡に関する条約、政治的庇護に関する条約、国家の権利及び義務に関する条約等々が採択せられた。また周旋及び居中調停、航空機上の犯罪、国際河川の工業的・農業的使用、国家の国際的責任等々に関する約一〇〇の決議や宣言がなされた。⁽¹⁴⁾

前述の如く、米国と米州諸国との関係は第五回及び第六回米州国際会議の頃には最悪であった。しかしながら、

一九二九年以降の世界的不況は、米州諸国をして、経済的汎米主義の強化の必要をますます感じせしめていた。他方、米国も、国内の経済的困難や英国のブロック経済化によって、中南米市場の確保の必要にせまられていた。そのためには、経済的・社会的汎米主義にのみとまらないうち、政治的汎米主義を否認するという伝統的態度を米国は固守するわけにはいかなかった。第七回米州国際会議では、米国はルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領の提唱した善隣政策 (Good Neighbor Policy) に基き、米州諸国との協調、他国内政及び外交への不干涉、モンロー主義の制限的解釈をうちだしたのであった。⁽¹⁵⁾ かくして、会議は、従来の米州国際会議以上に経済・社会・文化に関する問題に力をそそぎ、前述の如くこれ等問題に関する約一〇〇もの決議や宣言がなされたのであった。従って、この会議では、経済的社会的汎米主義が強化されたとともに、政治的汎米主義の要素も漸くにして加ったのである。

三 平和維持のための米州会議 (Inter-American Conference for the Maintenance of Peace)。全米州諸国二十ヶ国が参加して、一九三六年十二月一日から十二月二十三日まで、アルゼンチンのブエノス・アイレスで開催された。⁽¹⁶⁾ 平和の維持・擁護・再建に関する条約、紛争防止に関する条約、周旋及び居中調停に関する米州条約、米州ハイウェイに関する条約、米州文化関係の促進に関する条約、教育的・宣伝的映画の便益に関する条約等々が採択せられた。その他、侵略者の定義、米州国際司法裁判所、米州国際連盟、軍備制限、移民、航空輸送等々に関する約六十の決議や勧告がなされた。⁽¹⁷⁾ この会議で注目されることは、(イ) 米州国際連盟 (League of American Nations) の設立が論議されたこと、(ロ) 米州諸国間の連帯と協力の原則についての宣言 (Declaration of Principles of Inter-American Solidarity and Cooperation) にもみられる如く、米州諸国間の連帯感、特に汎米主義の政治的な面がますます強化されたこと、である。

四 第八回米州国際会議。全米州諸国二十一ヶ国が参加して、一九三八年十二月九日から十二月二十七日まで、ペルーのリマで開催された。⁽¹⁸⁾ 条約は採択されなかったが、一〇二の宣言・決議・勧告がなされた。⁽¹⁹⁾ これ等の中で、アメリカの連帯性に関する原則についての宣言 (Declaration of the Principles of the Solidarity of America 通称リマ宣言) は、米州諸国の平和及び安全がおびやかされた場合に共同行動をとるために協議することを宣言しており、米州共同防衛の基礎、すなわち米州集団安全保障制度の下地をこしらえたものであった。第七回米州国際会議では汎米主義に政治的要素が加ったが、第八回米州国際会議では、具体化はしなかったが、汎米主義に軍事的な要素がはじめて加ったのである。また米州連合 (Association of American Nations) に関する決議は、OAS 憲章の起草への道を開いたものであった。

三 米州外相会議

平和維持のための米州会議の平和の維持・擁護・再建に関する条約及び第八回米州国際会議のリマ宣言によれば、米州の平和維持に関する緊急問題を協議するために、米州諸国の外相が会合することを定めている。第八回米州国際会議では、チリーは外相会議を常設的なものにすることを提案し、米国は少くとも年一回開催することを希望した。しかしアルゼンチンの反対によって、リマ宣言は、望ましいとおもわれる場合 (when deemed desirable) に外相会議を開催することになっている。⁽²⁰⁾ ところが第二次世界大戦の勃発によって三回の外相会議が開催された。⁽²¹⁾ なおこの外相会議は現在のOASの機関である外相協議会議 (Meeting of Consultation of Ministers of Foreign Affairs) の前身である。

(A) 第一回米州外相会議 (First Meeting of Ministers of Foreign Affairs of the American Republics)。

第二次世界大戦の勃発により、米州諸国の安全と中立の維持の問題を協議するために、一九三九年九月二十三日から十月三日まで、パナマで開催された。経済協力に関する決議、大陸の連帯性に関する共同宣言、米州諸国の中立に関する一般的宣言、戦争の人道化に関する決議、戦時禁制品に関する決議、パナマ宣言等がなされた。

(B) 第二回米州外相会議。フランスの敗北を含め戦争の情勢の変化に対処するため、一九四〇年七月二十一日から七月三十日まで、ハバナで開催された。米州中立委員会に関する決議、領水及び安全地帯での戦斗行為に関する宣言、米州諸国の防衛のための相互援助及び協力に関する宣言、経済上及び財政上の協力に関する決議、アメリカにあるヨーロッパの植民地及び属領の暫定的統治に関するハバナ議定書等が採択された。

(C) 第三回米州外相会議。日本の真珠湾攻撃により戦火が西半球にまでおよんできた事態に対処するため、一九四二年一月十五日から二十八日まで、リオ・デ・ジャネイロで開催された。対枢軸国外交関係及び通商金融関係の断絶の勧告や米州諸国の資源利用に関する経済協力についての宣言等が採択せられた。なお、この会議では、米国の提案によって、侵略に対する集団防衛に必要な手段を研究・勧告するために、米州諸国の軍人によって構成される米州防衛理事会 (Inter-American Defense Board) が設置された。⁽²²⁾ この米州防衛理事会は O A S の防衛諮問委員会 (Advisory Defense Committee) の前身である。

(1) Bannon and Dunne, op. cit., p. 578.

(2) Kiser, op. cit., p. 59.

(3) 外務省条約局、前掲書、八十三―一〇頁、五四四―五四八頁。

(4) Fenwick, op. cit., pp. 26 ~ 27 and pp. 39 ~ 40. Bannon and Dunne, op. cit., pp. 519 ~ 521.

(5) 梅本、前掲書、四五七頁。

- (6) Fenwick, op. cit., pp. 38 ~ 39. 外務省条約局、前掲書、九十八〜一〇九頁。
- (7) Mangone, op. cit., pp. 255 ~ 256.
- (8) 外務省条約局、前掲書、一一一〜二七九頁、五四九〜五五三頁。
- (9) Fenwick, op. cit., pp. 40 ~ 42.
- (10) パン・アメリカン・ユニオンに関する条約の原文は、外務省条約局、前掲書、一九九〜二二二頁。米州連合の機関として、米州国際会議、理事会、パン・アメリカン・ユニオン、その他米州諸国間の条約によって設置される機関をあげてい
る(一条)。なお、米州連合と各加盟国との間の連絡ならびに米州連合の事業への協力等を目的として米州諸国の外務省
内にパン・アメリカン国内委員会が設置された(九条)。この条約は現在のOASの制度の研究資料として参考になる。
- (11) Kiser, op. cit., pp. 61 ~ 62.
- (12) 外務省条約局、前掲書、四八一〜四九五頁。
- (13) Kiser, op. cit., p. 60.
- (14) 外務省条約局、前掲書、二八〇〜三四九頁、五五四〜五五九頁。
- (15) Fenwick, op. cit., pp. 43 ~ 44.
- (16) Kiser, op. cit., p. 62.
- (17) 外務省条約局、前掲書、三五〇〜四〇〇頁、五五九〜五六三頁。
- (18) Kiser, op. cit., p. 60.
- (19) 外務省条約局、前掲書、四〇一〜四〇六頁、五六三〜五六九頁。
- (20) Mangone, op. cit., pp. 256 ~ 257.
- (21) Charles G. Fenwick, The Ninth International Conference of American States, American Journal of Inter-
national Law, Vol. 42, 1948, p. 553.

第四節 米州機構の設立

一 チャプルテペック協定トリオ条約

一 戦争と平和の問題に関する米州会議。第二次世界大戦の末期の一九四五年二月二十一日から三月八日まで、当
時なお中立国であったアルゼンチンをのぞいた米州諸国二十ヶ国が参加して、メキシコ・シテイで開催された⁽¹⁾。こ
の会議は、米州国際会議の特別会議である。この会議では、米州諸国の一つに対する侵略の場合に全米州諸国がこ
の侵略に対抗する手続を定めた条約を戦後締結することをきめたチャプルテペック協定 (Act of Chapultepec)
及び米州連合の改組・強化に関する決議が採択された⁽²⁾。また、この会議は、アルゼンチンが他の米州諸国の共同行
動に参加するようにという希望を表明したが、三月二十七日にアルゼンチンはこの会議の協定や決議に加って日独
に宣戦した⁽³⁾。かくしてOASの設立はこの会議からはじまったのである。

二 米大陸の平和及び安全の維持のための米州会議 (Inter-American Conference for the Maintenance of Continental Peace and Security)。第二次世界大戦終了後たちちに、戦争と平和の問題に関する米州会議で採択された決
議を実行に移すはずであったが、戦争中からのペロン大統領一派のナチ・ファシスト的な独裁政治に関連して、米
州諸国、特に米国及びウルガイとアルゼンチンの間に一九四五年から四六年にかけて問題が生じたため、決議の実
現についての米州諸国間の外交交渉は殆んど進捗しなかった⁽⁴⁾。ところが、一九四七年になって、米国とソ連、共産
主義世界と非共産主義世界、の対立が激化し、国連とくに安保理事会の機能がマヒしたことに刺戟せられ、米州諸

国間に決議実現の気運が強くなった。⁽⁵⁾そこで、一九四七年八月十五日から九月二日まで、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ（正確にはリオ・デ・ジャネイロ州のペトロポリス Petropolis）で、ニカラガをのぞいた米州諸国二十ヶ国が参加して開催された。⁽⁶⁾国連事務総長もオブザーバーとして会議に出席した。この会議では、OAS憲章・ボゴタ協約とともにOASの三基本条約の一つである米州相互援助条約（Inter-American Treaty of Reciprocal Assistance）が締結せられた。⁽⁷⁾この条約は、通称リオ・デ・ジャネイロ条約（またはリオ条約 Rio Treaty）といわれ、前文と二十六ヶ条からなり、一九四八年十二月三日コスタリカの批准書寄託によって発効した。⁽⁸⁾この条約は、国連憲章第五十一条の個別的及び集団的自衛権に基く地域協定の最初のものであり、米州の内外をとわず、いかなる国によつても、米州の一国の平和及び安全に対して攻撃が加えられた場合に、全米州諸国がこれを援助することを定めており、OASの集団安全保障機構としての行動の法的基礎となっている。従つて、この条約締結を決議したチャプルテペック協定はOASの設立・性格・行動に決定的な影響をあたえたのである。

二 第九回米州国際会議

全米州諸国二十一ヶ国が参加して、一九四八年三月三十日から五月二日まで⁽⁹⁾、コロンビアのボゴタで開催された。OAS憲章、ボゴタ協約（国際紛争平和的处理米州条約）、ボゴタ経済協定（Economic Agreement of Bogotá）、婦人に参政権をみとめることに関する米州条約（Inter-American Convention on the Grant of Political Rights to Women）、婦人に市民権をみとめることに関する条約（Inter-American Convention on the Grant of Civil Rights to Women）が締結せられた。⁽¹⁰⁾

この会議では六つの委員会が設けられ、第一及び第二委員会はOAS憲章の審議にあたり、第三委員会はボゴタ

協約を審議し、第四委員会は經濟問題、第五委員会は社会及び文化問題、第六委員会は、西半球のヨーロッパの植民地、事実上の政府の承認、西半球の民主主義の維持及び擁護、個人の権利及び義務等の法律及び政治問題を分担した。しかしながら四月九日の暴動後は、各国代表団の長をもって構成された運営委員会 (Steering Committee) が重要問題を審議・決定し、この決定に基いて各委員会が条約案をつくった。⁽¹¹⁾ その結果、前述の五つの条約が締結せられ、その外に事実上の政府の承認、共產主義その他の非民主的イデオロギーの脅威、アメリカにある植民地及び属領等々に関する四十六の決議が採択せられたのである。⁽¹²⁾

かくして、第九回米州国際会議において O A S 憲章が締結せられ、米州地域の国際機構は、O A S になって、はじめて完全な形での法的基礎をもつたのである。⁽¹³⁾ しかしながら、これまで述べてきたところから明らかな如く、O A S は、その設立は新しいが、その由来は古いのであって、従来から米州地域に存在していた国際機構に条約上の根拠をあたえ、その組織・機能を整備・強化・確定したにすぎないのである。ポリバールがパナマ会議を召集してから約百二十年、第一回米州国際会議によって米州地域に国際機構がはじめて設立されてから約六十年にして、ポリバールの構想が実現されたのである。このように O A S は古い伝統と長い歴史をもっているが故に、他の国際機構と単に表面的に組織・機能の面からのみ比較するわけにはいかないのである。O A S の性格・組織・機能は、O A S のみがつもっている伝統に由来するものなのである。O A S の真の理解のためには汎米制度の沿革を知る必要があり、拙稿が汎米制度を沿革史的に考察したのは、かゝる理由によるのである。しかしながら、初期においては、経済的な汎米主義の実現をさまたげたのは、政治問題であったのに対して、今日では、政治的な汎米主義の維持が経済問題によって困難になってきているのは、皮肉な現象である。

(1) Kiser, op. cit., p. 62.

(2) Charles G. Fenwick, *The Inter-American Regional System: Fifty Years of Progress*, *American Journal of International Law*, Vol. 50, 1956, p. 24.

(3) Kiser, op. cit., p. 62.

(4) Whitaker, op. cit., pp. 131 ~ 132.

(5) *Ibid.*, pp. 133 ~ 134.

(9) Mangone, op. cit., p. 257. なお Kiser, op. cit., p. 62 は「全米州諸国二十一ヶ国が出席したことになっており」Whitaker, op. cit., p. 134 は「ニカラガとエクアドールが欠席となっている。但し、後者の文献は、エクアドールは最初出席していたが、本国の革命によって代表団がひきあげたのである」と述べている。

(7) Kiser, op. cit., p. 62.

(8) *Documents on Regional Organizations.*, op. cit., pp. 52 ~ 58.

(6) Whitaker, op. cit., pp. 135 ~ 136. 会議は「共産党が煽動したといわれている流血の暴動によって、四月九日から一時中断された」。

(10) William Sanders, *The Organization of American States, International Conciliation*. Nos. 437 - 446, 1948, pp. 384 ~ 385.

(11) *Ibid.*, p. 384.

(12) Whitaker, op. cit., p. 136.

(13) Josef L. Kunz, *The Bogota Charter of the Organization of American States*, *American Journal of International Law*, Vol. 42, 1948, p. 570.

第七章 オーストリアとE E C

——「オーストリア国家条約」と

「中立に関する連邦憲法規程」に関連して——

はし
が
き

第一節 オーストリアの独立再建及び永世中立にいたる沿革

第二節 永世中立国の義務

第三節 オーストリアの特殊性

一 オーストリアの永世中立の特殊性

二 オーストリア国家条約による特殊性

第四節 オーストリアとE E C

む
す
び

今日ヨーロッパの政治・経済・法律・科学・文化その他いかなる問題を取りあげても、EECすなわちヨーロッパ経済共同体 (European Economic Community) の問題が直接または間接に関係してくるのである。一九六一年から一九六二年にかけてのオーストリアの最も重要な外交問題はEEC対策であり、ウィーン的主要新聞にEWG (Europäische Wirtschaftsgemeinschaft) なる活字が見あたらない日はなかったといっても過言ではない程であった。オーストリアは英国・デンマーク・ノールウェイ・ポルトガル・スエーデン・スイスとの間に締結した一九五九年十一月二十日のストックホルム条約によってEFTA (European Free Trade Association, Europäische Freihandelsassoziation, ヨーロッパ自由貿易連合) に参加しているが、オーストリアの輸出入はEFTA諸国とよりもEEC諸国との間のもののほうがはるかに多いのである⁽¹⁾。オーストリアはEECに対する経済面での依存度が大きいところから、一九六三年一月末に英国のEEC加盟交渉が失敗した結果EFTA加盟国の中他の中立国スイス及びスエーデンが当分はEECとの連携交渉を見送る態度をとっているにもかかわらず、場合によっては単独連携をも辞さないという意見を表明して、EECに対して積極的な態度をとっているといわれている⁽²⁾。

オーストリアは永世中立国なるが故にEECに正式メンバーとして加入することができないので、正式加盟よりもゆるい結びつきであるEECとの連携をめざしているといわれている。オーストリアがこのような連携のための交渉を正式にEECとの間に開始したのは一九六一年十二月である。EFTA設立のイニシャティブをとりしかもEFTAの中心的存在である英国が一九六一年八月にEECに正式加盟の申請をなしたことによって、他のEFTA諸国も動きだしたのである。オーストリアは、一九六一年十月にウィーンで他のEFTA加盟の中立国スイス及びスエーデンと協議したのちに、同年十二月に正式にEECとの交渉を開始したのである。しかしながら、オース

トリアのEECとの連携についてはEECの内部において反対があるのみならず、EECの外部とくにソ連をはじめとする東欧諸国からもオーストリアのこの動向をチェックしようとしているのである。⁽³⁾ 本稿は、オーストリアのEECとの連携について、その政治上・経済上の利害得失を論じるのではなくして、オーストリア国家条約及びオーストリアの永世中立についての連邦憲法規程との関連において国際法上の問題としてとりあげるものである。オーストリアのEECとの連携は「EECで他の加盟国とくにドイツと同棲するだけであって結婚しようとするものではない」というにひとしいという非難がはたしてあたっているものであるかどうかを解明しようとするものである。

(一) Siebenter Bericht der Bundesregierung zum Stand der wirtschaftlichen Integration Europas für die Zeit vom 16. September 1962 bis zum 15. März 1963, Österreichische Zeitschrift für Aussenpolitik, 1963, 3. Jahrgang, Heft 2, S. 117 ~ 118 によれば、

対EEFTA諸国

単位%	輸		入		輸		出	
	一九六一年	一九六二年	一九六一年	一九六二年	一九六一年	一九六二年	一九六一年	一九六二年
イギリス	五・〇	五・〇	三・一	二・八	二・八	二・五	二・五	二・五
スエーデン	四・七	五・〇	六・〇	七・二	七・二	二・五	二・五	二・五
デンマーク	一・五	一・五	二・六	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
ノールウェー	〇・八	〇・九	一・三	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四
ポルトガル	〇・五	〇・五	〇・〇	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
計	一一・七	一三・一	一四・四	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二
フィンランドを含む計	一一・八	一三・二	一五・一	一五・九	一五・九	一五・九	一五・九	一五・九

対 E E C 諸国

単位%	輸		入		輸		出	
	一九六一年	一九六二年	一九六一年	一九六二年	一九六一年	一九六二年	一九六一年	一九六二年
西ドイッ	四二・九	四二・二	二七・五	二八・〇	一五・三	一五・〇	二・一	二・一
イタリー	七・九	八・二	一・八	一・八	一・五	一・五	三・一	三・一
ベルギー・ルクセンブルグ	一・七	一・八	二・一	二・一	三・〇	三・〇	五〇・〇	五〇・〇
フランス	三・九	三・九	三・一	三・一	四九・六	四九・六	五〇・〇	五〇・〇
オランダ	三・一	三・一	三・一	三・一	五九・五	五九・五	五〇・〇	五〇・〇
計	五九・五	五九・二	四九・六	四九・六	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇

(2) 外務省経済局経済調査室、E E C の発展と展望、日本国際問題研究所「国際問題シリーズ」第三十二号、昭和三十八年、五十一頁。

(3) オーストリアの E E C との交渉の経過、E E C のこれに対する態度、E E C 外の第三国のこの問題についての立場等の政治的分析は、川崎晴朗、E E C の開放性についての一考察——ヨーロッパ統合と中立諸国——、外務省調査月報第三卷十一号、昭和三十七年。

第一節 オーストリアの独立再建及び永世中立にいたる沿革

周知のように、オーストリアは、一九三八年三月十三日にヒットラーのナチス・ドイツによって併合せられてドイツの一部となり、第二大戦ではドイツと運命をともにしたが、戦後はドイツとは別にその国土は米・英・フランス・ソ連のそれぞれの占領地区に四分された。なお、首都ウィーンはソ連の占領地区内であったが、特別にウィーン地区を五区にわけて、周辺の四つの区は各国に、中央の一つの区（現在のウィーン一区、Inner Stadt）は共同

に、占領管理された。しかしながら、ドイツ降伏前の一九四五年四月にはやくもウィーンに樹立せられたカール・レンナーの暫定政権は、同年九月二十四日から二十六日まで開かれた各州代表者会議の決定によってオーストリアを代表する統一政権となり、同年十月二十日には連合国占領委員会によって認められたのである。⁽⁴⁾ 同年十二月の総選挙によって国民党と社会党との連立政権として再組織されたが、とにかく、ドイツの場合とちがって、オーストリアの場合には政権が分裂することなく終始統一政権であった。

一九四五年十二月の総選挙ではオーストリア共産党は国民議会一六五議席中わずかに四議席しかえられず、その後的一九四九年十月の総選挙でも共産党への投票はわずかに五パーセントであった。⁽⁵⁾ オーストリア共産党を通じてオーストリアを自己の勢力の下におこうとしたソ連の努力はオーストリア国民の根づよい抵抗にあつて失敗した。しかしながら、オーストリア問題処理の任をまかされていた米・英・フランス・ソ連四カ国外相会議では、ユーゴの領土及び賠償要求問題、オーストリアにあるドイツ資産問題、ソ連の賠償及び占領費用補償要求問題等々の種々の難問題がもちだされて、一九四三年十一月一日の米・英・ソ連三国のモスコウ宣言の中のドイツによるオーストリアの強制的な併合を無効とし自由且つ独立のオーストリアを再建しようという約束はなかなか実現されなかったのである。

ところが、一九五三年のスターリンの死後の東西緊張の緩和はオーストリア問題にも影響をおよぼし、一九五五年四月十二日から十五日までモスコウでソ連側代表モロトフ外相・ミコヤン副首相とオーストリア側代表ラープ首相・シエルフ副首相・フィゲル外相・クライスキ官房長官との間に行われた会談によって、オーストリア国家条約締結の最後の障害がとりのぞかれた。同年五月二日からウィーンで米・英・フランス・ソ連の四カ国大使にオーストリア代表を加えた会議が開かれ、オーストリア国家条約の原文の最終案が確定せられた。⁽⁶⁾ そこで同年五月十五

日にサボイのオイゲン王子の嘗ての夏の宮殿であったベルベデレ宮でダレス米國務長官・マクミラン英外相・ピネーロ外相・モロトフソ連外相とフイゲルオーストリア外相との間に「独立民主オーストリア再建に関する国家条約 (Staatsvertrag betreffend die Wiederherstellung eines unabhängigen und demokratischen Österreich. 以下オーストリア国家条約と略す)」が署名せられ、同条約第三十八条の規定によって同年七月二十七日に効力を発生し、同条約第二十條三項の規定によって同年十月二十五日以降オーストリアは占領から開放されたのである。⁷⁾

このオーストリア国家条約は、前文・本文三十八条・付属書からなっているが、オーストリアの中立にふれたところは全然ないのである。ところで、オーストリアを永世中立にしようという考えは、オーストリア国家条約締結の交渉の最終ラウンドに突然にあらわれたのである。一九五四年二月のベルリン外相会議で、ソ連は、オーストリア国家条約の中に、ドイツに対する戦争及びオーストリア解放に兵力をもって参加した国々に対抗する軍事同盟への不参加、外国軍事基地の不設置、外国人軍事顧問の不採用等の規定をいれることを提案した。⁸⁾ベルリン外相会議ではこの問題については具体的な成果をみなかったが、その後のソ連とオーストリアとの外交チャンネルを通じての交渉によって、オーストリア国家条約締結の道を開いた前述のモスコウ会談が開催せられ、このモスコウ会談の一九五五年四月十五日付の覚書でオーストリアは永世中立国になることを約束したのである。そこでオーストリア国家条約が署名された後の一九五五年七月十九日にオーストリア政府は「オーストリアの中立に関する連邦憲法規程 (Bundesverfassungsgesetz über die Neutralität Österreichs. 以下中立に関する連邦憲法規程と略す)」案を国会に提出し、外国軍隊が撤退した直後の同年十月二十六日に国会はこれを可決し、十一月五日にこの中立に関する連邦憲法規程は効力を生じた。ついで十一月十四日にこの連邦憲法規程による永世中立の声明はオーストリアの在外代表を通じて外国に通告せられ、一九五六年八月八日までには五十数国によってオーストリアの永世中立は承認または

認知せられたのである⁽⁹⁾。

この中立に関する連邦憲法規程は次のようなものである⁽¹⁰⁾。

第一条 一、外に対し常に独立を確保するため及び自国領土をおかされないため、オーストリアは、こゝに自由意思をもって

永世中立を宣言する。オーストリアは、一切の手段をあげて永世中立を維持し且つ擁護せんとする。

二、将来にわたりこの目的を確保するため、オーストリアは、いかなる軍事同盟にも加入せず、またその領土内にか
かなる外国の軍事基地をも許さない。

第二条 この連邦憲法法規を執行することは連邦政府の責任である。

(4) Stephan Verosta, Die internationale Stellung Österreichs 1938 bis 1947, S. 13 ~ 14, 29 ~ 31, 71 ~ 74 und 97 ~ 98.

(5) モーズリー著、山川・木村訳、「ソビエトと世界政治」、昭和三十七年、一七四頁。この書物では、第一回総選挙は一九四五年十二月に行われたことになっているが、Felix Ermacora, Österreichs Staatsvertrag und Neutralität, 1957, S. 100によれば、同年十一月二十五日に行われたことになっている。なお、一九四五年十月二十日付の暫定政
権承認に関するレンナー宛の連合国防領委員会の覚書 (Memorandum des Alliierten Rates an Staatskanzler Dr. Renner, betreffend die Anerkennung der provisorischen Regierung, vom 20. Oktober 1945.) の第三項は、「暫
定政権の重要な任務の一つは、十二月三十一日より前のできごとをさき取り早い時期に自由選挙を行うことである。」となっている。

(6) Alfred Verdross, Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich, 1958, S. 9.

(7) 第二次大戦終了後から国家条約締結にいたるまでの経過については、Ermacora, a. a. O., S. 10 ~ 25. 及び、入江啓四
郎、オーストリアの中立、日本国際問題研究所「中立主義の研究」、昭和三十六年、一九八頁～二〇九頁。

(8) Ermacora, a. a. O., S. 95 ~ 96.

オーストリアの中立を承認または認知した国

国 家 名	承認時期	国 家 名	承認時期
1. 日 本	1955. 11. 16	28. インドネシヤ	1955. 12. 21
2. コロンビヤ	11. 17	29. ブラジル	12. 21
3. スエーデン	11. 18	30. デンマーク	12. 22
4. イタリア	11. 18	31. ポリビヤ	12. 22
5. イスラエル	11. 20	32. エル・サルバドル	12. 22
6. ホンジュラス	11. 22	33. タ イ	12. 23
7. アイルランド	11. 22	34. ノールウェイ	12. 23
8. ス イ ス	11. 23	35. オ ラ ン ダ	12. 23
9. ガ テ マ ラ	11. 23	36. ポ ー ラ ン ド	12. 24
10. ハンガリー	11. 24	37. メ キ シ コ	12. 26
11. イ ン ド	11. 25	38. ベ ル ギ ー	1956. 1. 2
12. チ リ ー	11. 25	39. バ チ カ ン	1. 4
13. フィンランド	11. 25	40. イ ラ ン	1. 8
14. チェコスロバキヤ	12. 1	41. セ イ ロ ン	1. 9
14a. ユーゴスラビヤ	12. 1	42. ビ ル マ	1. 10
15. バ チ カ ン	12. 4	43. アフガニスタン	1. 11
16. フ ラ ン ス	12. 6	44. 南 阿 連 邦	1. 16
16a. 英 国	12. 6	45. パ キ ス タ ン	1. 25
17. ソ 連	12. 6	46. ギ リ シ ヤ	2. 9
17a. ア メ リ カ	12. 6	47. シ リ ヤ	2. 26
18. ルクセンブルグ	12. 7	48. エ ジ プ ト	3. 19
19. 西 ド イ ツ	12. 7	49. ベ ネ ズ エ ラ	3. 21
20. ル ー マ ニ ヤ	12. 8	50. ニ カ ラ ガ	4. 4
21. ポルトガル	12. 13	51. インドネシヤ	4. 26
22. カ ナ ダ	12. 13	52. アルゼンチン	5. 4
23. ブルガリヤ	12. 15	53. オーストラリヤ	5. 18
24. ト ル コ	12. 15	54. ヨ ル ダ ン	7. 7
25. ペ ル ー	12. 17	55. ス ペ イ ン	7. 9
26. イ ラ ク	12. 19	56. イ ラ ク	8. 2
27. レバノン	12. 20	57. モ ナ コ	8. 8

(6) Ibid., S. 95 und 105.

なお、エルマコーラの右の図表で、バチカン(15と39)・イラク(26と56)・インドネシア(28と51)が重複しておること、また、ユーゴが14 a、英国が16 a、米国が17 aとなっていることについての説明はない。あるいは註37で後述することに関係があるのかもしれないが、確認することはできなかった。

(10) 外務省条約集、二国間条約集、昭和三十三年、四〇四頁、による。

第二節 永世中立国の義務

以上のような経過をたどってオーストリアは永世中立国となったのであるが、永世中立国が一般におうところの義務はどんなものであろうか。シュバイツァーは、

「永世中立とは、その本質は臨機の中立 (die gelegentliche Neutralität) 以外のなものでもなく、将来のあらゆる戦争に関して常に中立を宣言し他国によって永久にそのようなものとして承認せられたにすぎない。その効果、その義務、ならびにその権利は、他国間に戦争が勃発してはじめてあらわれるのであって、平時には永世中立は潜在的なものであって一般におかされないものであり、平時にはなんら直接の義務をおわしめないものであり、永世中立国は他国家間の将来の戦争にまきこまれるような措置や約束をせいぜいさけることが得策である。しかしながら、このような事前の用心は、中立国自身の問題であって、他国の監督の下におかれるものではなく、国際法上の義務ではなくてせいぜい道徳的意味の義務にすぎないのである。……永世中立は、臨機の中立の場合の一般的義務のほかには、当該永世中立条約がその永世中立の承認または保障の条件として課した義務以上にはいかなる義務もおわない。」

と書いており、さらに、

「条約によってつくられまたは承認せられた永世中立は、中立という言葉を使うことによって生じた戦時にのみ存在しうる普通の中立義務は勿論のことであるが、当該条約すなわち永世中立条約が課している義務以外にはいかなる義務もおわされないのであって、この条約上の義務はそれぞれの永世中立国で異っておって一般化することはできない。」

と主張している⁽¹¹⁾。前述の如く、オーストリアは、その中立に関する連邦憲法規程によって、永世中立を宣言し（第一条一項）、軍事同盟の不参加と軍事基地の不貸与とを宣明している（第一条二項）。したがって、シュバイツァーの主張に基くならば、オーストリアが永世中立国としておう義務は、所謂「戦時における中立」の義務、軍事同盟不参加の義務、軍事基地不貸与の義務だけになる。しかも、シュバイツァーによれば、後二者の義務は所謂永世中立条約上の義務であって、もし中立に関する連邦憲法規程にその第一条二項を含んでなければ、軍事同盟不参加と軍事基地不貸与はオーストリアにとって国際法上の義務ではなく、単にオーストリアにとって得策であるというにすぎないことになるのであろう。

ハイドは、

「当該多数国間条約群の解釈から、所謂中立国は、自らを戦争から遠ざけようとする意図に矛盾するようなあるいは中立化の計画を不成功におわらせるようないかなる手段も全然とすることはできないのである。かかる国が同盟条約または保障条約に加入したりあるいはその他交戦国として攻撃的行動を企図するような責任をひきうけることができないというのは、論理的演繹であり、一般にひろく認められている法理である。」

といっている⁽¹²⁾。したがって、ハイドによるならば、永世中立国の義務、就中軍事同盟不参加の義務は、永世中立条約から演繹されたものである。しかしながら、オーストリアの中立に関する連邦憲法規程と同様に、スイス・ベル

ギー・ルクセンブルグその他についての永世中立条約の条文は、いずれも簡単であって、これ等条約の条文から演繹されるものが永世中立国の義務のすべてであると考えられるわけにはいかないであろう。

フェアドロスは、その国際法の著書の中で、永世中立国の義務は他国間の戦争に加らないことと同盟条約・保障条約のような戦争にまきこまれる条約を平時に締結しないことであるといっているが、また、⁽¹³⁾「オーストリア共和国の永世中立」という論文の中で、前述の一九五五年四月十五日のソ連とオーストリアとの間のモスコウ覚書がオーストリアの永世中立はスイスを見本とすべきであるといっているところから、スイスの永世中立の歴史を概観して、永世中立国の国際法上の権利義務を次のようにいっている。⁽¹⁴⁾

「(一) 他国間の戦争に中立についての国際法規範を遵守する義務がある。

(二) 外部からの攻撃に対してあらゆる手段をつくしてその領土をまもる権利があるのみならず、そうする義務がある。それ故に永世中立は武装中立でなくてはならない。

(三) 戦争にまきこまれるようにならない義務も平時におってはならない。したがって、他国の戦争にまきこまれるから、同盟条約を締結してもならないし、自国領土に他国の軍事基地を許してもいけない。

(四) 他方、他国に自国領土の不可侵の保障をもとめ、その保障の言明をうけいれてもよい。

(五) 条約上反対の義務がないかぎり、その内政及び外交政策はその他の点では完全に自由である。

(六) とくにイデオロギーの中立の義務は存在しない。したがって、新聞及び言論の自由は、永世中立国であることによって制限されることはない。それ故、中立国についての若干のナチの著者がイデオロギーの中立を主張した時に、国際法上の根拠がないとしてスイスのみならずノールウェイによって否認された。そのほかに、一九〇七年の陸戦の場合の中立についてのハーグ第五号協定の締結にさいしては、中立的新闻の自由が明瞭に留保されているのである。

我々は、以上のことから、単なる一時的な中立国はそれが中立を宣言しているある特定の戦争中は中立法規を厳守する義務が

あるのに対して、永世中立国は平時においても一定の国際法上の義務をもつものであることがわかる。しかしながら、前に列挙した(一)から(三)までの義務以外のいかなる国際法上の義務もおわらないのである。」

前述のようにスイスについての永世中立条約の条文は簡単であるから、フェアドロスの列挙している永世中立国の国際法上の義務なるものは、その永世中立条約の条文のみから抽出されたものではなく、スイスの永世中立の法的発展と慣行を通じて演繹されたものである。

戦後日本では永世中立なる制度は日本の安全保障に関連して問題となったが、永世中立なる制度のもつ本来の目的は利害関係ある対立する強国の間に一種の緩衝地帯としての国家 (a buffer state) を設けることである。ベルギー・ルクセンブルグが嘗て永世中立国になったのはまさしく緩衝国としてであり、スイスが永世中立国になったのは、この緩衝地帯としての制度がスイス国民の希求とその数世紀におよぶ伝統的政策とに合致したからである。¹⁵⁾ スイスは一八一五年に永世中立国となっているが、それ以前から、すなわち一六四八年のウエストファールヤ平和条約以来伝統的に中立政策を維持してきておいたのであり、¹⁶⁾ 他国家間の戦争に対して「静かに座っている (Stille zu sitzen, Stillsitzen) 」というスイスのこの政策のオリジンは遠く十四世紀の終りに発するものであるといわれている。¹⁷⁾ スイスにとつては永世中立は国民大衆の意思に深く根をおろしているのに反して、ベルギーの永世中立は国民の希求を考慮せずして多くの人々の意思に反しあるいは少くとも国民の十分な同意をえずして強国によっておしつけられたものである。¹⁸⁾ しかしながら、これ等の国が永世中立国になった政治情勢の相異によって、永世中立国の通常の義務のほかに特別の義務、たとえばルクセンブルグに対する国内警察を除く兵力不保持の義務や要塞不保持の義務のような特別の義務を課せられることはあつても、¹⁹⁾ また、将来なんらかの理由から永世中立の地位を維持していくべきかまたは脱すべきかの岐路に立った場合に、その選択する道を異にすることはあるとしても、緩衝地

帯として永世中立国が設置されるのであるという永世中立の本来の目的はなんらかわりないのである。したがって、永世中立国の義務一般もこの永世中立の制度の本来の目的から演繹せられるべきであると考えるのである。

ロウターパクトは、永世中立国の義務として、(イ) 攻撃をうけた場合をのぞいては、他国に対して戦争をなさない義務、(ロ) 他国間の戦争に間接的にまきこまれるような同盟条約・保障条約その他類似の条約を締結しない義務、(ハ) その領土の一部を割譲しない義務、および、保障国の同意なしに新に領土を取得しない義務(この点については反対説のあることにふれながら)、をあげている。なお、ロウターパクトは、永世中立国がその行動の自由をこの他の点でも束縛せられていることを認めている。⁽²⁰⁾ 田岡教授は、永世中立国の義務として、(イ) 他国間の戦争に対して中立をまもる義務、(ロ) 攻撃的戦争の禁止、(ハ) 戦争をなす義務をおわしめられる条約への加入の禁止、(ニ) 独立を喪失しまたは喪失にみちびく行為の禁止、(ホ) 領土割譲の禁止、をあげている。⁽²¹⁾ 田岡教授のあげている永世中立国のこれ等の義務は永世中立の制度の目的から演繹されたものであり、また、田岡教授は永世中立国が関税連合を結ぶことの可否の問題を独立を喪失しまたは喪失にみちびく行為をしてはならないという義務に関連する問題とされている。したがって、オーストリアがE E Cという経済共同体に加盟または連携することは、永世中立国オーストリアの独立の喪失または喪失にみちびく行為にならないかがまず問題となるであろう。

しかしながら、オーストリアのE E Cへの加盟または連携には、永世中立国としていま一つの問題があると思われる。永世中立国が他国間の戦争に対して中立をまもる義務すなわち所謂「戦時における中立の義務」の存在することは、すべての国際法学者の一致してみとめているところである。この永世中立国の戦時における中立の義務とは、直接攻撃をうけた場合以外はその戦争に加わらないというだけではなく、一般に中立国のおう義務、すなわち所謂「黙認義務」と「公平義務」をも含んでいる。このうちの公平義務とは、中立国が交戦国軍隊の領土通過を許

容しないことや交戦国に軍需物資を国家として供給しないこと等である。永世中立国は、他四間の戦争にさいして、直接攻撃をうけた場合以外はその戦争に加わらないという義務のみならず、交戦国に自国領土を軍事的に利用せしめないこと及び交戦国に軍需物資を国家として供給しないことという義務もおっているのである。しかも、永世中立国の「永世 (permanently, immerwährend)」という言葉は、平時においても戦時と同じように「常時」を意味するものであるといわれている。⁽²²⁾ ひとたび永世中立国になった限りはその国家が滅亡するまでは如何なる方法をもつてしても永世中立の地位を脱しえないことを意味するものではなく、Permanent Court of International Justice や安保理事会の Permanent Member が「常設国際司法裁判所」や「恒常理事国」と訳されていると同じような意味であって、「Permanent」とは「常時」を意味するものであろう。もちろん、平時においても戦時と同様に中立でなくてはならないといっても、どこにも戦争がないのに「戦時における中立」のありえようはずはないのであり、戦時における中立国の義務とまったく同じ義務を永世中立国が平時からその永世中立条約の相手方締約国に対してまもらねばならないというのではない。緩衝国を設置するという永世中立の制度的目的及び精神から、他四間に戦争が勃発した場合に中立国としての義務に反するような義務を、しかもその時になってもこれを免れることができないような義務を平時におうてはならないことを意味するのであろう。戦争にまきこまれるような義務あるいは戦時にその中立義務をまもることを妨げるような義務を平時に永世中立国はおうてはならないのである。⁽²³⁾ それならばこそ、スイスは国際連盟にオリジナル・メンバーとして加入するにあたって、軍事行動への参加・外国軍隊の通過・軍事施設の設置を強制されないという条件をつけたのである。⁽²⁴⁾

オーストリアは、中立に関する連邦憲法規程の第一条一項によって、永世中立国としておう義務一般をみとめたのであり、同条二項は永世中立国のおう義務の中でも軍事同盟不参加の義務と軍事基地不貸与の義務との二つを特

に強調し宣明したものと考えるべきである。とにかく、永世中立国オーストリアのEECへの加盟または連携の問題は、前述の如く、オーストリアの独立を喪失しまたは喪失にみちびくことにならないかということのほかに、EEC諸国と他国との間に戦争が勃発した場合にオーストリアが中立国としての義務とくに経済上の公平義務を維持しうるかの問題があると思われる。

- (11) Paul Schweizer, *Geschite der schweizerischen Neutralität*, 1895, S. 87 und 103.
- (12) Charles C. Hyde, *International Law*, 1951, Vol. I, p. 111. なお、註の(1)と(2)は、永世中立国が領土の取得のちやな行跡をなすことか否かあつかひは意見がわかれらるるところである。
- (13) Alfred Verdross, *Völkerrecht*, 1959, S. 138.
- (14) Verdross, *Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich*, S. 15 ~ 17. なお、これと同じものが Alfred Verdross, *Austria's Permanent Neutrality and The United Nations Organization*, *American Journal of International Law*, 1956, Vol. 50, pp. 63 ~ 64. にあつた。
- (15) Josef L. Kunz, *Austria's Permanent Neutrality*, *American Journal of International Law*, 1956, Vol. 50, p. 418.
- (16) H. Lauterpacht, *Oppenheim's International Law*, 8th Edition, 1955, Vol. I, p. 245.
- (17) Ernst Brand, *Die schweizerische Neutralität*, 1952, S. 1.
- (18) F. W. Baumgartner, *The Neutralization of States*, 1917, p. 9.
- (19) *Ibid.*, pp. 12 ~ 13.
- (20) Lauterpacht, *op. cit.*, p. 244 and p. 290.
- (21) 田岡良一、*国際法講義 上巻*、昭和三十四年、一五三～一五六頁。

(22) Curt Ekdahl, La neutralité perpétuelle avant le Pacte de la Société des Nations, 1923, p. 69.

(23) Max Petitpierre, Die schweizerische Neutralität in der Welt von heute, 1959, S. 5 ~ 6. なお、田岡、前掲書、一五三 ~ 一五六頁、及び、田岡良一、永世中立と日本の安全保障、昭和二十五年、一七六頁以下には、永世中立国の義務として、このような義務をあげておられないが、田岡良一、オーストリアの永世中立、国際法外交雑誌、第五十五巻五号、昭和三十一年、九 ~ 一〇頁には、どの永世中立国にも共通な義務の一つとして、平時に外国と同盟を結んだり自国領土に外国の軍事基地を許したらその外国が交戦国となったとき戦争の渦中に入らねばならないことになるから、平時にこういう条約を外国と結ぶこと自身が永世中立の地位に反するとして、このような義務の存在をみとめていられると思われる。

(24) Lauterpacht, op. cit., pp. 245 ~ 246.

第三節 オーストリアの特殊性

前述したところは、E E Cへの加盟または連携に関連して、オーストリアのみならず永世中立国一般についての問題点の指摘である。永世中立は武装中立でなくてはならないという主張があるが、⁽²⁵⁾条約上の禁止規定がないかぎり一般に永世中立国は自己の軍備をもつことができるというだけであって、永世中立国が軍備をもつことはその義務ではないと思われる。むしろ、前述のベルギーの如く、兵力や軍備についての制限や禁止がなされることもある。このように永世中立国の中にも特殊なものがあるところから、E E Cへの加盟または連携に関連して、オーストリアの特殊性から生じる問題があるかどうかを以下に述べることにする。

一 オーストリアの永世中立の特殊性

前述のように、オーストリアは「中立に関する連邦憲法規程」という国内法によって永世中立を一方的に宣言し、

この永世中立の承認をもとめる通告を当時オーストリアと外交関係をもっていた各国におくり、各国がこの通告を明瞭に承認または異議なく認知したことによって、オーストリアは永世中立国となったのである。永世中立という組織をつくるための国家間の約束は永世中立化される国・これと国境を接する国・その地域の平和維持に関心をもちつ国等の利害関係国が国際会議を開き条約の形でこれを結ぶのが原則であり、永世中立を一方的に宣言して外国に通告をおくってこの宣言に対する承認を求めるといふ方法をとることは理論上不可能ではなかったが、今日までその例はなく、オーストリアが最初である。⁽²⁶⁾ オーストリアがこのように理論上は考えられていたが歴史上その例をみない方法で永世中立国になったのは、前述のオーストリア国家条約締結の道を開いたモスコウ会談の一四四五年四月十五日の覚書によるものである。モスコウ覚書の第一部では、⁽²⁷⁾

(1) いかなる軍事同盟にも参加しないしその領土に軍事基地をおくことも許さないという一九五四年のベルリン会議でオーストリアが既になした言明を考慮して、オーストリア連邦政府はスイスによって維持されているような方式の中立を永続的に実行する義務をオーストリアに国際的におわせるという形でこの宣言をだす。

(2) オーストリア連邦政府は、国家条約の批准後ただちに、このオーストリアの宣言を連邦憲法の規定にしたがってオーストリア国会に決議のために提出する。

(3) 連邦政府は、オーストリア国会によって確認されたこの宣言が国際的承認をうるために適当ならゆる手段をとる。

と約束されている。このような方法で永世中立国になることが、モスコウ会談の時にすでに合意されていたのである。もちろんこのような方法によってできた永世中立については保障をあたえる国の連帯性を欠く結果を生じるが、しかしオーストリアが各国にもとめたのはその永世中立の承認であって、保障をもとめてはおらないのである。⁽²⁸⁾ したがってオーストリアの永世中立については、保障の連帯性に関連する問題は存在しないのである。とにかく、オ

ーストリヤが永世中立国となった方法がこのように珍しいからといっても、永世中立国オーストリヤのE.C.への加盟または連携について他の永世中立国とは別の特殊の束縛が生ずるものではないのである。

なお、このモスコウ覚書の中で、オーストリヤは「スイスによって維持されているような方式の中立 (eine Neutralität der Art zu üben, wie sie von der Schweiz gehandhabt wird.)」になることを約束している。そこで、オーストリヤの永世中立をとりあげる場合に、とくにオーストリヤの永世中立国としての権利・義務を問題とする場合に、モスコウ覚書のこの文言を根拠として、スイスの永世中立をまずとりあげて、そこからオーストリヤの永世中立国としての権利・義務をあきらかにしている。⁽³⁰⁾ところで、モスコウ覚書の所謂「スイス型」永世中立の意味するものはなんであるか。前述のように、オーストリヤが永世中立国となった方法はスイスとちがって歴史上例をみなかったものであり、また、スイスが永世中立国となった当時にはオーストリヤ・プロシヤ・ロシヤ・英・フランス・ポルトガル等が保障国となったのちがって、オーストリヤの永世中立には保障国は存在しないのである。さらに、スイスが永世中立国となったのは、その伝統的外交政策の国際的承認をえようとするスイスの願望とこゝに緩衝地帯を設置しようとする列強の意図とが合致したからであるが、前述の沿革から明らかのように、オーストリヤは、国家条約を締結して独立再建するために、四大国とくにソ連のこゝに緩衝国を設置しようとする要求にしたがって、永世中立国となったのである。この点についてもオーストリヤはスイスとちがっており、どちらかといえばベルギーあるいはルクセンブルグの場合に類似しているのである。一九五五年当時には国家条約による承認も保障もないけれども中立的な外交政策をとっていた国々、例えば、伝統的に中立政策をとっていたスエーデン、あるいは新興国にして中立政策をとっているインドその他の国々がかなり存在していた。しかしながら、国際法でいうところの永世中立国にして当時存在していたのはスイスだけであった。そこで、オーストリヤのとるべき中立が

永世中立であることを明白にするために、「スイスによって維持されているような方式の……」という言葉をつか
ったのであるが、すべての点でスイスの永世中立にならなければならぬわけではないのである。⁽³¹⁾
さらにモスコウ覚書は、

第一部、(4) オーストリア連邦政府は、オーストリアの領土の不可侵ならびに保全を四大国が保障することを歓迎する。

(5) オーストリア連邦政府は、このような四大国による保障をフランス・英・アメリカの各国政府からうるよう
つとめる。

第二部、(5) ソ連政府は——スイスの例にならって——オーストリアの領土の不可侵ならびに保全の四大国による保障に
加わる用意がある。

といっている。⁽³²⁾ かくして、モスコウ覚書がその第一部(1)及び第二部(5)でスイスを引用しているのは、オース
トリアが前述のような中立主義的外交政策を自発的にとっている所謂「中立国」ではなくして国際法でいうところ
の永世中立国になるのである、しかもその永世中立は米・英・ソ連・フランスの四大国によって保障をうけるよう
になることを意味しているものと解さるべきである。したがって、モスコウ覚書からは、オーストリアの永世中立
は保障をともなつたものではあるが、しかしその限りにおいては別に特殊な永世中立ではないのである。

つぎにこのモスコウ覚書の性格が問題とされている。フェアドロスは、

「国家間の合意はそれがどんな形式であらわれても国際法上の条約とみなさるべきであるというのが国際法である
から、若干の著者は、モスコウ覚書をオーストリア共和国とソ連との間に結ばれた条約であるとみなしている。しかし、実際
には、モスコウ覚書は、ソ連政府とオーストリア政府代表団との間の政治的取極(eine politische Abmachung)にすぎな

いのである。たしかに任意の形式で国際法上の条約を結ぶことができる。しかしながらその内容によって国家間に権利義務が生じる場合にのみ国際法上の条約になるのである。モスコウ覚書の場合には次のような理由からこれがあてはまらないのである。まず、オーストリア連邦憲法第五十条によると、大統領のみが国会の同意をえて政治条約を締結することができるのであるから、オーストリア政府代表団はオーストリアを中立とする義務をひきうけることはできないのである。そのうえ、モスコウ覚書の文言は、オーストリア共和国に義務をおわせているのではなくして、オーストリア政府代表団のメンバーに一定の処置をとる世話をするように義務づけているにすぎない。しかし、それだからといって、モスコウ覚書が法的に無意味であるという誤った結論をだしてはならない。モスコウ宣言の第四点及び第五点で予見された四大国によるオーストリア領土の不可侵及び保全の保障の問題がこれまでのところきまっていないから、それは寧ろオーストリアの永世中立の承認という一応の結末にいたる一連の処置や決定の序曲をなすものである。しかしながら、モスコウ宣言は、オーストリア連邦政府やオーストリア国会がそれを実施する処置の土台となったものであって、この処置の理解と解釈のためには参考にせねばならない。」

と³³いっている。ところが、エルマコーラは、

「オーストリアは、その中立法（筆者註、中立に関する連邦憲法規程）を廃棄することによって、自らに課したその制限を免れて、もともどることができる。しかしながら、オーストリアは——法的にみて——その中立から免れることができるだけではないのである。実際のところ、オーストリアの中立はなんらの国際条約にも基いておらないのである。国家はその一方の宣言によって国際法上の永世中立になることはできないのであって、永世中立は条約の産物なのである。それ故に、オーストリアの中立をとりあげる学者は、オーストリアの中立の国際法的条約的（*völkerrechtlich-vertraglich*）根拠をもとめるか、または、なにかそのようなものを前提としようとする。それ等学者はモスコウ覚書を国際的に拘束力あるものとみなすべきであると信じている。モスコウ覚書についてのオーストリアの公式コメンタール自身が、モスコウ覚書は備忘録にすぎないといっている。したがって、オーストリアの中立はオーストリアが法的義務をおかすことなく廃止することができるのみなら

ず廃止しても差支えない国内政治上の決定であるという見解を私はとるのである。

しかしながら、このような根拠からオーストリアヤの中立は国際的に侵害せられてよいものではないのである。それは外国に通告せられ、一部は外国によって承認せられ、一部は認知せられたのであるが、しかし保障はせられていない。かくしてオーストリアヤの中立は国際法社会に関係づけられたのである。すなわち、この承認によってのみオーストリアヤの一方的宣言は国際法上の効果をもつことができたことは明らかである。外国によるオーストリアヤの中立の承認は、オーストリアヤになんらの法的義務をおわせるものではなく、むしろ承認をなした国に法的義務をおわせるものである。」

といっている⁽³⁴⁾。フェアドロスは、オーストリアヤ連邦憲法第五十条によって、オーストリアヤ大統領がその国会の同意をえて他国との間に政治的取極をなした場合にのみ、その合意はオーストリアヤを義務づけるというのである。したがって、フェアドロスの主張によるならば、モスコウ覚書はオーストリアヤに義務を課する国際条約ではないのである。これに対して、クンツは、

「この文書は、スイスによって維持されている型の中立を永続的に実行する義務をオーストリアヤに国際的におわせる宣言をなすようにオーストリアヤを拘束している。この覚書は法律技術の見地からは勿論正確に表現せられている。オーストリアヤ自らを国際的に拘束する一方的な宣言をなすことは法律上不可能であるからである。しかし、不完全な言葉づかいにもかゝわらず、当事者の合意は明瞭であり、オーストリアヤは段階的にその永世中立を生みだす一連の手段をとらねばならないのである。」

といっておる⁽³⁵⁾。クンツの主張によるならば、モスコウ覚書はオーストリアヤとソ連との間の約束すなわちオーストリ

ヤが永世中立国になるといふ将来のことに關する予約であつて、オーストリアの永世中立に關しては、オーストリアはモスコウ覚書の第一部（一）から（五）までの義務をおつており、ソ連は第二部（四）及び（五）の義務をおつてゐることになるのである。モスコウ覚書の性格についての問題は、条約の締結権及びその効果の問題から解明していかねばならないし、また、ドイツに併合せられてからオーストリア国家条約によって独立再建するまでの間のオーストリアの國際法上の地位の問題にも關係してくるので、本稿では割愛することにした。しかしながら、モスコウ覚書がオーストリアという國家に永世中立になる義務を課していないとする立場をとるフェアドロスにしても、「オーストリアの永世中立は中立に關する連邦憲法規程にのみ根拠をもつものであつて、したがつて、オーストリアだけで一方的に改廢できる」とする前述のエルマコーラの主張の誤りを指摘して、

「オーストリアの中立法だけではオーストリア共和国の國際法上の義務の根拠とならないことは勿論注意せらるべきである。オーストリアの永世中立の通告が、他の國家によつてある場合には承認せられ、ある場合には異議なく認知せられたことにより生じたものである。これは永世中立を遵守するという他國に対してなされた約束を形成するものである。それ故に、この約束がうけいれられたことによつて、モスコウ覚書で予見されたオーストリア共和国の國際的束縛が、ソ連に対してのみならず他の國家に対しても發生したのである。なるほどこの約束は一方的な法律行為にすぎないが、しかしこの約束も國際条約でおう義務と同じ法律上の効力をもつものであり、他國に対して一方的になしたこの約束も信義誠実の原則によつて支配せられるのであり、したがつて國際法上の條約に妥當する前提要件の下においてのみ改廢されうるのである。」

といつてゐる。⁽⁶⁶⁾⁽⁴⁷⁾とにかく、モスコウ覚書はオーストリアに義務を課するものでないと解しても、あるいはモスコウ覚書は将来永世中立国になるといふ予約であると解しても、オーストリアを永世中立国にしたものは、オーストリアが外國にその「中立に關する連邦憲法規程」を通告し承認をもとめたのに対して外國がこれを承認したもの、す

なわち二国間の合意の集積である。したがって、オーストリアに永世中立の義務を現在おわしめているものは、この二国間の合意の集積以外のなものでもなく、またそれだけなのである。

モスコウ覚書では、前述のように、オーストリアの永世中立については米・英・ソ連・フランスの四大国による保障が予見されていた。しかも、オーストリアの永世中立に対するこの保障は、四大国による共同保障であったといわれている⁽³⁸⁾。オーストリア国家条約の署名のための会議にさいして、すなわち一九五五年五月一日にモロトフ・ソ連外相はオーストリアの永世中立に対する四大国の保障を提案したが、米・英・フランス三国外相は原則的には賛成したけれども、保障をあたえる前にまずオーストリアの中立の概念内容(Begriffsinhalt)がはっきりしなくてはならないとして、それぞれの国会の同意をえてから最終的に決定することになったといわれている⁽³⁹⁾。オーストリアの永世中立に対する保障の問題は解決されずして五月十五日にオーストリア国家条約は署名せられ、七月十九日に「中立に関する連邦憲法規程」案がオーストリア国会に提出せられ、七月二十九日にオーストリア国家条約は効力を発生し、十月二十五日にはソ連を含む外国軍隊がオーストリアから撤退し、翌十月二十六日には「中立に関する連邦憲法規程」はオーストリア国会を通過し、十一月五日には効力を生じ、十一月十四日には各国の承認をとめる通告がなされ、十二月六日には米・英・ソ連・フランスはいずれもオーストリアの永世中立を承認した。とにかく、オーストリア国家条約署名のための会議以降現在にいたるまで、モスコウ覚書の中で予見された四大国による保障の実現について、ソ連がオーストリアに正式に注意を喚起したこともないようであるし、また、ソ連とオーストリアのいずれもこのために米・英・フランスの他の三国に働きかけたこともないようである。モスコウ覚書では四大国の保障つきの永世中立が予見されたのであるが、ソ連の目的はオーストリアを永世中立国として東西両陣営の緩衝地帯にすることであり、オーストリアの目的は外国軍隊とくにソ連軍が撤退してオーストリアの独立再

建を達成することであり、いずれもその主たる目的を実現できたところから、この保障の実現にはほとんど熱意をしめさず放置してしまっているのであろうと思われる。かくして、オーストリアの場合には、諸外国からその永世中立を承認されてはいるが、その永世中立に対して保障をあたえている国はないのである。しかしながら、たとえオーストリアの永世中立に対して保障をあたえている国があったとしても、保障の問題はオーストリアのEECへの加盟または連携に影響するものではないと思われ⁴⁰る。

以上オーストリアの永世中立の特殊性をとりあげたのであるが、オーストリアを永世中立国にした特殊事情は存在していたけれども、また、オーストリアが永世中立になった方法は異例のものであったけれども、さらにオーストリアの永世中立には保障国がないけれども、これ等はいずれもオーストリアのEECへの加盟または連携の問題に関連してオーストリアを他の永世中立国と区別して取扱うべき根拠とはならないのである。

二 オーストリア国家条約による特殊性

オーストリアは、オーストリア国家条約によって、若干の特別の制限（例えば、第十三条による特別の武器の保有・製造・実験の禁止）や若干の特別の義務（例えば、第十九条によるオーストリア領土内にある連合国の兵士の墓や戦勝記念碑の尊重・保存・維持の責任）を課せられている。しかし、本稿のとおりあげている問題に特に関係があると思われるのは、オーストリア国家条約第四条の次のような規定である。⁴¹

第四条 アンシュルスの禁止

1 主要連合国（筆者註、米・英・ソ連・フランスの四国）は、オーストリアとドイツとの間の政治上または経済上の連合を禁

止することを宣言する。オーストリアは、この問題についてのその責任を完全にみとめ、いかなる形にせよドイツと政治上または経済上の連合をなしてはならない。

2 このような連合を予防するために、オーストリアは、直接にせよ間接にせよ、ドイツとの政治上または経済上の連合を助長するような、すなわちその領土の保全あるいは政治上または経済上の独立を害するようないかなる協定をもドイツと結んではならないし、そのようないかなる行動もしてはならないし、またそのようないかなる手段もとってはならない。さらに、オーストリアは、その領土内で直接にせよ間接にせよそのような連合を助長するようないかなる行動をも予防することを約束し、ドイツとの政治上または経済上の連合をその目的とするいかなる団体の存在・再興・活動及びドイツとの連合に賛成する汎ドイツ主義の宣伝を防止しなければならない。

この第四条の規定は、第一大戦後の諸平和条約にさだめられた類似の規定、すなわち対独ベルサイユ平和条約の第八十八条及び対オーストリア・セントジャーメイン平和条約の第八十条よりもはるかに詳細であるといわれている⁽⁴²⁾。この第四条の規定は、完全に自主独立でありたいとするオーストリア国民の意思と合致するものであり、憲法的性格をもったものであるといわれている⁽⁴³⁾。オーストリア国民のみならずいかなる国の国民であろうと完全に自主独立でありたいと希求するのは当然のことであるが、それにもかゝらずオーストリアに何故にとくにかゝる行動の制限・禁止を義務づけたのであろうか。ベルサイユ平和条約第八十八条及びセントジャーメイン平和条約第八十条があつたにもかゝらず、またそれがオーストリア国民の意思によるものであろうとなかろうと、現実にはオーストリアはヒットラーのドイツによって併合せられドイツの一部として第二大戦にまきこまれたのであつた。したがって、オーストリア国民の完全に自主独立でありたいという意思と合致するものであろうとなかろうと、東方陣営のソ連のみならず西方陣営の米・英・フランスもともにその必要を感じて、ある意味ではオーストリアの行

動の自由を束縛する措置をオーストリアに義務として積極的に特に課したのである。

ところで第四条では「連合 (union)」という言葉がつかわれている。オーストリア国家条約のドイツ語正文では union のところは Vereinigung となっている。union という言葉は、万国郵便連合 (Universal Postal Union) のように国際機構の名称としてつかわれることもあるし、関税同盟 (customs union) のように複数国の経済上の結合を意味することもある。また、身上連合 (personal union) と真正連合 (real union) とは共に、union ではあるが、その union を構成する複数国が、一方は事実上二カ国として独立であるのに、他方は事実上一国として行動するものである。したがって、「連合 (union)」を禁止するといっても、オーストリアに禁止せられている連合の内容、すなわちオーストリアはいかなる連合を禁止せられているのかということが問題となる。同条第二項の「……ドイツとの政治上または経済上の連合を助長するような、すなわちその領土保全あるいは政治上または経済上の独立を害するような……」という文言が、オーストリアに禁止せられている連合の内容をしめすものであると思われる。⁽⁴⁴⁾ オーストリアは、その領土の保全を害したり政治上または経済上の独立をそこなうような結合をドイツとなすことが禁止せられているのであり、同条約第二条で四大国によって尊重されているオーストリアの独立と領土の保全を対ドイツとの関係で維持すべき義務をオーストリアに課しているのであって、第四条のタイトルの文字どおりの「合邦の禁止」なのである。この第四条のタイトル「アンシュルス (Anschluss) の禁止」とは、ドイツとオーストリアとの合邦の禁止なのである。したがって、このオーストリア国家条約の中で他に別段のさだめがないかぎりには、また他の条約による特別の禁止がないかぎりには、オーストリアはその独立・主権・領土保全を害しないならびにかなる関係をドイツとの間にもつことも許されているのである。こゝにいうところのドイツとは、現在のドイツ連邦共和国だけでなく、将来統一されるドイツをも意味するものである。⁽⁴⁵⁾ さらに、現実の問題としては考

えられないけれども、ドイツ民主共和国（東ドイツ）との合邦も禁止されているのである。また、この合邦の禁止は、オーストリアとドイツとの間の合邦の禁止であつて、オーストリアが主となりドイツが従となつての合邦、その反対の立場での合邦、オーストリアとドイツとの対等の立場での合邦のいかなる立場での合邦も禁止されていると解すべきであろう。つぎに、ドイツとの直接の合邦はもちろんのことであるが、他の第三国も加ふることによつて、直接ドイツと合邦するのではなくとも、結果において事実上ドイツと合邦することになるならば、これも禁止せられてゐるのである。

このように、オーストリア国家条約第四条によつて、オーストリアはドイツとの合邦、すなわちその領土保全や政治上または経済上の独立をそこなうようなドイツとの結合を禁止せられてゐるが、これは、オーストリアの永世中立を承認した他の国々に対して、オーストリアが永世中立国としておつてゐる義務でもあるのである。したがつて、もしオーストリアが永世中立にならなかつたとしたら、あるいは将来オーストリアが永世中立の地位を脱するならば、オーストリア国家条約第四条による「ドイツとの合邦禁止」は、西ドイツがE.E.C.のメンバーであるから、オーストリアとE.E.C.との関係をとりあげるにあつて特別の意味をもつてくるかもしれない。しかし、オーストリアが永世中立国である現在、オーストリアのE.E.C.への加盟または連携の問題を考慮するにあつて、ドイツとの合邦の禁止は特別の意味をもたないのであり、オーストリアを他の永世中立国と區別して取扱ふ必要はないと考へられる。

(25) Verdross, Die immerwährende Neutralität der Republik Österreich, S.15~16. 及び Petitpierre, a. a. O.,

S.5. では、永世中立国は侵略に対してあらゆる手段をつくして自国領土をまもる義務があり、それ故に永世中立は武装中立でなくてはならないと主張している。しかしながら、外部からの侵略に対してあらゆる手段をつくす義務があるから

といつて、それから永世中立国が軍備をもつ義務があると結論することには疑問がある。

(26) 田岡、前掲論文「オーストリアの永世中立」、五〇六頁、及び同じく、田岡、前掲書「永世中立と日本の安全保障」、一三〇～一三二頁。

(27) モスコウ覚書は Ermacora, a. a. O., S. 22～24. による。なお、モスコウ覚書は、American Journal of International Law, 1955, Vol. 49, pp. 191～194. にもみられる。米国際法雑誌によるとモスコウ覚書は三部からなっているが、エルマコーラでは二部にわけられており、米国際法雑誌で第三部となつてゐるところは第二部の中に入れてある。

(28) 田岡、前掲論文、六頁、及び、田岡、前掲書、一三二頁。

(29) オーストリアの永世中立の承認に関する日本国政府とオーストリア政府との間の交換公文については、田畑茂二郎・高林秀雄編、国際条約・資料集、昭和三十五年、三六一～三六二頁。

(30) たとえば、前述の(2)永世中立国の義務の中でフェアドロス。

(31) Kunz, op. cit., p. 422.

(32) Ermacora a. a. O., S. 22～23.

(33) Verdross, a. a. O., S. 11～12.

(34) Ermacora, a. a. O., S. 108～110.

(35) Kunz, op. cit., p. 421.

(36) Verdross, a. a. O., S. 12～13.

(37) モスコウ覚書をフェアドロスのように考えるならば、中立に関する連邦憲法規程第一条一項の「……こゝに自由意思をもつて (aus freien Stücken, of its own free will) 永世中立を宣言する。」の「自由意思をもつて」の意味が説明できるとはしない。しかしながら、オーストリアが永世中立になつた沿革を考えるならば、実情はオーストリアが心から望んで永世中立になつたわけではないのである。また、本文から明らかのように、オーストリアが自由意思で永世中立に

なったといつても、その自由意思で一方的に永世中立の地位から脱しうるわけではないのである。

たゞ、筆者として気にかかる点は、フェアドロス (Verdross, a. a. O., S. 11 ~ 12.) も ヘルムローラ (Ernacora, a. a. O., S. 95, 105 und 109.) も、外国がオーストリアの中立を「承認する (anerkennen) または認知する (zu Kenntnis nehmen)」とか「一部では明瞭に承認し (ausdrücklich anerkennen) 一部では異議なく認知し (widerspruchlos zur Kenntnis nehmen)」とつかいわけていることである。田畑・高林編、前掲書、三六二頁では、日本からの交換公文は「承認する」となっているが、諸外国からの中にはあるいは「異議なく認知する」となっているのがあるかもしれないが、確認することはできなかった。フェアドロス及びヘルムローラがこのように言葉をつかいわけていることはなにか実質的意味を含ませているのであろうか。「認知した」あるいは「異議なく認知した」という場合には、オーストリアの永世中立を「承認する」という積極的意味をもたないで、単にオーストリアの永世中立の通告を受領了解したというだけの消極的意味しかもたず、したがってそれ等の外国はオーストリアの永世中立を尊重する義務をおわらないのであり、またオーストリアもそれ等の外国に対してはその永世中立の義務をおわらないもしくは一方的に免れうることを意味するのであろうか。

(38) Kunz, op. cit., p. 422.

(39) Ernacora, a. a. O., S. 109.

(40) 註 12 (ハイド) 及び二 永世中立国の義務の本文 (ロウターパクト) のところで、永世中立国は新に領土を取得することができるかどうかについて意見がわかれていることにふれた。また Baumgartner, op. cit., p. 9. にも「ベルギーがコンゴ自由国を併合した場合を例にあげて、この問題が論争点になっていることを述べている。田岡教授は、永世中立国は保障国の同意なしには新に領土を取得することはできないという説に賛成している (田岡、前掲書、二〇二頁 ~ 二〇五頁)。したがって、イタリーからの南チロルの返還のようなオーストリアが領土を新に取得することを問題とする場合には、保障の問題にふれる必要がでてくるのであろう。」

(41) オーストリア国家条約第三十八条一項によれば、条約はロシア語・英語・フランス語・ドイツ語が公的 (authentic, authentisch) なものとされている。以下、英文条約は外務省条約局、条約集、第三十三集三十五巻、ドイツ文条約は Ermacora, a. a. O., 26 ~ 46 を参照。

(42) Kunz, op. cit., p. 537.

(43) Ermacora, a. a. O., S. 51.

(44) 筆者は、オーストリア国家条約第四条の中で、"political or economic union," "eine politische oder wirtschaftliche Vereinigung." の or, oder は「または」「あるいは」と解したが、"to promote political or economic union with Germany, or to impair its territorial integrity or political or economic independence," "eine politische oder wirtschaftliche Vereinigung mit Deutschland zu fördern oder seine territoriale Unversehrtheit oder politische oder wirtschaftliche Unabhängigkeit zu beeinträchtigen" の or, oder は「すなわち」と解した。なお、この第四条の解釈または実施について、直接の外交交渉によって解決されずして紛争がおこったならば、米・英・ソ連・フランスの四カ国のウィーン駐在外交使節の長からなる外交団に付託され、そこで二カ月内に解決されずまた紛争当事国間で他の解決方法が合意されない場合には、紛争当事国のどちらか一方の要請で、両紛争当事国の代表各一人と第三者からなる三人委員会に付託され、ここで最終的に拘束力ある決定がなされることになっている (オーストリア国家条約第三十五条)。

(45) Kunz, op. cit., p. 537.

第四節 オーストリアとEEC

前述したように、オーストリアがEECに加盟または連携するにあたっての問題は、それがオーストリアの独立

の喪失または喪失にみちびくことにならないかということ、E E C諸国と他国との間の戦争でオーストリアが中立国として経済上の公平義務をまもりうるかどうかということである。

永世中立国の問題をとりあげる場合に、永世中立国が他国と関税連合を結ぶことができるかどうかということがよく論議される。この場合に必ずといってよいほど引用されるのが、一八三一年に永世中立国になったベルギーが一八四〇年から一八四二年にかけてフランスと関税連合を結ぼうとして結局は実現しなかった事例と、一八六七年に永世中立国として独立したルクセンブルグが一八四二年から加入していたドイツ関税連合にそのままとまることを許されていた事例とである。⁽⁴⁶⁾永世中立国が他国と関税連合を結ぶことはなんらさしつかえないとする説と永世中立国は関税連合に入ることとはできないとする説とがある。⁽⁴⁷⁾リヒターは、このいずれの立場も「同じように不正確である」として反対し、その永世中立国が「防衛能力があり経済上自立している国であるか、または防衛能力がなくしたがって他国に依存している国であるかの区別をすべきである」と主張している。⁽⁴⁸⁾さらに、リヒターは、永世中立国は関税連合に入ることができないという説をとるピクチォーニがルクセンブルグの場合を原則の例外であるとしたのに反対して、

「ほんのすこし前までは国際法上不可能であるとされたことをある場合に突然例外としてみとめることができるのは全く不可解である。こゝでとりあげているのは、文法の法則ではなくいかなる例外も許されない国際法観（*Völkerrechtsanschauungen*）なのであって、その国際法観が一般的に妥当しないならば、もはやなんらの存在価値もないのである。ドイツ関税連合の場合にまさしくあてはまるのであるが、関税連合は常に真正連合へと近づきものであるというピクチォーニの見解にはなお一言する必要がある。ドイツの統一をもたらしたのは、ドイツ関税連合ではなくしてドイツ帝国の根本理念である民族的努力であり、その指導者たちが関税連合をその先ダチとしたのである。この共属感情は徐々に目的に達するために種々の

方策をたどるのであり、その一つがこの関税連合なのである。それ故に、関税連合は弱い国が強国に併合される危険を常につきりだすものであるとピクチォーニがいつているのは全く正しくないのである。単なる関税連合ならば異民族にとっては利益共同体をつくるにすぎないものである。」

といっている。⁽⁴⁹⁾ 永世中立国が関税連合に加入できるかどうかについては国際法上の原則があるとはいえないのであって、個々の場合について判断すべきであるとするリヒターの主張は正しいと思われる。しかしながら、その個々の場合について判断する基準をその永世中立国が防衛能力があり経済上自立している国であるかまたは防衛能力がなく他に依存している国であるかにもとめているのは、正しくないのみならず、誤解を生じやすいと思われる。リヒターは、

「スイスやベルギーのように経済上自立している国は、自国よりも強力な隣国との関税同盟に入ることにはできない。このような国は、その経済上の自立をあやうくされ、なかんづく他国の政治的影響をうけやすくなるからである。これは、平和を促進するのではなく反対の結果をもつことになるから、永世中立の目的に反することになる。永世中立国は他国に従属することになる。……………この依存政策はしまいはなんら安全な政策ではありえなくなり、そのあげくは永世中立国がその外国の国際政治における勢力を増大することになるのであって、これこそまさに永世中立国がひかえねばならないことなのである。」

「経済上自立の能力がなく防衛能力もない国、例えばルクセンブルグのような国の場合には、前述のような危険は存在しないのである。このような国は、軍事上無力であるから、関税連合を結んでいる外国を政治的にも軍事的にも強化することは全然ないのであり、その関係でとりたてていう程の従属関係を生ずることもありえないのである。他面、その永世中立国は、その恰好の販路である隣国がなんらの関税制限も課さないことによって、経済的繁栄を可能ならしめることになるのである。したがって、関税連合は、防衛能力のない永世中立国にとっては加入が許されるのみならず、事情によっては願わしく且つ必要

なものなのである。」

といっている⁽⁵⁰⁾。しかしながら、ある永世中立国が防衛能力があるとかないとかいうことは客観的にきめうるものではないのである。しかも、前述したように、ベルギーは国内警察を除いては兵力の保持を禁止されていたことを考えるべきである。防衛能力があり経済上自立している永世中立国が、外国と関税連合を結ぶと、その経済上の自立をあやうくされ、その外国の政治的影響をうけやすくなるが、経済上自立の能力がなく防衛能力もない永世中立国は、経済上の関係をのぞいては、とりたてていう程の従属関係を生じないというのは、むしろ逆ではなからうか。外国と関税連合を結ぶことによって、経済上の自立を失い、その外国の政治的影響をうけやすくなり、なんらかの従属関係を生じることになるかどうかは、その関税連合の性格あるいは機能によってきまることである。さらに、ベルギーにとっても、ルクセンブルグにとっても、関税連合を結ぶことが願わしく且つ必要であったことにはかわりはないのである。ただ、前述のリヒターの見解の中で、関税連合に加わることによって「平和を促進するのではなく反対の結果をもつことになり、永世中立の目的に反する」かどうかに基準をもとめようとしている態度には首肯しうるところがある。永世中立国はある意味での「緩衝国」であるといわれているように、その国に利害関係のある諸外国が、その国の軍事上・経済上の重要性から、その国が防衛能力があるとないつかかわらず——むしろ防衛能力のない場合のほうがよけいに——その国を永世中立国にするのである。このように考えてくるならば、永世中立国が関税連合に入ることができるかどうかについては、国際法上の原則があるわけではなく、個々の場合について、すなわち永世中立の制度の目的から演繹される永世中立国の義務を基準としてその関税連合の性格・機能から判断するのが正しいやり方であると思われる。

一九五五年十二月にオーストリアは国際連合への加入を許された。このオーストリアの国連加入の問題をとりあげた学者はいずれも、国連が平和破壊者に強制行動をとった場合にオーストリアが永世中立国として所謂「戦時における中立」をまもることができるとかを問題にしたのである。⁽⁵¹⁾ 同じく国連のメンバーではあるが本来はソ連の構成分子であるウクライナ・白ロシアは別として、国連のメンバーは国連に加入したからといってその独立を失っているわけではない。したがって、オーストリアの国連加入にあたって、これが永世中立国であるオーストリアの独立の喪失になるかどうかの点は問題外であるとして、所謂「戦時における中立」をまもることができるといふ点を問題にしたのである。しかしながら、オーストリアのE E Cへの加盟または連携の問題をとりあげる場合には、E E C諸国と他国との間の戦争でオーストリアが中立の義務なканずく経済上の公平義務をまもることができるとどうかということのほか、E E Cへの加盟または連携がオーストリアの独立の喪失または喪失にみちびくことにならないかの点からも考察する必要があるわけである。そのためには、E E Cの国際法的性格を明らかにする必要がある。

一九五七年三月二十五日にローマでベルギー・ドイツ連邦共和国(西ドイツ)・フランス・イタリア・ルクセンブルグ・オランダの間に署名された「ヨーロッパ経済共同体を設置する条約」(以下ローマ条約と略称)は、前文・本文二四八カ条・付属書からなっている。⁽⁵²⁾ このローマ条約は全署名国の批准によって一九五八年一月一日に発効した。ローマ条約によって成立したE E Cの制度・運営が従来の国際機構のそれとちがっているところから、E E Cは連邦国家(federation)または准連邦国家(a quasi-federal state)であると考えられるかもしれないが、このような考えはあまりにも独断的であり誤解であって、E E Cは従来の国際機構と根本的にはちがっていないという主張がある。⁽⁵³⁾ しかしながら、フェアドロスは、「制度上・機能上の判断基準によって超国家的国家結合(übernationale

Staatenverbindung) なるものがあり」⁵⁴これは「連邦国家的混入物をもった (mit bundesstaatlichen Einschlägen) 新しい型の国家結合」であるが、「国際法の規範にのっとって改廃されうるような国際条約に基いているから、国際上の国家結合 (völkerrechtliche Staatenverbindung) である」として、E E C をこのような「超国家的国際機構 (supranationale Organisation)」であるとして⁵⁴いる。ところで、E E C は、従来の関税連合とは異り、共同市場 (Common Market) といわれているように、農業・鉄鋼・石炭・石油等の問題をはじめとして関税・貿易・運輸・資本・通貨・労働等の分野にいたるまで共通の経済・社会政策をとろうとするものである。ローマ条約の内容が経済的なものであるからといって、それを実行する手段は政治的な概念に依存するものであって、政治と経済とは決して無縁のものではないのである。関税連合は単なる経済的統合であって政治的統合を含むものではないが、しかし、一八七一年のドイツ統一がそれ以前から存在していたドイツ関税連合を根底としていたように、経済的現象は政治的または法律的現象の基盤となりやすいものであるといわれている⁵⁵。しかも前述のように E E C は単なる関税連合ではなくそれ以上のものなのである。ところで、一九五五年六月一日〜二日にメシナ (Messina) で開かれた六カ国外相会議は、ヨーロッパ統合を促進するための今後の処置を討議した結果として、経済的分野とくにあらゆる経済部門での共同市場をつくることよって、ヨーロッパの統合をおしすすめる決意をしたが⁵⁷、これが現在の E E C の設立の端緒となったのである。共同市場はまさに第二大戦後ヨーロッパにみられた統一への二つの運動すなわち経済的なものと政治的なものとを融合したものである⁵⁸。さらに、E E C の性格に関連して注意されなければならないことは、E E C の経済統合が長期計画に基いて段階的に行われていることである⁵⁹。したがって、E E C は、現状において普通の国際機構と形式上も実質上もちがわなからといって、将来においては、たとえ形式上は普通の国際機構であっても実質上は普通の国際機構とちがったものになってくるかもしれないのであり、またそうなる可能性があるわけ

である。EECの国際法的性格については別の機会に詳論するが、とにかく、EECの本質・目的から考えても、EECの制度・機能から考えても、オーストリアのEECへの正式加盟には障害があると考えられるのである。オーストリアの正式の加盟についての障害とは、オーストリアが永世中立国としておっている義務に反することである。すなわち、たとえ独立を失うとはいえないにしても独立を失うおそれのある行為の禁止に反し、また、EEC諸国とオーストリアとが経済的に実質上不可分に結びつけられる結果として、EEC諸国と他国との間の戦争で経済上の公平義務を維持しえないことになるのである。EECがつくられた後で英国がイニシアティブをとって結成したEFTAにオーストリアは参加したが、これに関連してツェルネッツは次のようにいっている。⁽⁶⁾

「なぜオーストリアはEWGに参加しないことにしたのか。政府及び政府与党は、FWGへの参加は一九五五年の中立宣言に基くオーストリアの義務に一致しないという立場をとった。この問題については、数カ月にわたってはげしい討論がなされた。国際法学者はその専門家としての鑑定書を發表したが、驚くべきことには法律家たちは互いにはげしく対立して相反する意見を主張したのであった。オーストリアの国際法の耆宿フェアドロス教授は、中立国はその中立をそこなつてはならないから超国家的機関にその主権を移譲してはならないという厳密な立場をとった。オーストリア国民党所属の国会議員トンチック(Lujo Toncic)博士も国際法上同じ立場をとった。これに対して、若き国法学教授エルマコーラは、EWGは経済的連合にすぎないのであってオーストリアの中立は単なる軍事的性格のものにすぎないという意見を主張した。EWGのメンバーはその国家主権すなわちその独立の一部を放棄するのに反してEFTAではそれが保持されるという事実をエルマコーラ教授は全くみとめないのである。しかしながらこれが決定的な相異なるのである。とくにスイスの国際法学者たちは、ローマ条約が時間的に無制限であつて解約告知約款を含んでいないことに注目している。中立国は、EWGに参加したら、ローマ条約は全然メンバーの脱退を予見していないから、戦時にその共同体から去ることはもはやできないのである。中立国がEWGに所属することを完全にしめだしているのである。」

かくして、オーストリアは、その永世中立国としての義務に反するからE E Cには加入せずして、E F T Aに参加したのである。ところが、前述のように、E F T Aの中での指導的国家である英国がE E Cに正式加盟する態度をきめたことに端を発して、オーストリアも他の永世中立国スイス及び中立主義的外交政策をとるスエーデンとかたらって共にE E Cとの連携を働きかけたのである。本年（一九六三年）一月末の英国のE E Cへの加盟の交渉が失敗した結果、スイス・スエーデンを含む他のE F T A諸国はE E Cとの加盟または連携の交渉を見送る態度であるにもかかわらず、オーストリアだけはE E Cとの連携の交渉にきわめて熱意をもっており積極的である。これはもっぱらE E C諸国との貿易が輸出入のいずれも約五〇パーセントをしめているというオーストリアの対外経済関係の必要に基くものであろう。ところでE E Cとの連携とはいかなるものであろうか。

ローマ条約第二三七条は、英国が試みたようなE E Cの正式のメンバーになることについての規定である。ヨーロッパの国家であれば、理事会（ローマ条約第一四六条によれば、各加盟国の政府代表から構成されている）に加盟を申請し、理事会が委員会（ローマ条約第一五七条及び第一五八条によれば、加盟国政府間の合意によって任命せられる九人の委員から構成されている）の意見を徴した後全員一致で賛成すれば正式のメンバーとなることができるのである。正式のメンバーとして加入する場合でも、加入についてなにか条件をつけるならば、各加盟国とその加入申請国との間にその条件についての協定がつけられ批准されなければならないことになっている。ところが、オーストリアが意図しているのは、このような正式加盟ではなくして、ローマ条約第二三八条に基づくE E Cとの連携（association, Assoziierung）である。⁶²⁾この第二三八条によってE E Cと連携することが許されるのはヨーロッパの国であるか否かを問わないのであり、また国際機構でもよいのである。この連携の申請は理事会になされ、理事会が総会（ヨーロッパ議会のことである。ローマ条約第一三八条によれば、各加盟国議会がその議員の中から指名するもの、ベルギー十四人・ド

イツ三十六人・フランス三十六人・イタリー三十六人・ルクセンブルグ六人・オランダ十四人から構成されているに諮問した後
に全員一致で賛成すれば連携のための協定を締結することができるのである。ところが、連携のための協定は相互
の権利義務・共同行動・特別手続等をさだめるのであって、その内容がローマ条約の修正を含む場合には、同条約
第二三六条の手続がとられて各加盟国の批准をえなければならないのである。連携のための協定がローマ条約の
修正を含んでいなければ各加盟国の批准の必要はないのであるが、しかし、この第二三八条に基く連携のための協
定の内容については、ローマ条約にはなんらの制限もつけられていないのである。⁽⁶³⁾したがって、オーストリアがそ
の永世中立国としての義務に反しないような連携関係をE E Cとの間に設定する道は開けているのである。

しかし、オーストリアはその永世中立国としての立場を保持しながらE E Cと連携することが可能であるといっ
ても、いかなる連携関係が設定せられるべきかを具体的・網羅的にのべることはできない。前述したようにオース
トリアの対E E C諸国との貿易は輸出入いずれも約五〇パーセントをしめているところから、E E Cの域外関税で
はなくてその域内関税をオーストリアにも均霑させるという面だけでの連携関係、換言するならばこの程度の関税
連合を結ぶのであるならば、永世中立国としての義務に反することにはならないであろう。⁽⁶⁴⁾ここでいいうことは、
オーストリアは、E E Cと連携するにあたって、その独立を失うことのないような関係を設定すべきであり、また、
E E C諸国と他国との間の戦争で所謂「戦時における中立義務」なканんずく経済上の公平義務を維持しうるような
関係を設定すべきであるということだけである。しかも、これは永世中立国としてのオーストリアにとって義務で
あるのみならず、オーストリアの永世中立を承認することによって、これを尊重しておかさない義務をおっている
のであるから、オーストリアと連携関係を設定するにあたってE E C諸国にとっても同じく義務なのである。

- (46) Siegfried Richter, *Die Neutralisation von Staaten*, 1913 S. 155 ~ 160. また、田岡、前掲書、一九七〇—一九九頁。
- (47) Ekdahl, *op. cit.*, p. 120. では、永世中立国が関税連合に入ることにして、可能とする説はワンプック (Wampach)、『不可能とする説はデカン (Descamps)』・シュバイツマー (Schweizer)』・ピクチャーニ (Piccioni)』。また、Richter, a. a. O., S. 153. では、前述の人々のほかに、『可能説としてはゲフェケン (Geffeken)』・ホルツェンドルフ (Holtzendorff)』・レグナウト (Regnauts)』・不可能説としてはアジェリャフ (Hagerup)』・フルガシエ (Fourgassie)』をあげている。
- (48) Richter, a. a. O., S. 153.
- (49) *Ibid.*, S. 155 ~ 156.
- (50) *Ibid.*, S. 153 ~ 155.
- (51) 例として、前掲の Alfred Verdross, *Austria's Permanent Neutrality and The United Nations Organization*, *American Journal of International Law*, 1956, Vol. 50, pp. 61 ~ 68. Josef Kunz, *Austria's Permanent Neutrality*, *American Journal of International Law*, 1956, Vol. 50, pp. 418 ~ 425. 田岡良一、オーストリアの永世中立、*国際法外交雑誌*、第五十五巻五号、一〇二—一〇七頁。また、そのほかに、入江啓四郎、オーストリアの中立、*日本国際問題研究所「中立主義の研究」上巻*、昭和三十六年、一九八—二一七頁。高野雄一、*国際連合と中立*、*日本国際問題研究所「中立主義の研究」下巻*、昭和三十六年、二六二—二九三頁。石本泰雄、*国際連合と中立*、田岡良一先生還暦記念論文集「*国際連合の研究*」第一巻、昭和三十七年、六十六—八十七頁、等々。
- ローマ条約の全文は、Amos J. Peaslee, *International Governmental Organization — Constitutional Documents* —, 1961, Vol. II, pp. 524 ~ 585. 及び、Alan Campbell and Dennis Thompson, *Common Market Law*, 1962, pp. 206 ~ 306. なお、ローマ条約第二四八条によると、フランス・ドイツ・イタリア・オランダの四か国語が正文である。

(33) Michel Gaudet, *The Legal Framework of the Community, Legal Problems of EEC and EFTA*, 1961, pp. 8 ~ 12.

(34) Verdross, *Völkerrecht*, S. 280 und 482.

(35) Campbell and Thompson, op. cit., p. 1.

(36) 田岡 前掲書、一九七頁。

(37) Gunther Jaenicke, *Der internationale Charakter der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft, Abhandlungen zum Völkerrecht als Festgabe für Alexander N. Makarov*, 1958, S. 163 ~ 164.

(38) Jean Deniau, *The Objectives and Constitutional Structure of the European Economic Community, Legal Problems of EEC and EFTA*, 1961, p. 1.

(39) ローマ条約第二条。

(40) なお、これに関連ある問題を佐藤和男教授は、「主権国家と国際機構との法的関係」、*政治経済論叢*、第六卷三号、及び「ヨーロッパ共同市場における法と経済」、*国際法外交雑誌*、第六十一卷六号、でとりあげている。

(41) Karl Czernetz, *Österreich und die Einheit Europas, Aktuelle Probleme unserer Zeit* Nr. 4, 1960, S. 19 ~ 20.

(42) 奥村敏雄、*EECにおける連携と准加盟の問題*、早稲田法学会誌、第十三卷、昭和三十七年、一八二頁は、*association* を、*ローマ条約* 第四部の *EEC* 諸国と特別な関係にある国及び領域との場合には連携といい、*ローマ条約* 第三三八条の場合には准加盟とつかいわけている。「連合」という言葉が「連携」よりもやや対等の意味が強いといっているが、所謂「専門機関」である国際機構と国際連合との関係が連携関係であるといわれているように、「連携」という言葉は対等の意味が弱いとはいえないのである。ギリシャのように最終的には完全なメンバーとなることを前提としている場合には准加盟という言葉がたしかに適切であるが、同じく第三三八条による *association* でも国際機構やオーストリアのような場合には、完全なメンバーとなることを前提とするものではないし、*EACU associate* する目的と程度の如何によっては、

国際機構のみならず国家でも「連携」というほうが適切なこともある。なお、外務省経済局経済調査室、前掲書、及び、川崎晴朗、前掲論文、では、「連合」という言葉をつかっている。

(83) Campbell and Thompson, *op. cit.*, pp. 15 ~ 16.

(64) なお、オーストリアは、一九五五年十二月十四日にGATTに加入している。

む す び

以上のべてきたところから、オーストリアは永世中立国の枠内でEECと連携することができるのであって、オーストリアのEECとの連携をいちがいに永世中立国としての義務違反であるとか「冷いアンシュルス」であるとかいうことはできないと思われる。オーストリアとEECとの間に連携協定が実際に締結されて、これに基いて永世中立国としての義務に違反するかどうかを判断すべきである。

オーストリアがEECの枠外にたつことはオーストリアの国家経済にとって重大問題であり、オーストリアは永世中立国としての枠内にEECと連携しようとして積極的に関与している。これに対してのEECの態度はどうであろうか。一九六一年八月の英国のEECへの加盟申請から本年（一九六三年）一月末のこの加盟交渉の決裂にいたるまでの経過がしめすとおり、EECの内部で加盟各国の意見がわかれており、EECは閉鎖性と開放性とのいずれをとるべきかを決しかねているのである。EECのハルスタイン委員長は、一九六一年九月にヨーロッパ議会で「連合は、単なる通商協定、単なる二国間通商組織以上のものである。なるほど、連合された国は政治的には完全な主権を維持する。しかし、連合は、この国とEECとの間に構造的な関係をうちたてる可能性を含んでいる。……連合も、

ヨーロッパ統一の点に有効な方法である。加盟の場合とちがひ、連合についてはさまざまな解決方法が可能である。条約のごく一部分のみを基礎とする連合も、また、条約規定の完全な採用に等しい連合もある。」といっているかとおもうと、数カ月後にアメリカでおこなった演説では「共通政策の例外を認め、政治的統合への前進を妨げ、通商上の特惠制度を拡大し、それによってEECの友人の間に差別を設けることはよくない」といっている⁽⁶⁵⁾。このハルスタイン委員長の発言はまさしくEECの態度をしめすものであり、このようなEECの態度は今日にいたるも継続しておるのであって、オーストリアのEECとの連携のはたらきかけに影響しているのである。オーストリアのEECへの連携の交渉という外交問題の前途を予測することはできないが、しかし、それにつけても、オーストリアの国連加盟に関連してクンツのいった次の言葉は印象ぶかいものがある⁽⁶⁶⁾。

「オーストリア連邦政府によるこの連邦憲法規程の実行は、国際法上の問題としてこの点についての法律上の考察がなされるべきであるのみならず、法律的考察とは別の中立政策上の問題でもある。このような中立政策は現在の世界情勢ではデリケートな仕事である。しかしながら、十年間の外国による占領から生じたいろいろの問題をきわめて巧妙に処理したオーストリアが、オーストリアに有利に、しかも世界平和のためになるように、その永世中立を処理していくことは疑いないところである。」

(65) 川崎、前掲論文、三十四頁。

(66) Kunz, op. cit., p. 424.

「追記」。最近(九月十二日)にトルコがローマ条約第二三八条による連携をみとめられたが、おそらくギリシヤと同様に正式加盟を前提とするものであって、准加盟というほうが適当なものであろう。

第八章 サン・ジェルマン平和条約による南チロルの割譲

——「南チロル問題と国際法 (The Problem of South Tyrol, A Study in International Law)」の第一部より——

サン・ジェルマン平和条約による南チロルの割譲

- 一 サン・ジェルマン平和条約第二十七条二項
- 二 南チロル割譲に対するオーストリアの反対運動
- 三 ロンドン秘密協定

一 サン・ジェルマン平和条約第二十七条二項

第一次世界大戦の敗戦国の一つであるオーストリアに対する平和条約は、一九一九年九月十日に署名されたサンジ

ヘルマンランラーエ国家条約 (Der Staatsvertrag von St.-Germain-en-Laye vom 10. September 1919. 以下サン・ジェルマン平和条約という) である。サン・ジェルマン平和条約の第一部は、第一世界大戦後の他の諸平和条約と同様に、国際連盟規約である。敗戦国オーストリアの領土についての規定は、「オーストリアの国境 (Österreichs Grenzen)」というタイトルの同条約第二部の第二十七条から第三十五条までの諸条項である。ここで問題としてとりあげる所謂「南チロル (Südtirol)」は、第二十七条二項に次のように規定されている。

Artikel 27.

Die Grenzen Österreichs werden wie folgt festgesetzt (vergleiche die beigefügte Karte).

1. Gegen die Schweiz und gegen Liechtenstein:

Die gegenwärtige Grenze.

2. Gegen Italien:

Von der Kote 2645 (Gruben-J.) ostwärts bis zur Kote 2915 (Klopainer Spitze):

eine im Gelände noch zu bestimmende Linie, die über die Kote 1483 verläuft, welche sich auf der Strasse

von Reschen nach Nauders befindet;

von dort ostwärts bis zum Gipfel der Dreiherrnspitze (Kote 3505):

die Linie der Wasserscheide zwischen den Becken des Inn im Norden und der Etsch im Süden;

von dort im allgemeinen gegen Südöst bis zur Kote 2545 (Marchkinkele)

die Linie der Wasserscheide zwischen den Becken der Drau im Osten und der Etsch im Westen;

von dort gegen Südosten bis zur Kote 2483 (Helmspitze):

eine im Gelände noch zu bestimmende Linie, welche die Drau zwischen den Ortschaften Winnbach und Arnbach übersetzt;

von dort gegen Ost-südost bis zur Kote 2050 (Osternig), ungefähr neun Kilometer nordwestlich von Tarvis; die Linie der Wasserscheide zwischen dem Draubecken im Norden und den einander folgenden Becken des Sextenbaches, der Piave und des Tagliamento;

von dort gegen Ost-südost bis zur Kote 1492 (ungefähr zwei Kilometer westlich von Thörl): die Linie der Wasserscheide zwischen dem Fluss Gail im Norden und dem Fluss Gailitz im Süden; von dort gegen Osten bis zur Kote 1509 (Petsch):

eine im Gelände noch zu bestimmende Linie, welche die Gailitz südlich der Stadt und des Bahnhofes von Thörl schneidet und über die Kote 1270 (Cabinberg) verläuft.

3. Im Süden sodann mit dem Gebiete von Klagenfurt, unter Vorbehalt der Bestimmungen des II. Abschnittes des III. Teiles (Politische Bestimmungen über Europa):^(一)

第二十七条

オーストリアの国境を次のように決定する(付録の地図を参照)。

一 スイスおよびリヒテンシュタインに対して。

現在の境界。

二 イタリアに対して。

二六四五高地(ブルーベン・ヨッホ)から東へ二九一五高地(クロッパイネル・シュピツェ)にいたるまでの間は、

レッシェンからナウデルスに通じる街道にある一四八三高地を横断する線にして、この地帯について決定せられる線。
そこから東へドライヘルン・シュピッツェの頂上(三五〇五高地)にいたるまでの間は、

北方のイン盆地と南方のエッチ盆地との間の分水嶺の線。

そこからほゞ南々東へ二五四五高地(マルヒ・キンケレ)にいたるまでの間は、

東方のドラウ盆地と西方のエッチ盆地との間の分水嶺の線。

そこから南東へ二四八三高地(ヘルム・シュピッツェ)にいたるまでの間は、

ピンバッハ部落とアルンバッハ部落との間でドラウ河を横断する線にして、この地帯について決定せられる線。

そこから東南東へ二〇五〇高地(タルビスの約九キロメートル北西にあるオステルニック)にいたるまでの間は、

北方のドラウ盆地とゼックステンバッハ・ピアベ・タグリアメント等の一連の盆地との間の分水嶺の線。

そこから東南東へ一四九二高地(テュールの約二キロメートル西)にいたるまでの間は、

北方のガイル川と南方のガイリッツ川との間の分水嶺の線。

そこから東へ一五〇九高地(ベッチュ)にいたるまでの間は、

テュールの町の駅の駅の南方でガイリッツ川と交差し且つ一二七〇高地(カビンベルグ)を横断する線にして、この地帯につ

いて決定せられる線。

三

この第二十七条につづく第二十八条は次のように規定している。

Artikel 28.

Die im gegenwärtigen Verträge beschriebenen Grenzen sind, soweit sie bestimmt sind, auf einer Karte im

Maßstabe 1 : 1,000,000 eingezeichnet, die dem gegenwärtigen Verträge beigeschlossen ist. Im Falle von Abweichungen zwischen Text und Karte ist der Text maßgebend.⁽⁵⁷⁾

第二十八条

本条約に述べられている境界にして確定しているものについては、本条約に付属している百万分の一の地図に記入されている。条約のテキストと地図とが相異なる場合には、条約のテキストが基準とされる。

ここに「サン・ジェルマン平和条約の第三節「ヨーロッパの政治条項 (politische Bestimmungen über Europa)」の第一節「イタリー」の第三十六条一項には、次のような規定がある。

Abschnitt I.

Italien.

Artikel 36.

Österreich verzichtet, soweit es in Betracht kommt, zugunsten Italiens auf alle Rechte und Ansprüche auf die Gebiete der ehemaligen österreichisch-ungarischen Monarchie, die jenseits der in Artikel 27, Punkt 2, des 2. Teiles (Österreichs Grenzen) bestimmten Grenzen, und zwar zwischen diesen Grenzen, der ehemaligen Grenze Österreich-Ungarns mit Italien, dann dem adriatischen Meere und der später zu bestimmenden Ostgrenze Italiens liegen.

Österreich verzichtet gleichfalls, soweit es in Betracht kommt, zugunsten Italiens auf alle Rechte und Ansprüche auf die übrigen Gebiete der ehemaligen österreichisch-ungarischen Monarchie, die in irgend einem der zur Regelung der gegenwärtigen Angelegenheiten geschlossenen Verträge als Teile Italiens anerkannt

werden.

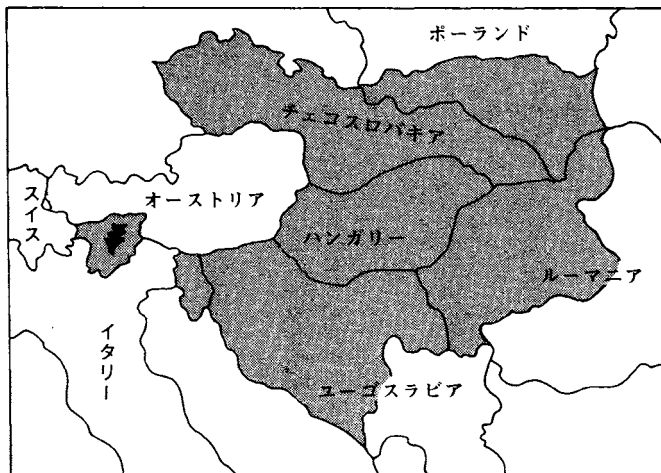
(3)
(4)

第三十六條

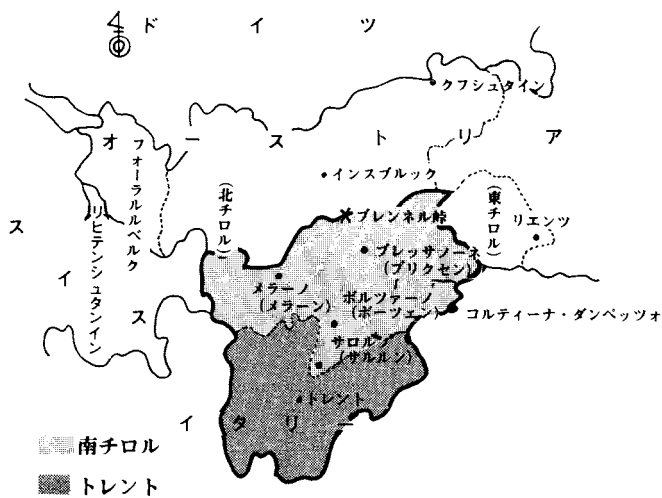
オーストリアは、それが問題となるかぎり、イタリアのために、第二部（オーストリアの国境）の第二十七條二項で決定された境界の向こう側の領域、すなわち、これ等の境界・旧オーストリアハンガリー帝国とイタリアとの境界・アドリア海・後に決定せられるイタリアの東部境界に囲まれた旧オーストリアハンガリー帝国の領土に対する一切の権利ならびに請求権を放棄する。

以上の諸規定とくに第二十七條二項によって、南チロルはオーストリアからイタリアに割讓されたのである。チロル地方（Tiroler Boden）の総面積二万六千七百平方キロメートルのうち一万六千三百平方キロメートルがイタリアに割讓されたのであり（附図Ⅰの矢印の部分）、チロル地方の総人口九十万一千人のうち六十一万九千人が割讓地域に居住していたのである。⁽⁵⁾この六十一万九千人の割讓地域の住民の民族構成はドイツ系・イタリア系・レイトロマン系（Ladiner）の三種類であつて、各民族の居住分布をしめすために明確な線を割讓地域に画することが可能であつた。一九一〇年の統計によると、ブレンネル（Brenner）からサルルン（Saurn）までの南チロル地域（附図Ⅱの横線の部分）九千九百平方キロメートルにはドイツ系二十二万三千人・レイトロマン系一万五千人・イタリア系八千人が居住しており、トレント地域（附図Ⅱの縦線の部分）六千四百平方キロメートルにはイタリア系三十六万七千人・ドイツ系

一万人・レイトロマン系四千人が居住していた。⁽⁶⁾ また、同じく一九二〇年の統計ではあるが、別の資料によると、⁽⁷⁾
 南チロル（附図Ⅱの横線の部分で東南のすみの点線より外側の小地域を除いた部分。現在のボーツェン県）の総人口二十四万
 二千人のうちでドイツ系およびレイトロマン系二十三万五千人・イタリア系七千人であるからイタリア系は総人口



附図Ⅰ 斜線の部分は旧オーストリアハンガリー帝国の版図



附図Ⅱ

の三パーセントであり（オーストリア領として残ったフォールルベルクでは、一九一〇年にはイタリア系は総人口の三・九パーセント）、南チロルの三大都市ボーツェン（Bozen）・ブリクセン（Brixen）・メラーン（Meran）の人口六万一千人のうちでドイツ系およびレイトロマン系五万八千人・イタリア系三千人であるからイタリア系は五パーセント、その他の市町村の人口十八万一千人のうちでドイツ系およびレイトロマン系十七万七千人・イタリア系四千人であるからイタリア系は二パーセントであった。

ドイツ系・イタリア系・レイトロマン系の三民族が割譲地域に混住していたのではなく、ドイツ系およびレイトロマン系の居住地とイタリア系の居住地とにわかれて割譲地域に民族の境界線が存在していたのであった。後述するように、南チロルについての問題点の一つは、ドイツ系およびレイトロマン系とイタリア系との民族の境界線とアルプスの自然的境界線の問題なのである。

- (一) Der Staatsvertrag von St. Germain samt Begleitnote vom 2. September 1919 und einem alphabetischen Nachschlageverzeichnis, Druck und Verlag der Österreichischen Staatsdruckerei, Wien, 1919, S. 34.
- (二) Ibid., S. 39.
- (三) Ibid., S. 41.
- (四) サン・ジェンメン平和条約の英文テキストについては Official Documents, Supplement to the American Journal of International Law, 1920, Vol. 14.
- (五) Herbert Neuner, Südtirol—Geschichtlicher Abriss einer europäischen Frage, Südtirol - Verlag, 1964, S. 5.
- (六) Ibid., S. 5.
- (七) Heinrich von Sieglar, The Problem of South Tyrol, Special Edition of Austria on the Way towards Sovereignty, Neutrality and Prosperity, Verlag für Zeitarchive, Bonn, p. 38.

一 南チロル割譲に対するオーストリアの反対運動

敗戦国がその領土をできるかぎり戦勝国にとられまいとするのは当然のことであつて、オーストリアもサン・ジェルマン平和条約の締結にいたるまでに南チロルの割譲に対して強く抵抗したのであつた。オーストリア・ハンガリー帝国は、すでに敗色濃厚であつた一九一八年十月四日に、スエーデン政府を通じて、当時のアメリカ大統領のウイルソンに、「常に防衛のためにのみ戦争を遂行し且つ流血を終らせて公正にして名誉ある和平にいたる熱意をくり返し表明してきたオーストリア・ハンガリー帝国は、ここに、アメリカ合衆国大統領閣下に、貴国ならびに貴国の同盟国と陸海空についての即時の停戦協定を結び且つそれにひきつづいて直ちに平和条約締結のための交渉にはいることを提案する。この平和条約の締結にあつては、一九一八年一月八日付のウイルソン大統領閣下の議会への教書の十四点および一九一八年二月十二日のウイルソン大統領閣下の演説のなかで述べられた四点を基礎とすると同時に、一九一八年九月二十七日のウイルソン大統領閣下の演説のなかで声明せられた見解をも考慮にいれらるべきものとする」という和平の申し入れをしている。⁽¹⁾

この和平の申し入れのなかで言及されている「ウイルソンの十四点」とは、⁽²⁾

一、平和条約の討議はこれを公開とし且つ公表し、いかなる秘密の國際的了解もなされてはならないのであり、外交は常に公然とすめること。

二、平時・戦時をとわず領海外の海洋の航行の絶対的自由。ただし、國際条約の強制のための國際的行動によつて、海洋を全面的にまたは部分的に閉鎖することはさしつかえない。

三、あらゆる經濟的障壁をできるかぎり除去すること。平和に同意し且つその維持のために結集するすべての國家の間に、平

等な通商条件を確立すること。

四、適当な保障のもとで、国内の治安維持に必要な最低限度にまで、各国の軍備を縮小すること。

五、植民地に対するすべての権利主張については自由かつ偏見のない絶対的に公平な調整をなすこと。主権に関するそのような問題の決定にあたっては当該地域に対して権限がみとめられている政府の正当な権利主張と当該住民の利益とが同じ比重をもつべきであるという原則の厳格な遵守がこのような調整の基礎となる。

六、すべてのロシア領土からの撤兵。ロシアの政治的發展とその国策を自主的に決定するためのなものにも妨げ煩わされることのない機会をもつにあたってロシアが世界の他の諸国の最善にして全く惜しみない協力をえられ且つ自由諸国の国際社会にロシアが自ら選んだ体制のもとで心から歓迎されてうけいられるだけでなくロシアが必要とし欲するあらゆる援助をえられるように、ロシアに関するすべての問題を解決すること。姉妹諸国のロシアに対する今後数カ月間の処遇をそれ等諸国の善意・ロシアの必要に対するそれ等諸国の非利己的な理解・それ等諸国の明白にして無私の同情の試金石とする。

七、ベルギーから撤兵せられ且つベルギーが他のすべての自由諸国なみの主権をなんらの制限もうけずに享有して再興されねばならないことを全世界はみとめる。その相互関係を規律するために各国が自らさだめた法に対する信頼を回復するにはこれにまさる手段はないのである。このような回復手段をとらなければ、国際法の構造と効用は永久にそこなわれる。

八、すべてのフランス領土は解放され且つ侵略された部分は回復されるべきである。一八七一年にプロシアがアルザス・ローヌに関してフランスになした不正はその後五十年にわたる世界の平和をみだしたのであり、平和が世界のすべての国のために再び確保されるようにこの不正は矯正されるべきである。

九、明瞭に識別できる民族の境界線に就いてイタリアの境界地帯の再調整が行なわれるべきである。

十、オーストリア・ハンガリーの国民の国際社会における地位が保護・保障されることを望むとともに、その自治を發展する最も自由な機会がこれ等の国民にあたえられるべきである。

十一、ルーマニア・セルビア・モンテネグロから撤兵せられ且つ占領された地域は回復されるべきである。海洋への自由かつ

確實な通路がセルビアにあたえられるべきである。バルカン諸国家の相互関係は歴史的に確立された忠誠と民族の境界線に
そって友好的な協議でもって決定されるべきである。バルカン諸国家の政治的・經濟的獨立と領土保全を國際的に保障する
協定が締結されるべきである。

十二、現在のオットマン帝国のなかのトルコの領域には確實な主権をみとめるべきであるが、現在トルコの統治のもとにある
異民族には確實な生活保障となにもないものに絶對に妨げられることのない自治發展の機会をみとめるべきである。すべての国
家の船舶と通商のための自由なる通路としてダーダネルス海峡は國際的保障のもとで永久に開放されるべきである。

十三、ポーランドを獨立國家として建設し、ポーランド人が明らかに居住している地域がこれに包含されるべきである。海洋
への自由かつ確實な通路がポーランドにあたえられるべきである。ポーランドの政治的・經濟的獨立と領土保全は國際條約
によつて保障されるべきである。

十四、政治的獨立と領土保全を大國たると小國たるとを問わず相互に保障するための特別の條約のもとで普遍的な國家結合が
組織されねばならない。

また、一九一八年二月十二日のウイルソン大統領の演説のなかでの四点とは、ウイルソン大統領がドイツ首相フ
ォン・ヘルトリン伯 (Count von Hertling) の提案した講和プランを拒否した理由を議會で説明した後に述べたもの
である。⁽³⁾

一、最終的解決としての講和のいずれの部分も当該ケースに固有な妥当性と永続的平和をもたらすような調和とに基づかねば
ならない。

二、人民および領土が単なる家財道具かチェスの「歩」の駒のように一方の主權國家から他方の主權國家へ交換されるべきで
はない。未來永劫に悪名を残した勢力均衡という大バクチにおいてはまさにそうである。

三、この戦争に関連のあるすべての領土的解決は、当該住民の利益と便宜を考慮して行なわれねばならないのであって、相反

目している国家の権利主張の単なる調整または妥協であってはならない。

四、国家の明確な要望にはできるかぎり最大の満足があたえらるべきである。ただし、不和と反目の新しい要素をもちこむかまたは古い要素を永続させることによって、そのうちに結局はヨーロッパの平和したがって世界の平和を破ることのないようにすべきである。

さらに、一九一八年九月二十七日のウイルソン大統領の演説のなかで声明せられた見解とは、アメリカの第四回平和公債の公募にさいしてニューヨークで述べられたものである。⁽⁴⁾ 和平条件の追加として次の「五項目」(The Five Particulars)』をあげている。⁽⁵⁾

一、われわれが正しくありたいと欲する人に対してであらうと正しくありたいと欲しない人に対してであらうと差別のない不偏の正義を適用せねばならない。エコひいきも規格もなく当該各国民の平等権をみとめる正義でなければならぬ。

二、全体の共通の利益と両立しない一国または国家群の特別な利益は最終的解決としての講和のいづれの部分の基礎にもなりえない。

三、普遍的共同社会である国際連盟のなかでは同盟や特別の盟約および了解は存在しえない。

四、さらに明瞭なことであるが、国際連盟のなかでは利己的な特別の経済連合はありえないのであって、いかなる形式での経済的なポイコットまたは排斥も許されない。世界の市場からの締め出しという経済制裁の権限は懲罰と統制のための手段として国際連盟にのみあたえられるであらう。

五、いかなる種類の条約・協定もすべてその全容を世界の他の国々に周知せしめねばならない。特別の同盟および経済的な競争と反目が現代では戦争発生の主因となっている。これ等の戦争発生の主因を法的に確実に除去しないかぎりは偽りの不安定な平和となるであらう。

オーストリア・ハンガリー帝国は以上の二十三点を基礎とする和平を申し入れたのである。この二十三点の和平の基礎のなかで南チロル問題に多くに関係があるのは、「ウイルソンの十四点」のなかの第九点すなわちイタリアとの国境は民族の境界線にそって調整されるべきであるという項目である。前述のように南チロル地域には明らかに民族の境界線が存在していたのであった。

ところで、この和平の申し入れをなした直後の一九一八年十月十三日には、早くもブリクセンで民衆大会が開催され、統一チロルの叫びがあげられている⁽⁶⁾。また、これにつづいて同月には、ポーツェン地方議会(Die Gemaindevertretung von Bozen)は、次のような決議を万場一致で採択している⁽⁷⁾。

オーストリア・ハンガリー帝国政府が恐しい殺戮を終らせるために敵国に講和を申し入れて平和条約ではアメリカ大統領の周知の講和の基本原則をその基礎とすることをみとめたことをポーツェン地方は知った。この講和の基本原則ではイタリアとの境界線を修正してイタリア人が居住しているオーストリアの領土はのかぎりにおいてこれをイタリア王国に割譲することになっているから、イタリア王国の統治のもとにはいることが当該地域の大多数の住民の希求であることを人民投票によって各地域で証明されなにかぎりは、ポーツェン地方はいかなる領土の割譲にも反対であることをここに厳肅に宣言する。チロル州の不可分の構成要素としてオーストリアという国家結合のなかにとどまることがポーツェン地方の住民の希求であることはもともとなんの疑いもないところであるから、ポーツェン地方はその住民の大部分がドイツ系またはレートロマン系である地域の割譲にはとくに厳肅に異議を申し立てるものである。

南チロルの地方自治体の全部がこのポーツェン地方議会の声明にあいついで加わったのである。さらに、レートロマン系もこれに呼応したのであって、ドロミッテン峡谷(Dolomitenaler)の地方自治体は次のような叫びをあげている⁽⁸⁾。

オーストリアの他の民族と同様に、チロル生抜き最古の住民であるわれわれも民族自決権を要求するものである。われわれは、イタリー人ではないのであり、昔からイタリー人といわれることを欲しなかったのであって、将来においてもイタリー人になるつもりはないのである。……われわれは、チローラーであり、今後もチローラーであることを望むものである。

前述のように「ウイルソンの十四点」のなかの第九点がイタリーとの国境は民族の境界線であるとうたっているにもかかわらず、このように南チロルのドイツ系およびレイトロマン系の住民が統一チロルの叫びをあげてイタリーに帰属することに反対したのは、後述する一九一五年四月二十六日のいわゆるロンドン秘密協定の内容がソ連のボルシェビキ政権によって暴露されていたからである。⁽⁹⁾イタリーが連合国側についてドイツおよびオーストリア・ハンガリーに対して宣戦する代償としてイタリーにブレンネル峠にいたるまでのチロルを割譲するというロンドン秘密協定の存在が一九一七年には既にわかっていたのである。⁽¹⁰⁾

南チロルでの前述のような統一チロルの叫びに呼応して、北チロルでも、チロルの代議員団体であるチロル州会議(Die Tiroler Landesversammlung)は、一九一九年一月二十日に、次のように決議している。⁽¹¹⁾

チロルのドイツ系およびレイトロマン系の全地域が分割されることなく維持されるかどうかの問題にチロルの全人民は深い憂慮の念をいだいている。

われわれチロル人は南チロルの割譲には絶対に応じられないのであり最大の犠牲をはらっても南チロルのドイツ系同胞との共属関係をあきらめることはないと声明するものである。

この決議は当時パリにいたウイルソン大統領宛のチロル州政府の同年二月二十六日付の陳情書のなかにとりいれられている。⁽¹²⁾この陳情書には占領中のイタリー軍の嚴重な監視の目をくぐって同年一月から二月にかけて集められ

たサルルンからブレンネルにいたる間のドイツ系南チロルの全地方自治体およびレートルマン系の居住していた四つの盆地の地方自治体の署名がついている。この陳情書は、中立国スイスのベルンにあったアメリカ公館にチロル州政府の代表によって届けられ、イタリアによる併合に反対してチロルの統一を要請したものである⁽¹³⁾。また、一九一八年十一月に停戦協定が締結されてイタリア軍が南チロルに進駐した直後にロイトニコルシ(Eduard Reut = Niccolussi)の主唱によってインスブルックの州庁(Landhaus)に設置された情報宣伝局は、ベルンに支部をおき、またウィーンにシンパを組織して、イタリアの占領政策に抗議するとともに、南チロルの民族構成・文化等を海外に宣伝して、南チロル分割反対の運動を展開したのであった⁽¹⁴⁾。

このような当該地域(チロル地方)の住民であるチローラーの反対運動とならんで、オーストリアの政府も南チロルの割譲には強く抵抗したのである。前述のように、オーストリア・ハンガリー帝国は、一九一八年十月四日には、「ウィルソンの十四点」を含む二十三点を条件として、「ウィルソンの十四点」のなかの第九点すなわち南チロルをイタリアに割譲しないことを一つの条件として、和平の申し入れをしたのである。同年十月十六日に皇帝カール(Kaiser Karl)はオーストリアが連邦国家として新生することを宣言したが、十月十九日にはチェコスロバキア国会はチェコスロバキアの独立を宣言し、十月三十一日にはハンガリーに革命がおこってハンガリー国会がその支配権を掌握した。ついに十一月十一日に皇帝カールはオーストリアにおける国務の指導権の放棄を宣言し、ここにオーストリア・ハンガリー帝国は崩壊したのである⁽¹⁵⁾。前述の皇帝カールによるオーストリアの連邦国家としての新生の宣言の翌日の十月十七日に、オーストリア・ハンガリー帝国の国会のドイツ系全政党の代表たちは、オーストリア・ハンガリー帝国の国会のドイツ系全議員による制憲議会を十月二十一日にウィーンで開催することを決定した。この制憲議会では次のような決議が採択されている⁽¹⁶⁾。

オーストリアのドイツ系民族はその将来の国家秩序を自ら決定して独立自主のドイツ系オーストリア国家 (ein deutsches reichische Staat) を建設し他国民との関係を自由なる合意によって規制することを決意した。このドイツ系オーストリア国はドイツ系オーストリア人の居住している全地域に対する領土主権を主張するものである。

南チロルを含むドイツ系オーストリア人の居住している全地域を新たに建設されるオーストリア国の版図とすることをドイツ系オーストリア人 (南チロルのそれを含む) がこの決議によって表明したのである。したがって、一九一九年二月十六日に行なわれた総選挙においては、選挙法によって八名の定数が割当られていた南チロルでも選挙が行なわれるべきであったが、前述のように南チロルは既にイタリー軍によって占領されており自由選挙は不可能であったところから、旧オーストリア・ハンガリー帝国の国会に南チロルから選出されていた議員を暫定的にドイツ系オーストリア国の国会議員としたのであった。⁽¹⁷⁾

南チロルの割譲を阻止せんとするドイツ系オーストリア国すなわちオーストリア連邦共和国の努力は、サン・ジェルマン平和条約の締結の交渉にさいして、それも妥結の最後の瞬間まで、粘りよく行なわれたのであった。一九一九年五月二日に連合国側はオーストリアに対して平和条約締結のための代表団の派遣をもとめ、五月十四日にカールレンナー (Karl Renner) 首相を全権代表とするオーストリアの代表団がサンジェルマンナラーエに到着した。⁽¹⁸⁾ 六月二日にオーストリア代表団に連合国側の和平の条件の一部が提示されたが、オーストリア代表団はサン・ジェルマン平和会議の議長であるフランス首相クレマンソー (Georges Clemenceau) に六月十六日付の覚書をおくっている。この覚書のなかで、オーストリアの国境については、次のような態度が表明されている。⁽²⁰⁾

ドイツ系オーストリアの利害圏は、地理的にみると、またその国土の南部の交通路を考慮すると、次のように画定さるべき

である。すなわち、ドイツ系オーストリアは、講和条約によって、東から西にのびる長いアルプスの峡谷によって特色づけられる東アルプスの国家となるべきである。レッシェン峠 (Reschenscheidel) からエッチ (Etsch) 川の上流をくだってアイザック (Isack) 川との合流点にいたり更にリエントツ (Rienz) 川を遡りそこからトブラッハ (Toblach) 平野および全ドラウ盆地をくだってハンガリーとの国境にむかう線は、まさしく一つの長い峡谷をなしているのである。この長い峡谷は、地理的にみても、交通路としても、一体をなした単一のものである。

講和条約の草案で定められているドイツ系オーストリアの国境線を要約すると、次のようなことになる。この講和条約が発効したならば、……とくに南西部においてはブリクセン・ポーツェン・メラーン・マルス (Mals) までもが異なる言葉をつかっている征服者の支配をうけることになるのである。六百万人の住民をもったドイツ系オーストリア国の周囲になお数百万人の同一民族が分散し、同じ種族に属し同じ言葉を話しその一部は同一の家系に属しながら隣接の国々でその敵意ある支配をうけることになるのである。これは推測できないような重大な紛争のタネをまくものであり、こんな間違ったことが許されてはならないのである。

さらに、オーストリア代表団は、八月六日に、和平の条件について、次のような見解を表明し反対提案をして⁽²⁾いる。

いわゆる和平の条件の文言は民族の解放と統一をもとめるドイツ系オーストリア国民の願望を全くはつきりと拒否している。北ボヘミア (Nordböhmern) ・ズーデッテン地方 (Sudetenland) ・南ボヘミアと南モラヴィア (Südmähren) ・シュタイアマーク (Steiermark) とケルテン (Kärnten) ・ブレンネルの向う側のあるドイツ系民族の広大なガウ (Gau) 地方) が他国にひきわたされ異民族に従属せしめられることになっている。ズーデッテン地方およびアルプス地方のドイツ系民族は一五二六年以降は同一の帝国の国民であり、その大部分は血縁姻戚関係があつて真に一つの家系をなしているのであるが、それが二つの国に従属することになるのである。しかもこの二つの国が敵意をもつた国であるとは。

南チロルは、いわゆる和平の条件によると、實際上自由をうばわれることになるのである。

この戦争で疲労困憊し挫折した民族の心をおそった自暴自棄にもかかわらず、山岳民族チローラーたちは、その国土の解放を信じ、正義感が廃墟のなかでも常に力を与えるであろうと確信していた。戦勝国は、戦争中も、さらに戦争終結後も、戦勝国の国民たると敗戦国の国民たるとをわず全世界に、社会的政治的隷属関係の廃止と正義の秩序とを期待せしめたのであった。戦勝国は自決権 (Selbstbestimmungsrecht) すなわち民族の意思と幸福にもとづく安定した平和という素晴らしい原則を予告したのであった。

ドイツ系オーストリアはチロルの解放と統一が法律的にも実際にも正義ならびに現実の経済生活の基本要件であることを明らかにした充分な根拠を提示したのである。

このように、南チロルの割譲に強く反対し、イタリアーとの国境は人種上の境界 (die ethnographische Grenze) にもとづいて決定されることを主張したのである。⁽²²⁾

同年九月二日にオーストリア代表团に和平の条件についての最終テキストが手交された。⁽²³⁾ 五日間の回答期限付の最終テキストでは、オーストリアとユーゴスラビアとの国境の画定に関してはオーストリアの反対提案がうけいれられて和平の条件が修正されていたが、南チロルに関してはなんらの変更もなされていなかった。しかし、南チロル割譲に対するオーストリアの抗議にこたえて、クレマンソーの署名した次のような文言を含んだ総括覚書 (Mantelnote) が最終テキストについていた。⁽²⁴⁾

オーストリア代表团に提示した和平の条件のなかのイタリアーとオーストリアとの間の境界についてなんらの変更もくわえる必要がないと連合国は考えた。イタリアー首相がローマの国会できわめて明快に言明したところから推定されるように、イタリアー

「政府は新たに臣民となったドイツ系に対してその言語・文化および経済上の利益について広汎な寛容の政策をとるものである。九月六日にオーストリア国会は賛成九十六・反対二十三で和平の条件についての最終テキストの受諾を決定し、九月十日にレンナー首相がサンジェルマンラレーエにおいて平和条約に署名したのであった。⁽²⁵⁾

オーストリアは第二大戦後の一九五五年に永世中立国となった。⁽²⁶⁾ところで、この南チロルの割譲に対するオーストリアの反対運動に関連して、チロルの中立化の構想が当時存在していたという事実は興味のあるところである。イタリアの軍事上・戦略上の理由にもとづく南チロルの割譲の要求に反対して、オーストリアは、チロルの統一をまもるために、チロルの中立化を提案した。前述の一九一九年六月十六日付のオーストリア代表団のクレマンソー宛の覚書の付属文書Eは、四カ条からなる「チロルの中立に関する付属協定」(Ansatzkonvention über die Neutra-Hitai Tirols)である。⁽²⁷⁾この付属協定によると、南チロルを含む全チロルをスイスの中立に関係せしめて、この中立を列国が承認して保障し、軍事基地・軍需工場・軍需品倉庫等をチロルに設置することを禁止し、オーストリアまたはオーストリアおよびイタリアの隣国とイタリアとが戦争状態になった場合にオーストリアまたはイタリアがスイスにチロルの軍事占領を申し入れることになっていた。このように、オーストリアは、イタリアの南チロル併合を阻止してチロルの統一を維持するために、チロルの中立化までも提案したのであった。

(1) Herbert Kraus und Gustav Rödiger, *Chronik der Friedensverhandlungen nebst einer Übersicht über die Diplomatie des Weltkrieges*, Verlag von Franz Vahlen, Berlin, 1920, S. 87 ~ 88.

(2) Herbert Hoover, *The Ordeal of Woodrow Wilson*, McGraw-Hill Book Company, Inc., New, York, 1958, pp. 20~22.

- (3) Ibid., pp. 23 ~ 24.
- (4) Kraus und Rödiger, a. a. O., S. 86.
- (5) Hoover, op. cit., pp. 25 ~ 26.
- (6) Karl Heinz Ritschel, Diplomatie um Südtirol — Politische Hintergründe eines europäischen Versagens —, Seewald Verlag, Stuttgart, 1966, S. 73.
- (7) Edward Widmoser, Tirol ringt um seine Einheit, Südtirol in Wort und Bild, 3 Jahrgang Heft 4, November 1959, S. 15.
- (8) Paul Herre, Die Südtiroler Frage — Entstehung und Entwicklung eines europäischen Problems der Kriegs- und Nachkriegszeit —, C. H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, München, 1927, S. 50.
- (9) Mathilde De Block, Südtirol, Historische Studies uitgegeven vanwege het Instituut voor Geschiedenis der Rijksuniversiteit te Utrecht, J. B. Wolters, Groningen, 1954, S. 43.
- (10) Widmoser, a. a. O., S. 15 ~ 16. 一九一八年十一月三日の停戦協定によって南チロルに進駐してきたイタリア軍部隊は、南北チロルの間の人的・物的交流ならびに交通・通信を直ちに遮断し、ポーンシェンの壁新聞 (Maueranschläge) にブレンネル峠までのチロルはイタリアの領土であると告示した。南チロルの代表者たちは、インスブルックのチロル州議会に密使を派遣して、チロル州議会ならびにオーストリア国会がイタリアの併合宣言および占領政策は停戦協定の違反であると中立国および敵国に抗議し且つ進駐部隊はイタリア軍だけでなくアメリカ軍およびイギリス軍をも混成するよう
に要求することを要請した。
- (11) Ibid., S. 16.
- (12) Ritschel, a. a. O., S. 77.
- (13) Eduard Reut = Nicolussi, Tirol unterm Beil, C. H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, München, 1928, S. 13.

- (14) Ibid., S. 12 ~ 19.
- (15) Kraus und Rödiger, a. a. O., S. 91, 95 und 102.
- (16) Ritschel, a. a. O., S. 73.
- (17) Ibid., S. 74.
- (18) Kraus und Rödiger, a. a. O., S. 117 und 123.
- (19) Ibid., S. 131.
- (20) Bericht über die Tätigkeit der Deutsch-Österreichischen Friedensdelegation in St. Germain-en-Laye, Nr. 379 der Beilagen der konstituierenden Nationalversammlung, Deutsch-Österreichische Staatsdruckerei, Wien, 1919, I, Bd. S. 132 ~ 133.
- (21) Kraus und Rödiger, a. a. O., S. 144.
- (22) Bericht über St. Germain, a. a. O., II, Bd. S. 78 und 107 ~ 111.
- (23) Kraus und Rödiger a. a. O., S. 145.
- (24) Herre, a. a. O., S. 110 ~ 111.
- (25) Kraus und Rödiger, a. a. O., S. 146.
- (26) オーストリアの永世中立については、第七章（拙稿）「オーストリアとE.E.C.——「オーストリア国家条約」と「中立に関する連邦憲法規程」に関連して——」神戸法学雑誌第十三卷三号、昭和三十八年。
- (27) Bericht über St. Germain, a. a. O., I, Bd. S. 163.

三 ロンドン秘密協定

第一大戦中に、それもアメリカが参戦するまでに、ロシアを含めてイギリス・フランス・イタリア・日本の列強の間で、戦後の勝利の分前について多くの秘密協定が結ばれていた。フーバーの著書「ウッドロー・ウイルソンの試練」によると、このような秘密協定のなかの主なもの⁽¹⁾は、

一、一九一五年三月のロシア・イギリス・フランスの間の交換公文（後にイタリアも加わっている）。ロシアにコンスタンチノーブルの領有とダーダネルス海峡の自由通過をみとめていた。ロシアは北ペルシアの一部を併合し北ペルシアの他の地域に勢力圏をもつことになっていた（この勢力圏と南ペルシアにおけるイギリスの勢力圏との間には中立地帯がつくられる。ロシアはイラク・ヨルダン・シリアを含むメソポタミアのイギリスおよびフランスの勢力圏を支持することに同意していた。

二、一九一五年四月二十六日のイギリス・フランス・ロシア・イタリアの間のロンドン協定。イタリアが連合国に味方して参戦するならば、トレンチノ地方（the Trentino）・ブレンネル峠・トリエステ（Trieste）・ダルマチア（Dalmatia）の一部・アドリア海の若干の島・アナトリア（Anatolia）の一部をイタリアにわたることを約束していた。フューメ（Fiume）の港はセルビアのために留保してイタリアにわたることを明示していた。ニューイングランドの農地の境界標示のように正確にこれ等の地域の境界がきめられていた。

三、一九一六年五月のイギリス・フランスの間のサイクス・ピコー条約（Sykes-Picot Treaty）。フランスはアクリ（Acre）の北までのシリアの海岸とチグリス河（Tigris River）にまで広がっているその背後地域（hinterland）を領有することになっていた。イギリスは地中海にのぞむアクレとハイファ（Haifa）の両港およびバクダッドとペルシア湾との間のメソポタミアの一部を領有することになっていた。若干のアラブ諸国をイギリス・フランス両国の勢力圏に分割し、そこに勢力圏をもつ国が「その資源に対して、また借款供与について、優先権」をもち且つ「そこに自国民である顧問や政府職員を派遣する」ことになっていた。ロシアにみとめたものを除いては、旧トルコ帝国における外国の権利をすべてしめだすもの

であった。イタリーはこの条約の締結をしてこれに加わることをもめ、スミルナ (Smyrna) を領有し且つその北に大きな勢力圏をもつことが一九一七年八月にイタリーに約束せられた。

四、一九一六年八月のフランス・イギリス・ロシアとルーマニアとの間の条約。旧オーストリア帝国からトランシルバニア (Transylvania) およびブルガリアからドブルジャ (Dobruja) がルーマニアに参戦の代償として譲渡されることになっていった。

五、一九一七年二月十六日の日本とイギリスとの間の条約。日本は中国の山東省 (the Chinese Province of Shantung) におけるドイツの利権ならびに太平洋のドイツ領諸島のうちの赤道より北の諸島のすべてをひきつぐことになっていた。イギリスは赤道より南のドイツ領諸島を領有することになっていた。

六、一九一七年二月および三月にロシアとフランスとの間に締結された若干の協定。これ等協定の要旨は、アルザス・ロレーヌ (Alsace-Lorraine) がフランスに返還されるべきこと、ザール地方 (the Saar) がフランスにあたえられること、ライン河の西 (いわゆる「左岸・left bank」) のドイツ領土に中立国をつくることであった。ロシアはコンスタンチノーブルを併合し且つダーダネルス海峡を自由に通航することが確認されていた。ポーランドの処理を含みオーストリアおよびドイツ両帝国の東部領土についてはロシア・フランスの両国は行動の自由をもつことになっていた。ソ連の革命政権が一九一七年十一月にこれ等の協定を暴露した時に、イギリス外相バルフォア (Arthur James Balfour) は、イギリスはこれを認めていないのであり且つ認めるつもりもないと声明した。

七、一九一七年三月のロシアとフランスとの間の交換公文。ロシアはペルシア国境と黒海との間の六万平方マイルの地域を取得することになっていた。フランスはトルコの地中海沿岸の地域の一部 (イギリスと調整されうる範囲) を取得することになっていた。

これ等の秘密協定のなかで南チロル問題に直接に関係があるのは二のロンドン協定である。一九一五年四月二十

六日にロンドンでイギリス外相とフランス・ロシア・イタリアの各駐英大使との間に署名されたこの協定の第四条は次のような内容のものである。⁽²⁾

第四条 平和条約によって、イタリアは、トレンチノ地方、シスアルプス(Cisalpine)、チロルの地理的・自然的境界地帯(geographical and natural frontier) すなわちブレンネル境界地帯(the Brenner frontier)、トリエステ、ゴリチア郡とグラジスカ郡(the counties of Gorizia and Gradisca)、ボロスカ(Volosca)を含むクアルネロ(Quarnero)にいたるまでの全イストリア、イストリア海のケルゾ(Cerso)・ローシニ(Lussin)の諸島、プラブニク(Plavnik)・ウーニエ(Unie)・カニドレ(Candole)・パラツツオリ(Palazzuoli)・サンピエトロジネムビ(San Pietro di Nembi)・アジネッコ(Asinello)・グルイカ(Gruica)の小島群、ならびにその近隣の小島を取得する。

周知のように、一九一四年六月二十八日にセルビアの学生と印刷工とがサラエボ(Sarajevo)でオーストリアの皇太子および皇太子妃を殺害したことに端を発した第一大戦の勃発時には、ドイツ・オーストリア・イタリアの間にいわゆる三国同盟が存在していた。オーストリアがセルビアに最後通告をつきつけた二日の同年七月二十五日に、イタリアは、オーストリアに対して、オーストリアとセルビアとの間の武力衝突では同盟関係にしたがって友好的な態度をとるであろうと声明している。⁽³⁾しかしながら実際にはこの当時の両国の関係はそれほど友好的なものではなかったと言われている。⁽⁴⁾七月二十八日にオーストリアはセルビアに宣戦布告したが、⁽⁵⁾イタリアは、オーストリアおよびドイツから事前に相談をうけなかったことを理由にして、八月三日には中立を公式に表明した。⁽⁶⁾かくして、イタリアは、一方では三国同盟の関係を形式だけではあるが維持し、他方ではフランスおよびイギリスと友好状態をたもって、その領土拡大の熱望をどちらの側がより満足させてくれるか静観していたのであった。この点についてのイタリアに対する最初の打診は連合国側からであって、イギリスおよびフランスがそのピーターズブル

グ(Petersburg)駐在公使を通じてローマに接触してきた。イタリアは、当時のイタリ首相サランドラ(Antonio Sacalandra)の名譽である「sacro egoismo(神聖なる利己主義)」にもとづいて、その中立を放棄して参戦する対価をつりあげるために、オーストリアとイギリス・フランスとを両天秤にかけて、結局は前述の一九一五年四月二十六日のロンドン(秘密)協定を締結し、いわゆるアルプスの自然的境界までの南チロルとトレンチノを約束させたのであった。^(?)

しかしながら、このロンドン秘密協定による南チロル割譲の約束は、「ウイルソンの十四点」のうちの第九点の「民族の境界線」と明らかに衝突するものであった。前述のように、オーストリア・ハンガリー帝国は、一九一八年十月四日に、スエーデン政府を通じて、ウイルソン大統領に、「ウイルソンの十四点」を含む二十三点を基礎とする和平を申し入れた。しかしながら、一九一八年「一月八日の演説の後におこった非常に重要な事態の変化はアメリカ政府の態度と責任とを当然にかえざるをえないものであって、……………」、「……………」。

アメリカ政府はチェコスロバキアとドイツ帝国およびオーストリア・ハンガリー帝国との間に交戦状態が存在し且つチェコスロバキアの国民評議会がチェコスロバキアの軍事ならびに政治を処理する正当な権限をもった事実上の交戦国政府であることを認めている。またアメリカ政府はユーゴスラビアの民族的熱望の正当性をも完全に認めている。したがって「ウイルソンの十四点のなかの第十点の単なる自治を認めるだけをもって和平の基礎とすることはできないとして、ウイルソン大統領は、十月十九日に、オーストリア・ハンガリー政府に、和平の基礎の一つである「ウイルソンの十四点」のなかの第十点の変更を提案した。⁽⁸⁾ オーストリア・ハンガリー政府は、十月二十九日に、第十点の変更を受諾するとともに「……………」。「……………」。したがって、オーストリア・ハンガリー政府は、他の交渉の結果を待つことなく、オーストリア・ハンガリーと連合国との和平ならびにオーストリア・ハンガリーの全

戦線での即時の休戦のための交渉にはいる用意のあることを宣言し、このために必要な手段をとることをウイルソン大統領に要請する」という通告をおくった。⁽⁹⁾ 他方、ドイツも、十月四日に、ウイルソン大統領に、「ウイルソンの十四点とその後の声明」を基礎とする和平を申し入れている。和平実現の前段階である停戦協定の締結のために、ドイツ政府とアメリカ政府との間で、十月八日・十月十二日・十月十四日・十月二十日・十月二十三日・十月二十七日・十一月五日に、覚書が交換されている。その結果ドイツと連合国との間に停戦協定が十一月十一日に締結されたのである。⁽¹⁰⁾

このように「ウイルソンの十四点とその後の声明」を和平の基礎にするという気運がアメリカ政府とドイツ政府およびオーストリア政府との間に生じたところから、ウイルソン大統領は、十月二十三日には、國務長官ランシング(Robert Lansing)を通じて、ワシントンに駐在していたベルギー・ブラジル・中国・キューバ・フランス・イギリス・ギリシア・ガテマラ・ハイチ・ホンジュラス・イタリー・日本・モンテネグロ・ニカラガ・パナマ・ポルトガル・ロシア・セルビア・タイの各国外交使節に、この和平の基礎について諒解をもとめる書信をおくっている。⁽¹¹⁾ その後十一月四日には、当時ヨーロッパにおけるウイルソン大統領の個人的代表であったハウス大佐(Edward E. House)を通じて、ロイドジョージ(David Lloyd George)・クレマンソー・オルランド(Vittorio E. Orlando)のイギリス・フランス・イタリーの各国首相を含む連合国側から、「ウイルソンの十四点」のうちの海洋の自由についての第二点に対する留保つきで「ウイルソンの十四点とその後の声明」を和平の基礎とすることの諒解がとりつけられている。この趣旨のいわゆるランシング覚書が十一月五日にドイツ政府におくられたのであった。⁽¹²⁾

かくして、「ウイルソンの十四点とその後の声明」を和平の基礎として受諾したことによって、イタリーは、ロンドン秘密協定による「地理的・自然的境界線」にしたがっての南チロル併合の権利主張と対立する「民族の境界

線」にしたがってオーストリアとの国境を調整しなければならぬことになり、平和会議でのその立場はきわめて苦しくなったのである。また、ロンドン秘密協定の当事国であるイギリスおよびフランスは、一方ではロンドン秘密協定によってイタリーに参戦の対価として南チロルの割譲を約束しており、他方ではこれと矛盾する「ウィルソンの十四点」のなかの第九点を諒承しており、その立場は微妙なものであった。したがってオーストリアなかなんづくチローラーの期待はアメリカすなわちウィルソン大統領にかかっていたのであった。

平和会議でのイギリス代表団の一員であったニコルスンは、その著書「一九一九年の平和条約の締結」のなかで、次のようにいっている。⁽¹³⁾

私はこれ等の原則を心から信じていただけでなく平和条約は当然にこれ等の原則にだけ基礎をおくであろうと考えていた。ウィルソン大統領がその識見を実行する無限の力をもっていることを知っていた。その当時は、軍資金その他の戦争の原動力のみならず平和の原動力についても、われわれすべてはアメリカに依存していた。食糧補給や資金は完全にワシントンの指令一本にかかっていた。一九一九年のはじめの数カ月にウッドロー・ウィルソンのもっていた強制力は圧倒的なものであった。

ウィルソン大統領は歴史上も先例のないほどに全世界の知的・精神的リーダーシップを当時もっていたのであった。⁽¹⁴⁾ ウィルソン大統領は、そのよき協力者であったハウス大佐さらにはランシング・フーバーを含む人々の反対にもかかわらず平和会議に出席するために、一九一八年十二月十四日にパリーに到着している。⁽¹⁵⁾ 十二月十八日からはじまる予定であった平和会議はその開会を翌年一月十八日まで延期されて、ウィルソン大統領はその間にロンドンとローマを訪問した。⁽¹⁶⁾ この一月はじめのローマ訪問の時には、ウィルソン大統領は、「ウィルソンの十四点」のなかの第九点すなわち民族の境界線によるオーストリアとイタリーとの国境の調整を主張し、ブレンネル境界線すなわち南チロルの併合に反対していた。⁽¹⁷⁾ しかしながら、平和会議の初期の段階で、ウィルソン大統領は、イタリー代

表団に、ブレンネル境界線すなわち南チロルの併合を認めたのであった。⁽¹⁸⁾

ロンドン秘密協定と「ウイルソンの十四点」との間の闘争は帝国主義と民族自決との間の闘争であり旧秩序と新秩序との間の闘争でもあってイタリアー問題は会議全体のテストケースであったと言われている。⁽¹⁹⁾ 平和会議の初期の段階でウイルソン大統領がブレンネル境界線すなわち南チロルの併合をイタリアーに何故に簡単に認めたかは完全な謎であると言われている。イタリアーがウイルソン大統領の最も熱意をもっていた国際連盟規約を平和条約にいれることに反対するとおどしたことによるとか、ユーゴスラビア・アルバニア・ギリシア・トルコ等に関係のある問題についてイタリアーがウイルソンの主張に同調すると約束したことによるとか言われている。いずれにせよ、イタリアーは、全く意外であったオーストリア・ハンガリー帝国の瓦解によってその北部国境に出現したドイツ系国家に対する軍事的・戦略的必要性をロンドン秘密協定の地理的・自然的境界線と結びつけて、ブレンネル境界線すなわち南チロルの併合を強く主張したのであった。しかしながら「ウイルソンの十四点」のなかに列挙されていた諸原則の中心をなす重要な原則である民族自決のそれに矛盾してウイルソン大統領が平和会議の初期の段階で二十万人のチローラーをイタリアーの支配のもとにおくことを認めた影響は測り知れないものであった。⁽²⁰⁾ 第一大戦中の前述の主要な秘密協定のなかの五の山東省におけるドイツの利権の日本へのひきつぎに関する譲歩もその例である。⁽²¹⁾ とにかく、ウイルソン大統領の平和会議出席に反対したハウス大佐・ランシング・フーバー等の人々の危惧が不幸にして適中し、「ウイルソンの十四点」を含む二十三点のなかで平和条約に完全にとりいれられたのは僅かに四点にすぎないと言われている。⁽²²⁾ なお、後日になって、ウイルソン大統領は、ブレンネル境界線すなわち南チロルの併合を認めたことを「研究不足」によるものであったと告白し、卒直に後悔している。⁽²³⁾

イタリアーによる南チロルの併合に関して興味のあることは、少数ではあるがイタリアーの国内にすら反対のあった

ことである。たとえば、民族統一戦線を強化するために戦時中に無任所大臣に任命されたビッソラーチ Luigi Bis-solati) は、ウイルソンの綱領にもとづいて和平を実現すべきことを声明し、サルルン峡谷 (Salurner Klause) からポーツェン城壁 (Mauer Bozens) までのドイツ系とイタリア系とが混住している地域およびレートルロマン系が居住している盆地はイタリアに帰属せしめ且つポーツェンから北のドイツ系の居住している地方はチロルに残るよう
に国境線をひくことを主張した⁽²⁴⁾。また、一九一九年七月十六日に、イタリア社会党の党首ツレーチ (Filippo Turati) は、自決権をチロルにも認めるようにというレートルロマン系を含むドイツ系南チロルの全地方自治体からの請願書をイタリア国会が議長に提出して、「一市民として、社会主義者として、また国会議員として、私は、自由なる住民のこの自由なる意思表示がうけいれられてその願望が勝利をうることを望む」と言っている⁽²⁵⁾。

- (1) Hoover, op. cit., pp. 78 ~ 79.
- (2) Herbert Kraus und Gustav Rödiger, Urkunden zum Friedensvertrage von Versailles vom 28. Juni 1919, Verlag von Franz Vahlen, Berlin, 1921, Zweiter Teil S. 1192.
- (3) Ibid., S. 1.
- (4) De Block, a. a. O., S. 36.
- (5) Kraus und Rödiger, a. a. O., S. 2.
- (6) De Block, a. a. O., S. 37.
- (7) この外交交渉の経緯については、たゞ、Ibid., S. 37 ~ 40.
- (8) Hoover, op. cit., pp. 34 ~ 35.
- (9) Ibid., p. 40.
- (10) Kraus und Rödiger, a. a. O., S. 88 ~ 102.

- (11) Hoover, op. cit., pp. 42 ~ 43.
- (12) Ibid., pp. 44 ~ 57.
- (13) Harold Nicolson, *Peacemaking 1919*, Constable & Co., Ltd., London, 1945, New Edition re-set and with New Introduction, p.33.
- (14) Hoover, op. cit., p.69.
- (15) Ibid., pp. 61 ~ 68. ~~44-45~~ Nicolson, op. cit., p. 59.
- (16) Nicolson, op. cit., pp. 40 ~ 41.
- (17) Herre, a. a. O., S. 85 ~ 86.
- (18) Nicolson, op. cit., p. 139.
- (19) Ibid., p.135.
- (20) Ibid., pp. 136 ~ 139.
- (21) Hoover, op. cit., pp. 207 ~ 211.
- (22) Nicolson, op. cit., p. 35.
- (23) Ibid., p.139.
- (24) Paul Herre, *Italienische Widerstände gegen die Annexion Südtirols, Südtirol in Wort und Bild*, 3 Jahrgang Heft 4, November 1959, S.19.
- (25) Reut = Nicolussi, a. a. O., S. 36 ~ 37.

Regierung verpflichtet, alle möglichen Verfügungen zum Zwecke der Zurücknahme Südtirols zu treffen. Andererseits glaube ich, daß auch Italien verpflichtet ist, seinen Anspruch auf Südtirol ex aequo et bono zu begründen, weil Italien im Inland eine solche Minderheit hat, wie sie die Tiroler in zwei Ländern haben. Wenn Italien den Südtirolern verständlich machen könnte, daß der Anspruch auf Südtirol sogar ex aequo et bono gerechtfertigt ist, wäre dies für Italien nützlich.

Als ich durch Tirol gefahren bin, habe ich zuweilen das Schlagwort "Südtirol vor die UNO" gesehen. Der Internationale Gerichtshof ist zwar ein Hauptorgan der UNO, aber ich möchte sagen: "Südtirol vor den Internationalen Gerichtshof".

den Internationalen Gerichtshof aufgeben mußte. Daher ist es notwendig, daß Österreich den italienischen Vorschlag unter der Bedingung der Methode des Schiedsvertragschlusses und der Zeit der Mitteilung beim Gerichtshof des Schiedsvertrages nsw. annimmt.

Das Selbstbestimmungsrecht ist in den 14 Punkten von Präsident Wilson, der Atlantic-Charta, der Charta der UNO usw. nur abstrakt geäußert.²⁰⁾ Jetzt ist es eher der Grundsatz als das von dem allgemeinen Völkerrecht garantierte Recht.²¹⁾ Obwohl der Streitgegenstand bei der Auslegung des Pariser Abkommens beschränkt war, würde es für Österreich schwierig sein, beim Gerichtshof ein für Österreich günstiges Urteil zu bekommen, aber der Gerichtshof kann mit Zustimmung der Parteien den Streitfall ex aequo et bono entscheiden. Ich glaube, daß Österreich durch das ex aequo et bono entschiedene Urteil seinen Zweck erreichen kann. Zwar kann man das durch diplomatische Verhandlungen oder anderen politischen Vergleich gemachte Nachgeben als Fehler seiner Regierung rügen, aber man wird nicht sagen können, daß seine Regierung an dem Urteil des Internationalen Gerichtshofes schuldig ist.

Die durch den Internationalen Gerichtshof angewandte Methode kann längere Zeit dauern, doch, wie oben gesagt, sind die anderen politischen Ausgleiche weit schwieriger und daher auch zeitraubender. Wenn man sagt, daß die durch den Internationalen Gerichtshof gebrauchte Methode kostspieliger ist, ist es kaum der Rede wert.

In dem Schiedsvertrag oder der Klageschrift müßten die Parteien den strittigen Punkten, worüber der Internationale Gerichtshof zu entscheiden hat, zustimmen. Diese strittigen Punkte sind so wichtig, daß es davon abhängt, ob man den Prozeß gewinnt oder verliert. Mit einer Ausnahme will ich in diesem Artikel die strittigen Punkte nicht berühren. Die beiden Regierungen sollen bei der vom Internationalen Gerichtshof ex aequo et bono getroffenen Entscheidung verlangen, ob Italiens Anspruch auf Südtirol begründet werden kann oder nicht. Es scheint, daß einige Tiroler mit der Art und Weise der Behandlung des Südtirolproblems von Seiten der österreichischen Regierung nicht zufrieden sind. Österreichs Regierung hat gesagt, daß es nicht nur sein Recht, sondern auch seine Pflicht ist, Italien bezüglich der Autonomie dem Pariser Abkommen gemäß anzusprechen. Zugleich ist Österreichs

20) z.B. Ziffer 3 der Atlantic-Charta und Artikel 1, Abs. 2 der Charta der UNO.

21) Hubert Armbruster, Selbstbestimmungsrecht, Wörterbuch des Völkerrechts von Strupp-Schlochauer, 1962, III Band, S. 252 ff.

22) Artikel 38, Abs. 2, Statut des Internationalen Gerichtshofes.

Der internationale Untersuchungsausschuß ist ein Mittel, durch das man die Ursachen eines zwischenstaatlichen Streites untersucht, die Ursachen deutlich aufzeigt und dann die Lösung des Streites leichter macht. Man kann viele Beispiele anführen, bei denen zwischenstaatliche Streitigkeiten durch dieses Mittel gelöst wurden. Beim Südtirolproblem gab es wiederholt bilaterale Außenministerkonferenzen und Expertenkonferenzen,¹⁷⁾ bei denen die Ansprüche beider Seiten dargelegt wurden. In diesem Fall ist es nicht das richtige Mittel, zwischenstaatliche Streitigkeiten zu lösen. Außerdem hat der Erfolg der Untersuchung keine bindende Kraft. Danach ist es, wie gesagt, fast unmöglich, durch diplomatische Verhandlungen einen politischen Ausgleich zu erreichen. Auch auf versöhnlicher Basis wird der Umfang, in dem Italien nachgeben kann, Österreich, insbesondere Tirol, nicht genügen. Das Problem würde noch nicht gelöst sein und die Unruhe bleibt in Südtirol bestehen. Ferner ist das Südtirolproblem im Moment kein so wichtiges Problem, das den Weltfrieden gefährden könnte. Es scheint, daß kein Staat wünscht, an diesem Untersuchungsausschuß als Mitglied teilzunehmen. Sogar die Staaten, die vor dem zweiten Weltkrieg die Ungerechtigkeit, Südtirol an Italien abzutreten, erkannt haben, nehmen heute keine aktive Stellung dazu. Zwar macht der Ausschuß nur die Untersuchung der Umstände, aber es ist eine sehr unangenehme Aufgabe. Da dem so ist, glaube ich, wird es einer der Gründe sein, warum die UNO dem Ersuchen Österreichs, das Problem vor einen internationalen Untersuchungsausschuß zu bringen, nicht zugestimmt hat.¹⁸⁾

Ich habe gehört, Österreich hat Herrn Prof. Josef Kunz die Frage, das Südtirolproblem dem Internationalen Gerichtshof zu überbringen, vorgelegt. Ich habe die Antwort von Herrn Prof. Kunz noch nicht gesehen. Im folgenden will ich die Gründe, warum Österreich das Südtirolproblem nicht dem Internationalen Gerichtshof vorlegen will, darlegen.

Wenn der Streitfall beim Gerichtshof anhängig gemacht wird, müssen die Parteien "compromis", das heißt einen Schiedsvertrag, einschließlich der Streitpunkte, über die sie das Urteil des Gerichtshofes erwarten wollen, schließen.¹⁹⁾ Japan machte mit dem Perlenfischereistreit in der Arafura-See böse Erfahrungen, wobei Australien den Schluß des Schiedsvertrages aufgeschoben hat und Japan später die Vorlage vor

17) z.B. bilaterale Konferenzen in Milan, Klagenfurt und Zürich.

18) Südtirol-Resolution der XV. Generalversammlung der Vereinten Nationen, A/Res/1497 (XV).

19) Artikel 40, Abs. 1, Statut des Internationalen Gerichtshofes.

ein natürliches Vorgehen, daß es die Südtiroler italienisiert, weil, wie oben gesagt, Südtirol für die italienische Volkswirtschaft von großer Wichtigkeit ist. Die von Österreich geforderte Autonomie stimmt mit der Autonomie, die trotz des Pariser Abkommens Italien Südtirol geben will, nicht überein. Wahrscheinlich ist die italienische Verfassung das Hindernis, wodurch einige Punkte der Verfügungen der italienischen Regierung dem Pariser Abkommen nicht entsprechen.¹⁴⁾ Damals hat Italiens Regierung mit Österreich das Pariser Abkommen schließen können, weil Italien noch das besiegte Land war und es für Italien besser war als die Abtretung Südtirols. Aber jetzt, 15 Jahre später, will Italien nur ungern das Pariser Abkommen einhalten. Falls die italienische Regierung bezüglich der Südtiroler Autonomie nachgeben sollte, dann wird die italienische Regierung von Seiten des Volkes gerügt werden und kann eine notwendige Modifikation der Verfassung nicht durchführen. Andererseits ist auch das größtmögliche Entgegenkommen der Italiener für die Südtiroler nicht genügend.

Denn für jeden Menschen ist sein Vaterland, auch wenn es ihm im Ausland gut geht, am schönsten. Eine solche Minderheit, die nur in einem Staat lebt, wird innerhalb des Staates bleiben und nach Assimilation streben. Die Tiroler wohnen nicht nur in Italien, sondern auch in Österreich, und doch ist das Gebiet der Südtiroler fruchtbarer. Es liegt in der Natur des Menschen und daher auch der Südtiroler, nach Verbindung mit dem Nordtirolern zu streben, auch wenn Italien die Südtiroler gut regieren würde. Es ist eine Tücke des Schicksals, daß vor dem ersten Weltkrieg Österreich selbst in einer umgekehrten Stellung zu Serbien war.

(4) Internationaler Gerichtshof als Internationaler Untersuchungsausschuß

Österreich hat der UNO vorgeschlagen, durch einen internationalen Untersuchungsausschuß das Südtirolproblem zu lösen¹⁵⁾ und Italien vor den Internationalen Gerichtshof zu bringen.¹⁶⁾ Ich glaube der Internationale Gerichtshof ist besser als der internationale Untersuchungsausschuß.

14) Vgl. Record of the Negotiations with Italy concerning the South Tyrol as of July 1, 1960.

15) Österreichischer Außenminister Dr. Kreisky am 15. November 1961 vor dem Politischen Spezialausschuß der Vereinten Nationen nach A/SPC/SR 289, S. 4.

16) Italian Memorandum of 1960, a.a.O., S. 63 ff.

waren,¹¹⁾ sah sich Österreich vor die Wahl gestellt, entweder einen aussichtslosen Protest gegen die Entscheidung vorzubringen oder den Versuch zu unternehmen, durch direkte Verhandlungen mit Italien ein Höchstmaß von Autonomie zu erreichen. Man kann nicht sagen, daß die zweite Version zu wählen ein Mißerfolg ist, weil das Pariser Abkommen über Südtirol abgeschlossen wurde. Aber es scheint, daß Österreich eine günstige Gelegenheit vorübergehen hat lassen.

2. Die Teilung von Triest zwischen Jugoslawien und Italien. Aus der Veränderung der internationalen Beziehungen bekam Italien den halben Teil von Triest, den Italien eingebüßt hat.¹²⁾ Wenn Herr von Metternich leben würde, könnte er diese Gelegenheit benützen, um die Zurückgabe von Südtirol zu verwirklichen. Unglücklicherweise war damals Österreich mit dem größeren Problem, dem Staatsvertrag und der Neutralität beschäftigt.

Abgesehen von einer nur teilweisen Abänderung der Grenzlinie, kann die Veränderung der Zugehörigkeit eines Gebietes gewöhnlich in Friedenszeiten nicht geschehen. Eine nachträgliche Ausgleichung nach dem Krieg ermöglicht es. Vor einigen Jahren gab es einen Film "River of no return"; danach ist Südtirol "Land of no return".

Österreichs Regierung fordert von Italien keine Rückgabe von Südtirol, sondern eine Autonomie wie im Valle d'Aosta und noch dazu die durch das Pariser Abkommen über Südtirol bestimmte Autonomie.¹³⁾ Es gibt zwei Arten von Autonomie: eine zentrifugale und eine zentripedale Autonomie. Wenn eine Minderheit, die im wesentlichen unabhängig sein soll und noch nicht genügend Selbstverwaltungsfähigkeit besitzt, dann bleibt sie innerhalb eines Staates, und es ist eine zentrifugale Autonomie gegeben. Daher werden dergleichen Minderheiten eine umfassende Autonomie und eine besondere Stellung genießen. Andererseits hat die zentripedale Autonomie das Ziel, eine Minderheit zu assimilieren. Der Minderheit wird einstweilen die nicht so umfassende Autonomie gegeben, aber der Staat, dem die Minderheit zugehörig ist, obwohl der Staat der Minderheit zuerst eine besondere Stellung gibt, wird allmählich die Assimilationspolitik aufnehmen. Wenn Italien auf Grund des Pariser Abkommens über Südtirol eine gesetzgeberische oder verwaltende Verfügung treffen wird, gibt es grossen Abstand zwischen der Verfügung auf zentrifugaler Autonomie und der Verfügung auf zentripedaler Autonomie. Für Italien ist es

12) Das Londoner Abkommen vom Oktober 1954.

13) Vgl. U. N., G. A., XV Session, Doc. A/4530, October 5, 1960; Österreichisches Memorandum vom 10. Oktober 1961, S. 5.

diese Strafe erleiden muß. Die Südtiroler müßten zur Demokratie erzogen werden. Es wird ganz und gar unsinnig, aus Strafe wegen einer Tat während eines Krieges einen Teil eines Volkes unter die Verwaltung eines anderen Volkes zu stellen, welches ebenfalls durch seinen Faschismus strafpflichtig wäre. Es wäre verständlich, wenn Südtirol unter die Verwaltung der UNO käme bis zum Plebiszit. Die Südtiroler sind ein bemitleidenswertes Volk, das während des ersten Weltkrieges den Großmächten zum Opfer gefallen ist und während des zweiten Weltkrieges zur Abstattung einer Dankesschuld für die wohlwollende Haltung des faschistischen Italiens beim Einmarsch des nationalsozialistischen Deutschland in Österreich im März 1938 neuerliches Opfer wurde.¹⁰⁾

Zuletzt gibt es noch ein weiteres Argument zum derzeitigen Zustand. Man sagt, daß die europäische politische Integration gefährdet sei, weil das Problem Südtirol zu nationalistisch und engherzig wäre. Die europäische politische Integration ist noch nicht sicher und obwohl sie eines Tages verwirklicht werden wird, werden die Südtiroler müde darauf warten. Nicht nur bei zwischenstaatlichen Streitigkeiten, sondern auch bei der UNO kann man viele Beispiele finden, wo der Staat seine Souveränität behauptet. Zum Beispiel, einer der Gründe, warum Italien den österreichischen Vorschlag, das Problem einer internationalen Untersuchungskommission zu übergeben, abgelehnt hat, ist der, daß der Ausschuß die Souveränität Italiens hätte verletzen können. Dieses Argument ist etwa so, wie wenn einer jemanden ein X für ein U vormachte. Jedenfalls besitzt Italien durch den Friedensvertrag von Saint-Germain-en-Laye Südtirol, das es eigentlich nicht besitzen sollte.

(3) Die Schwierigkeiten der politischen Lösung des Südtirolproblems

Österreich hat zwei günstige Gelegenheiten zur Zurückgabe von Südtirol vorübergehen lassen.

1. Den Friedensvertrag der alliierten und assoziierten Mächte mit Italien vom 10. Februar 1947 in Paris. Damals haben die alliierten und assoziierten Mächte Triest von Italien abgetrennt und unter die direkte Verwaltung der UNO gestellt, aber Südtirol ist unter der Verwaltung Italiens geblieben. Nachdem alle Versuche Österreichs auf Anwendung des Selbstbestimmungsrechtes für Südtirol gescheitert

10) Das Mussolini-Hitler-Umsiedlungsabkommen vom 23. Juni 1939.

11) Istituto Per Gli Studi Di Politica Internazionale, a.a.O., S. 21 ff.

genden Mehrheit. Dafür ist entscheidend die italienische Zuwanderung, besonders infolge der Industrialisierung. Italien konnte die italienische Bevölkerung in diesem Gebiet durch Errichtung von Fabriken vermehren, aber auf dem Lande konnten die italienischen Bauern ohne Eingriff in das Grundeigentum der deutschen Bauern nicht zuwandern. Somit kann Italien ethnographisch seine Besitzrechte auf Südtirol im engeren Sinne nicht rechtfertigen.

Es macht aber historisch-ethnographische Gründe geltend,⁹⁾ wonach die Besiedlung Tirols durch die Bayern im ersten Jahrtausend nach Christus auf der Südseite des Brenners ein Übergriff gewesen sei, der gesühnt werden müsse und die Südtiroler germanisierte Romanen seien, die nun italienisiert werden müßten. Es wäre, als ob man das Rad der historischen Zeit zurückdrehen, ja bis in die Urzeit zurückdrehen würde. Wenn dies richtig wäre, müßten die Amerikaner indianisiert werden und in Europa die große Völkerwanderung nochmals stattfinden. Selbstverständlich kann man mit solchen Gründen seinen Anspruch nicht rechtfertigen.

Es gibt auch strategische Gründe. Vor dem zweiten Weltkrieg war dies nur ein Vorwand, weil Italien mit Deutschland und dem angeschlossenen Österreich als eine der Achsenmächte zusammen kämpfte. Jetzt sind Österreich und die Schweiz dauernd neutralisierte Staaten, also kann Italien auf strategische Notwendigkeiten nicht mehr hinweisen. Daher ist es selbstverständlich, daß man die strategische Notwendigkeit des Besitzes eines Gebietes, auf das man keinen Anspruch hat, nicht rechtfertigen kann.

Italien mag behaupten, daß dieses Gebiet für die italienische Volkswirtschaft große Wichtigkeit hat. Obwohl es richtig ist, wie auch aus dem Pariser Abkommen über Südtirol vom 5. September 1946 klar hervorgeht, daß es zwischen Nord- und Südtirol innige und unteilbare Wirtschafts- und Verkehrsbeziehungen gibt und man Italien verstehen kann, daß es Anspruch auf die Provinz Bozen erhebt, weil es dort jetzt eine Großindustrie gibt, die für die Volkswirtschaft von großer Wichtigkeit ist, so muß doch darauf verwiesen werden, daß Italien erst diese Großindustrie dorthin verlegt hat. Daher kann man diesen Anspruch nicht anerkennen.

Es gibt ein unsinniges Argument, daß nämlich Südtirol während des zweiten Weltkrieges die Brutstätte des Faschismus war und daher

9) Istituto Per Gli Studi Di Politica Internazionale, Alto Adige, 1959, S. 7 ff. ; Italian Memorandum on Item 68 of the Agenda of the General Assembly of the U. N. of 12 October 1960, S. 9 ff.

Vor allem ist der geographische Grund scheinbar am rechtskräftigsten, weil dort die Wasserscheide verläuft. Wirklich kann man einige an der Wasserscheide gezogene Staatsgrenzen finden. Solche Staatsgrenzen werden gezogen, weil der Personen- und Güter-Durchgangsverkehr auf beiden Seiten des Gebirges oder der Gebirgskette nicht so intensiv ist, und es bequem und praktisch ist, die Wasserscheide als Staatsgrenze zu benutzen. Der einzige Grund eines Staates, an der Wasserscheide die Grenze zu ziehen, ist der, daß die Wasserscheide als Staatsgrenze klar und praktisch ist. Es gibt keine völkerrechtlich festgestellte allgemeine Norm, nach der die Staatsgrenze an der Wasserscheide verlaufen und durch sie bestimmt werden soll.⁵⁾ Wie Italien aus dem Pariser Abkommen vom 5. September 1946 erkennen mußte,⁶⁾ ist das Wirtschafts- und Verkehrsverhältnis zwischen beiden Seiten des Brennerpasses unabtrennbar. Eine solche geographische Grenze wie der Brennerpaß ist in Wirklichkeit keine Grenze, sie bricht nur die Verbindung der Nation oder des Volkes ab. Als angemessene Staatsgrenze kann man nicht immer eine solche Wasserscheide rechtfertigen, wenn es noch andere geographische Grenzen gibt. Bei Südtirol gibt es noch andere geographische Grenzen, und zwar die zwei Bergketten, die vom Stelviopaß und dem Dobbiacopaß sich gegen die Klause von Salurn hinziehen und mit dem deutschsprachigen Gebiet fast übereinstimmen.⁷⁾ Es ist kaum nötig zu sagen, wo die Staatsgrenze gezogen werden sollte.

Ein Italiener sagte mir, daß der italienische Bevölkerungsanteil in Bozen, Brixen und Meran nach der Volkszählung vom Jahre 1953 72% war. Nach der Volkszählung vom Jahre 1939 betrug er 51 %, nach der Volkszählung von 1910 5%. Im Jahre 1953 zählte die italienische Bevölkerung 115.000, das waren 34 Prozent der Gesamtbevölkerung der Provinz Bozen, Südtirol im engeren Sinne. Ohne die drei Städte machte die italienische Bevölkerung in Südtirol nur 31.000 oder 14 Prozent aus.⁸⁾ Im Städtegebiet ist die italienische Bevölkerung also in der überwie-

5) Alfred Verdross, Völkerrecht, 1959, S. 208: "Die Landesgrenzen können längs einer natürlichen Grenze, z. B. einer Bergkette oder eines Flußes verlaufen, niemals aber bestimmt die natürliche Grenze als solche die Staatsgrenze."

6) Artikel 3, Abs. C, Pariser Abkommen (sog. Gruber-De Gasperi-Abkommen).

7) Gaetano Salvemini, The Frontiers of Italy, Foreign Affairs, 1944, Vol. XXIII. S. 64; Karl Heinz Ritschel, Südtirol—Ein Europäisches Unrecht—, 1959, S. 19 ff.

8) Heinrich Siegler, Das Problem Südtirol—Eine Chronik des Geschehens 1915-1959—, 1960, S. 48.

(1) Die ursprüngliche Verantwortung eines europäischen Unrechtes.

Wie es allgemein bekannt ist, wurde Südtirol bis zum Brenner durch den St. Germain-Friede von 1919 Italien zugesprochen¹⁾. Eigentlich sollte Südtirol im engeren Sinn von Italien nicht besetzt werden. Die Staatsgrenze sollte zwischen der Provinz Trient und der Provinz Bozen verlaufen. Das Gebiet, dessen Anspruch Italien nicht vernünftig begründen kann, hat Italien durch völkerrechtlich gültige Formalität erhalten.

Nach dem ersten Weltkrieg gab es folgende Stimmen des Auslands, insbesondere der Vereinigten Staaten und Englands. Ein völliges Geheimnis ist die höchst schädliche Konzession von Präsident Wilson, Italien die Brennergrenze zuzusprechen, ohne die Alliierten zu befragen, was auch in direktem Gegensatz zu Punkt 9 seiner eigenen 14 Punkte steht.²⁾ Er sagte, daß er diese Handlung tief bedauere und seine eigene Zustimmung zu der Brennergrenze auf unzulänglichem Studium basierte.³⁾ Man kann nicht über alles unterrichtet sein. Bei der Friedenskonferenz hat Präsident Wilson zwar eine wichtige Rolle gespielt, aber bei den Alliierten gab es doch noch andere Großmächte. Und zwar ist Italien auf Grund des in London am 26. April 1915 abgeschlossenen Geheimvertrages,⁴⁾ durch den England, Frankreich und Rußland die Abtretung Südtirols zugesichert hatten, an der Seite der Alliierten dem Kriege beigetreten. Dies veranlasste Präsident Wilson, der Grenze zuzustimmen. Ich glaube, daß diese drei Mächte für die Abtretung Südtirols an Italien mehr verantwortlich sind als Präsident Wilson.

(2) Keine vernünftigen Gründe Italiens für einen Anspruch auf Südtirol.

Es gibt verschiedene Gründe, mit denen Italien seinen Anspruch auf Südtirol im engeren Sinne geltend zu machen sucht. (Südtirol im engeren Sinne bedeutet Südtirol der deutschsprachigen Bevölkerung).

1) Artikel 27 und Artikel 36, Friedensvertrag von Saint-Germain-en-Laye vom 10. September 1919.

2) Vgl. Harold Nicolson, *Peace Making 1919, 1933*, S. 169 ; R. W. Seton-Watson, *Britain and the Dictators*, 1928, S. 62 ; *Encyclopedia Britannica*, 1944, Vol. XXII. S. 243.

3) Vgl. Ray Stannard Baker, *Woodrow Wilson and World Settlement*, 1922, Vol. II. S. 146 ; Charles Seymour, *The Intimate Papers of Colonel House*, 1928, Vol. IV. S. 435.

4) Artikel 4, Memorandum Italiens mit der Triple-Entente vom 26. April 1915.

Warum Stimmt Österreich der Vorlage des Problems Südtirol beim Internationalen Gerichtshof nicht zu?

Ich studierte an der Universität Wien, um mich mit dem Südtirolproblem näher vertraut zu machen. In Japan weiß fast niemand etwas von dem Problem. Ich konnte daher kein Forschungsmaterial darüber bekommen. Während meines Aufenthaltes in Wien ist es mir durch die Unterstützung zahlreicher Persönlichkeiten möglich geworden, Zugang zu umfangreichem Forschungsmaterial und Urkunden zu erlangen. Deshalb will ich ein Buch "Selbstbestimmungsrecht der Nationen", einschließlich der Behandlung des Südtirolproblems, publizieren. Es würde mich sehr glücklich machen, wenn viele Menschen das Buch, in dem ich das Südtirolproblem ausführlich und wissenschaftlich darlege, lesen würden.

Im allgemeinen ist es bei uns schwierig und unangenehm, eine Meinung über den Streit zweier Staaten zu äußern. Wenn eine der beiden Parteien recht hätte, würde es zu einem Ausgleich gekommen sein, obwohl das Völkerrecht noch unvollendet ist. Weil sich aber beide Parteien auf begründete Argumente stützen können, wird der Streit sehr lange dauern.

In Wien habe ich viel Forschungsmaterial, welches in Japan schwer erreichbar ist, erhalten, und ich bin sehr dankbar für das Wohlwollen, welches mir entgegengebracht wurde und meinen Aufenthalt sehr nützlich gemacht hat. Eben darum bin ich Österreich dankbar. Andererseits empfinde ich auch Italien gegenüber keine Abneigung. Daher ist es selbstverständlich, daß ich diesen Artikel ohne Voreingenommenheit und böse Absicht schreiben will.

* Außerordentlicher Professor des Völkerrechts.

嘉納教授の追憶

田岡良一

太平洋戦争中久しく閉ざされていた京大の法学部大学院は、終戦後間もなく再開された。昭和二十一年の十月、大学院に入って私の指導の下に国際法を学ばれた最初の学生は嘉納^{とよる}孔君であった。これが同君と私との、爾后三十余年に亘る永いお付き合いの端緒となったが、大学院再開の直後は学生の数も少く、従って同君と私との交際も、ただ学問上のそれだけでなく、私的にも親密な、言わば親類同然の付合になった。

しかしこの頃の大学院は、後に「旧制」大学院と呼ばれるようになった其れであって、入学に厳重な試験を課した訳でもなく、希望者は出身校のいかんを問わず入れたので、私の指導するクラスの人数も次第に増え、京大の法学部卒業者だけでなく、他の国立大学、私立大学を出た人々も集まってこられ、賑やかなクラスになった。その中で嘉納君は自然と皆の頭、古い言葉でいえば塾頭^{じゅくとう}の形で皆を率いる地位に立たれるようになった。これは嘉納君がクラスの最古参であり、学識が深かったせいでもあるが、ただそれだけではなく、親切者で侠気に富み、人のために骨身を惜しまず世話をする同君^{ちまへ}持前の性格に由る所も大きかったと思う。

私が主宰して開く週一回の研究会の外に、嘉納君は、私が頼んだ訳でもないのに自発的に、国際法の古典的教科書——といっても主として十九世紀後半以降の英国の著書であったと記憶するが——の講読会を開いて、外国書の読み方、理解の仕方を指導された。この会に参加された人々の中には、後に国立・私立の大学で国際法を講ぜられるようになった教授も若干あるが、いずれも嘉納君の厚意を感謝し、深い敬慕の念を抱いておられるようである。

ことにこのクラスで、嘉納君の人格が喜ばしい影響をもたらしたものとして私の記憶に残っているのは、このク

ラスには、京大その他の大学を出た韓国人、中国人が幾人も入ってこられたが、これらの異民族学生諸君の取扱についてである。嘉納君は生来、民族によって人事を差別する觀念を全く持たせていない人であった。表面上の態度として人事の平等を説き、民族による差別の誤りを唱えることは誰にでもできるが、われわれのは付焼刃であつて、時々破綻を現わす。嘉納君の無差別平等精神は心底からのものであつた。その影響をうけて、本来精神偏狭な私を始めとして、クラスの全員が、民族の垣根を超えて、というより民族の違いなどいうものを全く感じないで、和氣藹々たる雰囲気の下に勉強することができた。これは偏に嘉納君の優れた人格のお蔭であつて、もし同君がおられなかつたら、この幸福は獲られなかつたであらう。

私の嘉納君との付合はこのように古く、大学の内でも外でも、処世上嘉納君に依存する所が多かつただけに、昨年一月同君の夭折の報に接したときの私の驚愕と落胆とは譬えようもないほど大きいものであつた。「片腕をもぎ取られた思い」というような月並な形容では言いつくされぬ深刻なものであつた。

しかしそれにも増して大きい悲しみは、その学業の半ばにして、なすべき仕事を多く残して他界されたことである。これは私個人にとつての損失だけでなく、わが国の国際法学にとつての損失であり、また真に學問を愛し、學問の良心に富まれた嘉納君自身にとつても、いかばかりか心残りのことであつたであらうと思ふ。

同君が生前発表された著作は、その初期のものは、通商条約の最惠国條款の研究から始めて、犯罪人引渡、國際司法裁判所の研究、南チロール領有権を繞る伊墮間の紛争の問題など多岐に亘つており、いずれも実証に徹した着実な研究であるが、私らが感じてゐる嘉納君の秘めた実力から言えば、將來の大成への途次の習作ともいふべきものであつた。そのうち十数年前神戸商船大学の國際法の講義を兼任するようになつてからは、船舶關係の國際法に興味をもたれるようになり、これに関連するいくつかの有益な論文および翻譯書を公けにされた。その中でも、

昭和四十年に国際法外交雑誌と神戸法学雑誌とで発表された「船舶の国籍」を主題とする二つの論文は、同君が重きを置かれたものようであつて、さらにこれを敷衍し発展させて一冊の著書とする希望を抱かれ、この線に沿うて其の後も論文を書き、また国際シンポジウム（日本海洋協会主催）に報告書を提出された。この最後のシンポジウムは、嘉納君逝去の二月前、昭和五十四年十一月に東京で開かれたものであるが、同君は病を推して上京しこれに参加された。そのとき同君の食道癌——同君には知らされておらず、私らも知らなかったが——はすでに相当に進行しており、日常の食事は咽を通らぬ状態であつた。元の嘉納君を知る友人達は、痩せ細り衰弱した同君の姿を見て驚いたものである。それと同時に、学問に対する其の執念の凄まじさに驚き、また感嘆した。しかし本当に私らが身にしてみてもこれを感じたのは、二カ月の后、昭和五十五年一月十八日、同君の訃とともに、同君を苛んだ病の性質を知らされたときであつた。

癌という病の患者は、普通最期まで頭はクリアであるという。恐らく嘉納君は、息を引取るまで、目指す新著の構図を頭の中に描き、一日も早く病氣から脱出して、執筆にかかりたいという念に燃えておられたであろう。この度神戸大学の経済経営研究所の手によって、嘉納教授の遺稿集が刊行され、その第一部に、船舶の国籍に関する教授の（未完成）論考を、甲南大学の畝村繁教授（上に述べた京大旧制大学院での嘉納君の後輩に当る）の筆になる解説を付加して、世に公けにされることになったのは、故人の霊を慰めるため、これに勝るものなき良い供養であると思う。

昭和五十六年一月

（京都大学名誉教授）

国際法上の船籍論

昭和56年3月7日 印刷
昭和56年3月14日 発行

(非売品)

著者 かのうとおる
嘉納 孔

発行所 神戸市灘区六甲台町
神戸大学経済経営研究所

印刷所 神戸市中央区中山手通7-5-7
有限会社 興文社
